

平成25年第1回

# 香美市議会定例会会議録

平成25年 2月27日 開 会  
平成25年 3月15日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 5 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 5 年 2 月 2 7 日 水曜日

平成25年第1回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年2月27日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 2月27日水曜日（会期第1日） 午前 9時07分宣告

出席の議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 有元和哉  | 12番 | 山崎龍太郎 |
| 2番  | 矢野公昭  | 13番 | 大岸眞弓  |
| 3番  | 山崎眞幹  | 14番 | 片岡守春  |
| 4番  | 利根健二  | 15番 | 竹平豊久  |
| 5番  | 濱田百合子 | 16番 | 島岡信彦  |
| 6番  | 山崎晃子  | 17番 | 石川彰宏  |
| 7番  | 爲近初男  | 18番 | 竹内俊夫  |
| 8番  | 千頭洋一  | 19番 | 前田泰祐  |
| 9番  | 織田秀幸  | 20番 | 山本芳男  |
| 10番 | 小松紀夫  | 21番 | 比与森光俊 |
| 11番 | 依光美代子 | 22番 | 西村芳成  |

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|              |      |        |       |
|--------------|------|--------|-------|
| 市長           | 門脇慎夫 | 福祉事務所長 | 岡本明弘  |
| 副市長          | 明石猛  | 産業振興課長 | 佐々木寿幸 |
| 総務課長         | 山崎綾子 | 林業事務所長 | 久保和昭  |
| 政策企画財政課長     | 濱田賢二 | 建設課長   | 宮地和彦  |
| 会計管理者兼会計課長   | 野島恵一 | 上下水道課長 | 岡本博章  |
| 管財課長         | 岡本博臣 | 《香北支所》 |       |
| まちづくり推進課長    | 今田博明 | 支所長    | 二宮明男  |
| 市民保険課長       | 山崎泰広 | 地域振興課長 | 舟谷益夫  |
| 健康介護支援課長     | 丸内一秀 | 《物部支所》 |       |
| 税務課長         | 阿部政敏 | 支所長    | 小松清貴  |
| 収納課長         | 前田哲雄 | 地域振興課長 | 和田隆   |
| ふれあい交流センター所長 | 高橋千恵 |        |       |

【教育委員会部局】

|             |      |            |      |
|-------------|------|------------|------|
| 教育長         | 時久恵子 | 生涯学習振興課長   | 田島基宏 |
| 教育次長兼教育振興課長 | 後藤博明 | 学校給食センター所長 | 竹内敬  |

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 中 村 友 紀

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 1 号 平成 2 5 年度香美市一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 2 5 年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 2 5 年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 2 5 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 2 5 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 2 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 7 号 平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 8 号 平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 9 号 平成 2 5 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度香美市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 2 0 号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 議案第 25号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 議案第 33号 こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約について
- 議案第 34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 35号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 36号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 40号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 議案第 41号 平成23年度繰越明許 香美市立山田小学校・楠目小学校非構造部材改修工事の請負契約の締結について

#### 議員提出議案の題目

- 発議第 1号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 2号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 推薦第 1号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 推薦第 2号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 推薦第 3号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 推薦第 4号 香美市農業委員会委員の推薦について

#### 議事日程

平成25年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成25年2月27日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長報告

3. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 1号 住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について

(2) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

財団法人 奥物部開発公社

・平成24年度一般会計決算報告及び森林総合利用施設等事業特別会計  
決算報告

(3) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 1号 平成25年度香美市一般会計予算

日程第5 議案第 2号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第 3号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第 4号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計  
予算

日程第8 議案第 5号 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

日程第9 議案第 6号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予  
算

日程第10 議案第 7号 平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予  
算

日程第11 議案第 8号 平成25年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業  
勘定)予算

日程第12 議案第 9号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第13 議案第 10号 平成25年度香美市水道事業会計予算

日程第14 議案第 11号 平成25年度香美市工業用水道事業会計予算

日程第15 議案第 12号 平成24年度香美市一般会計補正予算(第7号)

日程第16 議案第 13号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3  
号)

日程第17 議案第 14号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第  
2号)

|       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第18 | 議案第 | 15号 | 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  |
| 日程第19 | 議案第 | 16号 | 平成24年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)   |
| 日程第20 | 議案第 | 17号 | 平成24年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)   |
| 日程第21 | 議案第 | 18号 | 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  |
| 日程第22 | 議案第 | 19号 | 平成24年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)   |
| 日程第23 | 議案第 | 20号 | 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について  |
| 日程第24 | 議案第 | 21号 | 香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定について  |
| 日程第25 | 議案第 | 22号 | 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第26 | 議案第 | 23号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第27 | 議案第 | 24号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第28 | 議案第 | 25号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第29 | 議案第 | 26号 | 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第30 | 議案第 | 27号 | 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第31 | 議案第 | 28号 | 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第32 | 議案第 | 29号 | 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第33 | 議案第 | 30号 | 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第34 | 議案第 | 31号 | 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第35 | 議案第 | 32号 | 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について   |
| 日程第36 | 議案第 | 33号 | こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約につい   |

て

- |       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第37 | 議案第 | 34号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について                                   |
| 日程第38 | 議案第 | 35号 | 市有財産の無償貸付けについて   |
| 日程第39 | 議案第 | 36号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について                                 |
| 日程第40 | 議案第 | 37号 | 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について                                     |
| 日程第41 | 議案第 | 38号 | 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について                                   |
| 日程第42 | 議案第 | 39号 | 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について                                     |
| 日程第43 | 議案第 | 40号 | 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第44 | 同意第 | 1号  | 教育委員会委員の任命について   |
| 日程第45 | 議案第 | 41号 | 平成23年度繰越明許 香美市立山田小学校・楠目小学校非構造部材改修工事の請負契約の締結について            |
| 日程第46 | 発議第 | 1号  | 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について                                |
| 日程第47 | 発議第 | 2号  | 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について                                 |
| 日程第48 | 推薦第 | 1号  | 香美市農業委員会委員の推薦について  |
| 日程第49 | 推薦第 | 2号  | 香美市農業委員会委員の推薦について  |
| 日程第50 | 推薦第 | 3号  | 香美市農業委員会委員の推薦について  |
| 日程第51 | 推薦第 | 4号  | 香美市農業委員会委員の推薦について  |

#### 会議録署名議員

10番、小松紀夫君、11番、依光美代子君（会期第1日目に会期を通じ指名）



## 議事の経過

(午前 9時07分 開会)

○議長（西村芳成君） 改めておはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成25年第1回香美市議会定例会を開会します。

まず、平成25年第1回香美市議会定例会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

梅の花も咲き始めまして、早春とはいえ、まだまだ寒さが残る今日であります。議員各位、執行部には年度末を控え公務でご多忙な中を今議会定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

この3月11日で東日本大震災から2年になりますが、いまだに行方不明者も多くいますし、復旧、復興もこれからであります。新政権においては被害地域が一日も早く復旧、復興されるように加速をしてもらいたいものであります。

香美市も合併をいたしましてこの3月1日で7年になりますが、人口減に歯どめがかからない状況が続いており、今議会には定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議案を議員提出をしています。議会といたしましても定住人口増に向けて積極的に調査、研究をし取り組んでまいりたいと考えています。この特別委員会は、単に土佐山田町の都市計画の見直しに重点を置くだけではなく、香美市全体の空き家等の活用により農業や林業等にかかわって香美市に住んでみたい方や若者の転出を防ぐためにも、住宅環境整備や職場の確保が重要であります。行政、議会が同じ思いであらゆる角度から調査、研究をする必要があると考えています。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案等につきましては、平成25年度香美市一般会計予算を含む41件であります。また、追加案件が何件かあると伺っております。議員提出につきましては、発議2件、決議案1件、意見書案3件、推薦4件が予定をされております。市長の提出については、後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて10番、小松紀夫君、11番、依光美代子君の両君を指名します。両君にはよろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、2月22日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委

員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松でございます。

本日招集されました平成25年第1回香美市議会定例会の運営につきまして、去る2月22日に議会運営委員会を開催をいたしましたので協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定をし、本日から3月15日までの17日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

開会当日今議会に執行部から上程される議案等はお手元にお配りをしている提出議案のとおりです。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、同意第1号は、人事案件であるため、また議案第41号は、当初の契約期限の2月28日までに請負金額の変更及び工期の延長を行う必要があるため、本日委員会付託を省略し本会議で採決まで行うことに決定しました。

会期2日目の2月28日から会期6日目の3月4日までは、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期7日目の5日から会期9日目の7日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の8日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き議案第1号及び第12号について連合審査会を行います。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目の9日、会期12日目の10日は、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期13日目の11日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期14日目の12日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目の13日、会期16日目の14日は、議案審査整理のため休会といたしました。

会期17日目の最終日15日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がございますので、委員会付託を省略をして本会議で採決まで行います。なお、この日は市内中学校の卒業式の関係で、本会議の開会を14時からといたします。また、追加案件として議員提案の決議案、意見書案のほかに執行部から3件予定をされております。2件は国の大型補正予算に伴う一般会計補正予算と公共下水道特別会計補正予算でございます。もう1件は繁藤診療所の指定管理者の指定についてでございます。また、状況によりあと1件追加議案の提出が予定をされているところでございます。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の28日木曜日、午前10時までと決定をいた

しました。一般質問の通告内容でございますが、質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願、陳情につきましては提出案件がなく、発議第1号及び第2号については議会運営委員会で審議してきた案件でございます、この条例等の施行日が平成25年3月1日となるため本日委員会付託を省略し、本会議で議題とし採決まで行うことに決定をいたしました。決議案第1号につきましても、議会運営委員会で審議してきた案件でございます、提出者を本委員会の委員長とし、賛成者は本委員会のあとの委員全員ということで本会議最終日に提案ということに決定をいたしました。また、この決議案の議決後、特別委員会委員を選任し、特別委員会を開催をして正副委員長の選出を行う予定でございます。意見書案第1号から第3号までの意見書案につきましては、3件とも書式等が整っておりますので、会派代表者会議におきまして各会派が意見書に対する調整を行い、提出者が署名を整えて最終日に追加案件として提案することになりました。

また、推薦第1号から第4号までの議案は、農業委員会委員が2月28日で任期満了となるため本日委員会付託を省略をし、本会議で議題として採決まで行うことに決定をいたしました。

次に、その他の協議事項についてご報告をいたします。

1点目は、3月7日本会議終了後に議員協議会を開催することといたしました。議題は奥物部開発公社の平成24年度決算報告についてと香美市観光協会のその後の経過報告についてでございます。

2点目は、議案審査の順番について関連をした議案等を審査する際に、審査の順番を入れかえる必要があれば議会運営委員会で順番を変更をしていくということが確認をされました。また、常任委員会での審査は、これまで議案番号順に行っていましたが、審査順を変更して担当課ごとに議案を審査することといたしました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りをしました協議結果報告書のとおりでございますので議員各位の格段のご協力をお願いを申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から3月15日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月15日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

平成24年第7回議会定例会において決定いたしました子宮頸がんワクチン等の公費負担の継続を求める意見書及び伊方原発を再稼働しないよう求める意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分事項について報告第1号のとおり報告がありました。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人奥物部開発公社の解散に伴う平成24年度一般会計及び森林総合利用施設等事業特別会計への精算、事業事務決算報告書の提出がありました。

また、公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画及び財政健全化計画の執行状況の報告について提出がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

次に、今年1月と2月に各常任委員会が実施しました行政視察の委員会調査報告書の提出がありましたので、お手元に配付をしておきました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

これから行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。

12月議会以降、1月15日に現地視察、2月7日に委員会を開催いたしました。1月15日の現地視察は継続審査中の市有財産の管理・活用状況等について、市街化区域内の土地、建物等10件について現地にて状況等の説明を受けました。2月7日の協議事項は、1点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況について、2点目、市税等の滞納整理の状況についてであります。審査の経過及び結果について報告いたします。

1点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況については、連帯保証人の件について審査を行いました。

最初にこの間の経過として、以前の入居時の請書の改善が特別委員会の指摘にて行われ、平成17年8月より新様式となり連帯保証人として2名が入居時に必要となったことで、黒土住宅建てかえ時、旧黒土住宅から黒土住宅C棟、A棟への転居に当たっては、市営住宅の使用料の滞納のないこととあわせて連帯保証人を2名確保する点をその後の課題としておりました。その点を踏まえこの間改善を図ってまいりましたが、現在転居世帯のうち11世帯が2名確保済み、ほか11世帯は諸般の事情から1名のみで2名目が確保困難な状況であります。状況改善を求めて7回訪問するも改善に至っていない今日、審査の継続も含め委員の意見を伺いました。

質疑では、1名のみ確保世帯の滞納については、2世帯の方におくれがあるが催告を行うことによりおくれながらも支払われている方と、事故入院で連絡がありおくれられている方があるとのこと。滞納については、一定の流れに沿って対応できている。現在入居に当たっては2名連帯保証人確保はできている。百石住宅、前山住宅からの転居者も同様である。入居者の世代が変わった際の対応は、新請書により契約を結ぶので2名は確保しなければならない。質疑終了後、この間の経過と現在の状況から、委員会における連帯保証人の審査は終了すべく決しました。

2点目、市税等の滞納整理の状況については、南国・香南・香美祖税債権管理機構に移管の市税等の徴収業務を中心に審査を行いました。

説明では、機構全体として引き受け総人数389人、債権総額5億3,645万913円、12月末現在352人から1億3,393万3,416円を徴収。本市移管分は7月38件、8月62件の合計100件、債権額1億3,215万689円、12月末現在、90人から3,475万3,592円の納付あり。納付額のうち自主的な納付が79%、滞納処分による徴収は21%、差し押さえは多岐にわたるが67件ございました。1月末時点における徴収実績の対比では、前年6,816万2,000円に対し、本年度は9,889万5,000円で3,073万3,000円の伸び、機構の成果が実績を押し上げている。12月末徴収実績での費用対効果を見ると、負担金1,500万円の2.3倍の実績である。ほか完納は自主納付で5件、差し押さえにて2件。未申告等による税額更正について、滞納処分の執行停止判定について、移管予告による納付等について説明がございました。また、平成18年度以降の滞納整理の概要、平成24年度徴収実績の説明を受けました。

質疑では、滞納処分の執行停止の判定については、調査、搜索により換価できる財産もない案件が10件、現時点では執行停止予定であるが、停止決定は本市において行う。インターネット公売については、平成21年度は額としては大きい店舗の商品を公売したことによる。移管予告による納付2,169万3,000円は、平成24年度徴収実績に反映している。完納に至っていない案件は再度の移管があります。平成25年度の移管負担金は1件当たり16万円の見通し。機構に頼らなくても可能との意見に対しては、収納課の主業務の債権管理には債権保全、取り立て、内容の変更及び消滅という4原則があり、高額滞納の取り立てのみに集中できない面がある。徴収の専従職員にて成果も出ているし協力もしている。また、分納のあり方、調査対象等について学び事務改善も行っているとのことであります。本件については、必要に応じ今後も審査を行う点を確認いたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第1号、平成25年度香美市一般会計予算から日程第45、議案第41号、平成23年度繰越明許 香美市立山田小学校・楠目小学校非構造部材改修工事の請負契約の締結についてまで、以上42件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第1号から議案第41号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日平成25年第1回香美市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。また、日ごろは市政運営に対しましてご指導、ご鞭撻をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、殊に厳しかったように感じますこの冬の寒さであります。自然の営みはいつの間にか梅の花を楽しませてくれ、このころでは光の明るさに春の訪れが三寒四温の向こうに期待される時期となりました。このような中、本日平成25年第1回定例議会が開催され、平成25年度の当初予算を初め多くの議案をご審議いただきますことを心からよろしくお願いを申し上げます。

昨年の政権交代以来国の政治動向が大きく変化をしており、そのことにより本市行政におきましても平成25年度予算への影響はもとより、国の補正予算対応としまして後刻追加議案としてご審議をお願いすることになろうかと考えておるところでございます。

また、本年度の財源確保のために、去る2月7日には総務省へ特別交付税の要望に参ったところでございますが、この際には中谷衆議院議員にご同行をいただき総務副大臣、事務次官を初め多くの要職の方々に直接お会いすることがかない、本市の実情などをお聞きをいただくことができました。現下の厳しい中での要望がどこまで功を奏するかということはあるにしましても、こうした国の要人に直接実情を訴えることができたことは、深く中谷議員に敬意を表さなければならないことだと考えておるところであります。

平成25年度は相当思い切った予算案を編成をいたしたところではありますが、今国あるいは県の力を最大限にいただきながら、合併市としての香美市の基盤づくりに努めなければならないと考えておるものであります。この点ご理解をいただきたく重ねてのご審議をよろしくお願いを申し上げ、諸般の報告また施政方針と今議会に提案をいたしております議案等についての概要説明をさせていただきます。

お手元に冊子をお配りをさせていただいておりますのでご参照をいただきたいと思います。

まず、各課関連の行政報告から申し上げます。

総務課におきましては、衆議院議員総選挙が平成24年12月16日に執行をされ、市内79投票所で投票、中央公民館で開票が行われました。選挙当日の有権者数は2万3,511人、投票率は59.18%でございました。

政策企画財政課から定住促進対策検討委員会につきまして、平成24年11月に香美

市定住促進対策検討委員会を設置し、委員は各課から推薦を受けた班長や係長等28名で構成をいたしております。検討委員会では住宅対策、子育て医療等、教育対策、産業振興対策等の4班に分かれ、現在取り組んでいる施策の整理、検証及び新規対策について定住促進につながる施策の検討を行っております。

住宅リフォーム助成事業につきましては、2月15日現在における当該事業の経過は下のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

管財課から入札状況でございますが、平成24年11月16日から2月7日までに成立した入札の総件数は50件、予定価格の総額は3億6,413万214円税抜きでございますが、落札金額の総額は3億1,548万1,360円となっております。

公有財産の売り払い及び購入についてでございますが、現在の市役所本庁舎が完成する以前、教育委員会事務所として使用しておりました南庁舎について、ケアホーム建設用地として社会福祉法人愛成会から購入申請があり、建物撤去を条件に加え平成24年11月21日に2,626万1,000円で売却、同年12月14日に所有権移転登記を行いました。

また、公有車の駐車場として賃借していましたが旧農政事務所地域第二課庁舎の建物と用地を2月1日に高知財務事務所から1,639万2,000円で購入し、当面は公用車駐車場及び書庫や物品の一時保管場所として使用する予定でございます。

産業振興課から農政につきまして、村づくり交付金事業につきまして本年度に計画をしていた3地区は全て完了いたしました。なお、平成20年から5カ年計画で実施してきた本事業は、本年度をもって完了しました。

農地・農業用施設災害について、平成24年6月から同年7月の間に発生をした豪雨災害は、物部町久保地区の農道災害1件を除き全て完成をいたしました。残りの農道災害1件は、工事に係る土地使用等につきまして地権者との協議を行っております。

レンタルハウス事業は、本年度に計画していましたが6地区全て完成をいたしました。

有害鳥獣被害対策につきましては、1月31日までの有害鳥獣捕獲頭数は、下の表のとおり昨年度の同期より増加しており、現在も狩猟期であることからさらに捕獲数が追加される見通しであります。

一方、狩猟者を初めとする有害鳥獣の捕獲担い手の方々は、高齢化とともに減少傾向にあります。そこで、香美市有害鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、狩猟者のみだけでなく地域全体で鳥獣被害対策に取り組めるよう、まずは香北町清爪地区住民を中心に有害鳥獣対策に関する講習会や研修会等を実施いたしております。なお、この取り組みは環境省からモデル地域として指定を受けております。捕獲頭数については表をご参照いただきたいと思います。

香美市観光協会につきまして、香美市観光協会の平成24年度事業収支は1,800万円以上の赤字計上が予想されており、今後の事業を継続していくためには経営面も含めた抜本的な改革が必要であり、べふ峡温泉を含め大幅な人員削減を柱とした組織再編

計画を進めております。また、市民の皆様の信頼回復に努めるため、収支改善や組織の健全化について、香美市商工会を初めさまざまな組織や団体の協力をいただきながら改善指導を行ってまいります。

建設課から土木事業につきましては、各種事業の工事進捗状況につきましては下の表のとおりであります。大後入線改良工事は豪雨などの影響により工期が不足したため繰り越して施工します。

災害復旧事業につきましては、後期査定で採択された災害箇所は年度内に施工期間が確保できないため、繰り越して施工します。以下表のとおりであります。

都市計画につきましては、都市計画道路新町西町線の道路計画の変更と市街化区域内の用途及び建蔽率などの見直しを行いました。

地籍調査につきましては、今年度に計画した地籍調査区域は全て完了する予定です。

物部支所地域振興課は奥物部美術館企画展についてでございますが、奥物部ふるさと物産館2階の奥物部美術館では、2月13日から香美市立美術館と連携し、土佐山田町出身の美術家による「安井勝宏展一回帰・循環・再帰」を開催をいたしております。

上下水道課からは簡易水道事業につきましては、物部町の大柘簡易水道区域拡張工事は昨年12月末に完成し、現在は4月1日からの供用開始に向けて高知県知事に給水開始届の準備作業を行っております。

公共下水道事業につきましては、北部分区及び中部分区の汚水管渠築造工事は3月末の完成予定ですが、中部分区のマンホールポンプ施設整備工事につきましては、県土木部都市計画課との協議及び認可に日数を要したため、8月末の完成に向けて工程調整を行っております。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、美良布地区の汚水管渠築造工事は1月末に完成し、全体計画区域内の管路整備は完了いたしました。また、美良布クリーンセンター水処理施設増設工事委託の進捗は順調であり、稼働は来年4月の予定であります。

消防課から平成24年中の火災件数、救急及び救助出動件数などにつきましては、昨年は火災件数10件、損害額2,804万7,000円、救急出動件数1,518件、救助出動件数12件となっており、平成23年度比較しますと火災は16件、損害額は7,939万5,000円、救急出動は59件、救助出動は2件、いずれも減となっております。

消防団の活動につきましては、香美市消防団では平成24年11月25日に香北方面隊が冬季訓練を実施、訓練後は民生委員とともに独居高齢者宅を訪問し、防火点検を行いました。また、昨年12月26日から30日までの全分団による年末警戒を実施し、各分団はそれぞれの管轄区域を巡回して火災予防を呼びかけました。

消防仮庁舎につきましては、消防本部及び消防署は平成24年12月26日午後から仮庁舎において業務を開始いたしております。

消防出初式につきましては、1月6日香北グラウンドで消防団員ら約270名が参加



し、平成25年香美市消防出初式を開催しました。式におきましては、消防団員の表彰に続き服装及び機械器具点検や分列行進などを行いました。

それでは、次に平成25年度施政方針を述べさせていただきます。

まず、現在の日本経済について、平成24年度は東日本大震災からの復興需要や政策効果の影響により夏場にかけて回復傾向にありましたが、その後は世界経済の減速を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きになっております。底割れが懸念される状況となっております。

こうした状況から、政府は本年1月に日本経済再生に向けた緊急経済対策を策定し、景気の活性化を図っている最中にあります。

1月に閣議了解された平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度による平成25年度の我が国の経済見通しは、世界経済の緩やかな回復が期待される中で日本経済再生に向けた大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、いわゆる3本の矢により長引く円高やデフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指した施策を推進をしていこうということで着実な需要の発現と雇用創出がなされ、国内需要が主導となって経済回復が進み、国内総生産の実質成長率は2.5%となると見込んでいる半面、先行きのリスクとしては欧州の政府債務問題など海外経済をめぐる不確実性、為替市場の動向、電力供給の制約などに留意していく必要があるとされております。

一方、平成25年度の地方財政は、前年度に引き続き通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分について防災・減災事業、地域の活性化などの緊急課題や社会保障関係費の自然増などに対応する財源を含め、地方の一般財源総額を昨年度と同水準となるよう確保するといたしております。

また、地方財政計画においても、地方交付税による地域経済基盤強化・雇用等対策費は前年度と同額を措置するとともに、地域経済の活性化など実情に応じた地域の元気づくり事業には新たに地域の元気づくり推進費の費目を設けて措置するとし、地方財政の運営に支障が生じることのないよう一般財源を確保するとしています。

また、臨時財政対策債については、財政力の弱い自治体に配慮し財源調整機能を強化する観点から、人口基礎方式から財源不足額基礎方式へ完全移行することになっております。

こうした国の経済動向や地方財政措置のもと、香美市の平成25年度予算も限られた財源の中で国や県の補助事業を有効に活用しながら、消防庁舎建設などの防災対策基盤整備、学校給食センター建設などの教育環境整備や学力向上対策などの教育を充実、地域に根差した産業の育成、少子高齢化対策を含めた地域福祉施策の充実を重点施策とし、本市の将来像である「進化する自然共生文化都市」の実現を目指し取り組んでいきます。

特に、市民の安心安全を確保するため、住宅等耐震化促進事業や自主防災組織活動支援事業など防災・減災を推進します。

主な新規事業としましては、児童生徒の学力向上を図るため、電子黒板を初めとする情報通信技術を駆使したICT整備事業や緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用した日本人英語指導補助員配置などを行います。

平成25年度一般会計予算規模でございますが、平成25年度の歳入歳出予算規模は158億1,500万円で、前年度146億2,200万円と比べまして11億9,300万円、8.2%増となっております。

歳入では、地方の景気は徐々に回復すると予想されていることから、住民税では増収を見込むものの、法人税では事業所の廃止や統合の影響による減収と、固定資産税でも減収を見込むことから市税では24億3,293万7,000円となっており、地方譲与税や各種交付金でも利子割交付金が前年度比19.4%減と大きく減少しております。

また、地方交付税につきましては、普通交付税で地方公務員の給与分が削減されるものの、地域の元気づくり推進費の創設による別枠で、これまでの人件費削減分を算定することや合併特例債の償還を見込むことから64億5,000万円となっております。

繰入金につきましては、歳入不足を補うため財政調整基金繰入金4億5,139万5,000円を計上し、住民生活に光をそそぐ基金繰入金が皆減となるなど、基金繰入金の総額は4億5,809万8,000円となっております。

市債につきましては、交付税の振替財源として臨時財政対策債が5億8,179万3,000円となっており、学校給食施設整備事業や合併振興基金積立に伴う合併特例債12億7,170万円、超高速情報網通信整備事業などに伴う過疎対策事業債3億9,150万円、過疎対策事業債、ソフト分ですが1億4,980万円などにより、総額は24億7,769万3,000円となっております。

歳出を性質別に大別しますと、義務的経費が77億5,997万5,000円、投資的経費が23億2,690万2,000円、その他経費57億2,812万3,000円となっており、総予算に占める割合は義務的経費が49.1%、投資的経費が14.7%、その他経費が36.2%となっております。

以上で平成25年度一般会計の予算案の説明を終わります。

続きまして、今期定例会に上程しております議案につきましては、提案及び説明を申し上げます。まずは専決処分事項の報告です。

報告第1号は、住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起であります。

次に、議案第1号は、平成25年度香美市一般会計予算です。

議案第2号は、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計予算についてです。

議案第3号は、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計予算についてです。

議案第4号は、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてです。

議案第5号は、平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計予算についてです。

議案第6号は、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

です。

議案第7号は、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算についてです。

議案第8号は、平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算についてです。

議案第9号は、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第10号は、平成25年度香美市水道事業会計予算についてです。

議案第11号は、平成25年度香美市工業用水道事業会計予算についてです。

議案第12号は、平成24年度香美市一般会計補正予算（第7号）についてです。

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額から6億4,686万3,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ152億9,171万7,000円となっています。概要は市税の減額、市有地売払収入の追加、社会教育施設整備事業債の減額、体育施設建設工事の減額等のほか繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

議案第13号は、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

議案第14号は、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

議案第15号は、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

議案第16号は、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてです。

議案第17号は、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）についてです。

議案第18号は、平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

議案第19号は、平成24年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

議案第20号は、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてです。

議案第21号は、香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

議案第22号は、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第23号は、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第24号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第25号は、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 26 号は、香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 27 号は、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 28 号は、香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 29 号は、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 30 号は、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 31 号は、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 32 号は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてです。

議案第 33 号は、こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約についてです。

議案第 34 号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

議案第 35 号は、市有財産の無償貸付けについてであります。

議案第 36 号は、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてです。

議案第 37 号は、香美市立大栃診療所の指定管理者の指定についてです。

議案第 38 号は、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定についてです。

議案第 39 号は、香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定についてです。

議案第 40 号は、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 41 号は、平成 23 年度繰越明許 香美市立山田小学校・楠目小学校非構造部材改修工事の請負契約の締結についてです。この議案につきましては、ここで経過内容を説明をさせていただきます。

平成 23 年度繰越明許香美市立山田小学校・楠目小学校非構造部材改修工事は、平成 24 年 10 月 22 日に工事請負契約を締結し現在も施工中であります。契約内容を変更することが生じました。このため変更後の予定価格が 1 億 5,000 万円以上となることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号に基づく議会の議決を求めるものであります。当該予定価格は当初 1 億 2,812 万 1,000 円でしたが、変更後は 1 億 5,299 万 250 円となり、工事契約金額も 1 億 264 万 8,000 円から 1 億 2,257 万 2,748 円へと変更となります。また、工期につきましても当初は平成 24 年 10 月 23 日から平成 25 年 2 月 28 日までの工期でしたが、平成 25 年 3 月 15 日まで工期延長を行うものです。工事期限が直前となるまで議会へ提案することができず、まことに申しわけなく深くおわびを申し上げます。今後は二度と同様の事態が起こらないよう

に、適正かつ迅速な事務処理を徹底していく所存でありますので、ご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

次に、同意第1号は、教育委員会委員の任命についてです。

以上、平成25年度香美市一般会計予算など報告1件、議案41件、同意1件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照ください。

なお、議案第41号と同意第1号は、本日採決をいただくこととなっておりますので、重ねてよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第1号の専決処分事項について質疑を行います。質疑はありますか。12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君）　12番。

専決について少し伺いますけれども、遅延損害金の額が非常に大きいわけですし、この間今回連帯保証人の方が被告ということでもありますけれども、どういう接触というかね、されてきたのかなあと。一連のちょっと経過についてですね、期間があき過ぎてないのかなという危惧がありまして、遅延損害金の額から推測するにね。一連の流れでやっているとは思いますが、実際のところちょっと今後行革で審査するかもしれませんけれども、その前段として一連の流れにしてはどのようなようであったのか説明を求めます。

○議長（西村芳成君）　収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君）　山崎議員のご質問にお答えします。

まず、遅延損害金の関係なんですけれども、この方につきましては当初貸し付けをしまして、数年間はお支払いいただいたんですけれども、またちょっと滞ってた期間がございまして、そしてまた払っていただいていたと。この方につきましては、主債務者がですね平成24年の7月に亡くなるまでは、主債務者がお支払いをおくねながらしておりました。そういう事案でございまして、連帯保証人にですね支払いは求めなかったと。主債務者が払ってくださっておりましたので、支払いは連帯保証人に請求はしなかったと。主債務者が払いゆうということで延滞金もですね請求してなかったということでございます。

今回こういう形になったのはですね、主債務者が亡くなれてましてその後ですね、相続をされる方が、相続人の方が全員相続放棄をされました。それで、連帯保証人2名おりましたが、そのうちのお一人は死亡しております。で、残った連帯保証人の方にですね請求をしたとこういう経過がございまして、連帯保証人の方に請求をしましたところですね、連帯保証人の方は弁護士を立てられまして、主債務者の時効の援用を申し立ててきたということがございまして、そういうことのためにですね今回提訴になりました。提訴になった限りにおいてはですね、この主債務者が払っていたんですけども未償還元金とそれから未償還の利息、そして訴えるということになれば今度は訴えた時点での

すね遅延損害金も請求をさせていただくと。これは一定のルールのような形になってますので今回そういう形になったと。遅延損害金がこれだけ多いのはなぜかと言えませんが、もとを正せば平成19年の5月にですねちゃんと払っておれば終わっていたところが、その後ですねおくれながら払っていた関係で計算上はこれだけの遅延損害金が発生するようになったと、こういう経過でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

1点だけ関連して伺いますけど、その連帯保証人の方が主債務者の時効の援用を申し立てるといふ、これが成り立つからやっていると思いますけど、実際私が気になったのは遅延損害金が多いということはその支払いから支払いまでのタイムラグですわね、結構あったんちゃうろうかというふうな気があったものですが、そこら辺のところはこちらもその部分の相談のもとに訴えの提起に至ったのかと。こちらの専門家に対して相談をかけて訴えの提起に至ったのか、そこら辺はどうですかね。こちらが連帯保証人の方に接触したときに相手方が弁護士を立ててきたのでこうなったというのか、その内容の精査の部分がちょっとわかりかねますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 事務の流れとしましては、主債務者が亡くなりましたので引き続き債権を回収せんといかんもんですから、関係者にですね主債務者が亡くなったというご通知をして、相続をされる方については、法定相続人につきましてはですねその相続割合に応じて責任が発生しますよというお知らせをしました。そしてまた、連帯保証人につきましては連帯保証人に対してです、亡くなったのであなたに請求をすることも発生し得るといふご通知をしました。そういうご通知をしたところですね、連帯保証人の方は弁護士の方と相談されて、もう債権が時効やという申し立てをしてこられたということでございます。そのことに関しまして、相手のです、ね、弁護士の方からいろいろ資料の提出を求められまして、うちの元帳です、ね、収入簿の写しなんかもご提示してです、いや時効にはなってませんよということをご説明するべく資料の提出もしたんですけども、その資料をもってなかつです、ね、時効やという申し出になったと。そういうことでそのまんまです、ね、沈黙をこちら側が、債権者のほうが沈黙しておりますとそれが認められたというふうに向こうが理解をするものですから、いや違いますよという形でこちらです、ね、弁護士の先生にご相談をして、顧問弁護士が住新の場合おりますのでこの弁護士の先生とご相談をして、で、提訴をしたとこういう経過でございます。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、同意第1号並びに議案第41号並びに発議第1号及び第2号並びに推薦第1号から第4号までの議案は、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

これから、日程第44、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 同意第1号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町山田233番地1

氏 名 宮 地 憲 一

生年月日 昭和23年9月20日

任 期 平成25年5月26日から平成29年5月25日まで

平成25年2月27日提出、香美市長 門脇慎夫

提案理由につきましては、議案細部説明書のとおりです。

また、お手元に参考資料を配付しておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

これから、同意第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第45、議案第41号、平成23年度繰越明許 香美市立山田小学校・楠目小学校非構造部材改修工事の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） おはようございます。

議案第41号、平成23年度繰越明許 香美市立山田小学校・楠目小学校非構造部材

改修工事の請負契約の締結について

平成24年10月18日付けで指名競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成25年2月27日提出、香美市長 門脇槇夫

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 平成23年度繰越明許 香美市立山田小学校・楠目小学校非構造部材改修工事          |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札                                       |
| 3 | 契約締結金額 | 金1億2,257万2,748円                              |
| 4 | 契約の相手方 | 黒岩工業株式会社<br>代表取締役 野村俊博                       |
| 5 | 支出科目   | 平成23年度繰越明許一般会計予算<br>10款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費 |

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

少しお尋ねをいたします。先ほど市長のほうからもこのご説明がありましたが、この変更、どういった変更がどこの、山小と楠目両方でこの合計ですよね。どちらの学校でどういった変更、当初からいうとどういった変更がどの部分にどういった予算が要り、総額でこうなったというようなご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

箇所数にしますと両校で12カ所。まず、山田小学校の校舎におきましてはガラスと建具工事、それから同じく同校におきましてはバルコニーの防水塗装、それから屋上シート防水固定金物の追加、それから昇降口の屋根シート防水工事、それから同じく山田小学校の外壁改修工事、同じく山田小学校のガラス、建具工事、それから同じく山田小学校で校舎内の備品固定金物取り付け、飛散防止フィルムの工事、それから同じく山田小学校の休憩室の飛散防止フィルム工事、山田小学校正門東側境界塀の改修工事、それから楠目小学校の屋根及びガラス工事、それから楠目小学校校舎屋体の外壁工事、楠目小学校塗装工事、それから同じく楠目小学校グラウンド内の老朽倉庫の解体工事でございます。それでトータルして2,000万円余りの追加でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 今いろいろとご説明がありましたが、その山小において



もその飛散防止のためのフィルムだとかそういうのは当初からこうわかってませんでしたか。その当初に入札をかけたときにこことこことってというような状況が出てなかったんでしょうか。

それともう1点、楠目小学校の屋根瓦が追加になってますけれどこれの基準、私も一度お聞きしましたが、設計屋さんに変更したほうが良いというようなことで変更したようなことを聞きました。そのことでちょっとわかりましたらもう一度詳しくお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 大部分の飛散防止のフィルムにつきましては当初設計に入っておりますが、その工事途中でですね細部しておる中で、新たに出てきたものの追加でございます、飛散防止。それから、楠目小学校におきましては屋根瓦の部分につきましては、当初予算に載っておりますので当初の設計でやっております。それから、今申し上げました屋根というのはですね、屋根の軒先の鋼板の張りかえとかそういった部分でございますので、屋根瓦そのものではございません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。

その変更内容については今詳しくご説明いただきましたが、この変更が生じた日とか時期とかいうのが、だんだんということでしょうか順々にということかと思うんですが、一番直近のその変更時期などありましたらお聞きします。

それと、楠目小学校のグラウンドの老朽倉庫の解体のことを言われておりましたが、これグラウンドの隅にあります以前から危険視されておりました倉庫のことでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 今回の変更におきましては、その都度都度工事進捗の状況に応じまして、現場で現場管理しておる工事責任者、それから学校、それから設計監理、それから委員会の担当という中で、話の中で順次変更をかけていったと。最終的にですね、まず経過を申し上げますと、11月から1月上旬におきまして定例的な打ち合わせなどを順番にしておりました。その中で1月20日、今年の1月20日でございますが、いろんな部分の数量を連絡されまして、最終的に1月の22日にですね工事内容最終変更という形をお願いしたわけでございますが、その時点では1億5,000万円を超さないという概算のことではございました。それで、今議会へお伺いしたのは2月の15日ですね、変更設計の精査を完了いたしまして再確認したところ1億5,000万円を超したという結果ということで今なっております。

それと、楠目小学校の老朽倉庫と言いますと、これは南のほうにありました飼育の小屋、鳥小屋とかいろいろありましたけど、あの老朽部分を解体したと。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

今から12カ所、もうやっているわけですか？実際3月15日までが工期の完了ですね、実際のところね。ほんで市長も言われていたけど、直前ですわね。後々私は課題がないかなというのを非常に心配するがです。これ結構実質的な地方負担は13%ばあで済むばあはの財政措置もされた、国の国庫補助も3分の1あっていう部分、それから交付税の基準財政需要額にも53%ぐらい歳入される。そういう部分で気になるのはやっぱり直前のこの議会での議決ですね。工期が残り少ないという部分であと12カ所やらんといかんというところで、そこら辺が非常に気になるがですわ。気になるのしか言いようがないがです。それは気にするにようびませんと言われたらそれまでかもしれませんけど。その点についてお答えをお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

先ほど申しあげました12カ所につきましては、これは随時変更の中でやってきております。既にもう工事も進んでおります。現在進捗率は97%で、いわゆるあとは工期を変更して現在工事はとめておりますが、工期を変更して15日の間にできる分ということで、バルコニー等の防水加工が残っておるといふ形でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連。そしたらもしこれが可決されなかったらそのお金どうなるがですか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 本工事におきまして、現在既に1億5,000万円以内ということで契約しているこういうものにつきましては、工事請負契約の分でお支払いすると。今回当然これ追加がありますので、追加分につきましては工事請負契約費ではなく損害賠償の請求になります。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。最後ですけど。

まあおっしゃるとおりだと思いますけども、現実問題はそうはいかないから1億5,000万円超したということで、こういう工事のたてりのところで、これ山田小と楠目小と2カ所ですわね。場所的に離れているけども一括発注したというレベルの問題が1点と、それとそれが問題という、私それが分散したほうがよかったんじゃないろうかという、地元業者の仕事興しから言うたら2カ所が請けられますのでね。そういう部分の視点が1つあるということと。

それともう1点、何を言おうとしてたのか。実際改めてここでこの工事は最初の1億何ぼで落としてましたわね。それはそれと。別として新たに入札をかけるというふうな発想ですわね。まあ関連しているからそうはいかないからこういうのになったと思いま

すけれども。実際そういう損害賠償とかいうリスクをしようということについてはいかなもんかという部分で聞かせてもらっているわけですが、そこら辺について見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） まず初めに、山田小学校、楠目小学校工区を2カ所に分けるということも検討をいたしましたけど、諸経費いろいろな部分を考えますと一括でやったほうが良いという結論で今回に至っております。

それと、この部分につきましては当初9月の20日入札を予定しておりました。この時点です、新聞紙上で出ておりました国土交通省のあの問題が発生しましてですね、指名業者につきましてちょっと検討を要するという事で延期をしております。基本的にこれくらいの工事になりますので、工期がだんだん少なくなってきたということです。

それとですね、この途中でですね先ほど申し上げましたように変更箇所が随時出てきております。これを先送りしてですね最終的にもう一度入札するという事になりますと、この工事におきましては国の交付金を使っております、それから平成23年の繰越事業でございますので、3月31日まで完了が認められないということで今回の結果になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番です。質問ではありませんが、ぜひお願いしたいです。

議会でお願ひすべきでないというけど、細部説明書の中にぜひこういった変更があったときはどこがどう変更されてこうなったという、その詳細をぜひつけていただきたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 10 時 23 分 休憩)

(午前 10 時 35 分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、日程第 46、発議第 1 号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の補足説明を求めます。10 番、小松紀夫君。

○10 番(小松紀夫君) 10 番、小松でございます。

発議第 1 号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び香美市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 25 年 2 月 27 日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 千頭洋一、竹平豊久、織田秀幸、山崎眞幹、利根健二、山崎龍太郎、大岸眞弓

提案理由をご説明いたします。

今回の香美市議会委員会条例の改正につきましては、昨年 9 月の地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、委員の選任方法や在任期間に関する規定が地方自治法から削除されましたので、その削除された内容を香美市議会委員会条例に盛り込むため改正をするものでございます。

また、この条例は、平成 25 年 3 月 1 日からの施行といたします。

以上ご審議よろしくお願いいたします。

【発議第 1 号 巻末に掲載】

○議長(西村芳成君) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第 1 号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 47、発議第 2 号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に

ついてを議題とします。

提出者から提案理由の補足説明を求めます。10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 10番、小松でございます。

発議第2号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年2月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 千頭洋一、竹平豊久、織田秀幸、山崎眞幹、利根健二、山崎龍太郎、大岸眞弓

提案理由をご説明いたします。

今回の香美市議会会議規則の改正は、議会の調査権について昨年9月の地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、本会議においても公聴会の開催及び参考人の招致を行うことができるようになりました。香美市議会もこの制度を取り入れることとし、議会会議規則中にこれらの手続についての規定を盛り込むことといたしました。

また、議員提出の議案に対する賛成者などの人数につきましても、議員定数が合併時から減少していることもあり、県内の他市の規定も参考として3人以上となっておりますところを2人以上に改正をしようとするものでございます。

また、この規則は平成25年3月1日から施行をいたします。

以上ご審議よろしくお願いいたします。

【発議第2号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第48、推薦第1号から日程第51、推薦第4号までの香美市農業委員会委員の推薦についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の補足説明を求めます。12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 推薦第1号、香美市農業委員会委員の推薦について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年2月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦

趣旨説明

村上 榮氏が議会推薦の香美市農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦するものです。

議会推薦の香美市農業委員会委員の推薦

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の香美市農業委員会委員として下記の者を推薦する。

記

氏 名 村 上 榮

以下別紙含めご参照ください。

推薦第2号、香美市農業委員会委員の推薦について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年2月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦

趣旨説明

小松 和啓氏が議会推薦の香美市農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦するものです。

議会推薦の香美市農業委員会委員の推薦

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の香美市農業委員会委員として下記の者を推薦する。

記

氏 名 小 松 和 啓

以下別紙等を含めてご参照ください。

推薦第3号、香美市農業委員会委員の推薦について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年2月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦

趣旨説明

坂本 節氏が議会推薦の香美市農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦するものです。

議会推薦の香美市農業委員会委員の推薦

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の香美市農業委員会委員として下記の者を推薦する。

記

氏名 坂本 節

以下別紙等も含めてご参照ください。

推薦第4号、香美市農業委員会委員の推薦について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年2月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦

趣旨説明

佐々木 永明氏が議会推薦の香美市農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦するものです。

議会推薦の香美市農業委員会委員の推薦

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の香美市農業委員会委員として下記の者を推薦する。

記

氏名 佐々木 永明

以下別紙含めてご参照ください。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合せ施事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これから、推薦第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、推薦第1号は、原案のとおり推薦することに決定をいたしました。

次に、推薦第2号を採決をいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、推薦第2号は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

次に、推薦第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、推薦第3号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

次に、推薦第4号を採決をいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、推薦第4号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の会議は3月5日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会いたします。

(午前10時45分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員



平成 2 5 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 5 年 3 月 5 日 火曜日

平成25年第1回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年2月27日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月5日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 有元和哉  | 12番 | 山崎龍太郎 |
| 2番  | 矢野公昭  | 13番 | 大岸眞弓  |
| 3番  | 山崎眞幹  | 14番 | 片岡守春  |
| 4番  | 利根健二  | 15番 | 竹平豊久  |
| 5番  | 濱田百合子 | 16番 | 島岡信彦  |
| 6番  | 山崎晃子  | 17番 | 石川彰宏  |
| 7番  | 爲近初男  | 18番 | 竹内俊夫  |
| 8番  | 千頭洋一  | 19番 | 前田泰祐  |
| 9番  | 織田秀幸  | 20番 | 山本芳男  |
| 10番 | 小松紀夫  | 21番 | 比与森光俊 |
| 11番 | 依光美代子 | 22番 | 西村芳成  |

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|            |      |              |       |
|------------|------|--------------|-------|
| 市長         | 門脇慎夫 | ふれあい交流センター所長 | 高橋千恵  |
| 副市長        | 明石猛  | 福祉事務所長       | 岡本明弘  |
| 総務課長       | 山崎綾子 | 産業振興課長       | 佐々木寿幸 |
| 政策企画財政課長   | 濱田賢二 | 林業事務所長       | 久保和昭  |
| 会計管理者兼会計課長 | 野島恵一 | 建設課長         | 宮地和彦  |
| 管財課長       | 岡本博臣 | 上下水道課長       | 岡本博章  |
| 管財課管財班長    | 西本恭久 | 《香北支所》       |       |
| まちづくり推進課長  | 今田博明 | 支所長          | 二宮明男  |
| 市民保険課長     | 山崎泰広 | 地域振興課長       | 舟谷益夫  |
| 健康介護支援課長   | 几内一秀 | 《物部支所》       |       |
| 税務課長       | 阿部政敏 | 支所長          | 小松清貴  |
| 収納課長       | 前田哲雄 | 地域振興課長       | 和田隆   |

【教育委員会部局】

|             |      |            |      |
|-------------|------|------------|------|
| 教育長         | 時久恵子 | 生涯学習振興課長   | 田島基宏 |
| 教育次長兼教育振興課長 | 後藤博明 | 学校給食センター所長 | 竹内敬  |

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 選挙管理委員長 松 尾 禎 之

農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成25年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成25年3月5日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 7番 爲 近 初 男
- ② 4番 利 根 健 二
- ③ 21番 比与森 光 俊
- ④ 6番 山 崎 晃 子
- ⑤ 1番 有 元 和 哉
- ⑥ 2番 矢 野 公 昭
- ⑦ 9番 織 田 秀 幸
- ⑧ 16番 島 岡 信 彦
- ⑨ 5番 濱 田 百合子
- ⑩ 12番 山 崎 龍太郎
- ⑪ 13番 大 岸 眞 弓
- ⑫ 3番 山 崎 眞 幹
- ⑬ 18番 竹 内 俊 夫
- ⑭ 20番 山 本 芳 男
- ⑮ 8番 千 頭 洋 一

会議録署名議員

10番、小松紀夫君、11番、依光美代子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 皆さんおはようございます。7番、爲近です。通告に従いまして質問をいたします。

まず、旧岡ノ内小中学校の関連施設の管理について質問をいたします。

中学校舎は木造2階建てで63年を経過しております。この建物は岡ノ内集会所と隣接しております。壁板が朽ちているところもありますし、台風や地震において崩壊するおそれもあるのではと心配をしています。集会所は災害時の避難場所となっていますが、安全な状況とは言いがたいのではと思います。

小学校校舎は鉄筋木造2階建てで45年を経過しております。壁が落ちて鉄骨がむき出しとなっているところも見られます。といが強風に飛ばされて国道近くまで飛散していたと聞いています。この小学校の隣には水のたまっていないプールと50年を経過した体育館があります。今後どう管理していくのかをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） おはようございます。爲近初男議員の地域整備についてのご質問にお答えします。

物部町岡ノ内地区には、旧岡ノ内小中学校関連の施設として校舎2棟、体育館としても使用していた僻地集会所1棟、中学校の特別教室2棟、屋外便所1棟、教員住宅1棟の計7棟と25メートルプールが現存し、これらの施設は築45年から築62年が経過し、老朽化が顕著であります。

施設の管理状況ですが、旧中学校校舎と特別教室1棟は、公会堂及び附属施設として地元自治会が使用し通常の管理を行っております。また、旧小学校校舎及び僻地集会所は、10年ほど前に衣料関係企業の配送センターが撤退して以来空き家状態となっております。7棟の中には、ドアや窓の施錠が十分でない箇所や窓ガラスの破損、雨どいの崩落、外壁剝離や空洞化が見られ、内部に侵入可能な建物もありました。今後施錠の徹底を初め屋根材やとい等の飛散防止、窓、外壁の簡易補修等に努め管理してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 今後管理、簡単な補修等をしてくれるということですが、この学校内は集会所への通路にもなっております。また、グラウンドは子どもたちの遊び場でもあります。危険のない環境の整備が必要であると思います。十分な管理ができる

のかお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） 現時点で考えておりますのは、先ほど申し上げたような管理方法で実施してまいりたいと思います。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） また、ここはヘリポート設置の候補地と聞いております。グラウンドが広くあり、そこに照明設備もついております。ここの体育館を撤去して、25メートル5コースありますが、このプールを埋め立てればヘリポートが確保されると考えます。この岡ノ内地区より別府にかけての広い地域にはヘリポートがなく、住民もヘリポート設置を待ち望んでいると感じる状況があります。ぜひそれに向けての早い対応が必要であると考えますが見解を問います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） おはようございます。爲近議員の岡ノ内地区の旧学校関連施設のヘリポートの件につきまして答弁をさせていただきます。

大柘地区から別府地区に至る間へのヘリポートの設置につきましては、孤立対策や救急搬送対策の視点からも重要であるというふうに考えます。しかしながら、この路線沿いにつきましては、急峻な地形による不安定な気流等により候補地を選定しても消防航空隊の了承を得られず、整備に至っていないのが現状でございます。

この岡ノ内地区につきましては、この区間のほぼ中間点に位置するためヘリポートを整備するには適地の1つであると考えておりますが、現状の旧学校のグラウンドは、孤立時や緊急を要する場合には臨時的に活用することは可能であっても、風圧や砂じん等による付近の住宅への影響が懸念されるところでございます。このため専用ヘリポートとして活用することは難しいとは考えますが、仮に現在の旧学校関連施設が取り壊された場合、敷地は南に大きく広がるため住宅等への影響は随分緩和されるのではないかとというふうに考えます。しかし、その場合も全く影響が出ないわけではないことから、整備につきましては周辺住民の同意を得る必要もあるのではないかとというふうに考えます。担当課としましては、この施設の取り壊し及び周辺住民の同意が得られ、また消防航空隊の承認が得られるようであれば、整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） ここにはどうしてもヘリポートを設置していただきまして、住民の救急のときの体制として必要性が高いと思います。また、広い範囲をエリアとしておりますので、何とぞ優先順位を上げていただきまして設置に向けてスタートができますようによろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

21世紀は人権の時代と言われ経過してきましたが、人権をめぐる課題は児童虐待、

いじめ、高齢者虐待、夫婦間のDV、同和、パワハラ、セクハラ等まだまだ多く残されています。自他の生命を尊重して他の人を思いやる心を育むとともに、家庭や地域、学校、行政それぞれが一体となって人権を守り尊重する市として、教育や啓発活動の推進が必要と思います。ふれあい交流センターは人権に関して施策実施事業の多くの部分を担っていますが、その現状と今後の取り組みについてお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） ふれあい交流センター所長、高橋千恵君。

○ふれあい交流センター所長（高橋千恵君） 爲近議員の人権擁護の1点目、ふれあい交流センターの人権関連実施事業の現状と取り組みについてお答えいたします。

ふれあい交流センターは地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のため各種事業を総合的に行っております。

人権関連実施事業としまして、ふれあいじんけん学習会を5回、子どもふれあい教室8回、デイサービス事業33回のうちデイサービス人権学習会2回、人権ポスターや毛筆作品の募集及び展示、そして人権擁護委員さんとともに人権の花運動やパレード、祭りでの啓発、じんけんフェスティバルの開催などを行っております。

本年度は災害やいじめなどを主体として学習会を行いました。そして、女性の人権から男女共同参画推進事業を5回実施するなど、関係各課、団体、委員さんと連携しまして事業を行っているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、人権のまちづくり審議会や運営審議会、男女共同参画推進委員会など委員の皆様の提言をいただきながら、住民の皆様に人権の意識を広く啓発していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 新しく災害に対する取り組み等も始めたということですが、あらゆる機会において人権に関する学習の提供を行っていただきまして、効果的な事業を推進して市民の人権意識の高揚を目指してほしいと考えます。特に今後重点とすることや新しい取り組み等がありましたらお聞きしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） ふれあい交流センター所長、高橋千恵君。

○ふれあい交流センター所長（高橋千恵君） お答えいたします。

先日、人権のまちづくり審議会でも提言をされましたけれども、じんけんフェスティバル等催し物に参加者が少ないということが課題として挙げられております。またマンネリ化についても課題と考えておりますので、それを打開するよう考えていきたいと思っております。

また、人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画、これは平成21年11月に作成されたものですが、これが平成25年度に5年目になるために現況に沿うような見直しを行ってはどうかという提言もいただいておりますので、その見直しも検討

をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 市民の人権意識の高揚に向けてですねしっかり頑張っていてもらいと思います。お願いします。

次の質問に移ります。まず、いじめ問題についてお尋ねをいたします。

昨年9月、文科省はいじめ問題への対応強化について子どもの命としっかり向き合うべく、「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」として、「学校・家庭・地域が一丸となって子どもの命を守る」「学校・教育委員会との連携」を強化する「いじめの早期発見と対応を促進する」「学校と関係機関との連携を促進する」という行動計画が示されました。本市において学校や教育委員会はどのような取り組みを行っているかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 爲近議員のいじめ問題に対しての取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、いじめ問題に関しては、楽しく安全であるべき学校において、いじめによるつらい日々を過ごす子どもが1人でもあってはならないと強い責任を感じています。いじめ根絶のために、学校では温かい学級・学校づくりに最も力を入れています。教職員が子ども一人一人を大事にするとともに、子ども同士の温かい人間関係づくりに力を注いでいます。

教育委員会、教育研究所、学校が一体となった取り組みとしまして、平成24年度、平成25年度は県教育委員会指定の不登校・いじめ等対策小中連携事業を受け、Q-Uアンケート、人間関係づくりプログラム、中1仲間づくり合宿、小6仲間づくりプログラム等の実践に取り組んできました。

香美市では現在2名のスクールカウンセラーが配置をされており、1名は鏡野中学校、山田小学校に、そしてもう1名は香北中学校、大宮小学校に、ともに年間27日、月一、二回程度各校で児童生徒、保護者、教員から相談を受け、それに対し適切なカウンセリング、助言、援助を行っています。スクールソーシャルワーカーにつきましては現在1名教育支援センターに配置し、不登校児童生徒への家庭訪問や別室登校の支援等に、また家庭の経済状況など家庭環境に起因する場合もあり、関係機関と連携し家庭への支援をしています。やはり課題のある学校には少しでも多くの人配置を考えて支援できる数をふやし、課題解決に向け取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 温かい学校・学級づくりに努められているということで、そのね方向を進んでもらいたいと思います。

先般、高新の記事に載っていましたが、西部中学校においては平成22、23年度に試験的に元警察官が配置されました。それにより生徒と教員の緩衝材になり、両者の関係がやわらかくなったと感じ、変化が出たとしています。家庭教育を放棄している親もいます。親にかわる大人が子どもに寄り添ってやる必要があるとし、この取り組みは今年度より県下に教員等のOBを17人配置する事業としてスタートしようとしています。いかに教室を安定さしまた温かい教室にするか、それがいじめ問題の解決につながるものと思います。いじめにより不登校につながることも考えられる中で、未然に防止することが重要です。いじめは自分たちの問題と捉えさせることが大切ではないでしょうか。

先進地では、小中の連携を強めるために中学校が小学校を訪問し、いじめ根絶集会を実施したり、全ての子どもがいじめに向き合う取り組みを推進しています。また、小中学校でいじめに関するアンケートや教育相談を実施するなど早期発見、早期対応の徹底に努め成果を上げています。

北海道議会の議員団はノルウェーの小学校などを訪問、報告書を公表しています。問題が起こったとき7名の児童が仲裁員で話し合いを進めるという形式で、問題にかかわる児童の間で話し合いを通して互いに理解を深め、早期解決を目指しているそうです。こういう取り組みを参考にしてもらい、危機感を持っていじめのない学校づくりに取り組んでほしいと思いますが、考えをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

先ほどの爲近議員のおっしゃるとおりで、本当にいじめ問題につきましても私たちが誠心誠意取り組んでいかなければならないと思っています。各地で本当にたくさんの営みがなされていて、そこからいいものを学ばせていただきながら取り組んでいきたいと思っています。

実は、いじめの調査に関しましては、以前はかなりこう県に報告する数が大きなものに限られていたという経過がございます。けれども、文科省の先ほどのような方針とか、そして県のほうも小さなものも見逃さないというそういう視点を持って取り組まない限りいじめは根絶できないということで、本当に小さなものまで全部拾い上げて対応をしていこうという方向に変わってきています。

それで、今年4月から12月末現在までの数もはね上がるように小さなものが入りましたので小学校で合計11、中学校が153という数が挙がってきています。これはいじめられた側がこのことがつらかったというものは全部入っていますので、かなり細部にわたって拾い上げていると思います。これに対して学校は、学校を挙げて取り組んでいるというのが今の実態でございます。早期発見、早期対応に努めていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。



○7番（爲近初男君） 一生懸命ね取り組んでいただきたいと思います。

人権擁護ではSOSミニレターもやっております。ぜひこのSOSミニレターも活用していただきたいと思います。

次に、携帯電話等の普及によるいじめについて質問いたします。

携帯電話等の普及によりまして最近のいじめは複雑化、潜在化していると言われております。多くの裏サイトが確認され、このようなネット上でのいじめに対してどう対応していこうとしているのかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

携帯電話によるネット上のいじめにつきましては、本当に社会問題となっておりますので、これも予防的な対策に一番力を入れています。文部科学省や警察からの指導資料を使いながら、各小中学校ともに教科や情報教育の授業において、情報モラルについて計画的に指導しているところです。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） このようないじめに対して予防がね一番大事だと思います。その予防の未然防止を図るように、やっぱりネットを見よる体制づくりというのを進めていかななくてはいけないと思います。また、啓発活動を行っておる、しっかり行っている地域もあります。早期発見、早期解消に努めてほしいと思いますが、ご意見をお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 現在教育委員会をつかんでおりますそのネット上のいじめにつきましては、それがあつたという学校が1校です。これは少ないと思っています。このネット上のいじめ等につきましては、学校の中だけじゃなく家庭の携帯電話とかそのものが家庭で使われていますので、家庭でいろいろ起こっているのではないかとということも心配しています。ですから、子どもたちのいろんな様子を早期にキャッチして、学校のほうで本当に早く対応ができるようにしていきたいと思っていますところです。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） よろしくお願ひしたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 4番、利根健二です。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。未整備地域の念願でありました光ファイバーに関する予算が来年度の予算案のほうに載っております。予算案での質疑のほうでもよかったんですが、今後の展開等もありますのでちょっと長くなるかもしれなので一般質問のほうで取り上げさせていただきます。

それでは、順次質問をさせていただきます。

たしか前回自分がこの件につきまして質問させていただきましたときにエリアのお話も出まして、そのときは香美市全域がこの事業の対象では今の時点ではないというようなことをおっしゃっていたように思いますが、今回のこの予算での事業の対象エリアをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 利根健二議員の光ファイバー接続につきましてお答えいたします。

今回の事業の対象エリアということでございます。まだ整備エリアが確定しているわけではございませんので現在は図面で示すことはできませんが、おおむね3,000回線程度を想定をしております。もう少し具体的には繁藤局管内では繁藤地区、美良布局管内では美良布を中心として物部川の兩岸の国道、県道に沿う形で、大栃局では大栃山崎から大栃地区、山崎地区から下流に向けて予定している負担の範囲内でできるだけ多くの回線を拾い上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） そしたら、自分のところが対象になるとかならないとかいうのは、通常の場合はもう回線が始まっているところは、例えばN T Tであれば自分のところの電話番号を打ち込んだら対象になるかならないかということがわかるがですけども、今回はそういったことの問い合わせ等をですね、それは行政のほうでしょうか。通信の整備業者がまだ正式には決まっていないということですけども、問い合わせ先とかがわかりましたらお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 自分のところが対象になるとかならないかと、事業者が決まればですね、その事業者の中で電話番号を打ち込んだらですね対象になっているかというようなことがわかるようなそういった仕組み、今現在もそういった仕組みなんですけど同じような形になろうかと思えます。市のほうで確実に把握できる場合は市のほうでもお答えできるとは思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） そしたら、次の質問へ移らせていただきます。

予算が今議会で多分通った場合ですね、事業の完成予定っていうかサービスの提供時期ですね、それも多分皆さん気になることと思しますので、見通し等あればお願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 整備地区が香美市の場合山間地が多いという

ことから電柱の新規設置も必要となるようで、事業に着手してからはおおむね10カ月程度を要するというふうに見込んでおります。現在は財源としまして過疎債を予定しておりまして、事業着手は早くとも10月となる見込みとなっております。このため繰り越しとなりますが、仮に事業着手が10月と仮定した場合、翌年度の7月ごろがですね完成の予定となります。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。次の質問へ移ってまいります。

念願の本当に光ファイバーというか超高速のブロードバンドでしたので、開通を心待ちにしている方もかなりおられます。通常はですね開通が近づきましたら民間のその通信業者が顧客を開拓するためにサービス提供の宣伝というかセールスを始めますけども、今回香美市も負担金を出す事業でありますので、こういったこととなりますのでということを広報とかホームページ等でアナウンスをしてあげたら皆さん非常に喜ぶんじゃないかと思っておりますけども、そういった予定がありますでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 広報につきましては必要であるというふうに思っております。今回整備するエリアの加入者をふやすことがですね、さらなる整備路線の延長につながってくるとも考えております。インターネットだけでなくその他の活用方法等も紹介し、住民が少しでも興味を持ってもらえるような広報に務めていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 今の答弁で若干出た感もありますけども、次へ移ります。

第6次実施計画にはですね今回の分しか予算としては予定に入っておりませんが、今回どうしても予算の関係でエリアから外れる地区がかなり世帯数でいったらどれぐらいかわかりませんが出るとも思いますけども、今後の戦略をどうしていくのか。今お答えいただきました加入者増等あると思っておりますけども、先進地においてはですね、光ファイバーと最終は無線を併用して高速通信網の整備をしていたところもありますけども、そういったことは検討をされたのか。今回は光だけなのか。あと今後の展開の中でですね、そういったことも考えていく必要もあろうかと思うがですけども、そういったあたりのちょっと予定等ありましたらお願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 今回の整備に要する事業費の約3割程度が局舎内の工事でありまして、事業を実施することによりまして本市内の局舎は全て光通信に対応できる局舎となります。このことから、今後事業者が事業展開をしやすい環境となるのではないかと考えております。

N T Tのほうではですね、2020年ごろから2025年にかけて公衆交換電話網をI P網に切りかえるとした展望も公表しておりまして、既に局舎整備が終わっておれば

比較的早く整備が行われるのではないかと期待する部分もございます。事業者の話の中では、未整備エリアにつきましては整備後は事業者で独自調査を行い、需要の高いエリアから順次整備を進めていく方針であるというふうに聞いております。

それと、光ファイバーと無線の併用につきましては、公設公営または公設民営での整備では聞いたことがございますが、民設民営で整備した事例があるのかはですね今後また調べてみたいと思います。今回は光ファイバーの整備になりますが、今後はですねそういういったことも含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。また、情報があればぜひ教えていただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 自分も実は公設民営方式でですねやったやつは情報とかはありますけど、確かに民設民営に対して、言うたら民設民営に対してこれをやってくれとか、こういう方式でやってくれという話を行政側から持っていった話は確かに聞いておりません。多分今後も民設民営でいくのであれば多分そういった事業者ができるだけ黒字化できるような方策と一緒に練っていくようなことが肝心じゃないかと思っております。そしたら、次へ移ってまいります。

この5番ぐらいになりますと出る出てきております、答弁のほうも。業者はもちろん本市にとりましても、接続率というか接続数が高いほど先ほど出ましたように今後の展開、エリアをふやしていくについてもよいものと思っております。そこで、インターネットとかのフェイスブックのですね利用等を含めたパソコンの講習会とかを拡大しまして利用者のアップを図ってはどうかと思っておりますが、何かプランがあればよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） まだ現在のところですね具体的なプランがあるわけではございませんけれども、接続数が伸びれば本市にとってもこれは喜ばしいこととございまして、今後エリアの拡大も促進されるのではないかとというふうに思っております。

光ファイバーといえどもインターネットを思い浮かぶと思っておりますけれども、そのほかにもインターネットテレビによるBS放送やCS放送の受信や映画観賞、またパソコンをお持ちでない方でもテレビを使いインターネットが楽しめるなど、多彩なサービスが提供をされております。こういった部分も紹介し、加入が促進できればと考えております。

インターネット等の講習につきましては、講習用のパソコンの確保や講習会会場での通信をどうするのかといった課題はございますが、民間主催の講習会等も考えられますので、方法等についてまた研究してみたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） その講習会で今ちらっと言いましたフェイスブックの利用等

も含めたりとか幾つかの市でもやっておりますし、質問としましては次のほうのでちょっとかかわってきますのでここでは置いときます。

そして、6番目の通告させていただいております不案内な方へのプロバイダー接続業者とか代理店等の営業がかかってくると思います、かなり今回は。相談窓口の開設等の設置は考えていないかお伺いいたします。適切な相談対応というのはですね、利用者保護だけでなく接続数アップにもつながるのではないかと思います。市役所にそういった大きな窓口をつくるというよりも、市役所へ電話とか相談がかかってきたときにどこの課へ回してどこが対応するとか、その課の人にはある程度のそのレクチャーを受けていただいとくとか、そういった直接業者等をご紹介するわけにもいかんと思いますので、基本的な対応について簡単な説明ができるぐらいのことをしていってえいんじゃないかと思いますが、その辺をよろしくお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。利根議員もおっしゃいましたように、なかなか専用窓口の配置は困難だというふうに考えます。まちづくり推進課及び各支所を窓口として対応することになると思います。その場合当然我々のほうも勉強していかなければなりませんので、今後また研究していきたいというふうに思います。

また、セールスについてですが、不適切なセールスに対応する広報、これは必要だと思います。しかし、それを強調し過ぎると適切なセールスのほうも拒絶してしまうことも考えられます。なかなか難しい部分ではあるというふうに思います。しかし、悪質なセールスが多発した場合は、警察とも連携するとともに住民のほうにもですね何らかの方法で広報しなければならないというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） まちづくりのほうからの答弁をいただきましたが、実はですね、今香美市というか土佐山田町のほうでも、既にこのあたり一帯でアナログ回線から将来的にはもう2年ほど前から、先ほど課長答弁ありましたようにデジタル化をするようなNTTのほうに猶予が5年あって15年ですかね、その時期になりますとアナログ回線から全部光回線に変わって、電話機らあもデジタル対応というか電話機なのか交換機なのかデジタル対応になるということですね、実はかかってきております、お店とか個人の方に。このあたり一帯でアナログ回線からデジタル回線に変わると、普通の一般の電話の方も。それについてですね、今回線を切りかえるやったら無料でやりやすよとかいうやつが、ネットで調べると会社名を名乗ってますので本当に悪質じゃないかもしれませんが、あんまり評判はそれでもよくない。違法ではないけど無理やり変えさせるという電話がね、既に多分自分の周りで3人、4人ぐらいは相談を受けまして、ネットで自分が調べてそんなことはないから、その何というか実際その時期になったらちゃんとアナウンスがあって、それに対して間違いなくNTTとかは無料でそういうことができるはずだからということなので慌てないよということはおっしゃっています。

その辺の情報がですね、まあ現在であればN T Tのホームページへいたりとか、N T Tの正規の代理店のホームページへいけばそういう事例がありますので気をつけてくださいねってありますけども、お年寄りとかはですね、そういう情報が入る場所がないので、特に今回香美市のほうでこの光ファイバーでデジタル化になるとかっていうやつが皆さんの耳にそれだけが入った場合にですね、そういったセールスがかかってきたときに、ああそうなのかなっていうてすぐ乗ってしまうお年寄りが大分おるんじゃないかと思しますので、ちょっと早目に広報のほうでですね、総務課のほうでもちょっと対応していただきまして、そういった被害というのか、そういったことに乗らないような方法をとれるのであればとっていただきたいと思っておりますけどもいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。先ほども申しましたように、悪質な電話等はかかっていると思います。我が家のほうにもですね、山田とは違うと思えますけれどもいろんなプロバイダーの勧誘とかですね、そういったものの電話がかかっていることは事実でございます。

しかし、先ほども申しましたように余りこの強調して広報をしてしまうと、実際その適切なセールスについてもですね拒絶反応を起こしてしまう可能性がありますんで難しい部分ではあると思っておりますけれども。なおですね、そういった部分につきましては広報の担当課のほうとも相談しまして、広報できる部分については広報をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 続きまして、次の質問のほうに移らせていただきます。

香美市に、本市におきましてもSNS、ソーシャルネットワークキングサービスというらしいですが、を効果的に使っていきべきと思ひまして質問をさせていただきます。

特にですね、自分の調べたとかかかわっているってこともないですけど部分では防犯とか防災、観光とかに強みが発揮できるように思っております。昨年6月議会におきまして、同僚の有元議員からWi-Fiを使ったいろんなハード、ソフトの提案の質問もありましたけども、今回はそのハード面ではなくてですねソフト面で、特にフェイスブックの利用について絞って質問をさせていただいていきますのでよろしく願いをいたします。なかなかわかりにくいので例を幾つか、ちょっと長くなりますけども挙げさせていただいて、それについて答弁をいただきたいと思ひます。

まず、防災についてですけど、例を言いますと武雄市です。武雄市では全国の中でもソーシャルメディアの導入を積極的に進めていることで有名な自治体です。市の職員の大半にツイッターのアカウントを与えて職務中のつぶやきを奨励をいたしております。その狙いは何げない情報も公開することで行政を身近に感じてもらうことだそうです。

実際に武雄市で豪雨がありまして災害が起きそうなきにですね、市の職員とか市長

がツイッター等で道路の冠水状況、そこの現場へ行って写真を撮ったりとか、今どれぐらい、何センチとかそういう道路の冠水状況などの災害の情報をずっと流し続けて、それを周辺の市民も現場へ行かずに見て安心もし、まあまあ不安にもなったかもしれませんがそういった情報を流したそうです。これはツイッターを使ってでの例ですが、フェイスブックを使えばメーンの通信手段が災害により打撃を受けたときでもですね、そのエリアで誰かがつながってさえいれば静止画、動画つきで情報を発信できるということになります。そして、その情報を国とか県とか自治体、消防等、どっかで情報がとまるとかということなくおくれるとかということもなくですね、一斉に共有できて素早い対応ができるんじゃないかと思います。写真、動画については周辺の住民も情報を共有することができますので、避難勧告等においても従来のサイレンとか防災無線、そんないろんな情報の補完的な役目も負うようなことができるんじゃないかと思います。

そして次にですね、フェイスブックを使った防犯対策に利用できた例です。これは偶然調べていったときにたまたま上がったことですが、これも同じ武雄市で、つい先日ですね次のようにアップされておりました。「武雄市で中学生に対する声かけ事案発生」というタイトルでした。ちょっと読み上げさせていただきます。

「2月18日（月）午前8時35分ころ、武雄市武雄町の路上で、登校中の女子学生が見知らぬ男から道を尋ねられ、持っていたバッグをつかまれる事案が発生しました。男は、年齢30から40歳代、がっちりした体型、耳が隠れるくらいのボサボサした黒髪、上衣が緑色迷彩柄の長袖、黒縁メガネ着用、白かシルバー色の乗用車に乗っていました。この事案に関する情報は武雄警察署、電話番号までお願いします。一人歩きの際は防犯ブザーを身に着け、周囲に十分注意を払うようにしてください」こんな内容でございました。

当日これ午後にはもうアップされておまして、何人の方が実際見られたかわかりませんが、自分がこれを見た下校時刻前には2人がそれをシェアをして160人ぐらいが「いいね！」をつけておりました。この例のすばらしさはですね、情報のスピードアップですね、スピードが速いという。下校時にはもうアップされていたので、今は結構モバイルとか皆さん使っていますので、そういった情報が瞬時に広まるということです。あと続きまして児童生徒等の被害が予想される方はもちろんですね、その保護者への警報が行き渡るということ。あと情報の共有ということが素早いので周辺住民の方からのその情報提供とか、その地域でのこんなことが起こったっていう緊急防犯意識のそれが挙げられるということでございます。

例えば自分らあがぱっと見たら、近所の八百屋のおばちゃんとか数も少のうなりましたけどまだ店があいているところありますので、あっ、こういうことがあるから、今度余計気をつけちゃろねえとかいうそういう情報がすごく早く入ると。今までは子どもたちに気をつけましようねって、帰りについていうことやったと思いますけども、周辺皆さんでそういった緊急に防犯意識が高まると、瞬間的に。そういったことも考えられます。

続きまして、観光面で例を挙げさせていただきます。まずは南島原市の例ですけれども、南島原市のフェイスブック、撮ってくれんね！南島原コンテストというのがありまして、これはもう登録からわずか半年弱で人口の5万人を超える9万人がなんか見ていいね！をつけたらしいです。これは熊本県の今の大流行になってますくまモンのオフィシャルサイトの当時8万7,000を超えまして自治体の中で日本一になった。そんなにくまモンほど大きいキャンペーンというか何もせずにそういったことが起こっております。

これはコンテストというか写真コンテストみたいな形で情報発信をしたんですけれども、コンテストの開催に伴って、開催されたフェイスブックページには応募された写真が掲載され、南島原市の美しさや心温まる風景が伝わってきますと。1枚の写真で3,000人ぐらいの方がそれを見ていいね！とか押したりとか、かなりの人が住んでる方もそうですし、出身の方、県外へ行って自分のところのふるさとの風景をそこで見て感動する方とかそういうことがあったようです。

ここは市の総務部ですね、総務課というか総務部が主催で市民にフェイスブックの講習会を行っていると。割といろいろとこう調べてみるとフェイスブックについては講習会とかを行って、市民がその地域を盛り上げろうというようなことにつなげていくようなことを市みずからが行っているということもあります。

これはどういうことかと言うとですね、市民からしたら全世界に向けた写真とかの発表の場所を提供していただいているということと、市からすればですね市の財産である生活、文化、イベントなどのさまざまな風景の取材とか掲載を住民みずからが行ってくれと。もちろん若干の管理をする必要はございますけれども、大きな労力は住民みずからが地域に参加してくれるという形をつくれるということでございます。

また、もう一つ観光の面で沖縄離島ガイド・プロジェクトおこなわ、沖縄じゃなくしておこなわっているのがあります。このフェイスブックページでは、沖縄本島の周辺に点在する人やモノの移動が少ない離島5村が持つ自然の美しさや年間を通じて行われるさまざまな季節行事、島にしかない伝統文化、特産品、島だけしかないご当地自慢などの魅力を県外に発信していくというプロジェクトでございます。

これ担当の課長さんには一応データはお渡しをしまして、もちろんもう既に知っておられましたが、いろんなここについては情報を、それに評価等のコメントなんかも載っております。これ自体はその5島と県が、沖縄県が力を合わせて取り組むプロジェクトでございます、本市にとってそれが直接参考になるかどうかということは微妙なところなですけれども、取り上げるとしても高知県全体の、沖縄みたいに高知県全体のプロジェクトがいいのか、本市単独のプロジェクトがいいのか、一長一短あると思いますが、これは検討していくと、参考にするにはいいんじゃないかと私自身は思っております。

また、ポータルサイト、香美市の公式みたいなやつをつくりましてですね、観光協会とか吉井勇記念館とかやなせたかし関係ですね。アンパンマンとはちょっと言えんところがありますが。あと美術館とか公民館等の独自のフェイスブックのページもつくりま



して、それを連携さすことでそれぞれの関心層、別々にある関心層をですね、美術に興味があるけど観光にはないとかいろんなところがそういった層が割とリンクしやすいようなつくり込みもできますので、それぞれの関心層をリンクさせて相乗効果を上げることもできると思います。以上のようにインターネットを利用することでですね、訪れたことのない人にも市の魅力を発信することができます。

最近では、双方向のコミュニケーションができるフェイスブックやリアルタイムにつぶやけるツイッター、動画を掲載できる Y o u T u b e など豊かなツールがそろってきております。例を挙げましたとおり、その先進地においては有効に活用している例も幾つか挙がっております。現在いる場所に関係なく感動を共有するこれらのツールの利用は、地域の活性化にますます貢献するものと私は思います。用事がある人しか訪れない従来の形のホームページと違まして、情報を周りの人たちが勝手に拡散してくれる SNS、今回はフェイスブックでございますが、強力な情報発信のツールであると思います。従来のホームページや紙ベースの広報のまずは補完的な役割を期待しまして、補完的な役割としまして、また発展していけばそれらを超えるツールとしてですね積極的な取り組みをしていくべきではないかと思っております。まだまだ認知度はちょっと低いかもしれませんが、姉妹都市であるあわら市や積丹町なども観光協会のフェイスブックページと市の公式フェイスブックですね、市の観光協会のフェイスブックと市のフェイスブック両方つくってなかなか情報は発信しております。それぞれ特徴を生かした情報ですので、見てても楽しいし身近な情報なんかも。割とこう市本体のホームページで上げていくとなるとなかなか課長の決裁が要るとか、それぞれルールづくりの中でですねすぐ上げれんとかいうことありますけど、そのフェイスブックランクになると情報がすごく上げやすいというようなこともありますので、また参考にさせていただいたらと思います。

あと香美市の職員の方で個人的にきれいな三嶺の写真なんかアップしている方もおりますし、こういったやつを公式ページをつくって上げてもらうとかですね、おいしいところとか美しいところとか伝統芸能、イベントなどはもちろん日々の暮らしの中でのそれぞれの感動の写真や動画などをアップしていただきましてですね、その感動をみんなで共有することはすばらしいことやないかと思っております。それは地域おこしや観光振興にも行く行くはつながっていく方法であろうと思っております。

なかなか短い時間でフェイスブックの魅力とか特徴をお伝えするのは難しいですけど、香美市在住、出身の方でですね、香美市を愛したりとか応援してくれる方はもちろんですね、興味を持ってる方全ての窓口として大いに活用できるというか、身近に活用できるその責任、まあ無責任ということではないですけども、割と重たい責任なく参加して香美市を盛り上げちゃろうというような方の窓口になり得るツールですので、利用していけばということの提案で方々の質問でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 利根議員のご質問にお答えいたします。

このところ利用者数が増加をしておりますフェイスブックを市の情報発信のツールとして、特に例を挙げられました防犯、防災、観光面での活用は確かに有効であると思います。自治体での活用事例も増加していると感じております。現在、香美市ではホームページの掲載情報の充実を図っておりますが、掲載情報の少ない課等への働きかけで担当者は苦勞をしているところでして、今はホームページの内容充実に力を注がなければならないと考えております。

フェイスブックの活用につきましては、導入自治体等の事例からメリット、デメリット等について、まずは研究することから始めなければならないと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） まずは研究するところからというお話でございました。

ホームページ、たしか検討委員会みたいな委員会をつくってやっておられましたけども、フェイスブックをもしやるとしてですね、ソーシャルメディアポリシーというカルールづくりから始めんといかんと思います。行政がやる事業と、やればですね行政がやる事業となりますので、いろんなルール、職員が守らなければならないルール、あと外に向けてアップするんで、それに参加する市民というかの皆さんがこのルールを守ってよっていうそのいろんなルールづくりがありますので、なかなか1人、2人でこれを考えてというのも無理だと思いますので、またそのチームを組んでですね、ぜひ一歩ずつでも前へ行っていただきたいと思いますが、その辺のどういう組織でどういう検討をしていただくかをちょっとあればお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

確かにおっしゃられましたようにフェイスブックを活用するということになりますと、まず運用ポリシーの整備が必要になってきます。そして運用体制をどうしていくか、そしてフェイスブックページを作成するということになりますと、当然保守対応も考えていかなければならないということになりますし、担当者を配置するにいたしましてもIT関係にですね一定のスキルを有する者の配置は必要かと考えております。そして職員全体の情報活用力の向上というものも必要になってこようと考えております。

今ちょうどホームページがですね従来のものとは違いまして、職員全体でかかわっていきたいというふうに考えておりまして、それぞれにホームページ主任というのをそれぞれの担当課のほうで持っております。人数はそれぞれの課によって大きな課には複数名いるところもおりますけれども、それと当然担当課長なり班長なりがですね、その課の決裁をいたしまして、最後ホームページの総務課の担当者が内容等を見まして最終は私のほうが決裁をおろすということに通常のページはなっております。そういうところで今どういった情報がその掲載をされていくか、これからどういうふうにそのホームペ

ージを活用してくかというところをどんどん幅を広げてですね、深く掘り下げていかなければならないと。結局そこをやることによって将来そのフェイスブックを活用するところにつながってくるというふうに思っております。当然フェイスブックを活用することになりますと、ホームページへの掲載情報というものが同じようにアップされなければなりませんので、その発信するその発信力といいますか、そういうのを高めていかなければならないとは考えております。ですから、もし将来的にそのフェイスブックの活用を考えるということになりますと、やはり庁舎内ですね、職員でプロジェクトチームとまではいかないかもしれませんが、一定のそこを研究する場というのは設けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） もちろんそのホームページも大事というか直したばかりですね、これからどンドン前へ向いていかんといかんところでございますけども。ホームページはホームページの役割がありまして、フェイスブックはフェイスブックそれぞれ特性を生かして伸ばしていくためにですね、もちろんこっちをやりゆうからこっちができんとかっていうやつじゃなくて、できれば並行してちょっと考えていただきたいと思います。

あとですね、いろんな自治体で先ほどいったソーシャルメディアポリシーとかいうそういうガイドラインとかもつくっている自治体もありますので、それを例えばですね、今言った総務課のほうでその最終確認をして出す、ホームページなんか責任が重いのでそういったことになると思いますけども。それは例としてですわね、広報決裁が必要な情報としては、市のホームページとか市役所だよりに関する情報発信を行う場合とか、市が関与する内容でマスコミへの情報を行う場合、そういうふうにルール決めしているところがあります。同じルール決めしているところでちゃんとフェイスブック的な部分もルールへ書き込んでおります。広報官の決裁が必要な情報発信というところへ同じルールづくりの中でつくっておりますですね、ブログへの投稿、コメントの返信、ツイッターによる情報発信のうち次のものについては広報官の決裁を得ずにできるということで既に一般的に周知されているイベントなどについてとか、イベント、競技会の結果などについてなどとか、法令で定められている内容をお知らせする場合とか、割と同じ尺度でホームページと並行した考え方で進んでいくとなかなか難しいですけども、最初からもう同じでありながら別もんと、セキュリティーって外部のサーバーですのでセキュリティー自体はないと思いますけども、並行して進んでいってそれぞれの特性を生かすにはですね、ちょっとこう別の考え方を並行してやっていくのもどうかなという、そういうところが先進の自治体結構ありますので、それもまた参考にさせていただいてですね、ちょっと柔軟にフットワーク軽くということ、そういう世界ですのでよろしくお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

当然ホームページとフェイスブックというのは全く別物であるというふうに考えております。ホームページのほうはですね、やはりみずからその情報をとりにいかなければなりませんけれども、フェイスブックのほうになりますと向こうから飛び込んでくる情報を自動的に受けとめるということで、そして非常に情報も拡散していくということで、情報をその受ける側としたらですね、情報の取得が非常に容易になるということで大変効果的なツールであるというふうには感じております。

ですから、そのポリシーをつくる時もですね、当然ホームページとは違ったポリシーになろうかと思えます。そこのあたりもですねやはり職員がそのポリシーについて十分な理解を持って発信をしていかなければなりませんので、そこのところの何ていいますか力を強めるといいますか、そういうことをやりながらポリシーをつくりながら、そういったところの能力も高めるということも必要であると思えますので。

今いろいろ研修会なんかを市が開催をいたしましてもなかなか人が集まらないというようなこともありますので、そういったときにもですね職員がそこを積極的に発信して、そしてまたそこへ来場されている方がですね、そういうことを発信されることによって情報が拡散して、興味を持って市民の皆様がいらっしゃるとかいろんなことが、可能性というのは非常に広がっていると思えますので、これから先は非常に重要になってくるツールだと思っております。認識はもう全く別物だというふうには思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） フェイスブックをすごく勧めてまいりましたけども、ホームページが立ち上がるということですのでご自分も関心を持っておりますし、フェイスブックでのご得意な分野もありまして、それもホームページでしか提供できない情報とか、そういった検索機能とかいろいろね情報を残していく、積み重ねていってということなんかはホームページでしかできませんので、その辺の充実も今後期待をいたしまして質問を終わらせていただきます。よろしく願いします。

○議長（西村芳成君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 21番、比与森でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、昔使われていた農機具や洗濯板、しちりんなどの生活道具の展示や、物部町、香北町、土佐山田町の歴史を写真パネルなどで紹介する資料館の設置を強く望むことから質問させていただきます。

私は去る2月12日に山田小学校3年生の社会科、今に残る昔と暮らしの移り変わりの授業の一環でふらっと中町に展示しています昔の道具について説明をさせていただき

ました。ふらっと中町に展示してあります昔の道具は、商店街が開催しますよびす昭和横丁のために収集、展示しているものですが、決して多くの道具が展示されているわけではございません。それでも児童からはてんびん棒やタイプライター、ガリ版印刷などの使い方等々数々の質問が寄せられました。それらの疑問に答えさせていただき、あっという間の1時間でした。

3人の先生が同行されていましたが、若い先生からは銭湯の脱衣場にありました脱いだ服を入れる箱型の棚を「あのロッカーのようなものは何ですか」との質問もございました。また、後日校外学習の中で、土佐山田まつり、かかしまつりについていつから始まったのか、誰がやっているのか、どのような目的でやっているのか等々質問を受けました。かかしまつりでの回答では、正しくは刃物まつりでなぜかかしまつりと言う人がふえたのかの説明をした後、土佐山田町は土佐打刃物の町であることや、以前は鏡野公園ではなく商店街で開催したこともある等々知り得る限りの説明をしたところでございます。

ここで香南市の教科書ですが、使っています小学校中学年3、4年の社会科の教科書の中身を紹介させていただきます。当然のことながら山田小学校の教科書も見せていただきました。全国共通のものでございますが、香南市では香南市教育委員会が発行した本を使用しています。今回の一般質問の通告後にこの香南市の教科書を目にしましたので、教科書の中身の是非については通告外となりますので紹介のみさせていただきます。

項目については、今に残る昔と暮らしの移り変わり、香南市では暮らしの移り変わりという項目でございます。教育長は香南においでましたのでひょっとご存じかとは思いますが、例えば炊飯器でしたら、かまどから始まって今の電子炊飯ジャーですか（資料を示しながら説明）、といったような歴史に係るものを順番に紹介しています。また、洗濯機も洗濯板から現在の乾燥機付洗濯機等、ずっと歴史が紹介されています。山田小学校で使っています教科書では、かまどだけが出るとか洗濯板だけを写すとかいうような教科書でございます。また、歴史については、自分たちも泳ぎました山田堰の写真など（資料を示しながら説明）も紹介されています。そして、驚いたのは香美市土佐山田町はどこという場所があります。この中には土佐山田町の刃物まつりかかしコンテストの作品とかいう項目も出まして、特に土佐刃物流通センターの田村さんの談話、そして鍛造業の上村さんの話、また三谷八郎染工場の三谷さん親子などのコメントも教科書の中で香南市の子どもが土佐山田町を勉強しています。冒頭にふらっと中町での学習に少しふれましたが、その際担任の先生に香美市には昔使っていた農機具などが数多く保管されていることを話しますと、ぜひとも教材として活用させていただきたいとの要望もございました。以上を述べまして質問させていただきます。

小学生の教材として昔使われていた生活用品や農機具などを展示することや、物部町、香北町、土佐山田町の歴史を写真パネルなどで展示することの必要性、大切さに対しどのような認識でおられるのか見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

まず、民具を初めとする文化財でございますが、長い歴史の中で生まれ今日まで守り伝えられてきた貴重な財産でございます。これらの文化財を未来へ守り伝え、伝統的な文化を発展させていくためには、一人一人の協力が必要かと思われまふ。ご質問の小学校の教材として民具などを展示し地元の歴史や文化を知ってもらうということは、重要なことだと認識をしております。香美市の歴史をパネル展示し、誰にもわかる形にして公開することも同様だと認識をしております。ちなみに、先ほどご質問の中にごございました香南市の件でございますが、過日香南の職員が民具等を見学に来てございました。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 重要だという認識でお答えをいただきました。

1点、必要とは感じませんでしょうか、その辺の認識をお願いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 生涯学習課のほうといたしましては、そういったことも今後学校に限らず全ての方に認識してもらうことが必要かと考えております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 済みません。認識やなしに必要な不必要かその辺をお聞きしたい。1点、必要かそれだけでいいですので。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 必要であると考えております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） はい。必要であるということをお聞きしました。次の質問に移ります。

次に、展示場所として個人的には休校となります佐岡小学校がよいのではないかと考えておりますが、佐岡小学校は香長小学校や大柘小学校からの距離を考えますと最適ではないかと思うところがございます。休校となります佐岡小学校、繁藤小中学校、そして既に休園となっています明治保育園、楠目保育園の有効活用も考えられますが、それぞれの各施設は今後どのような活用を考えられているのか、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 現在管財課が管理している明治保育園の一部につきまふは、旧香北町と旧土佐山田町の民具を運びまふして整理作業を進めております。また、埋蔵文化財は旧楠目保育園において整理作業をし保管をしております。ご質問にごございました佐岡小学校等につきまふしての展示につきまふしては、関係者と協議をしながら今後方向性を見出さなければならぬと、このように考えてございます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 有効活用を強く望んで次の質問に移ります。

これまで昔使われていた生活用品や農機具の展示、香美市の歴史を写真パネルで紹介することへの認識等々をお聞きしました。そして、香北町、土佐山田町の民具が現在大切に保管をされているということでございましたが、これらを踏まえ香美市にも歴史資料館の設置を強く要望するところでございます。立派な箱物の建設でなくてもよいと思うわけです。今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えします。

文化財は保護と活用があって初めて存在価値が出てくると思います。このため、新しく歴史資料館の新設は望ましいとは考えておりますが、現段階では具体的な構想は持っておりません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） それぞれの施設は今後検討していくという答弁もいただきました。そして、初めには小学生の教材としてそういった過去といいますかその歴史をつづる文化財等の必要性もお聞きしたところですが、今後その保育園に眠っている貴重な歴史資料、こういったものをより効果的に活用する非常に大切な教育材料ではないかと思っているところでございます。その辺を踏まえて今後そのまだ決まっていない佐岡小学校や繁藤小中学校の活用についての検討をする考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 今後検討する考えはございます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 大いに期待して次の質問に移ります。

次に、通学路の安全対策についてでございます。

通学路の安全対策では昨年文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携し、全国公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路について、交通安全の確保に向けた緊急合同点検が実施されましたことは周知のとおりでございます。その結果、全国では7万4,483カ所もの対策必要箇所が公表されました。香美市にあつては15カ所が公表されたところですが、公表されました対策必要箇所につきましては、先日可決されました国のほうの平成24年度補正予算に含まれます防災・安全交付金の対象となっていたわけですが、香美市にあつては予算案にいち早く組み込まれ、香美市が道路管理者であります必要箇所への対策がとられたことは非常に喜ばしく思っているところでございます。

私は去る1月17日に山田小学校5年生が校外学習の取り組みで、自分の住む町を防災の目で探検し、防災施設や安全なところ、危険なところや問題点について情報を収集するとの目的の学習に同行させていただきました。5年生全員が防災マップグループ9

班に分かれ、それぞれの地域を歩きました。私は旭町グループで8人の児童の質問や疑問を受けながら、旭町1丁目から3丁目を歩いたところでございます。ブロック塀のひび割れや危険ではないかと思われる看板などをチェックする一方、児童公園や広い駐車場は緊急避難場所として適しているなどの学習を行いました。児童みずから自分たちの目線で安全について学習し認識していくことは実により取り組みだと思ったところでございます。そして、5年生が作成しました防災マップを全校児童が共有することこそ大切ではないかと思っております。昨日、山田小学校を訪れた際、来週11日に防災訓練をした後この5年生の発表が行われるとお聞きいたしました。

以上のことからお尋ねいたします。

今回の山田小学校5年生の取り組みは主に地震に対する取り組みでしたが、交通安全面も含め児童の目線で学習しながら市内全ての小学校で危険箇所の再点検を求める次第ですが、見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 比与森議員の通学路の防災、それから児童の目線での危険箇所の再点検ということでお答えいたします。

これは通学路の危険箇所につきましては従前8月、昨年8月に一度実施しております。これにつきましては学校が保護者の声をまとめたものとして、この中には子どもたちの意見も保護者の声に反映されているものと考えております。

また、危険箇所につきましては、学期ごとに管理職が点検しております。小学校では集団下校訓練のときに実施したり、また総合学習の時間等で防災学習に取り組むとき児童の目線で通学路について点検し、また下級生に周知していく取り組みについてしております。各学校それぞれその場において点検を行っておるとというのが現状でございます。また、保護者の方につきましても児童と一緒に通学路を歩いてもらい、危険箇所について報告してもらうようにしております。

具体的に言いますと、大栃中におきましては防災学習時に生徒、地域住民交え点検し、問題点について生徒の見た視点で検証、検討し、実際の場面で生かせるようなことを計画しております。鏡野中におきましては、保護者から交通安全の観点を踏まえ危険箇所のアンケートをとり、必要な場合は点検、見直しをしているというふうに考えております。また、それぞれの学校の保護者会等に声をかけまして危険箇所の調査は進めていくようにしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 危険箇所については万全な態勢で臨んでいるというふうに受け取りました。

それでは、次に移ります。

その危険箇所を保護者、子どもの目線等々でチェックする中で、それぞれの校区にお



いて防災マップ、防犯マップの作成がされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

まず、通学路の防災・防犯マップの作成状況につきましては、一部作成している学校等がある状態でございます。まだ全ての学校には行き渡っておりません。

先日の3月4日校長会におきましては、こういった部分で平成25年度取り組むよう市教委のほうから指示を出しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

次に、最近は大東日本震災以降、防災面がクローズアップされていますが、通学路での不審者対策など防犯面での対策は決して忘れてはならないことだと思っております。昨年12月、岡山県倉敷市で開催されました全国人権教育研究大会に参加させていただいた際、私が出席しました分科会の小学校では、登下校時児童の目につきやすい下駄箱近くの壁に校区内の交通面と防犯面の地域安全マップを大きく掲示してありました。私自身、実により取り組みだと感心したところでございます。先ほど次長のほうからは、平成25年度に取り組む予定だということをお答えいただきましたが、今後ますます大切になります防災、防犯両面での通学路の安全に対する周知、どのように徹底されていくのかも含め、それと防災マップ、防犯マップの子ども、児童に対する徹底をどのように考えておられるのかお聞きします。

それで、先ほど言いました倉敷市の取り組みの写真を撮ってきてます（資料を示しながら説明）。1つが模造紙よりちょっと大きかったかと思いますが、それを2枚並べまして下駄箱の子どもが非常に目につきやすいところに張ってありました。（資料を教育次長兼教育振興課長、後藤博明君に渡す）そういう取り組みも含め今後の対策の答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

先ほど通学路の防災、防犯に関してでございますが、先ほど比与森議員と一緒に回られた山田小学校の防犯マップ（資料を示しながら説明）、多分こういうもんだと思えます。これは縮小版でございますが、これを大きくして3月11日に発表して、これは生徒たちの目につくところへ張り出すというふうな形をとる予定でございます。ですから、こういった部分で各学校に基本的にそれぞれできる予定でございますので、先ほどの質問にございましたように、下駄箱等の見えるところに張っていきたいというふうに考えております。

まず、通学路の防災、防犯に関しての児童生徒への周知でございますが、それにつきましては登下校で街頭指導や決められた通学路を通学するよう指導しております。また、

警察等の講師を招き、防犯教室や防災学習を行い徹底しております。

次に、また一部の、全部の学校じゃございませんが、下級生に対し「あんぱんまんマーク」の安全の家というような部分については、どこにあるのかというのを確認をさせておるといふ現状でございます。

それから、今後の対応につきましては、地域や保護者の情報を収集し、互いに連携して対応して通学路の安全点検と安全指導の場を検討していきたいというふうに考えております。

前段でお答えいたしました、交通安全を初め防災、防犯の通学路マップの作成につきましては、校長会におろしたように前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。  
○21番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。  
○議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時40分 再開）

- 議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、6番、山崎晃子君。

- 6番（山崎晃子君） 6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切に、その思いを真つすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、観光協会及びべふ峡温泉に関して、職員提案制度に関して、地域福祉計画についての3項目について一問一答形式でお伺いいたします。

初めに、再生を願って観光協会及びべふ峡温泉に関してお伺いいたします。

観光協会の専務理事による不適切な現金管理について、昨年12月21日の議員協議会において担当課長から説明を受けました。そのときの説明によりますと、市の補助金交付規則などにに基づき11月5日に立入検査をした際、専務理事が備品購入のためなどとして仮払い名目で会計担当者から現金を受け取りながら実際には支払っていなかったり、処理しないままだったりの使途不明金が260万円余りが見つかったとのことでした。このことについては12月27日の高知新聞にも掲載されました。その後多くの市民の方から、香美市の観光を引っ張っていくはずの観光協会が1年足らずの間にこんなことになって一体どうなっているのかという声がありました。また、こんなことになる前に何とかならなかったのかという疑問の声もありました。そして、べふ峡温泉は今後

どうなるのかなど不安の声も多く聞いてきました。市のほうにもこのような声が届いているかもしれませんが、この問題の発生以降、市長並びに担当課長におかれては、その対策に大変なご苦勞をされ心を痛められていることとそのご心中をお察しするところです。

この問題は一般社団法人という外部組織内で発生した問題であるという点で、本日の質問で取り上げることに私自身悩みました。しかし、観光協会は市からの補助を受けて運営されている組織であり、べふ峡温泉と香美市いんふおめーしょんの管理を市が委託している組織です。その組織内で今回のような補助金や指定管理費などの運用上に問題がある場合、または施設の運営等に問題があった場合は、委託している側として市に管理、監督、指導などの責任があると思います。そして、今回の問題、特に経理上の問題点を精査、徹底検証した上で今後の運営に生かしていくことが、観光協会やべふ峡温泉の今後の再生のためにはどうしても必要だとの思いから、あえて本日の質問で取り上げさせていただくことにしました。この点をご理解いただき、私だけでなく疑問や不安を抱えている市民が理解できるような答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

12月28日の高知新聞には、27日に行われた観光協会の理事会の様子が掲載されていました。これを読んで私は大変驚き失望もしました。その様子を受けた記事を読み上げます。

「肩を落とすしかなかった。香美市観光協会の専務理事による不適切な現金管理問題。協会発足から1年足らず。地域の観光振興に向け走りだした直後だけに残念でならない。しかし、同協会理事会の対応にはさらに落胆させられた。不適切管理は市の検査で発覚したが、協会自身では調査しない方針や、専務の辞職承認もあっさり決めてしまった。協会は市内の観光関係者らが理事を務めるが、単なる任意団体ではなく、独立した一般法人だ。しかも公金を扱う。理事らは運営責任者という意識を持っているだろうか。今回の対応からも、協会は組織としてはかなり脆弱と分かる。それが専務の不適切な現金管理を許してしまったとも言える。再発防止や運営の立て直しのためにも、できる限り真相究明を図る姿勢を見せるべきではなかったか。第一、自ら真相究明も図れない組織に公金を任せていいものか」

この記事を読んで、私はまさしく今の私の思いだと感じました。市長は今回の問題、今日の状況をどのように受けとめられておられるのでしょうか。認識と見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎晃子議員の観光協会の件につきまして、今日の状況についてお答えいたします。

一般社団法人として独立し、その歩みを始めて1年にも満たない昨年11月5日に現金不適正な支出が市の検査で判明いたしました。その後、現在観光協会においては運営資金の不足で経営が非常に厳しくなっております。市民の皆様、関係者の皆様には大変

なご心配をおかけしており、大変遺憾に思います。今後の事業再生に当たっても現在進めております人員削減、これを余儀なくされている現状に大変心を痛めているところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 担当課長からは大変心を痛めておられるということで、市長も同様かと思えますけれども、次の質問に移らせていただきます。ちょっと具体的な質問に入っていきますけれども。

まず、会計処理の仕方についてお聞きをいたします。

市長の諸般の報告では、平成24年度の観光協会の事業収支は1,800万円以上の赤字計上が予想されているとのことでした。余りにも大きな数字ですが、私には会計処理について不可解な点があります。まず、経理上の基本的な認識についてお伺いします。具体的な点については2回目以降の質問でお聞きいたします。

当初の予算では、観光協会に運営補助金として1,100万円、香美市いんふおめーしょんの指定管理費として430万円、べふ峡温泉の指定管理費として1,900万円が計上されています。これらの補助金及び委託管理費は、観光協会のそれぞれの事業運営費として計上されているはずですが、しかし、観光協会、香美市いんふおめーしょん、べふ峡温泉とそれぞれの事業別に見て、公金の支出目的に沿って適切に使われ、どの部門でこんな多額の赤字が出たのか、正確なところがわかりません。本来それぞれの事業別に会計処理が行われなければならないところが、言葉は悪いですが実際は井勘定で行われていたところに大きな原因があるのではないのでしょうか。公金を支出する側の責任として、また、今後の経営改善指導につなげていく視点からも会計処理に問題はなかったという点を徹底検証し、赤字の原因を明確にするべきではないのでしょうか。まず、この点の認識と見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

山崎議員のおっしゃるとおり、平成24年度、本年度観光協会が発足いたしまして本当に井勘定というふうな形での会計の処理が行われておったようです。それにつきまして、観光協会内部におきましてもきちっと分けて処理をするべきだという理事会の意見もあったようでございますけれども、前専務理事がそのようなことをしていなかったというふうな報告を受けております。

当然、香美市いんふおめーしょん、べふ峡温泉、また一般社団法人香美市観光協会はそれぞれ会計処理をおのおの事業ごとに仕分けをし、母体である補助事業団体である香美市観光協会に連結決算によって全体をまとめていくということが通常の方法であると考えます。

今回の問題が判明いたしまして、観光協会のほうにも市のほうといたしまして、可能

な限り現在の一まとめにした会計を可能な限り分けてもらいたいということによって、どこがどのような形になっているかを判明すると同時に、次年度以降事業の継続に向けては当然法人としての一般会計、また、インフォメーション業務、そしてべふ峡温泉、それぞれに分けた上での連結決算を確実に実施をしてもらいたいというふうな申し入れしているところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。

井勘定であったということで今後分けてということですが、それではちょっと具体的な部分についてちょっとお伺いをいたします。

その1,800万円以上の赤字の件についてですけれども、支払い等に充てるために観光協会の理事の皆さんが一定額のお金を負担していると聞きました。しかし、議員協議会で示された収支計算資料や私が調査し入手しました観光協会の収支計算資料のどれを見ても、それらの数百万円単位のお金に関しては幾ら入ってきて幾ら出ていったのかという収支が全く記載されていません。本来そのようなお金の出入りがあった場合、それが寄附されたものであれば収入として寄附金欄に計上されるはずですが、また、借り入れたものであれば借入金額に計上されるはずですが、どんな収入であれ、何らかの形で法人会計の収入に計上されるはずですが、それらの多額のお金が計上されていなければ、それらのお金は宙に浮いた状態になってしまいます。こういった多額のお金の出入りを入念に精査されれば、市長が諸般の報告で説明された事業収支予想の金額にも変動が出る可能性があるのではないのでしょうか。認識と見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。せんだって議員協議会でお話いたしました資料につきましては、3月末のキャッシュフローであるということを一且申し入れをさせていただいております。その後、理事会におきまして平成24年度の決算見込みの案、概算案、失礼しました概算ということで示されておる資料の中では、例えばべふ峡温泉におきましては収益部分で8,400万円程度、支出におきましては事業原価が2,600万円、人件費が3,300万円、そして、その他事業費で3,000万円と、合計8,950万円によりまして530万円程度の赤字が出ているというふうな状況でございます。

これ、おのおのの事業につきまして本部の観光事業部、企画営業部も同等でございます。そして法人会計の管理部、そちらについても同様の部分でございます。それらをおのおの、先ほど申しましたように井から可能な限り分けて収支を行いまして、そのトータルが1,820万円程度の赤字になる、そういうふうな概算となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今課長のほうがべふ峡温泉のことで言われたかと思えますけれども、そのべふ峡温泉に関してですけれども、人件費が先ほど3,300万円と言われましたかね、ということであると言われてました。私このべふ峡温泉に関して前年の奥物部開発公社の資料等を見まして、ちょっと金額を出してみたんですけれども、前年の奥物部開発公社の資料からは、年間の人件費は温泉従業員の給料、諸手当、法定福利費、福利厚生費、中退共掛金とそれからキャンプ場の賃金、鹿事業の臨時雇用賃金、社会保険料などを合計して全部で2,527万1,221円でした。先ほど課長が言われましたように、委託された昨年を調べてみますと3,300万円余りということで、大幅にこの部分で膨れ上がっています。これを仮に前年度と同じ条件と比較しても、その差額は770万円余りになってくると思います。

べふ峡温泉の実態を見てみますと、職員の入れかわりはありますけれども、前年と比べて人数がふえているわけではありません。しかも委託した4月からは職員の給料は月額2万円、3万円と減額され、多い人では月額5万円が減額されています。詳細はわかりませんが、7人の職員の給料の減額を換算すれば、年間に100万円単位の大きな削減幅になるものと思います。また、退職金の積み立てもなくなりボーナスも支給されていません。そんな中で人件費がこんなに大きく膨らむ要因はべふ峡温泉の中にはないと考えられます。このことから考えて、この775万円余りはべふ峡温泉の人件費以外、つまり観光協会の人件費に持ち出されたものでないかと考えます。べふ峡温泉の赤字を概算で530万円余りと予想されているようですけれども、観光協会、香美市いんふおめーしょん、べふ峡温泉とそれぞれの事業別に適切な会計処理が行われていましたら、べふ峡温泉そのものの事業収支は、これほどの赤字幅になるということは考えにくいわけですけれども、この点について見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

山崎議員、先ほどべふ峡温泉は7名と言われてましたが、うちのほうに来ている資料では12名になっております。これはうち宿直が1名入っておりますして11名プラス宿直1名で12名、また本部から森の学校やさまざまなビアガーデン等をやるために1名がこちらのほうから給料を支払っておりますが、当然そちらで上がった収益も宿泊ホテル事業部収益として計上をされておるところで、13名の人件費となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 13名の人件費ということをおっしゃいましたが、その後の事業計画にもかかわってきますけれども、これほどのその赤字を出すような状況ってということに関して見通しが甘かったということにはなってくるかと思えますけれども。その12名っていうのはなぜそこでこうふえていったのかですよね。言ったら昨年開発公社で運営していたときにはそういうことはなかった中で、ここに開発公社の時代にも

大変厳しい、べふ峡温泉の運営は大変厳しいという状況の中で、観光協会はべふ峡温泉の運営改善を任されたという中で、そういう中でありながらべふ峡温泉に人件費を負わせるというかね、そこからとらなければ（後に「とるという言い方は取り下げる」と訂正あり）ならなかったのかっていうところがどうしても私は納得がいかんわけですけども、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 議長、反問権を申請します。

○議長（西村芳成君） 内容をちょっとここへ。

（産業振興課長 佐々木寿幸君、議長に説明）

○議長（西村芳成君） 産業振興課長より反問権の行使がありましたのでそれを許可いたします。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。山崎議員にお聞きいたします。

先ほどの質問でべふ峡温泉から人件費をとるという発言がございましたが、その真偽についてお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） とるって言い方がちょっとよくありませんでした。そのべふ峡温泉の職員の別にそういう方を入れたということですけども、そのべふ峡温泉はべふ峡温泉で賄えるその人件費として計上されているということで、そこに指導が入った場合には、観光協会のほうから人件費を出していくことになるのではないかということをおもいましたので、とるという言い方は取り下げさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほどご説明いたしましたように、例えば森の学校、森のビアガーデン等はこれは本部のほうで計画をした事業でございます。その事業実施のために本部の職員がべふ峡のほうに張りついて、その事業の担当をしたという経過がございまして、そちらの分の人件費、本部からの1名につきましてべふ峡温泉から支出をしているということでございます。

それで、3,300万円の人件費につきましては、先ほどお話ししましたように11名のべふ峡温泉の職員プラス宿直職員が1名で12名、これに本部職員1名を加えました13名の職員の人件費でございまして、こちらから本部へ出ているというふうなことではございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、その13名ということでは言われてたんですけども、その開発公社の時代から比べて、そしたら本部から行かれた方は1名ふえてますよね。その前っていうのは変わらないというふうに私は思っているがですけども、そこも人数が違っているということでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

うちのほうに報告のありました資料によりますと、昨年の4月以降に1名を新たに雇用しているようでございます。それは11名の職員の中でございますので、10名の職員はもともといたというふうな報告をいただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、そのふえた分の人件費っていうのは1名、新たに雇用した1名と本部から行かれた1名の2人分ということでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 平成24年度になりまして新たに行った者はその2名と。7名からその10名になっている部分については明らかではありません。うちのほうに報告はございません。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、また詳しいその収支報告書がね出てみないとわからないところもあるかと思えますけれども。私は昨年度と同様であればこうした赤字が出ないというふうに思っていますので、その詳しい収支をね、分けた収支を見てみたいと思います。

では次の質問に移ります。当初の事業計画と実際の事業実施状況の整合性についてお聞きをいたします。

事業を展開するに当たっては、年度当初に予算も含めた事業計画を作成することは当然のことと考えます。それぞれの収入に応じてそれに見合った計画を立てて収支を計上していくものと思いますが、それぞれの事業計画と実際の事業実施状況はどうだったのか。先ほども述べましたように、これほどの大きな赤字が出るということ自体、事業の見通しが適正だったのかという疑問が残るところです。事業計画とその実施状況について、整合性はどうだったのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

平成24年3月30日に提出されております補助金交付申請書に添付されている資料におきましては、観光に関する事業が7件、関連機関との連絡調整及びその他関連事業が9件とされております。

事業内容につきましては、これに基づきおのおの体験型観光事業やカミ☆コン、また森のフェスティバルや森の学校など多くの事業が実施されておりまして、収支を除く事業展開では一定の整合性が図られているところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。



○6番（山崎晃子君） 収支を除く計画については整合性が大体一定図られているということでしたけれども、ではその事業に関してですよね、やっぱり事業をした場合にはその収支がどうであったのかっていうことは非常に運営上ね大事なことになりますけれども、その収支についての具体的な状況をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。昨年3月30日に香美市に出されました事業計画によりますと、支出で人件費総額は2,698万1,000円となっております。先ほどお示ししました平成24年度の収支の決算概算によりますと、人件費総額は5,580万円程度と3,000万円の開きがございます。収支を除くと言いましたのはその部分、人件費に当たる部分が非常に大きいにかかわらず、うちへの報告及びうちが調査した中では、理事会に対しても人件費を除いた収支報告がなされていたという事実がわかっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 大変何とも言えん状況ですけれども、この人件費が大きいということに関してはどういった要因が働いているのか。また、さまざまなそのイベントなんかもされたわけですけれども、それに関しての収支の状況についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。人件費につきましては先ほどのべふ峡温泉の人数プラス本部で専務理事1名プラス職員9名で10名でございますので、トータル22名という人件費になっております。また、その各事業につきましては、当然事業ごとにそれにかかる人件費というのはおのおの違いますので、それを計上して当然報告すべきものと市としてはそういう考えを持っておりましたが、その辺の指導もいたしておりますけれども、理事会ではそれを除いたものとして黒字決算等で報告がされてたという事実がわかっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 聞けば聞くほど、もう何とも言えんずさんな状況であったと。この事業計画、それからそれに合う収支っていうの、その事業を運営していくに当たって非常に大事なことですけれども、そこがもうずさんな状況、そういう認識がなかったのかわかりませんけれども、そういう状況であるということが非常によくわかりました。そこに問題があるということです。そのことはよくわかったわけですけれども。

では次の質問に移ります。

観光協会及びべふ峡温泉の職員解雇についてお聞きをいたします。

2月15日の議員協議会において、観光協会の組織体系図が示され職員の解雇につい

て説明がありました。説明によりますと、観光協会3名、べふ峡温泉4名の合計7人が解雇の対象になっているとのことでした。

先ほどの質問でも申し上げましたように、私はその経理を分離して見れば、べふ峡温泉はそれほどの赤字になっているというふうには思っていないわけですが、なぜべふ峡温泉の職員が4名もやめなければならないのか、その疑問が残りますけれども、その点について見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。先ほど山崎議員のご質問でもありましたが、平成23年度では7名とべふ峡温泉がですね。それで1,900万円の指定管理料によって賄いができるのではないかとということで指定管理料も定められてると理解をしております。現実には11名であったということで4名の削減は当然必要であるというふうな形で考えておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、その解雇ということですが、その整理解雇、解雇に当たっては整理解雇の4要件を満たしていなければならないという決まりがあります。整理解雇の4要件の1点目は、人員削減の必要性です。整理解雇を行うに当たっては不況、経営不振などにより企業経営上の十分な必要性に基づいていること、またはやむを得ない措置と認められることが必要とされています。2点目は、解雇回復努力義務の履行です。整理解雇を行う際には使用者は役員報酬の削減、新規採用の抑制、配置転換、一時帰休、出向、希望退職の募集などの手段によってできる限りの解雇を回避するための努力をすべきであるとされています。3点目は、被解雇者選定の合理性です。労働者の整理解雇がやむを得ないと認められる場合であっても、被解雇者の選定は客観的な合理的な基準を設定し、公正に適用して行うことが必要とされています。最後に、4点目として手続の妥当性です。使用者は労働者に対して整理解雇の必要性とその時期、規模、方法等について誠意を持って協議し、その納得を得る努力をする必要があるとされています。今回の整理解雇に当たっては、この整理解雇の4要件を問題なく満たしているとお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） その件につきましては、一般社団法人観光協会の職務権限の中でございますのでお答えすることはできません。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 済みません。観光協会のことなのでということでお答えされましたけれども、その解雇に当たってですね、市民の方ですよね解雇されるのは。このことに関してやっぱり私はお答えできないということは確かにそうかもしれませんが、こういういわゆる観光協会がべふ峡温泉に対してであれば、その運営の改善を図りということが運営の改善という点も入ったと思うんですけれども、それが改善どこ

ろかですよね、人もふえたということもあろうかと思えますけれども、その経営の見通しの甘さからですね、奥物部開発公社のときのような運営をしていれば、ある程度の収益も出ましてこういった解雇という状況にはならなかったのではないかというふうに思うわけです。この解雇を受けられる方は市民の方です。このことをですね昨年2月24日に開催された議員協議会では、財団法人奥物部開発公社の理事長として市長はべふ峡温泉が物部地域の活性化と地元雇用も含めて大変重要な施設として取り組んできたことを認識されておられ、施設の今後の継続と職員の雇用確保を考えて、べふ峡温泉の観光協会への委託を考えられたとの説明がありました。その市長の思いに反してこのような事態になったことに対して市長はどのように受けとめられておられるでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 山崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨年でしたか開発公社が解散をする中で、今回の観光協会へべふ峡温泉を指定管理をするという方向になり、そうしたものは今山崎議員が述べられたとおりでございます。また同時に、そうしたこの1年の経過を振り返った中で、まず佐々木課長がさきに今日の状況の中で述べました人員削減が余儀なくされているという状況に大変心を痛めているということは、私も同じ思いの中で共有しているものであるということ、こうした現実を直視しなければならない状況にあるということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ずさんな運営管理の中で市民が仕事を失うということ、本当に私は重く受けとめております。また、べふ峡温泉に関しては、本当に平成23年度その手前にですね、市長がそれまでの補助金を1,900万円にしてそれでやれということでやってきた。そういう状況のある中で平成23年度はそれほど大きな赤字を出しているということではなかったかと収支決算書を見て思いました。ですので、決してべふ峡温泉が赤字になったってということではないというふうに私は思っておりますので、その点、人員をふやしたってところが大きな原因であるということがわかりましたので、また次の質問に移らさせていただきます。

指定管理委託者としての市の管理、監督責任についてです。今回の観光協会の問題は、専務理事の不適切な観光協会という組織の体制や運営能力、経営能力に問題があったということになるかと思えますが、そのようなところに委託した市にも、またそれを認めた私たちにも責任があると私自身痛感しています。指定管理委託者としての管理、監督責任についてどのような見解かお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、指定管理者への市からの管理、監督につきましては、基本協定書の第17条におきまして、「管理運営業務の適正を期するために、管理運営業務及びその経理状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を

することができる」と規定されておりました、昨年11月の調査はこれに基づくものであります。

指定管理の受託者におかれましては、おのおのの施設の目的に合った適切な管理運営が求められており、それを実施できると判断された団体に指定管理委託をしております。そこには受託団体によるさまざまなノウハウを生かした自主、独立性を重んじることをまずは前提として今までは対応してきました。しかしながら、今回の一般社団法人香美市観光協会の一連の事案による反省に立ち、他の指定管理施設も含めまして、管理運営、経理状況には市として積極的に今後介入し、管理、監督に努めていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 積極的に介入して管理、監督をしていくということですが、具体的には最初にですよね、その事業に関してのいろいろな書類なんかも提出していただくということにはなっていないかと思っておりますけれども、そしたら具体的にこういう状況がありましたので、毎月どういった形で監督をされていかれますでしょうか。毎月ということはあるんですけども、どういった具体的な面をお聞かせください。

- 議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長（佐々木寿幸君） 今回の一般社団法人香美市観光協会におかれましても、中ですね内部のほうで経理についての内部規程及び現金の支出規程等も既に定めましてそれを運用していくというふうな形で現在既に動いております。今後その状況につきましても四半期ごと程度をめぐりうちのほうもそのチェック体制を入れていきたい、チェックを入れていきたいというふうな形で考えております。また、当然事業計画との整合性につきましても、ある一定先ほどお話ししましたようにノウハウ、自主性も重んじるというのが必要となると考えます。けれどもその収支及びその観光協会全体の運営等につきましても、適切な協議を持ったアドバイスを今後とも継続していきたいと考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） そしたら、次の質問に移ります。  
今後の防止策及び指導の徹底についてです。観光協会は今後も本市の情報発信の核として観光行政にとって大変重要な役割を担っていかなければならないと思います。そこで、二度とこのようなことがないよう今後の再発防止策と指導の徹底が求められるところですが、今後どのような手だてを講じていかれるか具体的な対応策をお聞かせください。

- 議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

山崎晃子議員におかれましては、今回一般質問の最初に再生を願ってという一言を入れていただいております。今回の観光協会の一連の事案につきまして市にも大きな教訓をもたらしました。観光協会の再生は、経済的な基礎を立て直した上でさまざまな部分を改築していく必要があります。全てを見直し、身の丈に合った地に足のついた運営から始めること、それが必要と考えております。今までの状況からは人員削減も含め一変すると思います。組織再編と安定した経営状況を基礎として、企業の持つ本来の姿を目指し、べふ峡温泉の運営改善にも積極的に取り組んでいける、そういう組織になっていくように市としてもバックアップをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 本当に再生を願ってということで質問をつくりましたので、ぜひそのようにしていただきたいというふうに考えます。

ただ、その人員削減ということがどうしても気になるわけですが、いつの間にかその5名を雇ってということがあつてますので、やっぱりそのあたりは慎重に対応していただきたいと、そのことをどうしても私は気になりますので、ぜひその点の対応をお願いしたいと思います。

それでは、以上で観光協会及びべふ峡温泉に関しての質問を終わります。

次に、創意と意欲をということで、香美市職員提案制度に関してお伺いいたします。

先日市民の方から電話があり、職員は研修会等に参加しているようだが、先進地のよい取り組みを参考に、市の施策に反映できるようなことを提案しているだろうかと聞かれました。私はそれは日常業務などに反映されていると思いますよということでお話をさせていただきました。

また、議会報告会の中でもそういったご意見をいただいたことがあります。その後、少し気になり香美市職員提案制度について例規集を見ました。それによりますと、この制度は「広く職員の提案を求めることによって、職員の建設的な提案を促進し、職員の創意と意欲の高揚に資するとともに、市民サービスの向上を図ることを目的」とし、職員は全て提案者となることができ、単独または共同で提案することができるとなりました。提案の内容は職員の創意によるもので、次の要件のうち1つ以上備えなければならないとしています。その要件は1、事務事業の能率が向上するもの、2、市民サービスが向上するもの、3、経費の節減または収入増加が期待できるもの、4、新しい施策または事業の発想に関するもの、5、職員の能力の開発が期待できるもの、6、その他公益上有益であることとなっています。

そこで質問に移ります。

職員の方々は日々研さんを積み真摯に業務に当たられていると思います。先進自治体の研修に参加したり、さまざまな情報収集など本市にはない施策に触れる機会も多いことと思います。そうした中から本市に見合った提案なども上がってきていることと思

ます。これまでに上がってきた提案内容や件数等についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

提案件数は今までに2件でございます。提案内容といたしましては、1点目が広報香美への懸賞品付クイズ問題の掲載についてと施設管理に関することとございました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 2件ということでお聞きしたんですけども、この数字は私は大変少ないんじゃないかと思うんですけども、課長としてはこの数字をどのように受けとめられておられるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

私もこの規程の目的から言えばですね、少ないというふうに感じております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、この少ないということですが、その原因ですね、どういった、どうしてこう少ないのかっていうその分析などはされておられるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

現実的に申し上げますと、今回この質問をいただきましてからこの件数を調べて2件ということをお感じしておりますので、そういったところではですね、担当課長である私の認識から非常に甘いものと考えております。

どうしてそういうふうになっているかという状況についてはまだ分析をしておりますけれども、今回のこのご質問を受けてですね、ぜひそれを分析をしていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。またお願いします。

そしたら、その2件のうちですね両方とも提案を採用されたというのでしょうか。その採用されたのはどうだったのかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子議員、2番へ移ったんですか。

○6番（山崎晃子君） ああ済みません。はい。2番の質問に移ります。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

2件のうち採用いたしましたのは1件でございます。広報香美へ懸賞品付クイズ問題を掲載するという提案を採用いたしました。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） では次の質問に移ります。

この職員の方々の創意と意欲を引き出すことで、職場の雰囲気も明るくなり職員のモチベーションも違ってくると思います。若い人は私と違って頭もやわらかいので、いろいろな面ですぐれた発想があると思います。また、職員の中には自分だけにしかできないというような得意分野を持っている人もいるのではないかと思います。私はこの制度を大変よい制度だと思っています。ぜひ積極的に活用していただきたいと思いますが、この規程の位置づけについて先ほど課長もさっき言われたんですけれども、再度この規程をどのように位置づけていっているのかっていう点で見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

先ほど議員も申されましたが、規程の第1条で「職員の建設的な提案を促進し、職員の創意と意欲の高揚に資するとともに、市民サービスの向上を図ることを目的とする」とうたわれているように、職員の自由な発想や創意工夫による提案の機会を確保し、それを真摯に検討、審査する制度として有効に活用すべきものであると考えております。

そして、第15条のほうに提案の奨励という項がございます。その中で「課長等は、職員提案の意義を十分認識し、提案しやすい職場の環境を醸成するとともに、当該所属職員に対して指導助言及び提案の奨励に努めなければならない」とありまして、ここの提案の奨励の部分が現在ちょっと弱いのかなというふうに感じておりますので、そのあたりもですね、やはり提案しやすい職場の環境というのは、課長も含めてそこをなし遂げていかなければこういった提案がなかなか生まれないのではないのかというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 先日と歌山県田辺市のほうに視察に行ったんですけれども、そのときに和歌山県の元気かい！集落応援プログラムの視察の中で、ゼロ予算事業で見守り訪問をしたというような内容が書かれてたんですけれども、職員レンジャー隊っていうのもあるということをお聞きをしまして、ちょっと詳しく聞いてみたんですけれども、田辺市の場合は1市4町村が合併をしたということで大変広大な面積になっているんですけれども、その職員レンジャー隊の方たちは、地域に出て鹿のネット張りをしたり草を刈ったりっていうふうなことをされているということでした。

これはどうしてこういうものができたのかっていうことをお聞きしたところ、田辺市の職員の方が合併をしたということもあって山のことなんかをよく知らないということもあって、少しでも地域に役立てることがあったらということで、職員の提案によってこのレンジャー隊ができたっていうことを言われてました。やっぱりそうしたようにこの職員の方も地域に目を広げて行って、そういう取り組みをして地域の人と一緒に活動することによって、地域の方がまた職員さんを信頼してっていういい状況になってますというお話をお聞きしましたので、やっぱりそういったことすごく大事なことだと思

ますので、ぜひ職員さんからそういった何らかのこう提案ができて、また地域住民のサービス向上につながるようになっていうことが生まれてきたらすごく職員さんも生き生きしてくるといふうに感じてますので、こうしたような取り組みをちょっと紹介をさせていただきたいと思ひます。ぜひ積極的に先ほど言われましたように提案しやすい環境っていうのをね、ぜひつくっていただきたいと思ひます。

この職員レンジャー隊の方の活動もやっぱり職員その人だけじゃなくて、その課でその職員さんがそういう作業に行かれるときにはすごくその課の中で認め合っけて出やすい環境になつてるといふうなことも言われてましたので、ぜひそういう環境も整えていただければといふうに感じますが、ひょつと何か今のお話でひょつと課長何か見解がございましたらお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

実は人づくり広域連合という全県下の研修を担っている組織がございすけれども、その人づくり広域連合で各市町村から職員が出まして、その中で研究をしてですねそれを提案に変えていく、行政への行政サービスの提案に変えていくというそういう研修事業がございまして、その発表をですね昨年私4件ほど聞きました。その中で本当にそれは市町村を越えてですけれども、本当にさまざまな視察、研修も行い、そして実際に調査も行ったりアンケート調査も行ったりしてですね、いろいろな手法で提案をしておりました。どれも興味深いもので非常に立派な最後の結果発表もですね非常に立派になし遂げられて感心をしたところですよ。うちの職員にもですねそういう場にも参加もしていただきたいといふうに強く昨年は思ひました。

そういう機会なども捉えて、やはりほかの市町村の方ともそういうことも研修する場への参加も必要ですよ、何よりもこの合併してこの新庁舎に移ったこの2年間ぐらいはですね新庁舎に移るその作業的なこと、課の再編とか、そして昨年はですねシステムの大規模な更改等があつて、それに割かれる時間が非常に職員多うございまして。そういう中ではなかなかこういう提案をする余裕といふものもなかったかと思ひますけれども、一定それが落ちつきますとそのあたりのこともですね、ぜひ若い職員も多いですよ、ぜひとも職員のほうからそういう提案をする雰囲気づくりといふものをですね市としてはつくり出していきたいと。そして、元気な香美市としてですね職員が地域の中にも出向いていってですね、いろんな活動をするそういう職員でいてほしいと思ひておりますので、そこについては総務課としては努力をしたいと思ひております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ぜひお願いしたいと思ひます。

以上で香美市の職員提案制度に関する質問を終わります。

次に、地域福祉計画、地域福祉活動計画についてお伺ひいたします。

地域福祉とは、誰もがその人らしく住みなれた地域で安心して暮らせるように行政と



地域住民やボランティア、民生児童委員、NPO、社会福祉協議会、社会福祉団体などが協力して、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことを言います。一般に福祉というと高齢者や障害者、児童など特定の人のためのものというイメージを持っている方が多いようですが、病気になったり介護が必要になったり、子育ての悩みなど日常生活の中で手助けが必要になるときは誰にでもあります。そんなときお互いに思いやりを持って支え合い、助け合う地域づくりを目指すことが地域福祉ということになります。

そこで質問に移ります。

本年度は本市の地域福祉計画、地域福祉活動計画が策定されることになっています。計画の策定に当たって、昨年9月から11月にかけて山田、香北、物部の各地区で4回合計12回の座談会が開催されました。私も物部地区の座談会に参加させていただきましたが、夜間の開催ということもあってか参加者が少なかったことが気になりました。この計画は地域に住んでいる一人一人のためのものであり、地域福祉の推進には住民同士の支え合いや助け合いが重要な鍵となります。そのためにはより多くの市民の意見を集約し、それが計画に反映されなければなりません。ほかにも各団体へアンケート調査等を実施したと聞きました。地域によって困り事や不安なことなど抱えているニーズや課題が異なると思いますが、座談会やアンケート調査等から見えてきた本市の課題についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 山崎議員の地域福祉計画のご質問についてお答えをいたします。

まず、各種団体等の皆さんにご協力いただいたこと、それと地域座談会には住民の方々に出席していただき、意見を述べていただき、ご協力いただきましたことに対して感謝を申し上げます。

ご質問の本市の課題についてですが、各種団体とのヒアリング、アンケート調査も行って、その後ヒアリングを行っております。ヒアリングについては、さまざまな課題や問題点が出されましたが大きく8つの項目に分けてまとめています。1つ目に高齢化、独居老人対策、2つ目に障害者施策、3つ目に地域力の低下、4つ目に個人情報保護、5つ目に子育て施策、6つ目に拠点の確保、7つ目に後継者、リーダーの育成、8つ目にその他というようになっています。

一方、地域座談会で出てきた不安な点や生活上の課題については、大きく6つの項目に分けてまとめています。1つ目には集落機能、地区のつながり、2つ目に見守りについて、3つ目に防災について、4つ目に健康、生きがいについて、5つ目には地域おこしについて、6つ目にその他となっております。

このように各種団体等へのヒアリングと地域座談会での地域住民からの意見、考え方では、若干の違いはあるものの地域福祉というところからすると、地域に対する無関心さや住民同士のつながりの希薄化などは計画を推進する上で大きな課題となると思われる

ます。

そして、各種団体等へのヒアリングと地域座談会での地域住民からの意見を3つにまとめています。1つ目には後継者不足、地域のリーダー不足という課題、2つ目には多岐にわたるニーズによる福祉サービスの充実、3つ目には地域活動の拠点づくりが課題というようにまとめております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） さまざまな課題が見つかったということで、地域によってまた抱えている課題っていうものは違ってくるかとは思いますが、大きな3つの柱ということで課題をお聞かせいただいたところですけども。

では次の質問に移ります。

本市のあったかふれあいセンター事業は、交流の場として山田、香北、物部に集いのサロンを開催し、適切なサービスにつなげるため制度のはざまを埋める支援を積極的に展開しています。昨年8月に行われました報告会では、個人を支えるための個人支援に加えて地域支援が重要であるということが発表されました。また、先ほどお聞きしましたように、さまざまな地域の課題が上がってきています。この地域の課題を解決していくために支え合い、助け合いの地域づくりをどのように具現化していくのか、地域福祉計画、地域福祉活動計画の構想についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 地域福祉計画の構想についてですが、現在計画については策定中でして、今ホームページに計画の素案を載せてパブリックコメントを募集中です。これは15日までに募集をしております。

で、最終の策定委員会は今月行われる予定です。計画についてはこの日に決まると思われませんが、現在考えております重点施策としては、地域福祉コーディネーターの配置、地域福祉を支える担い手の育成、住民主体の活動における環境整備、地域福祉の芽を地域全体で育てるというように4つの重点施策として進めていこうとしております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今重点施策を聞いたわけですけども、地域福祉コーディネーターの配置ということをおっしゃられたかと思いますが、2月のときにね、高知新聞に高知市の取り組みが掲載されていまして課長もごらんになったかと思いますが、この地域福祉コーディネーターを配置して地域のお困り事を住民みずからが解決できる基盤づくりを目指すということで、地域福祉コーディネーターをそれぞれ4ブロックに分けて配置されるというふうな取り組みをされるということで出ておりましたが、本市でもそういったその地域福祉コーディネーターを実際に配置をしまして取り組んでいかれる予定、重点施策と言っていましたのでそういう予定であるということで認識をさせていただいていいのでしょうか、お聞きをします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。この地域…。  
（サイレンにより中断）

○福祉事務所長（岡本明弘君） この地域福祉計画、地域福祉活動計画については、行政がつくる計画っていうのは行政の事業をしていくっていう計画なんですけれども、この地域福祉計画、地域福祉活動計画っていうのは、住民の方々が実施をしていく計画書ということに位置づけられております。住民が行うにはコーディネーター役、仕掛け役という方が必要だということで、第1点目に地域福祉コーディネーターの配置ということを重点施策にしておりますが、基本的に行政あるいは社協が支援をいろんな事業をやっていくときに支援をしなければならないわけで、地域福祉活動計画っていうのが実施していく計画になるわけですが、これを担っていくのが社協の役目になろうかと考えております。地域福祉コーディネーターの役割っていうのは、社協が実施をしていくものだというように考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、地域福祉コーディネーターは別に採用するとかでなくって、その役割は社会福祉協議会が担っていくということだったかと思いますが、社会福祉協議会のほうではそういった専任の方がおられるのかっていうことがちょっと気になるんですけども、昨年ね行われたあったかふれあいセンター事業報告会の中でも、やっぱりそのコーディネーターの必要性っていうのは班の意見交換会の中でも出てきたんですけども、社協のほうでそういった人員がとれるのかっていうのがとても心配するところです。というのは先ほど課長が言われたように、この計画は住民の方々ね一人一人のための計画っていうことで、住民の方の計画ということになりますけども、その住民の方だけではなかなかできにくいというところで、やっぱり黒子役となるようなそうした人員をきちっと配置していくっていうことが必要ではないかと思っておりますので、そのあたりは社会福祉協議会のほうで今の人数で担えていくのかっていうところがすごく心配なところではあります。その点について見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 計画については、今年度中に策定の予定で進んではおります。それで、実施をするのは平成25年度からということになるわけですが。これまでも地域福祉の事業っていうのは福祉事務所も行政も社協も行ってきております。改めて地域福祉事業をするということではないので、これまで行ってきた事業も引き続き地域福祉事業ということで行っていきますし、プラスアルファにこの計画書ができてなるわけなんですけれども、現在の人員体制でやりくりをしながら事業を進めていくということにはなろうかと思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 現在の人員体制ということで、現在やっていることを計画にのせていっているということをお聞かせください。現在のなかでそういう

地域づくり、仕組みづくりっていうのが今まで十分にできていたのかっていうところがあると思うんです。それは人員体制なんかも、実際には本当にこの高知市なんかやろうとしている本当に支え合いの地域づくりをするためには、私はそうした専任のそのコーディネーター役っていうものが必要になると思うんですけれども、今の人員体制、今の状況でそういったことができていくというふうに課長はお考えなのでしょうか。ちょっと今大変地域のほうは希薄化してまして、本当に前に民生委員さんにもお聞きしたんですけれども、地域で支えろ支えろっていうけれども、その地域は横のつながりがなくともう一つ一つ点になっていると。その点をつないでいくことから始めないと地域で支えることにはならないんだっていうふうなお話を聞いたことがあります。やっぱりそうだと思います。そうして地域の中でそうしたこう点と点をつないでいけるようなリーダーさんがいれば、またそれはそれで支え合うっていうことができてるかと思うんですけれども、なかなかそうしたリーダーがいないという状況の中で、じゃあ社協のほうでっていうことになるのかどうか。例えば物部の社協なんかは職員が1人なんですけれども、そういった体制の中でこういった仕組み、地域づくりっていうものができるのかっていうのを私はとても心配しているんですけれども。その点については課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 計画書ができたきすんぐに事業ができるということではありません。やっぱり今までの事業を醸成しながら新しい事業をつくり上げていくということにはなろうかと思えます。格段によくなるということにはならないとは思いますが、やっぱりコーディネーター役っていうのはその地域福祉というか地域を知っているその役割を知っている人でないとすぐには務まらないというように考えますので、やはり現在いる職員で平成25年度については進めていきたいというようには考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 何も変わらないと言えればあれですけども、今も現状のままですっていうことだったというふうに受けとめてはいますけれども。それでしたら、高知市はそういった取り組みをする、それから県が出した支援計画のほうに日高村の取り組みなんかも出てたかと思えますけれども、ぜひいろんな取り組みをされてる自治体があるかと思えますので、そうした自治体の取り組みなんかもぜひ研究をしていただいて、このままでいいんだということではなくって、より支え合い助け合ってますよね、ここに住んでよかった、ここで安心して生活ができる香美市っていうものを目指していただきたいというふうに考えます。ぜひ今後研究をしていただきたいというふうに考えますが、その点ご答弁がいただけるようであればお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 最後の4回目の座談会の際に、地域の方々に何が

できるかということで、どんなことをやってみたいかとかいうことでご質問させていただいていろんな事業が提案されました。そして、実行できるか、どのぐらいの確率で実行できるかという質問をさせていただいたところ、100%実行できるという班も幾つかありましたので、自主的にやっていただける地域もあろうかと思えます。そして、県内のいろんな市町村のやっている事業とか、県外での事業も参加していただいた先生、大学の先生の紹介もありましたので、そういったところ、いろんなところのやっている事業を研究をして、自分たちの地域で何ができるかという検討もしながら、地域福祉計画を進めていきたいというようには考えております。

- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 以上で私の質問を終わります。
- 議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

昼食のため暫時休憩いたします。

（午後 0時13分 休憩）

（午後 1時15分 再開）

- 議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、1番、有元和哉君。

- 1番（有元和哉君） 1番、会派、市民クラブの有元和哉でございます。質問に移る前に私の政治姿勢、大局観を明らかにし、執行部諸氏の皆様におきましては市民全体に奉仕する立場から率直な答弁、意見を申し上げていただき、市民が将来に対し希望が持てるような政策・施策をお示しいただきながら答弁をしていただければと思います。

さて、本市の人口は2月1日現在2万7,646人となり、旧土佐山田町で2万373人、旧香北町で4,965人、旧物部村で2,308人となりました。合併してから人口の減少は著しく、既に約2,500人の人口減となっております。また、自主財源として市税の予想も平成25年度予算では22.9%と平成23年度決算の27.3%から言えば給食センターや消防本部の建てかえ等も考慮しても実に厳しい現状になっていると思います。

ほかの市の予算が本日の朝刊に載っておりました。ほかの市は既に市税が20%を切っている市が載っておりまして、香南市は市税が13.7%、安芸市は15.7%とこちらも災害対策等の予算が組まれていることからの割合だと思えますが、2割程度の市税となっているのは非常に厳しい現状かと思えます。

今までであれば自主財源が少ない状況を考えれば、歳出を抑えやりくりを行うことが望ましかったと考えます。この香美市の自主財源の状況を考えれば自主財源をふやす効果的な投資も考えていかねばなりません。しかし、先日議会でも報告があり、本日山崎晃子議員も質問をされておりましたが、観光協会の赤字が1,800万円を超えるという報道があり、執行部側からも議員協議会等で説明があったものの、香美市観光に必要な

な投資であったという説明もなく、人員削減、再建計画といった後ろ向きな報告が続いております。

このほかにも課題を抱えておりますが、これを消極的に仕方なしと捉えるのか、前向きにチャンスと捉えるのか、この先の香美市が決まってくると思います。私は今はチャンスであると考えております。現在抱えている課題を打開することは多くの類似課題を抱える自治体が多い中、香美市のみならず県、国に貢献できるとともに、注目を浴びることができれば本市の発展にも大きくつながります。何より行政施策が余り効果が上がらない、失敗することが多くある、何もしてくれない、何をしているのわからないという市民感情が少なからず存在している現在、財政的に余力がありますので、これは逆を返せば思い切った事業を展開しても今なら構わないという短いわずかな期間だということです。

今回の予算の中で光ケーブル設置のような事業は大変すばらしいと思います。そして、さらなる一步、工夫が必要となってくると考えております。そのためにも私たちはいま一度我が町を見計らなければならぬときにあります。市民の英知を結集し、香美市の将来に希望があるように節約できるところは節約し、見直せるところは見直し、専門を超えて融合することで、解決を図れることには協力し取り組む状況をつくることに力を入れなければなりません。香美市の主人公である市民の関心、意識の向上、専門を超えた横の連携とそのコーディネート、課題の山積する山間部にこそチャンスが多く埋まっていること、活性は山から里へと続くということ、行政職員の職務に対する満足度の向上とさらなる能力向上への意欲とサポートの体制、現在のみならず未来にも責任を持って数十年先を見据えた意味ある事業の継続と創造、我が町香美市の現在から未来へのストーリーの市民、行政での共有など挙げれば切りがありませんが、今回これらを意識しまして取り組みやすいと思われることに対し、議員の立場、市民のやりとして行政の盾としての立場から市の所見を一問一答方式にてお伺いをいたします。何分一問一答方式の一般質問は初めてですので、ふなれではございますがよろしくお願ひいたします。

まず、最初の質問に移ります。

学校給食センター施設の再利用についてです。

学校給食センターの建てかえがいよいよ始まります。平成25年度の学校給食センター建設事業費は9億8,580万8,000円となり、現在の学校給食センターから言えば、ガスでの運用からオール電化に移行することで多くの設備、備品が使用しなくなります。さきの議会でも「炊飯器がちゃがまってしまった」という発言が非常に印象深く覚えておりますが、新しい炊飯器も購入したばかりでございます。

さて、これらの設備、今後はただ無駄なものとして処分するのか売却されるのか、それとも災害時や防災訓練、イベント等で利用はできないか所見をお伺ひいたします。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 有元議員の質問にお答えをいたします。

今回の建てかえ工事により、調理及び消毒等の熱源が現在の蒸気とガスから電気にかわります。また、調理や清掃作業に水を多く使用するウェットシステムという方式から水の使用をできるだけ控えるドライシステムにかわります。以上のようなこと、またあるもののほとんどがさらに経年劣化や耐用年数を過ぎた器具等が多く、備品のほとんどを入れかえる予定をしております。

備品には、厨房に設置した状態で使用する煮炊き用の蒸気回転釜、焼き物、揚げ物等のフライヤー、炊飯器等の大がかりな物と、それら以外の物を運ぶために使う台車、また給食を入れる食缶等の道具があります。建てかえ終了までまだ1年以上ありますので、最終的にどんなものがどれくらい使用可能な状態で残るのかわかりません。現在言えるのは、厨房に設置して使用する物は大がかりな業務用の物ですので、競売等により払い下げが考えられます。そうでない器具でも調理に使用される物ですので、災害時や防災訓練等での炊き出し等の活用は可能だと思います。ただ、災害時や防災訓練等での使用となれば常時ではありませんので、衛生的にきちんとした保管をしなければ使用できません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 現在では何が使えて何が使えないかわからないという状況にあるということで答弁いただきまして、それで常時使うものであるのも、常時使うことのでない災害時や防災訓練等では余り向いていないというようなお話をいただきました。

しかしながら、状況によってそれらを中心として活動することで常に回すこともできますし、またそういった備品についてほかの課であったり、またほかの施設、指定管理または民間、そういった施設に問い合わせたりすることで備品をできるだけ香美市で運用する、売却するよりは香美市の中で運用していくことによって、何らかの香美市に対して有効に働くのではないかと考えております。改めてその備品について今後の対応、またどのように協議を行っていくのかを所見をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 現在これとした考えは持っておりませんが、これから先考えられますのは、建てかえ終了近くになりましたらそれぞれの備品類につきまして個別に、自分たち素人ではわからない部分がありますので専門家にも見てもらっていただいて、その時点で香美市で使え得るものであれば使う、または大き過ぎて香美市ではちょっと難しいのであれば他の業者に売却をするというふうな方法で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） ありがとうございます。それでは、続いて2つ目の質問に移りたいと思っております。

各地区自治会への職員の加入に対する見解と状況についてお伺いをします。

まず、香美市として行政職員が自治会に加入することに対してどのように考えているのか。各地域自治会の協力によって行政機能の向上を果たすことができます。行政側の職員が自治会に所属することは賛否両論あるかと思いますが、行政職員が自治会に参加するメリット、また参加しないメリット両方が存在します。香美市として行政職員が自治会に加入することに対してどのように考えているのか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 有元議員のご質問にお答えいたします。

自治会は最も身近な住民自治組織で、職員も地域住民の一員ですので自治会へはできるだけ加入すべきだと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。それでは、2つ目の質問に移ります。

確認として、現在職員が自治会へはどの程度加入しているのかお答えください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

この質問をいただいてから可能な限り調査をいたしました。調査の職員数が285名うち自治会加入者が225名、そして未加入者が60名です。加入率は約78.9%となっております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） この加入率について高いと思いますか、低いと思いますか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 初めて調査をいたしましたので、高いか低いかという感想よりも自分としてはこれぐらいのものだろうというふうな感じですが。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） それでは、これ以上、一応8割程度の加入率であれば十分だというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 認識はですねそういうことではありません。やはりもう少し加入していただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） もう少し加入をしてほしい、その理由についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。現在ですね自治会というのは自主的な活動を通じて地域づくりに大きな役割を果たしております。今地域力を維持して強化していくこと



は行政課題の1つであると思いますので、やはり職員の率先した地域活動への参加というのは求められていると思います。ただ、一方でその自治会が組織されていないところに住まいを設けている職員もおりますので一概にはいきませんが、今加入していない職員に対してもですね一応その地域のほうに目を向けて、できるだけ可能ならば加入していただきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） その加入していない約2割程度の職員がおられるわけですが、こういった職員の方々はその自治会が存在してなくて入らない、そういった理由もあるかと思いますが。できればそういった職員の皆さんにはその全体的なある一定のエリア的なサポートをする自治会に対してサポートをするようなそういう組織を行政内でつくってみてもいかがかと思っておりますけどご所見をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

究極はですね職員がそのアパートの自分の住んでいるアパートでもし組織化をされていなければですね、組織の立ち上げに尽力をして立ち上げるということが一番好ましいと思いますけれども、香美市においてはマンションというものではなくて大体が賃貸のアパートですので、そこになかなか長く住み続けるというのは難しいというか、実際に長い方も中にはいらっしゃいますけれども、やはり移動したり自分の持ち家を持ったりとかいうことがありますので、そういうふうな希望は持ちますけれども、なかなかそこを組織的にそうしていくのが好ましいですけれども、そしたら方策としてはちょっと思いつきません。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 急な質問で失礼いたしました。

できることであれば2割程度の職員が町内会に入っていないということであれば、とりあえず町内会のあるところに引っ越すまでの間はどこかの自治会のサポートをするであったり、また防災活動に参加するようなそんな仕組みができればいいかなと考えております。そういうことで地域と触れ合いながら自治会の活動に参加することで市民の関心や意欲も向上してくるかと思っておりますので、今後続けてお考えをしていただければと思います。この質問についてはまたいずれさせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。続いて3つ目の質問に移ります。

突然のような質問なので申しわけございませんが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。市営のシェア住宅の検討について所見を伺います。

低所得者、高齢者などのために共同生活スペースを持ったシェア住宅、昔でいう長屋のような仕組みを建設することで、現在市の抱える低所得者、無職者の住居の確保等を行うことはできないか。また、独居高齢者なども一緒に住むことで福祉にもつながると考えます。

これについて事例としまして、愛知県の愛知郡長久手町にゴジカラ村役場株式会社が運営するぼちぼち長屋というものがあります。ここの入居者の条件は介護認定1以上の方で介護保険の認定を受けており、痴呆症でないもしくは軽度で問題行動のない方ということと、もう一方、ひとり暮らしの若い女性というものです。仕組みとしては、若い女性が入居者の高齢者との会話を積極的に行ったり、共有スペースの清掃など施設の運営に可能な範囲で協力することで家賃の一部の免除を行うというものです。決して介護施設ではなく、それぞれがのんびりと暮せる長屋のようなものです。若い人との日常的な交流で元気に楽しく老後が過ごせることができ、また若い人にとっては低価格で居住できひとり暮らしの不安や寂しさから解放される。また町にとっては高齢者が集いやすく若い人との交流もあり、病院へ行って交流をしようという考えもなくなってきて、また健康についてもそれぞれがお互いを気にし合うことで病院へ通うことも少なくなり、医療費の軽減につながってくるかと思えます。

また、昨今若者の独身者はふえる中、1人当たりの平均所得も200万円前後となっている高知県の現状です。さらに追い打ちをかけるのは間もなく起こるであろう南海地震、先日友人がひとり暮らしを始めたいというので不動産屋で物件を見ておりましたところ、同じ広さで類似条件だと高知県の沿岸近くのアパートやマンションの値段は香美市よりはるかに安く、高知市内と土佐山田町でも既に変わらない値段となってきました。また、地域はもちろん同じアパート、マンションで隣に誰が住んでいるかわからない等の状況は災害時にさまざまな課題を生み出す懸念があります。そういった点からもシェア住宅の建設を香美市で検討してみてもどうかと考えますが、ご所見をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 有元議員のご質問にお答えいたします。

一般的なシェア住宅は1つの家を複数の人と共有して暮らすことを言うようでございます。キッチンやリビング、シャワーなどは住人全員で共有し、部屋は1人ずつ個室を利用するというシステムです。メリットとしましては、敷金、礼金、保証人制度がないこと。敷金、礼金が不要ですから短期滞在の人には向いているようです。また、必要最低限の家具、電化製品などはそろっているところが多く、便利で効率的な賃貸住宅ということになります。

現在の香美市営住宅につきましては、条例に入居資格として、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」とあります。これは誰でも入居を可能にすると真に住宅に困窮する者が入居できなくなることを防ぐため、他人同士などの申し込みは不可となっております。ただし、公営住宅法第45条及び香美市営住宅条例第44条では、社会福祉法人がこうした社会福祉事業を行う場合、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲で市営住宅の使用を許可することができますので、施設または団体の申し込みは可能であると考えております。このシェア住宅は県外では事例がござい

まして、公営住宅をNPO法人が目的外利用により使用主となり、入居者はNPO法人と入居契約を結ぶ法人によるものです。メリットとしましては、生活費の節約、孤独死の防止などがあると考えますが、一方では人間関係のトラブル、家賃等お金の問題が発生しているようでございます。

今のところですねこうした住宅を新たに建築する計画はございません。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 今のところは建設する予定がないということで、一応メリット、デメリットについてもご説明をしていただきました。今のところ建設する予定のないものに対してこれ以上の質問をしてもどうかと思いますので、できましたらそういったことを今後は検討をしていただきたいと思います。

特に香美市は現在工科大があるので若者も多いことですし、また非常に低所得な人も多くございます。そういった方々が公共の窓口に行って相談にいった際に香美市に受け入れられなくなって高知市へ移るといったような話も時々聞かされております。できればそういった方々の受け皿としての設備を整えることを念頭に置いて今後考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。観光に対する市の考え方についてです。

まず、1点目、香美市という土地柄は、高知県でありながら海がなくて非常に日本全体で考えると高知のイメージからかけ離れてしまったようなところでございます。国内での観光競争では香美市は極めて不利、交通や高知にして海がないなど、そのかわり海外規模で見れば交通の不便さは移動距離の全体から考えれば大したものではございません。現在ヨーロッパや東南アジアなど海外で日本文化が高く評価されております。本市も海外目線での施策を行ってはどうか、ご所見をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 有元議員のご質問にお答えいたします。

現在香美市の観光行政を一手に担っていただいております一般社団法人香美市観光協会は、有元議員もご存じのように法人自体が存続の危機に立っております。よって新たな観光施策の展開が図れる状況には現在のところありません。市民の皆様方のご尽力もいただきながら一定組織が落ちつく時期を見て今回いただいたご提案もつないでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 私の質問がちょっと不十分だったように思います。観光協会に海外進出をしてもらいたいというような気持ちは全くございません。県内であったりまた国内であったりそういった面において香美市観光協会という位置づけは非常にいい位置づけだとは認識しております。しかしながら、その香美市の観光面を観光協会にお願いしているという点から、この海外向けの観光については本市の行政独自で行ってはどうかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 観光協会の設立自体が観光を一元化するという  
ことになっております。市との二重行政は考えておりません。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 通告に産業振興を入れておくべきだったと反省をいたします。  
ご答弁ありがとうございます。それでは、その海外についてはもう以上とさせていただ  
きまして。しかしながら、私が先ほど申し上げたとおり現在日本のブームというのが海  
外でそれぞれ起こっております。産業振興面でもうまくつないでいくことでそれがいず  
れ観光につながっていかうかと思われまますので、今後検討をしていただきたいと思います  
です。

次に、2つ目の質問です。これについては山崎晃子議員が午前中にご質問をされまし  
たので、それに関連しながら質問を行います。

まず、観光協会に対しこれからますます厳しい評価が起こってくると思っております。  
現状のところまだ新聞紙面等では十分な報道がなされていないので、本質的なところが  
出てくると市民の関心もますます高まってきて評価も厳しくなるかと覚悟をしなければ  
ならないと思っております。

まず、質問に移る前に、私がかつて議員協議会や一般質問で、観光業に精通する人材  
の必要性と、観光を担うのであれば初年度に巨額の投資、数千万円から1億円単位の投  
資を行う覚悟が必要という質問をいたしました。それにもかかわらずこのような事態が  
起きてしまったことに非常に遺憾に思います。既に一般質問で私が問うて予想される事  
態であったと考えておりますが、まさかそのような事態が起きたのは非常に辛い話で  
ございます。できましたら本日の一般質問をただの一意見として聞いていただく、若造  
の話だと思っただけではなく、市民の代表である議員としての発言として  
十分に捉えていただき参考にさせていただきたいと思っております。

観光協会が民間法人化され1年、また来年度も同様の補助金が予算計上されており、  
指定管理料も計上されております。2年目の観光協会に対し市が望む、期待することは  
何であるか。また、それがどのように市民に還元されるのかをお伺いいたします。現状  
の状況を踏まえ市としての考えをお答えください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

香美市観光行政を担う目的で設立されました一般社団法人香美市観光協会には今回の  
危機を何とか乗り切ってもらいたいと考えます。職員削減を初め多くの傷を負った今、  
まずは全てを見直し、身の丈に合った地に足のついた運営から始めることが必要とい  
うことは午前中山崎晃子議員のご質問での答弁をさせていただきました。山崎議員も質問  
の中で述べられておりましたが、高野の飯野記者が書き残された記事の中の文には次の  
言葉が続いております。「地域資源を掘り起こし、人を呼び込もうと熱心に取り組む住

民が多くいる。そうした人を束ね、仕掛け、発信する組織は不可欠だ。今後も期待と役割を担わねばならないことを忘れないでほしい」と。これが私どもも同様の気持ちでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 関連しまして質問を続けます。

私自身は再建であったりそういったことについては今のところ何とも言いようがありません。市民もこの情報を知った以上かなり複雑な心境かと思えます。また、行政の長である市長の心情に対しては非常につらく、また怒りを抑え切れないそういった気持ちもあろうかと思えます。そういった中で今回の一件の話を聞いておりますと、まず私が先ほど申し上げたとおり、一般質問で行いました巨額の投資は必要である、観光に精通した人間が必要である、そういった意見を言わせていただいた上でこのような事件が起きたということ。そういった意見があったということで行政側は真摯に受けとめ、そのようなことのないように努めるということで観光協会側に話をさせていただいた。観光協会の理事は初年度の事業計画を立てて、その事業報告を受け取り、それで事業が行われているものと認識をしていた。ところが話を聞くと人件費を除く事業費についての報告のみであったと。人件費が含まれていたというふうに勘違いした理事も多くいたと思えます。

そういうふうに考えていくと、我々議会は議員協議会等で追及をいたしました。そして指摘をしました。それで、それに対して行政側も注意を払い行うことになりました。そして、観光協会が行ったところこんなことになりました。責任は一体、本当の責任はどこに存在するのか。これについて今のところ誰ひとり言及をされておりません。この責任の究明こそがまず一番重要なところだと思います。どうしてこうなったのか。誰が悪かったのか。そうでなければこれは観光協会はずただの不適切現金管理団体であり、会計がずさんでひどい団体ということで終わってしまいます。そういうことであれば今後の指定管理についても不適切な団体になってしまいかねません。今回の全ての一件の責任の究明、原因の究明をしっかりと行い、それを市民に説明をしなければ今後の予算等についても我々も厳しい態度を示さなければならないこの現状で、あやふやになっていることが非常に多くあるように感じます。その点について香美市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。有元議員のご質問にお答えをします。

大変こうした事態になったということは山崎議員のご答弁でも、るる課長のほうからも説明させていただきました。一手にやはり責任は当然市長にあるわけございまして、こうした方向性をご指摘を受けた上でも観光協会に1つの役割をお願いをするという形をつくり上げたというのは私自身の政策の中での決断の中で行ったことございましての

で、私に一手の責任があるというふうに認識をいたしております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） これが市長に責任があるという話で市長がしていただきましたが、それは私自身は認めることは到底できません。現在観光協会については人員削減等再建についての計画が立てられております。それについていささか疑問を感じます。本当にこの観光協会が観光業に対して香美市の観光を担うために必死でやっていたのであれば、私はいかなる赤字が出ようともそれは構わないと考えます。なぜならば、香美市全体の観光を担うという非常に重責でございます。これを行っていく上で当初の1,100万円というお金が妥当であったかということは、いまだに謎に包まれるわけでございますが。

市長としてまず責任があるとおっしゃいましたが、まず確認をさせていただきたいと思います。その責任が本当にあるのかどうかを確認する点が重要ですので質問をさせていただきたいと思います。観光協会側と香美市側で十分に観光の事業に対しての打ち合わせ等は行っていたのでしょうかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 私が責任があると言ったのは最終的な責任は私にあるという認識を持っておるといことでございます。ましてやこうした事態を想定を私自身がしていなかったということ自体私が甘い認識であったという部分、その責任は大変重いものであるというふうに認識をしておりますので、私に責任があるというふうな答弁をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 市長の責任の位置づけについては理解させていただきました。

それでは改めて質問をいたします。観光協会と香美市側で十分な観光事業に対する打ち合わせ等は行っていたのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。午前中の山崎晃子議員の答弁でも述べましたように、事業計画に基づく一連の事業の運営につきましてはほぼ計画どおりにされておりました。その事業につきましてもこのような事業をやりたいというふうな形での市との協議っていうのは当然なされておりました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） その事業は香美市の観光を担うに当たって十分な事業であったと言えますか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。十分か否かはおのおのの考え方次第だと思いますが、初年度としていろんな仕掛けをして、例えば塩の道であるとかさまざまな仕

掛けをした中で展開をしていったと、カミ☆コンなんかもそうでございます。そのような形につきましては一定の運営に対する評価というのはしております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 濟みません。厳しい発言を続けますが。

実際のところ使用した予算的に考えれば約5,000万円、それに相当する費用対効果を言えば十分であったと考えておりますか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 人件費については必要以上の人件費が支出をされたと考えます。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 人件費に対して必要以上の出費があったということです。しかしながら、現状の人数でようやく事業を行えたのに対して、人員を削減することで果たして今までどおりの事業を展開することは可能なのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎議員のときも答弁いたしました。全てを、事業も含めて全てを見直すということでございます。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） それでは、観光協会に対するその香美市の観光事業については観光協会の事業を全て見直すものであって、これまで香美市が観光協会に期待をしていた事業については削減はされないものと認識してよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ちょっと反問をお願いします。

（産業振興課長 佐々木寿幸君、議長に説明）

○議長（西村芳成君） 産業振興課長より反問権の申し出がっておりますのでそれを許可いたします。佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 今有元議員のおっしゃられました市として観光協会に対してお願いしていた事業っていうのは、どのような形の事業を指されるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。観光協会に対して市としてお願いをしていた事業というのは、詳しくは挙げることは多分できないと思いますが、香美市の観光にとって有益な活動をしていたかどうかです。現在まで行ってきた活動等を見ますと、その塩の道であったり、またさまざまなイベントへの出店等、そういったことで香美市の観光、また香美市の名前を十分に発信ができていたかどうかというところも含めての香美市からその観光協会に期待していたことは十分に今までなされていかという話でございます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。わかりました。お答えいたします。

全てが十分であったというふうなまだそれほどの期間はたっておりません。さまざまな試行錯誤をしながら観光協会自身も職員自身もいろんな形でのチャレンジをし始めたところというところがございますので、今後ともそういうふうなチャレンジについてはどんどん伸ばしていただきたいと、香美市にとってもしそれが例えばちょっと失敗であったといってもそれはやってみないとわからない部分もあります。そこら辺も含めた上でさまざまなチャレンジをできていけるような組織に生まれ変わっていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） さまざまな経験を積んで新たにチャレンジをしていてもらいたい、そういった気持ちがあるかと思えます。そういった点で考えると1,800万円の赤字を背負った団体がさまざまなことにチャレンジをしていくにはこの現状の状況では不可能ではないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。そのための組織再編であります。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 組織再編、また再建計画によってどの程度向上するのかわかりませんが、まずあえてもう一度言わせていただきますと、観光を担う以上では観光業に精通する人材の必要性和、また本当にチャレンジをするためには巨額の投資をある程度考えたほうがよろしいかと思えますが、この件についてどのようにお考えになりますか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。現在香美市観光協会では今後その組織を担っていかうという人材が連携をしながら観光を進めていてもらいたいと思えます。また、巨額の投資については考えておりません。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 巨額の投資も行わない、観光に精通する人材も今はいない、その団体に観光業を任せるといふふうに聞こえておりますが、観光業に精通する人間は今いる人間の中から生まれてくるであろうという予測であって、また巨額の投資はしなくても赤字分は返済でき、香美市の観光を十分に担える団体というふうに捉えているということではよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。現在の観光協会の職員の中にも過去観光業に携わってきて精通している人間もおります。その人間が全面的に活動ができるような体制を今後ともとっていききたいと、今後とっていききたいということでの組織再編でございますので、その辺は見守っていききたいと考えております。



また、お金につきましては、お金があるからできるというのではございません。特に観光行政等につきましては、さまざまなプランを立案していくには当然経験も必要ですし、チャレンジ精神も必要と。またそれに対してのお金も当然必要だと思いますけれども、現在補助金として出しております1,100万円そこを基盤としまして、基礎としまして、それでまずは第一歩を踏み出せれる、そういうふうな組織に再編をしていっていただくということを期待したいと思います。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。
- 1番（有元和哉君） 再建というのは立ち上げるより非常に難しいものと思います。実際事実が発覚したのは今年の11月でございますが、それから今月まで大体4カ月ほどでございます。その4カ月の間に再建計画をつくるというのは非常に難しいと思いますし、人員を削減してそれで新たにスタートというのもなかなか難しいかなと考えております。香美市としてもやはり十分なサポートを行っていかねばなりません、ただ相談に乗るだけでは難しいかと思えます。実際具体的にこの香美市観光協会が立ち直っていく、再建していく上で、香美市として具体的にどういう取り組みを行っていくのかお聞かせください。

- 議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長（佐々木寿幸君） 今現在の段階ではですね、観光協会から出てきます再建案に関してうちのほうも積極的にサポートをしていく、助言もしていきゆうというふうな状況でございます。3月1日付で観光協会の会長より市に対しての援助という申し出が入っております。その辺に関しましても今度十分に検討を重ねていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。
- 1番（有元和哉君） 具体的にと申し上げましたが、まだ具体的なことがどうやら決まっていないように感じとれました。非常にこれは大きな額になってくる話です。そして観光というのは香美市にとっても非常に重要なものでございますので慎重にさせていただきたいのと、また先ほど申し上げましたとおり責任の所在についてです。市民が納得する回答というのが出なければなかなか厳しいものかと思えます。そういったところに今後わずかな時間になろうかと思いますが取り組んでいただきまして、我々議員だけを説得すればいいというものではなく、香美市の市民全体に対して説明が十分になされることを期待いたしますが、その辺についてのご所見をお願いいたします。

- 議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。
- 産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。おっしゃられるとおりだと考えます。香美市観光協会ともさまざまな協議も重ねながら市民の皆様方に納得、まあ全てが納得いただけない部分もあろうかと思えます。しかしながら納得していただけるように、ある一

定でも納得していただけるような答えを導いていきたいと。ただ、今現在観光協会の内部はその日その日の支払いに四苦八苦している状況でございます。なかなかその再建ということは将来のプランでございますけれども、現在はその日の支払いに職員が全員当たっていると、さまざまところへ、納入先に頭を下げて支払いを待っていただいているという作業を毎日行っております。その辺がまず一段落をすることによって反省に立てる時期が必ず来ると思います。そこら辺も一緒にサポートしていきたいと考えますのでよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） できれば聞きたくない答弁を聞かされてしまいました。その日その日の支払いに追われていて、現在その事業がまともにできていないということは、香美市がその観光をお願いしているという点での本来の目的を現在は完全に見失ってしまっている状況にあるというふうに聞こえました。目的を完全に見失ってしまっている団体に来年度も再びその予算をつけるというのはどうかなというふうに感じますが、今後再建計画等出まして、来週には総会等が予想されておるようでございますので、そういった状況を今後確認させていただきながら、私としては市民の代表として対応させていただきたいと思っております。

実際にこのようなことになってしまいました非常に残念でなりません。観光協会で働いていた方々が幾人か職を失いまして非常にむごいことだと思います。できることであれば香美市の観光にこのまま引き続いて活躍をしていただきたい、また能力を伸ばし香美市の観光に努めていただけるそういった人材であってもらいたかったと思っております。今後はその再建計画いかんによっては人材の削減で済まない話になるかもしれませんので、十分にその重きを捉え、香美市の未来がかかっておる観光でございますので、十分に取り組んでいただきたいと思っております。

観光協会については以上で質問を終わります。

次に、低迷する投票率への対応についてご質問をいたします。

平成24年12月16日執行の衆議院議員選挙において投票率が59.18%でありました。来年度2つの選挙が予想されておりますが、投票率の向上などについて対策をどのように考えるかについての所見を伺うものです。我々議員の立場から言えばこの投票率の向上について質問するのもいささかどうかと思いますが、我々がもう少し十分に市民の声を聞き、十分に市民が納得する政治をしておれば投票率も十分に伸びていくのかなと感じております。しかしながら、選挙管理委員会という組織がございますので、まず組織としての取り組みについてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） それでは、有元議員のご質問にお答えをいたします。

何せ課題の大きなテーマでの質問ですので、的を射た答えができるかどうかちょっと

不安なところがありますがお答えをします。それといつも答弁がちょっと長くなる傾向があるようですので、なるべく短目にお話をしたいと思います。

投票率の問題ですが、先ほど衆議院議員選挙59.32%というのが出ております。実はこの年度内に参議院と市長選挙がありますが、前々回の参議院が64.43%で前回は63.76%と少し減っているという、衆議院に比べますと高いということですが。有元議員もご存じだと思いますけれども、例えばですね、衆議院の選挙で平成17年の郵政選挙ですと67.51%、高知県が64.12%ですが。それから、平成21年の政権交代選挙と言われたやつも69.28%と高知県が67.64%と。今回の五十何ぼから見ますとですね、かなり高い投票率で推移したということですので、投票率そのもの問題について言いますと、その争点の明確化の問題ですとか候補者の問題だとかいろんな要素が大変絡みますので、なかなかそれで次回の参議院、それから市長選挙の投票率がどう上がるかっていうのが非常に判断しにくいわけですので、あらかじめそういうことを申し上げておきたいと思います。

それと選挙管理委員の任務の中で公明公正な選挙を行うということと、それから政治常識の向上っていうのが公職選挙法に書かれておりまして、おっしゃるとおりでそのために日夜活動しないといけないわけですが。現在啓発活動として行っておりますのは、けさも傍聴席に来ておりましたですが明るい選挙推進協議会という団体、今二十数名だと思いますがご協力をいただいております。かなりちょっと高齢なレベルになっておりますけれども、彼ら彼女たちとともにですね選挙時の啓発活動、主にスーパーとか人の集まる場所で投票日の1週間ぐらい前にやっております。それから、こんなことはあれですけど、この本庁とか支所に懸垂幕をかけて参議院選挙とか衆議院選挙とかそういう広告をしている。それから、もちろん広報紙でも出してありますし、香北町においては防災無線で広報活動をやっております。それから、これは前々も言われてまして、たくさん回ってくださいと言われた公報車の巡回も相変わらずきちっとやっております。それから、選挙の啓発作品募集みたいなことを小学校、中学校に向けてもやっております。それから、今年の成人式では従来DVD、何かわかりにくいのを配りましたけれども、別冊ナタリーという選挙ガイドブック、これをお配りをしました。このナタリーというのはネット上の音楽情報番組ですけども、そこにこれと同じ内容のものが掲載をされておまして、主に若者向けに行われていると。香美市の問題ではございませんがそういうこともやっているということの宣伝も兼ねて行っております。

現状やっていることがそういうことで、果たしてそれでいいかと言われるとですね、もちろんそうとは簡単に思いませんが、今後ともいろんな形での対策を立案はしていきたいと思います。ただ、選挙管理委員会4名おりますけれども、事務局体制としては常時1人でございまして、あらゆることに常時何かやっていくということについての部分では非常に厳しいものもございまして。ただご提案、きょうはご提案もいただければと思いますが、ご提案いただいた件につきましては、検討をいたしまして前向きに進めてい

きたいと思います。個別具体的なことがあんまり明確に言えないので、もしお聞きしていただけるならまたその後お答えをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 済みません。追加の質問をさせていただきますが。

いろいろと活動していただいております、投票率の向上にも結びつくような活動をしていきたいということなのですが。できれば、ふと思いたすのが選挙管理委員会について、できれば行政の中の組織との連携というようなものは今まで行ったことがないのかということについてお聞かせを願いたいと思います。行政側の職員は市民と接する機会が多くございます。そういった際に今年は選挙の月ですねというようなそういった動きもできれば投票率につながるのではないかと考えますが、そういった活動は今までにはなかったのでしょうか。それともしてはいけないのでしょうかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） はい。行政側との連携ということでございますが、具体的な作業とか選挙そのものについては当然行政の方々にたくさん手伝っていただいで進めているのが現状でございます。

今有元議員のおっしゃったような形で明推協ではないですけども、行政の職員それぞれが選挙の時期に地元なりで投票の呼びかけをすることかいうことは、公職選挙法にのっとりながらということにはなろうと思いたすけれども考えていきたいとは思っております。

その件にもちょっと関係するかもしれませんが、現在というかこれから先の問題です、若者の低投票率っていうのがやはり全体から見るとかなり大きく出ておりますので、選挙における立会人ですとか選挙委員会とのインターンシップだとかいうことについて、何か方法はないかですね、検討はしていきたいなというのを選挙管理委員会でも少し話をしております。その際にどういう形でその立会人等に20代、30代ぐらいの方を呼んでくるかという、公募っていうのは1つの手ではありますが、なかなか非常に難しい問題がありますので、委員会の中で出たのは若い行政職員の方にですね、友達関係の方をご紹介をいただくなりして、登録制度みたいなインターンシップ登録とか立会人登録みたいなことをですね、登録制度にしてローテーションを組みながら立会人なんかになっていただくというようなのも1つ方法かなとは思っております。ただ、先ほどの答弁でも申しましたとおり、事務局体制が非常に脆弱というかいろんなことに追いつけられまくりますので、特に選挙になりますと細かくそういうことが継続的にできるかどうかということについて、今後はもっと検討を加えないかなということはお思っております。ただ、期日前選挙等もありますので、回数が多いので、現在の高齢化の中における立会人の確保の困難の問題もありますので同時に進めて考えていきたいということはお思っております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問に移ります。利根議員が質問の中にありましたので、大体のことを答えていただいております。

それで、私の質問としては光ケーブル設置負担金として3億円が計上されている。これから香美市の情報インフラも大幅に進むであろうが、整備された情報インフラを利用しなければ意味がない。整備後の市民に対する利用の促進をどのように考えているかについての質問でございましたが、これについてインターネットの講習については今後研究をしていくという答弁をいただいております。それで、その中でソーシャルネットワークサービス、フェイスブックであったり、ミクシィであったりそういったことについては、今後研究の場が必要であるというふうなご答弁がいただいております。こういうことをやっていいのかわからないのですが、少しちょっと皆さんにお伺いしたいのは、このソーシャルネットワークサービスについてこれを利用したことがある、利用している、ある一定期間登録して利用したことがあるという方っていうのはどれぐらいおられるかちょっと手を挙げていただいておりますか。

（利用したことがある者挙手）

○1番（有元和哉君） ありがとうございます。1名でございました。ということなので、まず研究段階の前に執行部管理職の皆様方がこれについてまず知ってみようという努力をされてはいかかかなと思っておりますが、それについてご所見をお伺いします。

○議長（西村芳成君） これは質問にないろう。質問に入っていないろう。通告にないやか有元君。有元君、通告にないやか。

○1番（有元和哉君） 申しわけありません。順立ってお話をさせていただきます。

インフラの利用、情報インフラを利用しなければ意味がありません。そういった情報インフラを利用するためには、行政側が市民に対して利用を促進するようにしていかなければなりません。そういったときにインターネットの講習等の話がありますが、その前段でこの香美市庁舎内においてインターネットに対するその熟知した方が少ないように受け取れます。そういった課題を解決しなければ住民側に説明するといったことにもなかなか結びつかないと思っておりますが、関連しての質問でございます。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 有元議員の質問にお答えいたします。手を挙げたのが恐らく自分だけやったんじゃないだろうかと考えております。

フェイスブック、そしてツイッター、こういったものにつきましては素早く情報発信ができることや新設する香美市のホームページに誘導するといったことも可能でありまして、非常に有効な手段であるというふうに思います。職員への研修については専門家の方をお呼びするっていうことになりますけれども、これ総務課のほうが職員研修を担当してますんで、そういった部署ともですね協議をしてみたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） やはり市民にこれから利用していただくことでどんどんと香美市のプラスに働いていくかと思います。まずは自分たちが知ること、そして相手に伝えることができるかと思っておりますので取り組んでいただきたいと思います。

また、整備後の市民に対する利用の促進についてですが、これらの利用の促進を効率よく行うために現在考えられる範囲のことというのはどういったものがあるのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

まず、利根議員の質問の中でもお答えをいたしましたけれども広報への掲載ですね、それにつきましてもインターネットだけでなくさまざまなサービスがあるということですねPRしていきたいというふうに思います。そして香美市のホームページの中でもですね、ぜひ情報発信したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 関連してと申し上げたいところですが、十分にこのインターネットについてはまだご存じない方が多くございますので。質問ではございません、申しわけありませんが一言添えさせていただきます。

職員の中でももう少し利用の促進であったり研究を試みるということは非常に今後重要になってくるかと思っております。また、市民の利用を促進するために、例えば上勝町の葉っぱを使った事業といったものは、あれは独自のコンピューターのソフトを開発して行いました。市民の利用を促進する上で香美市の中で新たなアプリであったりソフトをつくるの対応もできるかと思っております。香美市職員の中には実は隠れた逸材というのは多くおられると思っておりますので、そういった方々を掘り起こすことでさらに市民に対して情報の発信力に努めていけるかと思っております。そういったことも今後検討をしていただければと思ひまして、所見等がございましたらご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 有元君。

○1番（有元和哉君） はい。

○議長（西村芳成君） 通告にないことすき、それはもう答弁ないですよ。

○1番（有元和哉君） わかりました。済みません。

情報インフラの整備とインターネットについての私の範囲で関連しているように思えたのですが、関連していないというふうに議長が判断されましたのでこれは質問ではございません。以上で質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 有元和哉君の質問が終わりました。

次に、2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、自由クラブ、矢野公昭であります。通告に従ひまして

順次質問をさせていただきます。今回、私は前企画課長より、はるか以前に説明を受けました香美市定住対策構想案をもとに現行施策も含め質問をさせていただきます。

この構想案は職、これは仕事の面であります、住、交流、利便性、この4つが前提条件となっております、特に地域全体で地域課題や振興などを協働して主体的に取り組む事業などに支援を行い、新しい機能を有する組織体を構築する、そのための新制度創設に向けましたモデル事業の実施により、課題の検証をしながら市全体への拡大を図るものであります。

そこでお聞きをいたします。

その中に新しい自治機能づくりというものがございます。そして、水源保全、監視活動、環境保全活動、農林水産業への従事等ございます。既に支援員制度を利用いたしましてのモデル事業として実施をされておりました、着々とその成果も上がっておるとこのようにお聞きもいたしております。議会初日にいただきました細部説明書、別添資料も読ませていただきましたけれども、直に課長の口から課題と今後の取り組み方針を伺うものであります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。矢野議員の質問にお答えいたします。

新しい自治機能づくりでは、施策の具体的内容で示されております行政支援としまして、地域支援員制度を導入し、施策の具体的内容に沿って活動を行っております。まだ最初の支援員を配置してから1年という短い期間ながら、水源地管理や見守り活動、新規イベントの実施を通じ、地域の活性化や定住対策等、着実に成果が上がってきているのではないかとこのように思っております。今後も集落の維持が困難となった自治会や集落を上げて活性化に取り組む自治会等への配置を検討していきたいというふうに思っております。また、その場合現行の支援員がリーダーとなって指導できるよう研修活動にも積極的に参加させていきたいというふうに思っております。課題ではございませんけれども、現在この支援員制度につきましては総務省の事業を活用しております、この制度のですね継続を強く望むものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） お答えをいただきました。

別添資料の中にございますとおり、その中では地域の主体ということが多く出てまいります。要するにこの自治機能づくりの前提条件が各地域が主体である、このように私は理解をいたしておりますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。あくまでですね、やはりこの支援員がですねサポートしていくということで、主体はやはり地域であるというふうに私も思っ

ております。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 次に、新しい公共交通体系についてお聞きをいたします。

これも香美市公共交通対策検討委員会が既に設置をされておまして、先日中間答申もいただいております。これより前、平成18年から平成20年にかけて行われておりますところの地域交通対策検討委員会、これの基本方針、厳しい財政状況に配慮した交通のあり方、それと地域住民、特に交通弱者への福祉的な交通のあり方、この両視点に立ったものであり、重要でありながら難題であったかとも思っております。そしてこの答申の結びには、今後において一層の人口減少や少子高齢化の進展など香美市の状況、情勢の変化を踏まえながら、5年をめぐりに再度総合的な検討を行うことが必要である、このようにしてあります。このような背景のもと、市長から過疎化の進む中いかに市民の生活の足を確保するのか、よりよい方向を見出すこと、このような諮問を受けまして平成23年11月に検討委員会を設置し、検討を重ねながら昨年11月に中間答申がなされたものであります。

そこで、この答申を受けましての今後の課題、そして見通しについてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 矢野議員の2つ目の質問にお答えいたします。

新しい公共体系の構築では、昨年11月に中間答申が出されましたけれども、今月にはですね最終答申が出される予定となっております。今後は答申をもとに新しい公共交通体系を構築していきたいというふうに考えております。

具体的には最もエリアが広くそして利便性の劣る物部地区で、エリア型デマンドバス方式を県下で最初に導入し、平成26年度から実証運行を行う予定で、来年度予算に車両購入費を予算計上させていただいております。また、このシステムが構築されれば、将来は香北地区や山田地区にもエリアを拡大できればというふうに思っております。

また、山田地区におきましては、答申で示されておりますデマンド型乗り合いタクシーの制度化につきましてもあわせて検討していきたいというふうに思っております。

課題につきましては、エリア型デマンドバス方式は新しい試みで問題点等も数多く出てくるのが想定されます。実証運行により検証を行いまして改善に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 課長も言われましたとおり、中間答申の中でも市営バス路線だけでカバーするのは非常に困難があると。新しい交通システムを取り入れなければならない。その時点でデマンド方式のことも当然出てきております、提案もされております。ぜひこのデマンド方式を取り入れた新しい交通体系、システムを今後ともに進めて



いただきますようによろしく願いをいたします。

次に移ります。子育て支援対策についてお聞きをいたします。

長時間保育、ゼロ歳児など低年齢児受け入れの拡大等もございます。まず、長時間保育でありますけれども、同僚議員からも以前質問があったかとは思いますが、そして、だんだんと解消はされているようにも見えますけれどもまだばらつきがございます。時間の統一に向けてどのように取り組んでおられるのか見解を問うものであります。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 矢野議員の長時間保育の時間の統一ということにつきましてお答えします。

そもそも香美市の保育におきましては、全園で統一の長時間保育という計画は立てておりません。ですから、今後平成27年度から実施予定のですね香美市子ども・子育て支援事業計画、そういった策定のときまで見直す予定はございません。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 全園で統一をする、そういう予定と申しますか立てていないということですね。じゃあ全園で立てていないその理由はなぜ立てないのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

現在ですね保育時間の区分につきましては、香美市すこやか子育て指針、それからその前段の香美市すこやか子育てプラン、これは保護者、保育士、それから議員の方、それぞれの方が入れられて全体計画を立てております。その中で出てきたのはですね、現在のあけぼの保育園の12時間保育、その他保育園の6時間保育というふうな計画で、それに基づいて市としては運営しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） わかりました。それでは次に移ります。

ゼロ歳児など低年齢児受け入れの拡大、これもございますけれども、最近低年齢児の入所希望が多くなってきておるとこのようにお聞きをしております。兄弟姉妹で別々の園に通うことのないような手だてを講じるべきではないか、このように考えておりますが現状と課題をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

現在施設定員を超える入所申し込みがある場合におきましては、やむなく選考により入所を決定しております。

（2番、矢野公昭君、自席から「何により」と発言する）

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 選考によりです。

○2番（矢野公昭君） 選考。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） その際におきましては、各保育所ごとに保育時間が現在先ほど申しあげましたようにですね12時間、11時間とあります。その中で必要とされる保育時間、それから前年度の継続入所児童に重きを置いて選考をしております。したがって、定員に余裕のある4、5歳児クラスには入所できるものですね、定員を超える入所申請がある一部の保育所におきましては低年齢児クラスで希望する保育所に入所できないケースが出てきております。

ご指摘のように、兄弟姉妹を優先して入所選考をしますと、12時間保育、また土曜日一日保育で実施しなければ通所させられないケース、そういった方がですね入所できないという状態も生まれてくる状態でございます。兄弟姉妹が同じ保育所に通えば利便性がよく保護者の負担は軽減されますが、一方では保育所を限定せざるを得ない方がですね選考で漏れて勤務時間に見合わない保育時間で対応すると、費用負担、勤務先や勤務時間の変更等を強いられる可能性が考えられるため、より影響の少ないと考えられる現在の選考方法でやらせていただいております。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 大体はわかりましたけれども。このねえ、兄弟姉妹でそして別々の園に通うこと、これは先ほどもお聞きをいたしましたいろんな事情もございましょう。別々の保育園に兄弟姉妹が通うことに対してどのようにお考えでありましょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 先ほど申しあげましたように、兄弟姉妹が同じ保育所に通れば利便性は非常にえいということは理解しております。ただですね、現在の体制状況におきまして、それがかなわない状況であるというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 次に移ります。保育料の軽減でございます。

構想案によりますと第何子目かによる軽減率の拡充、このようにございます。現在も多少なり軽減はされておりますけれども、今後どのような軽減を考えておられるのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 先ほど来答弁しておりますので、現在までの子育てにかかわる計画、その中におきましては保育料の軽減計画はございません。現時点におきましてはそういうことは考えておりません。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 構想案にございますけれども、もうそれは考えていないと、こういうことでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。これは構想案に載っているのみで

ございますので、教育振興課としては考えておりません。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） これねえ考えてもらいたいですよ、本当に。これね、保育料軽減事業といたしまして、例規集の1208ページに保護者負担金、そして1222ページには保育料軽減事業、このようにございます。これ考えてくれるものと思って質問を考えてきましたけれども、考えてないということになると非常に質問をしにくいんですが。しかしながらこれ関連がありますのでお聞きをいたします。

特にこのねえ、特にこのと言ううちに保護者負担金これと保育料軽減事業、これが自分としては合点がいかんがですよ。どこがいかんということは保護者負担金、これではですね、2人以上が入所している場合において第2子目半額、第3子目無料、このようにございます。そして、この軽減事業、これにつきましては18歳未満が3人以上いる世帯における第3子以降の児童のうち、保育所に通所する児童で、年齢が3歳未満の者が減額対象児童であるところのようになっております。これここにねえ、関連です。ここにございますとおりどうしてこの条件をつけるかと。持ってますよね。どうしてというのはね、負担金の場合は保護者負担金ですが、負担金の場合は2人以上が入所している場合とこれが条件です。そして、保育料軽減、軽減については年齢が3歳未満の者とこれが条件です。私はそのように思っておりますので、これがどうしても合点がいかんがですが、どうしてこのような条件をつけてあるのか。わかりますか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、負担金につきましてはこれは国の基準、そういった部分で保護者負担金を求めるものでございます。それから、軽減事業におきましては国の1つの制度でございますのでその補助金、そういった対象の中でこういった年齢制限があるというように考えております。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 負担金につきましては国の基準と、で軽減につきましては制度と。本市に限らずどこの市も一緒ではございますけれども、今定住対策ねえ、こういうことをやっていますよね。そして、子どもを育てるのに優しい、しやすい、こういうことを言っていますよね。そういう中で、じゃあ本市といたしましては、国の制度、国の基準を絶対に守ると、そういうふうなこれからの方針で行きますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

基本的にはですね国の基準、そういったものを遵守していかなければならないと思います。と申しますのは、あくまでもこれはお金が伴うこととございますので、ただ先ほど申し上げましたようにですね、軽減を考慮するといろんな部分で単純に試算はしてお

ります。ただ、この中で年間564万5,000円ぐらいの歳出の減、それとこれ年間ですね2,100万円の歳入減というふうなものが出てくるわけです。こういったものが今後ずっと続くわけです。そういった部分を考慮するとやっぱり国の基準というものは遵守していかなければならないんじゃないかというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） この質問まだ終わりません。もう1つあります。

この今まで言っておりますのは全部この定住構想案、先ほどこれはないと言いましたけれども、考えてないと言いましたけれども、定住構想案の中でそして現行施策に関連しての質問ということで質問をさせていただいております。

直近の広報香美、この中に残念ながら休校となりましたけれども佐岡小、繁藤小中学校、その検討経過の中で市長がこのような思いを言っておられます。「今後は政策的な人口増加策を実施していくとともに、子育てしやすい環境を整え」とこのようにございます。市長が言っておりますのははっきり。あくまでも国の制度というよりも、制度はもちろんお金のことも伴うとこういうことでございましたので、守りながらも本市としての方向性を見出す、見出すといううちに行っていく。これが今後の人口定住増、そして子育てにも非常に関係してくると、このように思っております。次長、そのことに対してはどう思いますか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。えっ。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 矢野議員が私の休校に当たっての中の文章のがを出されました。私は現在でも子育て支援に向けての環境については整えているつもりでございます。ただ、先ほど次長から述べられましたこうした軽減策、そうしたものにつきましては財源的なものが伴うわけでございますので、それには限界がございますので、そうした面はご理解をいただきたい。ただし、そうした子育てについての全体的なソフト的な環境は整えてきておるつもりでございますが、まだまだ十分でない点も矢野議員の思いとはまだ満たない部分がたくさんあると思います、その辺はまた今後お互いに研究もして努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） せっかく市長から答弁をいただきましたので次に移ります。

次、医療費助成についてお聞きをいたします。

現在、医療費無料は小学6年生までに拡大をされております。構想案にもありますとおり、中学生まで拡大すべきであると私も思っております。中学生までの拡大に向けましての進展ぐあい、そして課題を問うものであります。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、矢野議員の香美市定住対策構想案につい

ての5点目、医療費助成について、その進展ぐあいと課題を問うというご質問にお答えします。

ここで言う医療費助成につきましては乳幼児医療費の助成制度についてでございますので、その分に特化してお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、この乳幼児医療費助成制度につきましては、平成23年7月から児童医療費助成として対象をこれまでの就学前から小学生までに拡充して実施しております。また、本年4月からは権限委譲によりまして、養育のため病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対する養育医療費の助成を始める予定となっております。

この制度の課題につきましては、やはり先ほどのこともありました。財源確保の問題があります。やはり対象年齢の拡充につきましては市単独の費用が必要になってきますので、私としましては市町村が助成をしやすくするよう県の補助制度の対象範囲を拡大してほしいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 先ほどからこの子どもに対する質問の答弁では、財源確保ということが当然のことながら出てまいります。私の言っておりますのは財源、財政は当然考慮をしなければなりませんけれども、それより以前にやる気を出して定住人口増、そして子育て、これは関連がありますけれどもそういうふうなものに力を注いでいくべきではないかと、このように考えております。財源と言われましたので次の質問に移ります。

次に、教育支援について伺います。これが定住対策の核だとも言うておられますけれども、施策の具体的内容の中で学力向上対策といたしまして、加力学習支援体制の整備とございます。教員、工科大学教職課程取得者等の活用、学習塾との連携とありますけれども、どのように活用した連携をしていくのか、これを問うものであります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 矢野議員の加力学習支援体制の整備についてのご質問にお答えいたします。

現在、県の地域アクション補助事業を活用した加力学習支援員を鏡野中学校へ配置をしています。工科大学との連携につきましては、現在工科大学学生サポート活用をし、加力学習の補助、支援を行っています。香美市全体で工科大学からの支援は23名になっています。学生サポートのメンバーはほとんどが教員免許取得課程の学生だと聞いていますが、教員免許取得者は少ないと思います。現在、学習塾との連携は行っていません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 最後の質問に移ります。

この定住対策構想案は、今日の人口減少と人口構成を想定しないままではこれからの行政は成り立たないとの思いから、新しい手法により政策形成を構築していくそのための構想案であると理解をいたしております。現在行政内部で立ち上げておりますところの香美市定住促進対策検討委員会にも、この趣旨は当然引き継がれ生かされているものと思われま。

お聞きをいたします。香美市定住対策構想案全体としての現状、そして課題を問うものであります。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 矢野公昭議員の定住対策構想案について、全体としての現状と課題を問うというご質問にお答えいたします。

議員のずっとおっしゃられております定住対策構想案につきましては、平成23年7月1日の政策会議においてこの構想案を提案をいたしまして、確認をされた後ですね7月4日の課長会において説明をいたしました。特に庁内からの意見等もなかったことから、9月2日の議員協議会においてこの案の説明を行ったところでございます。

ずっとこう言われておりますように、案は案でございますから、それをどう扱うかというのはそれぞれの現場サイドの1つはスタンスの問題もあるかというふうに思いますが、石を投げたというてずっと言うてきました。そういう言い方を前提に後の話をお聞きいただきたいがですけども。その後、その第1次香美市振興計画の後期基本計画が取りまとめられまして、この計画におきましてもその設定を当初にされました目標人口でございます2万8,800人の数字というものは動かさないということがございまして、この人口の確保の具体的施策立案のための作業に本年度着手をいたしました香美市定住促進対策検討委員会設置ですけども、これにつきましては要綱を11月13日に制定を行い、その後組織化のために各部署に推薦依頼を行いました。諸般の報告でも触れられましたように12月18日に発足をいたしまして、これまで月1回ペースで全体会を開催いたしました。この間には4班ごとにそれぞれ適宜班会を行ってきておりまして、現段階では各課でのこれまでの施策で定住対策等につながる事業の洗い出しと、それから全体への呼びかけといたしまして今後実施すべき施策提案を募りました。それぞれについての整理や分類等の作業を進めるとる現段階でございます。したがって、従前に示しました構想案との比較対象までには至っておりませんが、構想案のような施策をそれに上乘せ、あるいは横出しされた案やあるいは違った視点での施策提案なども中にはございまして、今後は具体的に法令等あるいは財源等の課題もしんしゃくしながら検討を進めることになると考えております。

ここで少しそのここ最近の動向につきましてちょっと触れてみたいと思っておりますけども、あの構想案で幾つか書かれております事柄がですね、ここ最近では国、県がもう既にやろうかということで先行していくような状況も見受けられます。特に県が施策出しをし

ているものにつきましては、産業振興策の中で移住対策、こういったものも当然その定住対策、人口増対策につながるものでございましょうし、それから、国におきましては子育て支援、これについてはかなりスピード感を持って対応をせないかんというような言い方でもって補正予算は細かく見ておりませんが、新しいその政権の中でこのことが重点的に取り組まれていくんじゃないかなというふうに見ております。市の中でもありますね、これからこの検討委員会の結果を受けてですね、当然長期あるいは短期のビジョンを描きながら、このことは当然その財源的な裏づけ、あるいはそれに従事する人材と言いますか人員と言いますかそういったものの確保をしながら、どれから順番にやっていくか総合的なそういったそのプラン、あるいはビジョンを描く中で取り組んでいかないかんことだろうというふうに思っています。

で、構想案があるからこれが全てその基準で動かないかんというふうには初め言いましたように認識はされないでいただきたいと。すなわち石を投げるということでこの構想案を立てたんだというふうにあえてつけ加えて説明いたしましたので、そのところはひとつまた認識をよろしくをお願いをしたいと思います。

現在、その検討委員会の中でですね話をしてきましたのが、出てきた案っていいですか事業の中で効果が大きく期待されるもの、それから、あるいは急ぐべきものがあるんであれば全体の合意形成ができればという前提ではございますけども、予算に当然その都度都度反映して行って事業化をしていくということもありだろうというふうな話もしてきた経過もございます。やはりこの計画っていうか検討を進める中でですね、職員が一生懸命やっていることに対してのモチベーションをどう維持するかということも考えながら、しっかりこの香美市のあり方というものを考えていかないかんという立てりでの検討委員会を立ち上げておりますので、そこはしっかり押さえて今後の作業が進めていかれることだろうというふうに思っております。

そしてですね、議会におきましても、今回その特別委員会の設置がされるようでございますので、その機には両者が今後の市政における定住対策を協働しながら検討するようになっていくのではないかとというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。それを見守る立場には多分タイミング的にいなくなると思っておりますけども、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 非常に詳しく、思ったより以上に丁寧な説明を受けたわけでございます。

先ほど課長も言われましたとおり、我々議会といたしましても本会議最終日に定住人口増対策といたしましての特別委員会設置の決議案を提出する予定でございます。先ほど課長が石を投げただけであるところのようにおっしゃいましたけれども、ぜひ今立ち上げておりますところの香美市定住促進検討委員会にこれも生かされまして、市民、行政、議会の協働によりますます発展し、本市にとって実り多くなりますことを心より願いま

して全ての質問を終わります。

- 議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君の質問が終わりました。  
暫時休憩します。

（午後 2時54分 休憩）

（午後 3時09分 再開）

- 議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。  
一般質問を続けます。  
次に、9番、織田秀幸君。

- 9番（織田秀幸君） 9番、公明の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして今回3点についてのお伺いをいたします。

初めに、集落整備の件ですが、地域住民の福祉の向上や円滑なコミュニティーを図るため、自治会などが維持管理する集会所や教育委員会が管理する中央公民館や地区公民館がありますが、本市には13の地区の公民館があります。敬老会など地域行事での使用については館長の決裁により減免処置がとられていると思います。これ私が推測でございますが。そして改修や修繕への負担も地域住民にはないのではないかと、そのようにも思っております。しかしながら、一般の集会所の維持、管理については月々の電気、水道使用料を初め改修や修繕による費用負担が発生してきます。こうした事業に伴う補助制度には個人への補助金と地域組織等への補助金制度があるわけですが、本市の集会所整備事業補助金は新築や移転が最高補助限度額600万円となっております。私が今回問題とする点は、この補助率が2分の1以内であるため当該地区の負担が重く、改善や修繕を試みても実施に至らない場合、そういった場合が想定されます。高齢化等により町内会の町内会員の減少で維持管理には会員の負担増加は避けられないとしても、今後の円滑な地域行事の運営を図るため補助率の見直しは必要ではないか、そのように思うわけであります。

以上のことからお伺いをするわけですが、①としてですね、本市には13の地区公民館があり、教育委員会が管理し委嘱された館長及び主事で運営をされていると思いますが、地区公民館の年間使用料徴収金額を問うものであります。

- 議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

- 生涯学習振興課長（田島基宏君） 織田議員さんのご質問にお答えいたします。

公民館の使用料でございますが、中央公民館を含めまして13館となります。平成23年度は278万1,320円、そして平成24年度は2月末で262万1,150円となっております。なお、山田の地区公民館と中央公民館が同施設の中で運営されておりますので、その中央公民館の金額を除きます他の部分につきましては、平成23年度が14万4,250円、そして平成24年度が2月末で9万9,750円となっております。よろしく申し上げます。

- 議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。



○ 9 番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

私が聞きたい点はですね地区公民館の使用料であります。これは平成 23 年度、平成 24 年度の 2 月末までで 14 万円、9 万円、これによろしいわけですね。そして、中央公民館を含めて 13 言われましたかね。

（生涯学習振興課長、田島基宏君、自席にてうなづく）

○ 9 番（織田秀幸君） どこがのいとる言うたんですか。この例規集には 14 あるでしょう、中央公民館入れて。

（生涯学習振興課長、田島基宏君、自席から「13 施設ですけど」と発言する）

○ 9 番（織田秀幸君） 13 ですか。

（生涯学習振興課長、田島基宏君、自席から「はい」と発言する）

○ 9 番（織田秀幸君） 中央公民館入れて 13 です？私の例規集はちょっと古いわけじゃねえ。わかりました。

これは 14 万円、9 万円という数字をいただきましたが、この数字についてですね担当課長どんなに思いますか、多い思います、少ない思います？

○ 議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○ 生涯学習振興課長（田島基宏君） 多い少ないはちょっと判断に苦しむところですけど、中央公民館におきましてはサークル等定期的な利用団体がございますので、随時各部屋が大半埋まっている状況でございます。各地区の状況はですね平成 23 年度が物部が 61 件、香北が 1 件、そして佐岡が 1 件、片地が 6 件、楠目が 2 件、中央公民館が 652 件、明治が 35 件、香長が 2 件、平山が 6 件、繁藤が 4 件、そして暁霞と岩村は利用されていないということでございますけれど、この上がっている件数はですね地元の婦人会とかいろいろそういったサークルについては地区公はお金をとっていないと、こういうことがございますので、件数そのものは金額以上に利用されているかと、このように考えております。

○ 議長（西村芳成君） 9 番、織田秀幸君。

○ 9 番（織田秀幸君） はい。これ地区の公民館長、そしてまた主事とかですね、中央公民館主催事業謝金ということで 700 万円近いですね予算が入るとるわけなんです。ほんでそういったことから考えていったらですね、1 年で十四、五万円前後と、当然先ほどの前文で上げたようにこれ減免処置というんがとられている、そういうことですわね。だからまあ言うたら地域の使用する住民にはそういう使用料の負担がかかってないということです。これは地区公民館では午前中が大会議室で 420 円とかいうそういう細やかなこの金額表示まであるわけなんですけど、そういうことでいろいろ地区の公民館に対する費用対効果面から言ったらですね、予想どおりいうんか、そういう徴収分、金額と思います。

ほんで次に 2 番に移りますが、この自治会等で管理運営されている集会所、1 番のことを踏まえていただいてですね、地区公民館とはおんなじような役目、そういった役目

に寄与しとんじやないかとそのように思うわけですが、課長の見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 織田議員の集会所整備事業費補助金の②自治会管理の集会所と地区公民館の役割についての見解をお尋ねですけれども、私が答えるのがいいかどうかというのがありますけれども、私にということでしたから私がお答えをさせていただきます。

まず、原則的な確認をいたしますと、その地区公民館というのはその教育活動をする場所、それから地域の集会所というのは地域活動する場所というふうに押さえてご答弁をさせていただきます。

地域におきましては法令に基づき運営をされている公民館事業に係る経費は公費によって賄っているところですが、本市ではそれ以外にいわゆる任意地域自治組織等によって運営されております集会所、これは公会堂とも呼ばれている施設等もございますけれども、この集会所についてはイニシャルコスト、すなわち立ち上げるときの経費につきましては、さまざまな行政事情により公費負担により整備されたものと、それと純粹にその地域負担により整備されたものの2通りがありますけれども、いずれもですねランニングコスト、日常の運営経費についてですけれども、これは公費負担を伴わないことが原則となっております。地域活動として類似をしていることや、貢献度はどの程度あると思われることも多々ございますけれども、負担のあり方にそれなりの思いもあるとは承知をしておりますが、制度的な立てりにより判断をしているというのが現状でございますのでご理解をいただきたいと思えます。

なお、公設民営の集会所施設につきましては、指定管理制度等により管理運営をしているところですが、この場合も独立採算制を原則としておりますので申し添えます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 詳しく説明をいただきました。

これ私は地区公民館、そして集会所と同等ということでお話ししましたが、答弁で今教育活動ということを言われましたわね。どんなことが教育活動に資するいうんか、そういう内容は、事業の。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 教育活動というご質問でございます。

地区公民館におきましては、中央公民館が主となりまして各地区の主事さんと地区公民館長さんと協議をしまして年間の計画を立てております。それに基づきまして研修とか講習、いろんな地区での生け花教室とかそういった文化的なものが大半になってきます。スポーツ活動はかなり高齢の方が地区の方は多いということで、文化的な面の活動につきまして、講師謝金とかそういった者を呼んでの研修につきましてはこちらのほうが負担をさせていただいてもらっております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。講師を呼んでですね公民館でいろいろ活動をされとると。生け花とかいきいき体操とかそういうことは地域の集会所でもずっとどっこもやっております。そういう観点からですね、そして私がこの質問で取り上げたいのは、③番になってくるわけですので③に移りますが。

集落整備事業費補助金のこれ新年度予算300万円となっているということで、当該事業対応の可否及び補助率の見直しはあるのかということで、これは何でこの当該事業対応の可否いう、こういう質問をしたか言うたらですね、当初この集会所整備事業には新築とか移転の補助の最高限度額が600万円になつとるわけなんですわ。そして、ある地域の役員の方、町内会の役員の方は今500万円お金がたまつたと、もうちょっとたまつたらですね補助事業をいただいている、そういう計画を立てておるということをちらっと小耳にした関係でですね、そして、この2分の1の補助いうたら前説で述べたようにですね、かなりの地域住民への負担も伴ってくるわけでありまして。そして、この新年度予算では矢野議員からもさまざまな質問がありましたが、この細部説明書のこの資料、この中に事業内容としてですね集会所整備に300万円いう、そういう内訳が載つたということで私はここで取り上げをさせていただいたわけなんです。妙にそこらのことから考えたら、この総合補助金という形で1,100万円の補助金になっております。元気集落、地域づくり振興助成、集会所整備、集落整備事業の各補助金を統合したものでありますよという形になっておりますが、今までは補助率が2分の1であったり4分の3であったりしたわけなんですわ、今後どうなるのか。この資料にはそういった詳しいことは載っていないわけで、ちょっとその点をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 織田議員の集会所整備事業費補助金に関してのご質問にお答えをいたします。

これまで集会所整備事業につきましては、個別補助金制度として実施をしてきましたけれども、平成25年度は元気な集落づくり支援事業費補助金としてと、それから地域づくり振興事業費補助金、そして集会所整備事業費補助金、また物部支所扱いとしておりました集落整備費補助金と集落整備事業原材料助成の2つと、それとですねまた特産物育成事業費補助金と集落営農パワーアップ事業を統合いたしまして、香美市地域活性化総合補助金に改編することといたしました。予算的には、2款、総務費に1,100万円と6款の農林水産業費に260万円計上しております。方針といたしましては、枠を外すことによって補助対象者や補助要件あるいは事業内容を縦割りだけでなくクロスすることも可能とすることにより、可能な限り使い勝手のよいものにしたいたいの考えによるものです。現在、補助率あるいは補助限度額等も含め詳細な要綱づくりの作業を行っているところですので、確たる答弁はできませんけれども、実績のないものや非常に利用度の低かったもの、あるいは他の同類種目と平準化を図るものにつきましては、同類項であっても事業種目によっては変えていた補助率や補助額を単一化の観点から率や

限度額は低下するものもあると考えておりますけれども、おおむね向上させることになろうと考えております。なお、お尋ねの集会所整備につきましては、主な事業の事業内容の中でこれまでの事業予算額を参考に記載したのですが、その説明が欠落しておりますので補足をさせていただきます。

冒頭に申し上げましたように、区分を取り払い地域活性化総合補助金といたしまして、2款で言いますと1,100万円を順次補助事業採択した順に充当することになりますのでこの点どうかよろしく願いをいたしたいと思っております。これまでは市単事業での集会所整備事業につきましては2分の1という補助率で来ましたが、補助率を4分の3に全て引き上げることにしております。なおですね、これまでも県費とのセットの場合は4分の3で扱ってきましたので、ここは変わらないということになります。ちなみにですね、先ほど古い例規集を使ってという話でございましたが、例えばこれまで集会所、県費を導入してやりますと1,800万円の補助限度額の事業まで集会所整備ができたわけですが、この場合ですと、地元が600万円の負担をすることによって2,400万円の建物が建つと、こういうその仕組みになっておりました。今回ですね県のほうの補助限度額も上がりまして2,000万円ということになりましたので、うまく組み合わせますと最大4,000万円の集会所が建つということになります。この場合、県が2分の1の最高の2,000万円が出るわけで、市としては4分の3がマックスですから地元負担と合わせまして2,000万円をつくるという理屈でいくと市が900万円、地元が1,100万円の負担をすると4,000万円の建物が建つということになります。これはなかなかこんな大きな事業になりますと地元でというのは大変でしょう。さっき議員がおっしゃってました地元で500万円あるがという話ですと、ここでちょっと試算をしておりますのが、地元が600万円出せばという前提ですけども、新しい制度でいくと3,000万円の建物までオーケーになると、こういう要綱でくくっていきたいというふうに現段階では考えております。3,000万円にいたしますと、県が2分の1で1,500万円、それから地元が600万円出すと市がマックスの900万円まで出ますので、合わせて3,000万円の事業が可能になるとこういう想定をしておりますので、確定をしたものではございませんけれども参考までにお話をさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

これ実際元気集落いうんは、もう4分の3いうことで我々も大変使い勝手のよいうんですかね、地域の方からもみんなが本当にこういうすばらしい補助制度があるということで、本当に喜びの声はたくさんいただきました。また、その事業を使わせていただいているいろいろ取り組みもさせていただきました。今回そういう形で県からの支援をいただいて、今までの1,800万円が2,000万円になるということで、これはまだ100%

確定いうそういう段階ではないということなのですが、ぜひともそういう流れでですね、冒頭に申しあげましたように、これはもう地域住民の福祉の向上、またコミュニティーを図るための自治会などがそうやって一生懸命頑張ると、そういうことに積極的に行政のそういう応援をいただけたらと思います。

本当に今町内会でもですね、どこでもそうやと思いますが、高齢化によってだんだんだんだん会員数も減ってきております。当然それはもうそういう中でいろいろ事業を起こすとなったときにはかなりのそれぞれ負担、そういったものがかかってくるわけなんですから、そういったことも含めてですね、また行政のほうからも現場のニーズに沿ったそういう対応を今後ともお願いをしたい思います。

そしたら、次に移らせていただきます。古いものは余り役に立たんいうことでちょっとのけておきます。

2点目ですが、東日本の大震災から11日で満2年となるわけですが、県がまとめた南海地震対策の検証結果からですね本市にかかわる事案を洗い出し、優先すべきものは何かを私が取り上げさせていただきました。皆さんもご存じのように、本市はですね国道195号は市民の生活に欠かせない交通手段であるわけなんです、急峻な山々が連なるため土砂崩れによる集落の孤立などに備え、また負傷者搬送と物資輸送のための緊急用のヘリコプター離着陸場の整備、緊急情報を配信するエリアメールと通信手段の確保による孤立化防止対策を講ずる必要が最重要ではないかとそのように思っております。

そうしたことからお伺いをしますが、①といたしまして、これは今までにも取り上げさせていただいたわけなんです、この推移とかそういったことも含めて今回また取り上げさせていただきました。ため池の耐震化対策、そしてヘリコプターの離発着場の新整備計画はどうなっているのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 織田議員のため池の耐震化対策についてお答えいたします。

まず、ため池につきましては、コンクリート構造物とは異なりまして土の構造物であるために、本来耐震化は非常に困難な構造物であります。地震のエネルギーに対しまして形状が変化する土堤、いわゆる土の堤は粘着力や摩擦抵抗力で安定している構造物であることから、その形状が変化した後滞水が可能か否か、ここが耐震性の判断でございます。香美市で新たに予想されました震度6強から7でため池を安定させるためには、例えば国土交通省で以前検討をされておりましたスーパー堤防のように堤頂幅が100メートルを越すような土の構造物にするのか、もしくは岩盤に強固に固着されたコンクリートダム形式に改修するかというふうな形となり、現実的に全てのため池を改修することは非常に困難であります。

また、ため池の改修に向けてネックとなりますのが受益者負担金でございます。元より農業用施設であるため池はその関係者や個人が所有しております。工事に当たりまし

ては、当然受益者負担金が必要となりますけれども、現状では高齢化による農業者の減少やさまざまな耕作放棄等の要因に伴い、ため池本来の目的はどんどんと薄れていております。また、防災の観点から受益者にこの新たな負担を求めるということは極めて困難な状況となっております。もし、受益者負担の問題を一部クリアできたと考えましても、事業を実施するためには堤体以外のいわゆる取り合わせ部、影響部の用地の確保や工事用道路の設置等さまざまな課題が新たに存在してくることになります。

これらを踏まえまして、以前にも昨年のお織田議員のご質問にお答えしたと同じような内容になりますけれども、ため池の下流域に存在いたします住家に住まわれる方には地震時にはまず逃げていただくこと、これをハザードマップ等を配布しましてお願いしております。そのほかに通常時、これは雨季、乾季を問わずでございますけれども必要以上の水位とならないように斜樋を調整することによりまして堤体にかかる水圧を減ずるということによつて地震時のエネルギーに対して堤体を安定させるということも1つの手段でございます。

このような形でため池を管理することを受益者の方々にお願いをしているところでございますけれども、先ほど申しましたように3連動による地震が想定されまして、ため池の改修自体一層困難となっております。先ほど申しましたように安全な場所に逃げていただくということがまず第一でございます。なお、今後とも県、国等から発信されます情報の収集には当たっていきたくて考えておりますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 織田議員のご質問のヘリポートの整備計画でございます。

本市には、現在ヘリコプターの緊急離着陸場としまして、平成22年度に物部村神池に、平成24年度に物部町五王堂に計2カ所整備しております。手前に「物部村神池」と言ったようですが、「物部町神池」でございます。2カ所整備をしております。

ヘリコプターの緊急離着陸場につきましては、消防防災ヘリコプターが2機体制となり、またドクターヘリコプターも運用しており、災害時のみならず救急患者搬送にも威力を発揮することから計画的に整備していく必要があります。整備につきましては、県消防政策課、県消防防災航空隊、市消防本部、地元の4者の協議による合意が必要となります。また、整備につきましては県補助金、みんなで備える防災総合補助金を活用しております。これらにより、整備に係る準備期間を必要とするため準備期間を1年とし、その翌年度に本体工事を実施する計画で進めてまいりました。緊急離着陸場につきましては、物部町で3カ所、香北町で1カ所、土佐山田町で1カ所の計5カ所は最低必要と考えており、消防本部を初め関係機関との連携を図りながら、今後整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

ちょっと佐々木課長、災害予測のハザードマップを配布しているというそういう話がありました。以前にも取り上げました51のため池のうち17カ所です。改修の必要があり、また9池では住宅に影響があるということで、その数が120戸という形で報道では載っておりましたが、このハザードマップいうんはどればあのまあいうたら枚数いうんですか、そういう配布をしたわけなんですか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。全戸、影響範囲にある全戸に配布をしています（後日、「全戸回覧の上、ご希望された自治会は並行して全戸配布を行いました」と訂正あり）。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

なかなかため池の耐震についてはですね、大変な受益者負担とか国のそういった補助金等というてもなかなか進まないようなそういうような思いもあるかもわかりませんが、いざ地震が発生したという段階では関連の地域住民が素早くやっぱり避難できるいう、そういうことも避難訓練の場にもですねまた取り組んでいただいて、ただ、震災で家屋の倒壊とかいうとまた若干ニュアンスが変わってくるんじゃないかと思いますが、そういう面からもこの地域にはハザードマップとあわせてそういうその指導性いうんですかね、そういうのもお願いしたい思います。

ヘリコプターのほうはそういうことで、どればあの計画を予定しているかいう、そういう次の質問も答えていただきましたので、香美市に6カ所ぐらいの計画ということをお聞きしましたので、また着実にそういう計画どおりの進展を早く実現できるようにですね、また一生懸命取り組んでいただければとそのように思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に移りますが、これは東海、東南海、南海三連動、この地震を想定した場合、本市は海に面していないということで、今いろいろ防災のことで取り上げるんも津波対策がかなりあるわけなんです、そういう高台とかそういう堤防の改修とかいうことはないわけなんです、香南市とか南国市、周辺市の救援拠点としてですね、本市はどのように捉えているのか位置づけをお聞きしたい思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。2つ目の質問にお答えいたします。

東海、東南海、南海の三連動地震が発生した場合は、静岡県から宮崎県に至る広い地域が甚大な被害に見舞われることが予想されるところでございます。内閣府による地震規模マグニチュード9と想定した場合の本県の被害想定は、最大死者4万9,000人、負傷者4万7,000人と発表されたところでもございます。高知県では想定見直し後

の各市町村の被害想定を3月末には発表する予定で作業が進められております。本市におきましては、津波被害は想定されていないものの、人的被害や家屋被害などの数値は前回の想定を大きく上回るのではないかと心配しておるところでございます。

地震による大規模災害が発生した場合、災害対策本部は市内の被害状況把握等迅速な応急対策に努めなければなりません、周辺自治体から逃れてくる避難者対策も実施しなければならぬと考えております。まだ具体的な検討は始まっておりませんが、高知中央広域定住自立圏の中でも南海地震対策連絡協議会が昨年設置され、構成市であります4市が南海地震の対策の連携につきまして、高知市を事務局とし今後協議及び検討を行う計画となっております。

また、高知県におきましても災害時の防災拠点として平成25年度から平成27年度にかけ整備する計画であり、近隣では香南市の県立青少年センターが総合防災拠点に、また、南国市の高知大学医学部が地域拠点に選定されておると聞いております。今後整備が行われますそれぞれの防災拠点の役割、規模などを踏まえ、本市がどのような対策を講じていかなければいけないのか検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。3番に移らせていただきます。

南海トラフ、香美市もですね震度7といったような数値が出ておりますが、これは阪神淡路大震災、18年前の、それと同規模の震災でございます。そうした東日本というより阪神淡路の震災をやはり教訓としてですね、香美市の場合は地震発生後学校など公共の施設が避難場所となるが、避難所での女性や子育て世代への配慮、そういったものは検討されているのかということで、これは東日本でいろいろたくさんの方の避難所等で検証結果の結果ですね、かなりの問題点が上がったということから質問をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 3点目の質問を答弁させていただきます。

災害時の避難所の生活につきましては、東日本大震災の発生から間もなく2年を迎え、避難所での過酷な生活実態が各種講演、報告書などにより明らかとなってきております。その中で女性や子育て世代はもとより障害者、高齢者、持病を抱える方など避難所生活における男女間の問題、災害弱者の方々の問題、課題がいろいろと明らかになってきております。現状では避難所での避難生活に係る対策は大変おこなっているのが実情で、避難所生活に必要な間仕切りなどの備品につきましても未整備であるのが現状でございます。本市では、昨年度防災備蓄倉庫を建設しましたが、現在保有する物品でも既に7割程度のスペースを活用しております、より大きなスペースを必要とする避難所用物品を保管するためには新たな倉庫の建設も検討をしていく必要があると考えております。



市職員の研修につきましては、香美市、南国市社会福祉協議会主催による災害ボランティアセンター研修会に平成21年度から防災担当職員が参加していましたが、今年度からは福祉事務所が窓口となっていただきまして職員5名が参加をいたしました。来年度以降は各課職員にも参加を呼びかけまして、避難者の支援について研修を行っていくこととしております。

また、県下に先駆け本年度より実施しております防災士資格取得補助金により、昨年6名の皆様が防災士の資格を取得されました。今後もこの補助金を継続し、有資格者の育成を図り、防災士の教育力を得ながら市民の知識の向上と地域防災力の向上を図り、南海地震の発生に備えていきたいというふうに思っております。

また、東日本大震災でのさまざまな課題をもとに県が避難所の開設、運営管理マニュアルの作成に現在取り組んでおるといふふうに聞いております。完成後はこのマニュアルを参考に各課と連携し、関係機関の協力も得ながら本市のマニュアル作成、そして備品の整備を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 大変詳しく説明答弁いただきましたので、もう質問はありません。

こういった形で対策についてはですね、もうさまざまな対策そういったものがありますが、今後の検討課題の中にこの私の質問をですねまた加えていただけたら、そういう意味で一石を投じておきますので、その点よろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

昨年12月、なかなか教育長、答弁のあれがなかったわけなんです、心なしか何かこう教育長の顔に張りが見えなかったわけなんで今回また質問させていただきますが、今年度におけるですね生徒及び父兄からの体罰に関する問い合わせの有無と、この対応についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 織田議員の体罰についてのご質問にお答えをいたします。

体罰について訴えがあり、対応した数は2件ございます。2件は報告をもとに聞き取りをし、体罰と判断をいたしました。子ども、保護者、学校との話し合いを持ち、謝罪も行い、二度と同様のことが起こらないように教育委員会から該当の教員、学校について指導をしたり、それから厳重注意ということを行いました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。これは今年度に2件ということでございますかね。

学校教育法によるこの体罰の禁止ということでこの第11条ですかね、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生

徒及び学生に懲戒を加えることができますと。しかし、体罰を加えることはできませんということで体罰の禁止いうことをこの文科省が出されとるわけなんです。そしたら体罰とはどういうもんか。これは肉体的苦痛を与えるような懲戒でありますよと。そしたらこの学校教育法のこの体罰禁止の中に、懲戒を加えることは構いませんよと。懲戒とはどういうことか。特別の監督関係ないし身分関係にある者に対し、一定の義務違反を理由として課する制裁である。つまり、体罰とは親、教師、そして監督などが悪いことをした子をたたいたり長時間立たせるなどとして懲らしめる、そういう形での指導が体罰に当たると。これなかなか懲戒は構いません、しかし体罰はいけませんよという。なかなか懲戒と体罰のことがですね微妙にこう難しい、線引きが難しいんじゃないかと思えます。

そして、私はこれ正当な理由がある場合はですね、体罰はこれは私の私見なんです、体罰は私は構わん思います。親が愛のむち言うて我々世代はよく親からもまた学校の先生からもたたかれました。後になって振り返ったときにですね、なぜたたかれたか、悪いことをしたからたたかれたわけだと。そして、今少子化で各家庭でも子どもは少ないです実際、1人、2人、多い言うても3人。そういった家庭が多いわけなんです、これが7人も8人もおる家庭はですね、よくテレビなんかで取り上げられておりますが、なかなか子ども同士がけんかしたり親が子どもをたたいたり、そういった場面が今よくあるわけなんです。学校では集団生活を営んでおります、集団生活を。なかなか口で言うてもですねわからん子どもがおったりします。そして、先生は予定のカリキュラムそういったものはどんどん消化もしていかないかんわけなんです。1人の言うことを聞かない生徒がおるためにですね、20人、30人の生徒みんながそういった面で勉強、授業の進展にやはりストップがかかったんじゃないいけない。まあそういった状況を踏まえながら、その体罰は場面場面によってはですね必要ではないかと私はそのように思っております。

担任の教諭、先生はですね、家庭訪問もし家庭の状況等も逐一わかっております。また、子どもの成長過程で一番子どものことを知っとんは担任の教師であるとそのように思っております。その先生が尻をたたいた、これは体罰やと。親に言う、親から学校へ言うてくる、また教育委員会に言うてくるとそういうような報道等もたくさんあるわけなんです、私は教育委員会は学校のそういった先生方のサポート、そういったものをしっかりしていただきたいと思います。父兄が言うてきた、それをダイレクトに受けてですね、教員に対していろいろした場合に、やはりもう先生方も教育現場で大変な中で子どもに対する指導過程において腰が引けたんでは私はあかんのやないかと思えます。そういったことからですね、私は現状そういった正当な理由があれば体罰も容認いうことで私は思っておりますが、その点教育長はどんなに思われますか。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えをいたします。

私は体罰は絶対にあってはならないと思っています。学校の教職員は体罰によらない指導ができるはずです。温かい、互いが本当にこやかに尊重し合える学級だったり、それから子ども同士がとてもいい関係で互いに前向きに切磋琢磨しながら頑張る部活動であったり、そういうところでは体罰は起こりません。体罰が起こるときにはそこに学級の状態が非常によくなかったり、それから先生が必要以上のストレスをためて、例えば勝敗に非常にこだわらなくてはならなくなっていたり、なんか自分の中に非常に時間的にしんどいことが起こっていたり、何か先生がゆっくりかかわることができない、心が少し狭くなっているときに体罰が起こる可能性があります。ですから、本人だけの努力でできない場合もありますので、学校全体が組織的に教員それぞれが支え合い、仲間としてのそういう温かい職員室の空間も必要ですし、教師同士が悩みを言い合えるような人間関係も必要だと思います。そういう教師同士の関係と、それから子どもに対する本当に温かい、しっかり見ていく、日ごろの見方とかかわりとそういうものを結集すれば、体罰によらない指導は可能です。ですから、体罰は子どもの心の中にしっかりと残って、これ本当にいつまでも消えない傷になって残りますので、体罰は絶対にあってはならないと思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） もう理想的な教育長の答弁でございます。

教室の中で1人の子どもがですね幾ら先生が注意してもそれをやめない。そして先ほどの学校教育法、外へ出ときなさい、ずっと立ときなさい、そして正座しときなさい、それは体罰になるというて書いとうわけなんです、これは。1人の生徒のためにですね、学校、教室の20名、30名、40名、そういった者がなかなか授業が前向いて進まない、そういった現場はまああるわけなんですわ、それ。そういうことでですね、私も冒頭に申し上げました。我々もたたかれてきて確かに時代錯誤も甚だしいわ、おまん何を言いよらあとそんなに思とる方もおる思うんですが、実際後から振り返ってみたら、あのときの先生の叱咤激励で横道にそれずにですね何とかいうような、そういうような私自身の体験からそんなにも思います。時と状況、場合によってはですね、そういったことも必要ではないかと私はそのように思います。これ以上言うても教育長の答弁はもう変わらんとしますので、ありがとうございます。そしたら次に移ります。

2番目ですが、学校の窓ガラス等飛散防止対策の進捗状況、これについて教えていただきます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

まず、当市におきましては、耐震改修工事とあわせて窓ガラスの強化ガラスということとで順次入れかえております。本年度までに全校の窓ガラスの全部または大半を強化ガ

ラスに入れかえていくということになっております。詳細につきましては、平成16年におきまして耐震改修工事を行った大栃小、平成21年度に同じく山田小、香北中につきましては外部の窓ガラスを強化ガラスにしております。それから、平成22年度におきましては鏡野中、繁藤小中におきましては外部、内部の窓ガラスを強化ガラスまたは飛散防止フィルム張りを行っております。平成23年度におきましては舟入小学校、片地小学校を外部内部の窓ガラスを強化ガラスに入れかえております。それから今年度平成24年度には香長小学校、佐岡小学校、香北中学校の寄宿舎でございますが、これは外部内部の窓ガラスを強化ガラスに入れかえております。また同じく今年度におきましては、過去の耐震補強工事におきまして強化ガラスに入れかえていなかった部分がある山田小、楠目小学校、大栃小、香北中、大栃中学校におきまして、非構造部材の工事にあわせまして全部強化ガラスに入れかえました。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 窓ガラスについてはですねほぼいうんか、おおむねもうでき上がったというそういう認識をしております。それで、ただ1点、やはりまだ書棚とかですね、そういったことがまだできてないというそういう声もありますので、また次長、そういう面もまた取り組みをですね、ちょっと現場状況を聞いていただいて、また対応のほうもまたお願いしたい思います。もう要りません。次、3番へ行きます。

図書支援員の採用で児童生徒の読書への意欲の高まりなど改善がすごく図られているわけですが、支援員の勤務形態また見直しについてですねちょっとお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

図書支援員におきましては、平成24年度につきましては常勤の支援員が1名、非常勤の支援員を2名を配置しました。せんだってお配りしました平成25年度当初予算にも載せておりますが、平成25年度から常勤の支援員を4名体制で行う予定でございます。勤務時間も6時間勤務を8時間という7時間45分、フルタイムでございますが、それに切りかえていきたいと。これの財源の内訳といたしまして、平成25年の財源につきましては県の補助事業で2名、緊急雇用で2名というようになっています。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。1例を挙げたらですね、楠目と片地小学校、支援員さん、若い方やったですが、週に2日片地、週に2日楠目、それで水曜日がいうたらあいとるわけなんですわ。水曜日は休みでどこも行ってなかったと思います。妙なまあいうたら雇用形態やいうことで、ちょっとこう私も疑問に思ってた。若い方がですね、2日間は片地へ行き、2日間は楠目へ行き、そして香長と舟入がそういうような形でもう1人の支援員さんが。今回またいろいろ緊急雇用のそういった補助金もいただきながら8時間体制で、まあいうたら週5日制ということですのでよろしいですかね、そういう勤務形

態になるということで。支援員さんの勤務形態が8時間で週5日、そういう形態になる、そういうことですね。確認ですが、それは。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。平成25年度におきましては、今までの勤務時間6時間をフルタイム通常で7時間45分になります。ただしですね、支援員は今までのとおり1人で2校を持つという形態には変わりません。ほんで7時間45分が5日間で、1人が2校を掛け持つというふうな形態でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 要は1週間の延べいうたら従事する時間いうんは。そしたら、交代いうことは各それぞれの学校にですね支援員さんは常時ウイークデーには図書室におるいう、そういうことですか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） それぞれの学校に常時ではなくってですね、例えば今でしたら楠目小学校と片地が1人で受け持っております。その形態は変わりません。ただその方がですね、今まで4日であったのが5日、それで勤務時間が6時間から7時間45分になったという。ただ、学校のそれぞれの校長会、それと学校現場におきましては、1校に1名の図書支援員を配置してほしいという要望は常にありますので、その形態に向けてですね、今後市単独でもどういう形でもいいですが配置していくという計画は持っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） フルタイムで交代体制があっても、図書館には常時支援員さんがおいでになるいうそういう捉え方ですね。はい。

それでは、最後の質問に移ります。

この質問等で教育次長もしょうもない質問をしなやとそんなに思うかもわからんわけなんです、学校としてはですね、精いっぱい何らのいい案を、また改善をとという形で努力をされとるいうその思いからこの質問をさせていただくわけなんです。

学校教育活動の一環で、当然地域の協力いうんは必要不可欠であるわけですが、教職員は父兄や地域住民に行事計画等の取り組みを学校だよりやインターネット配信で実施をしているわけですが、パソコンの環境が古いので、ホームページの作成が思いどおりになかなかできないいうそういった声もあるわけなんです、これに対する対応をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、前段におきまして、学校のパソコンにつきましては、平成22年度までにおきましては各学校でそれぞれで購入しておりました。と申しますのは、それぞれ各学校に

予算配分されたもので購入しておったと。ですから、市教委の中でどこに何台配置されていることが把握できていないと。ですから、その平成23年度におきまして各学校の状況把握を行いまして、平成24年度から、導入から5年以上経過しておりますパソコンの大部分を平成27年度までに入れかえていくという計画に基づいて今進んでおります。

平成24年度の新規パソコンの入れかえ実績でございますが、6校へ31台、これ舟入小、片地小、大宮小、大栃小、香北中、大栃中というふうに導入をしております。それでそのうちの5校、大宮小を除く5校におきましては最新のホームページ作成ソフトを入れておるという状況でございます。楠目小学校におきましては、平成19年度に導入したものをホームページに使っております。その次の分につきましては平成25年度に28台新規パソコンの導入、それから休校になります佐岡小、繁藤小中の分を運用するとか、そういった部分で何とか調整が可能ではないかというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 何言うんですかねOS、ホームページ環境、そういったものが古くて、いろいろ学校によっては工科大生なんかの応援をいただいてですねホームページ立ち上げ、また作成に協力をしていただいとる、なかなか我々も知ったらお手伝いに行きたいところなんです、なかなかそういう手腕もありませんので。そういった中でやはりこの古い形、それはまた平成25年度には香美市の学校全域がそういう新しいOSに変わるいうんですか、そういう認識でよろしいでしょうか。それでいいのであれば私は終わりますが。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 今申し上げました平成27年度までに全教職員そういった部分は入れかえていきますので、その途中過程でございますので、全てがそれになるということではございません。ただ、ある部分は調整がつくところでは早急にしていきたいということでございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。時間が遅うなりまして申しわけありません。ありがとうございます。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 16番、自由クラブ、島岡信彦。通告に従いまして一般質問を行います。

健康づくりについての質問でございますが、総括にて行います。

できるだけ長く健康で自立した生活を送ることは多くの市民の願いでもあり、健康寿命の延伸が市と市民に共通の課題となっていると考えられます。最近ではメタボリックシンドローム、心の健康問題、子どもの発達障害、多くのアレルギー、感染症の問題と

健康をめぐるさまざまな課題や不安も増加している現状であると考えられます。高齢者の健康長寿が健康づくりにおいてはクローズアップされる傾向がありますが、あらゆる年齢層において健康づくりを推進していくこと、健康なうちから取り組んでいくことが大切であり、また住民がみずから主体性を持つ機会を支援していくことがより重要だと考えられます。

私ども教育厚生常任委員会としまして1月に四万十市に視察へ行き、保健、医療、福祉連携事業の取り組みを聞かせていただき、それぞれの地域での介護予防、高齢者、障害者の生きがい事業、地域ぐるみでの健診受診促進、健康相談事業を市民と市が協働で行い、その連携事業を通して地域づくりを推進しており、保健、医療、福祉事業が縦割りではなく横断的に体制づくりを行っていくことでの健康づくりの推進、地域のつながりもでてきていくような工夫がなされておりました。

そういったことから当市において健康づくりを推進していく上での住民、地域との協働といった視点からの支援のあり方についてお聞きします。1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 島岡議員の健康づくり、住民、地域との協働の視点ということで答弁を申し上げます。

これまで健康介護支援課におきましては、市民の健康づくり推進のために、まず介護予防の観点から社会福祉協議会などで協働で取り組んできたものとしまして、介護予防の集いがあります。これはみずから地域におきまして、健康のために体操をしたい、また閉じこもりにならないようにしていきたいという住民グループに対しまして、その組織づくりとその後の自分たちで運営できるようにサポートを行ってきています。この箇所数もだんだんとふえまして、現在56カ所の地域で住民主導で活動されており、その活動が継続できますように様子を見に行ったり、またその集まりの場で健康についてのミニ講座を行ったり、あと広報におきまして現在行ってます集いのほうを他地域への啓発を兼ねまして広報での紹介も行っております。

また、協働していく組織としましては、健康づくり組織として食生活改善推進協議会、また健康づくり婦人会、そして健康づくり推進員協議会がありますが、こちらのほうでは研修会で健康に関します情報などを提供、そしてその内容を地域に伝達をしてもらうようチラシや回覧で資料などを活用してもらっております。その中では、健康づくり推進委員が中心となりましてその地域で学習会を計画している地域もありまして、自分たちの健康は自分たちで守るというためのきっかけづくり、また健康づくりきっかけづくりの部分はその組織に担ってもらっています。協働という点ではこの健康づくり団体、3つの団体との連携が大切ですので、またこの3団体が健康づくりについて目指すものは一緒でございますので、これまで余り開かれていなかったですがこの3つの合同の会を開いて交流の場をつくって、つながりを強化していくよう取り組みを始めています。

そんな中で、介護予防また生活習慣病予防、受診勧奨などへの取り組みを地域の実情

に合わせて進めていただくように支援していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 2回目の質問を行います。

課長のほうから詳しい答弁で56カ所というご答弁でありました。これは土佐山田、香北、物部、それぞれの地域だと思いますが、その数については自治会の数は土佐山田で123、香北で40、物部で27といった中では、それぞれまだできてない地域もあるのではと考えます。そういったときに土佐山田、香北、物部とそれぞれの担当の保健師さんがおられると思いますが、そういった事業を行ってない地域への取り組みについてはどのようなお考えを持っておられるのかということと、その地域での健康に関するリーダーの育成とかいうことについてはどのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） はい。おっしゃいますとおり56カ所ということで香美市内の自治会から言いますと少ない数とはなっておりますが、やはりこのできていない地域への取り組みというものがまだ十分ではないかとは思っております。このできてない地域にもやはりこの健康づくりの団体の中で中心となっただけの方には要請をしていって、地域への働きかけ等をしていくような形がとればいいのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時20分 延会）



地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 5 年 3 月 6 日 水曜日

平成25年第1回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年2月27日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月6日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 有元和哉  | 12番 | 山崎龍太郎 |
| 2番  | 矢野公昭  | 13番 | 大岸眞弓  |
| 3番  | 山崎眞幹  | 14番 | 片岡守春  |
| 4番  | 利根健二  | 15番 | 竹平豊久  |
| 5番  | 濱田百合子 | 16番 | 島岡信彦  |
| 6番  | 山崎晃子  | 17番 | 石川彰宏  |
| 7番  | 爲近初男  | 18番 | 竹内俊夫  |
| 8番  | 千頭洋一  | 19番 | 前田泰祐  |
| 9番  | 織田秀幸  | 20番 | 山本芳男  |
| 10番 | 小松紀夫  | 21番 | 比与森光俊 |
| 11番 | 依光美代子 | 22番 | 西村芳成  |

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|              |      |        |       |
|--------------|------|--------|-------|
| 市長           | 門脇慎夫 | 福祉事務所長 | 岡本明弘  |
| 副市長          | 明石猛  | 産業振興課長 | 佐々木寿幸 |
| 総務課長         | 山崎綾子 | 林業事務所長 | 久保和昭  |
| 政策企画財政課長     | 濱田賢二 | 建設課長   | 宮地和彦  |
| 会計管理者兼会計課長   | 野島恵一 | 上下水道課長 | 岡本博章  |
| 管財課管財班長      | 西本恭久 | 《香北支所》 |       |
| まちづくり推進課長    | 今田博明 | 支所長    | 二宮明男  |
| 市民保険課長       | 山崎泰広 | 地域振興課長 | 舟谷益夫  |
| 健康介護支援課長     | 丸内一秀 | 《物部支所》 |       |
| 税務課長         | 阿部政敏 | 支所長    | 小松清貴  |
| 収納課長         | 前田哲雄 | 地域振興課長 | 和田隆   |
| ふれあい交流センター所長 | 高橋千恵 |        |       |

【教育委員会部局】

|             |      |            |      |
|-------------|------|------------|------|
| 教育長         | 時久恵子 | 生涯学習振興課長   | 田島基宏 |
| 教育次長兼教育振興課長 | 後藤博明 | 学校給食センター所長 | 竹内敬  |

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成25年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成25年3月6日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 5番 濱 田 百合子
- ② 12番 山 崎 龍太郎
- ③ 13番 大 岸 眞 弓
- ④ 3番 山 崎 眞 幹
- ⑤ 18番 竹 内 俊 夫
- ⑥ 20番 山 本 芳 男
- ⑦ 8番 千 頭 洋 一

会議録署名議員

10番、小松紀夫君、11番、依光美代子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○副議長（比与森光俊君） ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。22番、西村芳成君は、通院のため午前中欠席という連絡がありました。

執行部から発言の申し出がっておりますのでこれを許します。産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） おはようございます。昨日の織田議員の一般質問の答弁の中で、ため池のハザードマップの配布につきまして「全戸配布」という形で答弁をさせていただきましたが、「全戸回覧の上、ご希望された自治会は並行して全戸配布を行いました」という形に訂正をお願いいたします。

○副議長（比与森光俊君） 産業振興課長から答弁の訂正がありました。

お諮りします。先ほどの産業振興課長からの答弁訂正の申し出を許可することにご異議はございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○副議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、佐々木寿幸君からの答弁訂正の申し出を許可することに決定しました。

議事日程は、手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） おはようございます。5番、濱田百合子です。通告に従って一問一答で質問をさせていただきます。

まず、最初に移住促進のために住宅対策をについてお尋ねいたします。

県は、昨年移住促進による経済活性化を産業振興計画のテーマに加える方針を掲示し、県庁内に検討プロジェクトチームを組織し、本県の強みや課題を協議してきています。また、2013年度から移住促進策を産業振興計画の柱に据えて抜本強化を図る計画が示されています。

東京都にあるふるさと回帰支援センターによりますと、帰宅困難者があふれた震災以降、都会での生活に疑問を持ったり福島第一原発の影響を考えると、中四国への移住相談がふえているということです。同センターは毎年来訪者へのアンケートを実施しており、移住先の希望地ランキングを作成しています。これによると、2012年の調査では中四国を含む7県が上位10県に入り、本県も12位で20位圏外だった一昨年より大きく躍進しています。

また、2002年センター発足当時のターゲットは団塊世代だったのが、近年は子育て世代を含む若年層の相談もふえているということです。20代から40代の相談者は

2011年、2012年はいずれも50%を超えているということでもあります。同センター代表理事の話では、リーマン・ショックと東日本大震災、移住をめぐる動向は、この2つの山を境に大きく変化をし、特に震災後は安心、安全が大きなテーマになっていると述べています。このように移住希望者の目が西日本に向く今、津波被害の少ないと思われる本市からの情報発信や受け入れ態勢の充実が必要ではないかと考えます。このことに関して質問をさせていただきます。

まず、2011年の3月の東日本大震災、福島第一原発事故後、本県への移住者数と本市への移住者数をお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

東日本大震災後ということでございますので移住者の位置づけは非常に難しいわけですが、震災という言葉が出てきておりますので、震災の影響で移住された方と捉えて数字をご報告させていただきます。

まず、高知県の移住につきましては、高知県東日本大震災支援対策本部の情報で2月26日現在、58世帯140人の被災者等の方を受け入れておるとのことでございます。また、本市への移住につきましては、把握している範囲となりますが震災地からもしくは影響を考えて移住された方は5世帯13人と把握しております。なお、本市への移住者のうち2世帯3人は既に他県へ転出しております。なお、震災後の平成23年4月から本年2月までの本市への転入者数は1,370人で、転出者は1,363人でございます。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。課長のお答えでは、震災後に5世帯13人がこちらに入って、既に2世帯はもう他市へという答弁でございましたけれども、それについて県下では58世帯140人、本市には5世帯13人ということのその数字的なことですが、それを見てどのような見解をお持ちでしょうかお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 多いか少ないかと言われればですね、高知県の人口比の割合から見たら少し多いかなというふうには思いますが、なかなかこの数字で比較することは難しいんじゃないかというふうに思います。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今2世帯が他市へということで、今3世帯いらっしゃるとのことだと思いますけれども、この方たちは今現状ですけれどもわかっている範囲で現状が報告できることがあればお願いします。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 現状はちょっと把握はいたしておりません。

- 副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） はい。県のほうがですね今年のこの3月の県議会の初日に、県知事のほうに移住促進策について昨年度から推進するというので、今年はおそれに力を入れて移住・交流コンシェルジュを2人ふやして6人体制にすると、そして庁舎内に移住促進室を設置して推進体制を強化をする、年間の移住者を2015年度末には500組以上にするという新たな目標を掲げています。震災後5世帯、何らかの理由があり2世帯は他市へということでございますけれども、課長もおっしゃってましたように人口比からすると多いかなということをお聞きしました。本市においても移住者をふやすために具体的な数値なども挙げて、今後推進していく方向がいい形ではないかと思っておりますけれども、具体的な数値なんかはお考えでしょうか。
- 副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。
- まちづくり推進課長（今田博明君） はい。本市にとりましてもできるだけ多くの移住者が香美市に移住してくれることは好ましいことだとは思っておりますが、現時点では数字等のものはですね示してはおりません。できるだけ多くの方に移住してもらえそうな環境を今後つくっていきたいというふうに考えております。
- 副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。
- 香北町吉野にありますお試し移住体験住宅の利用状況についてお尋ねいたします。
- 副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。
- まちづくり推進課長（今田博明君） はい。平成21年度からの利用状況でございますが、延べ10組15人の方が利用されております。本年度備品整備を行った結果、昨年度まで1室のみの提供であったものが3室の提供となっております。現在は3室全てに入居されております。なお、昨年度入居されていた方1名が物部町内で定住されておまして、本年度も1世帯2名の方が本市の土佐山田のほうで定住することとなりました。
- 副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） はい。お試し移住体験住宅は1室が3室になり、そして利用もされているということで、そこからまた定住のほうに、物部のほうにもということでお伺いいたしました。非常に利用されているということで、その反対にですねこのお試し住宅は1カ月ごとの単位でということだと思っておりますけれども、最長1年間で途中でですね、何らかの理由はあると思っておりますけれども移住をして、それでここに定住をしたというケースと、それと定住はしなかった、いたけれども何らかの理由で市外にもまた出られたというようなケースはございますか。
- 副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。
- まちづくり推進課長（今田博明君） 先ほど定住につながった方をご紹介しましたがけれども、それ以外の方は何らかの理由により定住されなかった方々です。やはりその

仕事の問題とか環境の問題とか、あくまでお試し住宅ですので香美市に住んでいただいて香美市を気に入っていただける、それを試していただくのがお試し住宅でございますんで、全ての方が定住につながればいいのですけれども、なかなかそのようにいかないのが現状でございます。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今年度はですね、その予算的なことですが、県から移住促進事業費補助金というのが来ていると思うんですが、それでお試し移住体験住宅として3室整備をされたと思いますけれども、来年度も同じ補助金が県から、県の補助金も活用しながら継続をされるということでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。来年度につきましては備品の整備は予定しておりませんが、定住にかかわります臨時職員の雇用をこの補助金を活用したいというふうに思っております。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今お試し住宅は3戸だと思いますけれども、これをふやすというような計画は当面はないということで、移住促進事業費の補助金は賃金に使うということです、ちょっと確認ですけどお願いします。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。今現在活用しております香北町吉野にあります企業局の宿舎でございますが、2階はですね5室あります。そのうち3室を活用しております、まだ2室ありますんで利用者が多いようであればですね、その2室につきましても備品整備等をですね今後行っていくことは考えていきたいというふうに思っております。

なお、来年度の補助金につきましては、現在その空き家調査を行っておりますけれども、そういった業務に携わる職員の賃金に活用する予定でございます。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そしたら、次の質問に移ります。

次に、今年度空き家調査を行っていますが、現在までの進捗状況と見えてきた課題や情報発信をしていることなどをお尋ねいたします。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。空き家調査につきましては本年度調査員1名を配置しまして物部町から1次調査を始め、現在は香北町の調査を行っております。進捗状況は物部地域は全域の1次調査は終わり、324軒の空き家を把握することができました。また、香北町におきましては40自治会のうちの37の自治会で調査が終わっております、現在のところ245軒の空き家を把握しております。調査した空き家はすぐに住める状態のAランクから廃屋のDランクまでに分類しておりますが、少



し手を加えれば住める状態のBランクを加えた数値は物部町で75軒、香北町で70軒となっております。

なお、先ほど1次調査と申しましたが、1次調査は空き家の把握調査でございます。2次調査は1次調査で住居可能と判断した家屋の中で所有者特定できたものにつきまして賃貸等の意向を問う調査でございます。これは来年度から行いたいというふうに思っております。

そして、課題につきましては大きく分けて3つあります。

まず、1点目は、家屋の所有者が貸したり売ったりすることを不安に思いちゅうちょをすることでございます。これにつきましては、契約の際は不動産会社が仲介することを説明し、安心して契約できる旨を説明をしております。

2点目は、家屋に残された荷物でございます。この件につきましては、高温多湿の高知県でそのまま住宅を放置すると短い期間で大幅な改修が必要となることや、荷物もいずれば整理が必要となること。また、発想を変え、それならばお金を払って管理してもらうのではなく家賃をいただきながら管理してもらおうというような考えに、そういった発想の転換でですねご理解をお願いするような状況でございます。

3点目は、地域の受け入れ態勢でございます。移住希望者が早く地域に溶け込むことが移住期間を長くするのではないかと考えます。そして、この地で一生暮らしたいと思う気持ちが強くなれば、みずからの住宅の建築にもつながるのかもしれない。そのためには移住者に対する地域の皆様のご理解とご協力が必要だと思っております。

情報発信につきましては、高知県の移住対策のホームページより本市のホームページにリンクを張っております。本市のホームページでは現在4件の物件を紹介しております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。私も昨日夜ですね、この県のホームページの移住対策を開かせてもらいまして、そして香美市のほうにリンクされているということで見ました。3月5日、きのう付でございますね、香美市空き家情報登録制度、空き家バンクがアップされていまして、実際岩改とか日ノ御子とかの空き家の状況とかがアップされていまして、大変空き家バンクのこの登録制度、いい制度だなと思っております。やはりその家を空き家のままで置いておくというよりも、やはり有効に使っていただける方に改修をしてでも使っていただきたいと思ってる方もいらっしゃると思いますので、やっぱりこのような制度で広く移住促進という形でご案内できたら非常に喜ばしいことだなと思っております。

この空き家調査でございますけれども、先ほど県の移住促進事業費補助金を使って空き家調査の1人分の人件費にということをお伺いしましたけれども、今年の予算書を見ますと県の移住促進補助金が150万円になっていたと思うんですけれども、人件費がそのうちの100万円が人件費のほうに、どのような形でこの150万円が移住促進に

実際使われるようになるのかお伺いたします。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。ちょっと済みません。予算の関係の資料が手元がないもので申しわけありませんが、移住促進の補助金という形で現在緊急雇用で雇用しております調査員、来年度はですねその補助金を活用したいというふうに思っておるところでございます（後に「100万円を家屋調査費に充当する予定」と説明あり）。

なお、またそれとは別にですね、空き家の改修に対する補助金もですね、別に予定はしております（後に「50万円を住宅改修の補助に充当する予定」と説明あり）。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そしたら、その空き家改修というのは、またその移住促進事業費補助金とはまた別建てということでございますか。ちょっとごめんなさい。確認します。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） メニューが幾つかありますのでその中の1つということで、確かその補助金を活用しての事業やというふうに記憶しております。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） その空き家改修への補助金が来年度ですけれども予算化されているように思っています。その額は100万円出てますけれども、これ需要があればですね今後増額していくような計画も視野に入れているのでしょうかお伺いします。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。あくまで県の補助金を活用しての事業でございますので県の調整が必要となろうかと思っておりますけれども、ニーズが多くあればですね、また県にもですね相談してみたいというふうに思っております。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そしたら、次の質問に移ります。

県は予算でシステムをつくることはできるけれど、運用には市町村や地域との連携が鍵となるとしています。県との連携をどのようにしていますでしょうかお伺いします。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 県との連携でございますが、昨年5月に香美市への移住促進に関する協定書を交わし、これにより住宅等の不動産情報の提供を市、県、担当不動産業者が官民共同で行うことができるようになりました。具体的には県を通じて不動産業者を紹介していただき、現地確認から移住希望者の現地案内、そして契約までの一連の作業をお願いしております。

また、手前でも申し上げましたが、ホームページのリンク、また移住に当たっての相談等につきましては、高知県移住コンシェルジュとの連携も行っております。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そのように県との連携をしてるということですがけれども、やはり香美市の魅力ですよね、香美市に住んでもらいたいというその香美市の売りはこんないいところがある、自然環境とか交通状況、そして子育て支援、そういうのをひっくるめて香美市の売りはこうなんだ、こんな魅力が香美市にはあるということを同時にですね発信をしていかなければならないと思います。その点の工夫はどのようにされてますでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 香美市のホームページもですね近々更新されるようになってますんで、今までよりもっと多くの情報をですね外に出せるようになるのではないかとこのように思います。

また、やはり香美市に移住するに当たってはですね、ぜひこのお試し住宅を活用していただきまして、香美市の魅力を身を持って体験していただけるのがですね一番ではないかというふうに考えております。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら、次の質問に移ります。

本市の昨年の人口推移を表にしてみました。お手元に資料が届いているかと思えますけれどもごらんください。

これ棒グラフと折れ線グラフにしています。昨年の1月の人口ですがけれども、人口は折れ線グラフになってます。そして、出生数と死亡数を棒グラフにしてみました。昨年1月ですがけれども人口が2万7,825人で、12月が2万7,709人となっています。116人の減少ということになります。出生数が年間で138人、死亡数が年間で436人です。2005年の合併直前、合併前ですね3万257人でした。それが2010年には2万8,766人で、5年間で1,491人減少しています。このような本市の人口推移を見て、どのように思われるか見解をお伺いするものです。よろしくお願ひします。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） おはようございます。濱田百合子議員のご質問にお答えいたします。

本市の人口推移を見てというところでのお尋ねですがけれども、けさお示しをいただきました資料を見ましてもご承知のとおり自然減が進んでおるということが、片側で社会減も同時に進んでおるといような現状ですがけれども、この現状を受けてですね、第1次振興計画での設定目標人口としております2万8,800人の確保はなかなかその容易ならざるを得ん状況であるというふうに考えるわけですがけれども、その片側で日本全体が人口の減少が進んでいるということがあるにしましても、中ではやっぱり増加をしてお

るところも現にあるわけですので、そこら辺を考えてこれからのまちづくりをどうしていくかということ、これは基本、人口に直結していく話だろうというふうに考えております。このまちづくりの部分で言いますと、やはり人口が少なくとも行政の上から見ましてもまちづくりのその基軸である。交付税算定なんかもですね、人口がやはり一定算定の根拠になっておるといことからすると、まちづくりに人口が直接影響するということは確かなことであるという認識でございます。

その中でどうしていくかということにつきましては、やはりその自然増対策、それから社会増対策を立てないかんろうということはもう私どもの課題であるということはずっと議会でも言われてきておることでございますので、そこについて今回その香美市定住促進対策検討委員会を立ち上げたというところでございます。先ほど質問にもございました香美市の売りというものにつきましては、今田課長のほうからもお答えされたところですけども新しい売りという香美市の独自性もやはりつくっていかないかんだろうということ、これがその検討委員会の中でやはり念頭に置かれてですね、これからの香美市のあり方について検討されとるといこともちょっと申し添えておきたいというふうに思います。ひっくるめて言いますと、人口問題を抜きにまちづくりは語れないといところにあるという認識です。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。香美市のほうも定住対策検討委員会を立ち上げて、本市のことを前向きに検討をされていくという方向が見えました。県が移住促進に向けて推進体制を積極的に進めなければならない。人口減、県レベルで人口が下がっていますのでそれは当然かと思えますけれども、県の予算ではそのお試し滞在住宅の整備、そしてその相談員の活用などにも、市町村が行うその移住促進事業に1億300万円の予算を計上しているということでございます。そういうふうに県が予算も上乘せして積極的にやっていますので、今までと同様にお試し住宅もあり、そして空き家バンクもホームページにも開設しやっている姿勢はすごく前向きで評価できることでございますけれども、まちづくり推進課がその窓口は今現在はなっています。少ない人数の中で一生懸命されているのが本当にわかるんですけども、やはりこう県との連携をするためにも推進窓口というのを今のまちづくり推進課の中にでも推進窓口を開設して、直接市役所に来られる方の相談者の対応、そして県下のほかの市町村または県外のいろんな同じように香美市等の人口問題を抱えている市町村たくさんあるかと思えますけれども、そういうところの市町村とのその情報交換も行う。そして、ホームページもそれをすぐに素早くアップしていくというようなことのそれができるような人材をですね、相談員といいますかそういう方を、県のコンシェルジュの方とかも常に連絡をとり合えるような状況も含めて、そういうこう窓口を設置するというお考えはないでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君）

ご質問の部分で言いますと、現段階ですれねういった専任の職員まで整えてできるかということはどうでしょうか。ただですね、現段階でもですね、まちづくり推進課のほうでは本当にこう皆さんが積極的に対応していただいていますので、当面はこれで状況を見ていくことで事が足るというたらあれかもわかりませんが進むことになるというふうに思います。先ほどの出ましたこの話の中でもそうですけども、県の事業あるいは国の事業もですねどんどん動いていっていますので、ここらにもらみながら組織としてどう対応していくかということは1つは考えなければならぬだろうというふうに思っています。

一方で、きのうもお答えしたわけですが、これまで香美市がこのまちづくりをどうしていくかというところでその一石を投げました定住構想案もですね、これはもう国、県が上回ってどんどん行き出したということがありますので、このこともこれからの検討委員会の中では考える分になっておるということをお話をいたしましたけども、こちら辺もこの検討委員会の結果を踏まえてですね、組織としてどう対応していくかということをお話をして考えなければならぬのかなというふうに考えています。

以上です。

○副議長（比与森光俊君）

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君）

はい。わかりました。そしたら、次の質問に移ります。

定住人口の増加と地域経済の活性化を促進するため、他市でもいろいろな事業を行っているところがございます。

私が調べました石川県かほく市は、人口が昨年末で3万5,135人の市です。総務部企画情報課の中に定住促進係を置きまして定住人口増加プロジェクトを実施しています。子育て支援策や買い物、交通網、自然環境など市の魅力を掲げ、住宅への補助制度をアピールしています。合併後人口減で出生数も減少していましたが、2012年度中の出生数が最多だった合併翌年度の2004年度と同数の290人までふえる見通しになったと報道されておりました。定住促進制度が奏功したと述べておられます。

その制度の中身ですけど、若者マイホーム取得奨励金制度、これは市内に住宅を新築または購入し、生活する人を対象に最大100万円の奨励金を交付する制度です。市内在住者には限度額が30万円、市外からの転入者には限度額が80万円、またその市内の建築業者から住宅を新築または購入する場合には20万円の加算がされるようになっておられます。対象者が45歳未満の方です。この制度は2010年度から実施しておられて、初年度の需要は81件で、2011年度も81件の需要が上がっておられて、来年度も実施する予定をしておられます。また、新婚さん住まい応援事業ですけれども、これは40歳未満の新婚夫婦が、市内の民間の賃貸住宅または特定公共賃貸住宅に入居した場合に月額1万円を補助する制度です。1世帯当たり月1万円を最大24カ月補助をします。2011年度は50件の対象者が利用したということです。

このように若者定住に向けていろんな政策があると思うんですけれども、他市のこう

いう事例、そしてうまくいっているので続けてやっているというようなこういう制度を活用して、また本市でも、本市のやり方がまたあると思うんですけれども、本市に見合ったそのやり方での導入なんかの検討を今後してみてもいいでしょうか伺います。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

1つの提案をいただいたというふうに受けとめております。

住宅対策につきましては、今この町に住んでいる人を出さないための部分、それから外から呼び込んでくるための施策として非常に重要な部分ですから、これも先ほど言いましたような検討委員会の中では議論をされておるところでございます。一定の提案がそこから出てくるものであるというふうに期待をしておりますけれども、ここでその検討しております部分はもとよりですけども、この検討につきましては議会も新たにその特別委員会を立ち上げるということもございますので、その中で、両者の中でですね具体的施策として実現すれば大変喜ばしいというふうに思うところがございます。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。前向きに検討していかれるということです。

それとちょっとお尋ねしたいことは、一昨年でしょうか2011年に和歌山県の紀美野町に定住策で視察にまちづくり推進課のほうが行かれたとお聞きしていますが、そのときに視察内容いろいろあったと思うんですけれども、定住人口増、若者定住なんかに本市で活用できそうな施策はございませんでしたでしょうかお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

昨年度でしたか、和歌山県の高野町とそれから紀美野町のほうに視察をさせていただきました。視察の目的が主に地域支援員制度についての視察でございまして、両町のですね実績をもとにですな香美市のほうも支援員制度の導入につながったものと思っております。また、定住対策等につきましては、空き家等を活用したですなお試し住宅等ですな拝見させていただきました。こういった取り組みもですな今後検討していかねければならないというふうに考えたところがございます。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そしたら、次の項目の質問に移りたいと思います。子どもたちの生きる力を育む教育に移らせていただきます。

その前に済みません。文章の訂正をお願いいたします。上から2行目に、全ての教科などで「新しい学習指導要綱」って私が書いてますが、これは「要領」ということで「領」に…。

「なってます」という声あり

○5番（濱田百合子君） なってますかね。恐れ入ります。済みませんでした。

それでは、質問に入らせていただきます。子どもたちの生きる力を育む教育についてです。

小学校では2011年度から、中学校では2012年度から、全ての教科などで新しい学習指導要領による教育が始まっています。

この新学習指導要領のポイントその1は、学校で学ぶ内容が充実すること、具体的には道徳教育の充実、理数の力を育む、外国語教育の充実、健やかな体を育てる、体験活動の充実、伝統や文化に関する教育の充実、思考力・判断力・表現力を育む、社会の進展に対応した教育を行うとしています。

ポイントその2は、授業の時間数が増加しています。従来の総合学習の時間は減り、国語、算数、数学、理科、社会、体育、保健体育の時間はふえています。

ポイントその3は、子どもたちの生きる力をより一層育むことを目指しています。

ポイントその4は、子どもたちの生きる力を育むためには、学校・家庭・地域の連携、協力が必要で、社会全体で取り組むことが不可欠だとしています。

子どもたちの生きる力をより一層育むと掲げていますが、授業時間数は増加し、全国学力テストや単元ごとのテストなど点数で評価されることが多くなるのが目に見えてきます。教師がそれぞれの自主的な教育実践で生徒と教師の信頼関係を築いていくためには、教えなければならない主義ではゆとりある教育実践はできにくいように思います。人を育てる教育は喜びであり、教師自身がその喜びを感じられる実践ができなければ、子どもたちにその喜びを伝えることができません。各学校で独自に授業展開ができる総合学習の時間が減ることになると、生きる力をどのように育てていくのでしょうか。点数にあらわれない子どもたちの生きる力をどのように育もうとしているのか。児童・生徒の数が減少し、小学1・2年、中学1年生は30人学級になっていますが、支援を必要とする子どもたちもふえている中で、子ども一人一人に対応した生きる力をどう育てていけるのかお尋ねするものです。順次質問をいたします。

①各学校に任されている総合学習の時間の取り組み状況について伺います。

○副議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 濱田議員の総合的な学習の時間の取り組みの状況についてお答えいたします。ご質問ありがとうございます。生きる力はとても大切だと思っていますのでお答えをいたします。

総合的な学習の時間では、創設時より生きる力を育むためにみずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力の育成を重視してきました。現在各校では体験活動を大事にしながら、追求していく活動をすることにより、地域の自然やふるさとのよさに触れ、自分たちを取り巻く自然や環境を大切にしていこう態度を育てることができるよう取り組みを進めています。

例えば、山田小学校や大栃中学校では、自主防災組織と連携しながら防災学習を行っています。どの学校も地域の方に来ていただいたり、または出向いたりして環境や自然、

食育、防災、修学旅行の事前学習としての平和学習や職場体験学習等を行っています。総合的な学習の時間は減少しましたが、それに伴い各教科の内容も基礎基本からより実社会へとつながるような工夫がされています。したがって、総合的な学習の時間では基礎的、基本的な知識、技能の定着やこれらを活用する学習活動は教科で行うことを前提に、体験的な学習に配慮しつつ教科等の枠を超えた横断的、総合的な学習、探求的な活動となるよう充実を図っています。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。総合学習の時間、大変今体験学習を主にいろいろ取り組みをされていることがわかりました。

私が大変好きな作家さんで宮澤賢治という方がいらっしゃいます。37歳の短い生涯を閉じて今年で80年がたちました。教師でもあり農村で若者たちを教え育てる実践に献身しました。賢治はだめな者はいない、全ての人にはかけがえのない価値を持っているという教育観、人間観を発言し続けました。それはさまざまな作品の中にあらわれていきます。セロ弾きのゴーシュは、ゴーシュが小動物の助けをかりて成長していきます。賢治の勉強を実生活と結びつけて学ばせようとしたことは、まさに生きていく力を子どもに伝えてきた実践教育であったと思います。

来年度総合学習の時間の各校創意の実践を期待したいところです。来年度に向けまして今後の予定等ありましたらお伺いいたします。

○副議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えをいたします。

来年度は実はキャリア教育を大きく香美市の各校の実践の柱にしたいと思っています。このキャリア教育は社会に貢献できる人材の育成を目指して、つまり生きる力をしっかりと持った子どもの育成を目指して取り組んでいくものです。中核に総合的な学習の時間の充実は欠かせません。それと学力の定着、向上、人とのかかわり力の向上など。本当に総合的に社会でしっかりと力を出し切れる子どもを目指して取り組んでいきたいと思っています。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そしたら、次の質問に移ります。

本年度は小学校、中学校の夏休みが5日間短縮されました。部活動の事情で短縮期間を分散した鏡野中学校以外は、2学期が8月27日に始まりました。この取り組みでの教員、子ども、保護者たちの反応についてお伺いいたします。

○副議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 本年度から夏休みを5日間（後に「平成25年につきましては4日間」と訂正あり）短縮し、そして授業日としたことについての教員、子ども、保護者の反応ということですのでお答えをいたします。



各校では、総合的な学習の時間の充実を図るために実施している体験活動や、地域と連携した行事等に当てる時間を確保できるといった評価が多かったです。また、子どもたちが夏休みの長期休業から2学期の始業に円滑に移行できるように午前中は授業を行い、午後に体験活動や水泳、宿題の加力指導を取り入れる等、各校が内容について工夫して実施をしてきました。そのためか子ども、保護者からも大きな混乱はなく実施することができたと聞いております。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 9月から授業に入りやすいように各校でこの5日間を有効に使うことができたということで、保護者、教員、子どもたちからも評価がよかったということでお聞きしました。

私どもも9月1日の新聞の紙上で楠目小学校の6年生が屋外授業の中で地元住民から話を聞いている様子が載っていましたので、それで改めてああこんなことしたんだなということがわかりまして、地域を知る活動を実際子どもたちが歩いて実践していることが、本当にやっぱり体験として残ると思いますので、素晴らしいと感じたところです。

このように各校で創意工夫を期待したい、これからもこの各校でのいろいろ創意工夫を期待して、教科とともにその総合学習の時間を有効に使って外へ出向いていくと。で、地域の人のお話を聞くという、そういったこと本当に素晴らしいと思いますので、このような取り組みをまた来年度ですね、この取り組みを今年度の取り組みを評価して、また来年度にこの5日間同じようにまた短縮して始めるとは思いますが、どのように生かしていくような意向でしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

平成24年度は5日間授業日数をふやして、内容的には各校が工夫をせず1年やってみようということでさまざまな実践をしてきたところです。校長会等を通じまして各校の反省点等も出し合って意見交換をし、他校のよさなんかも取り入れながら平成25年度につきましてはさらに内容が工夫されたものになっていくと思います。今のところその5日間について市として同じことをしようという考えは持っておりませんで、各校が一番各校の実態に応じてやりやすい授業日5日間の使い方したいと考えているところです。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。わかりました。それでは、次の質問に移ります。

1月29日の新聞紙上で、安芸郡田野町の田野小学校6年生の19人が自分たちで調べた問題点などを執行部に投げかける子ども議会が議場で開催され、南海地震対策や観光振興などを求めたと記載されていました。同校では2006年から開催しているということです。昨年6月から総合学習の時間に町を歩いて問題点や疑問点を話し合い、そして街灯の設置や滞在型観光の掘り起こしなどもいろいろ9つぐらいテーマに入れて、

それをまとめて発表、質問ということをしたということで聞いております。このようなことを本市でも計画できないものかと思ひまして質問をいたします。いかがでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 子ども議会についてお答えをいたします。

子どもたちがこの議場で議員さんの役になっていろいろな提案ができるということはすばらしいことだと思っています。本当にいいことですので実践したいと思ひますが、実は来年度についてはまだそこを考えていません。なぜかと申しますと、昨年度11月に各校の子どもたちの代表が集まって市民憲章について小中学生意見交換会を行いました。子どもたちと香美市のまちづくりについて活気ある意見交流ができ、大変有意義であったと思っています。

それで、来年度につきましては策定中の教育振興基本計画について、この香美市がいかにあるべきかということについて子どもたちの意見を聞く意見交換会を持ちたいと計画をしています。郷土を愛し未来を開く子どもの育成のためにも、子どもたちが積極的にまちづくりに参画する場を設定することは大切であると考えますので、来年度は意見交換会、そして今後につきましては子ども議会等、子どもたちが意見を言える場があるといいと考えています。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） わかりました。それでは、次の質問に移りたいと思ひます。

子どもたちの生きる力を育てるには新指導要領のポイント3と4で述べましたけれども、学校・家庭・地域の連携、協力が必要なのはもちろんです。子どもたちは自分が必要とされたら、十分その力を発揮できるだけの素地を持っています。子どもたちみずから持っている力を発揮できる場をつくってあげることが必要ではないでしょうか。子どもは遊びの天才と言われていています。しかし、この言葉は今余り聞きません。本来遊びの天才なのですが、その能力を発揮できる環境が制限されていたり、時間が制約されていたりすれば発揮できないままで終わってしまうと思ひます。遊びを発揮できる環境は大人たちがつくってあげなければならないのではないのでしょうか。私たち大人が数年間の間に子どもたちの遊べる環境を奪ってきたことのつけは、今大きく子どもたちの負の財産として残っているのではないのでしょうか。生きる力を育てるには、休息、余暇、遊び、レクリエーションが必要です。そうして自由な時間を保証する中で自他ともに分かち合える、認め合える関係づくりができてきます。健康な体と心を育てるには健康な遊びが要ると思ひますが、地域と学校の連携も含め遊びをどのように捉えているのかお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 遊びについての捉え方のご質問でしたのでお答えいたします。

全体的な考えは濱田議員のおっしゃるとおりだと思っています。特に健康な体と心を育てるには健康な遊びが必要だと思います。最近外遊びや集団での遊びが少なくなっている子どもが目立つようになり気がかりです。遊びの天才と言われる子ども本来の創造力、チャレンジ力、行動力、社会性を伸ばすためにも、みずから考え仲間とともに楽しむ健康な遊びを重視したいと思っています。

学校では外遊びや集団遊びを奨励しています。地域の催しには多くの子どもが参加をしているのを見かけたりもします。今後、学校、地域が連携し、子どもたちが健康な遊びを通してたくましく成長できるように支援をしたいと思っています。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 本当にそのとおりだと思います。学校の中に支援の先生も入り、そして障害のある子どもたち、発達障害の子どもたちも学校の中にはいます。その交流も子どもたち自身もしていると思いますし、先生たちもそれに支援をして、ともに学びともに遊びということを現場でもされていると理解しています。

障害のあるなしにかかわらず子どもたち一人一人に目を向ける。たくさんのお子さんたちの中で先生たちは本当に日々忙しくて大変だとは思っておりますが、子どもたち一人一人、自分の思いを聞いてもらいたいんだっていうこの子どもたち一人一人の思いを受けとめていく、そのことが子どもたち一人一人の生きる力を育てていくことにつながるのではないかと考えます。子どもたち一人一人の、障害があるなしにかかわらず一人一人の子どもたちの生きる力を育てていくために、最優先に取り組まなければならないと今思っていることは何でしょうかお伺いします。

○副議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

子どもたちにとって本当に大事なことは、みずからチャレンジしていく力だと思います。例えば、総合的な学習の時間というのは自分で課題を見つけ自分で考えチャレンジしていくという時間です。つまり、今の子どもは一番課題そのものを見つけにくくなっています。いろんな事情はあると思いますが、余りにもお世話をされ過ぎているというか、自分で考えて動くということが小さいころから習慣づいていないということもございます。ですから、この総合的な学習時間の大切さっていうのは、まず子どもがやってみたいことを出してくるところから始まります。子どもがやってみたいと思うことを時間も場も子どもたちにきちっと与えて、そこで子どもたちが自由に発想して自由にチャレンジして…と経験をさせてあげますと、総合的な学習の時間の学びから子どもたちはふだんの生活も自分でやるようになってきます。

私が非常に印象的に思っている光景が1つあるのですが、楠目小学校でこの総合的な学習の時間を本当に子どもたちの手づくりで思い切りやった時期がございます。やり始めて1年もたたないうちに、放課後とか土曜とか日曜に背中にリュックサックをしょった子どもたちが、中にお弁当を入れて自転車や徒歩で何人も集団になって田んぼや

畑に出かけて行って、そこで集団遊びをするということが起こってきました。それまでは家庭の中で大事にされて、外へ余り出なかった子どもたちが、あっちにもこっちにも出かけて行って本当に自然も満喫するし、友達同士の関係もつくるし、地域の人にも声をかけるしと、そういう形に変わってきたことが、そのきれいな畑の縁を子どもたちが何人も並んで出かけているっていう光景が忘れることができません。そういう子どもにしたいと思っています。本当に子どもたちは遊びの天才ですし、それから内に、大人が考える以上に伸びる大きな素質をたくさん持っています。それを大人の小さな世界の中でこれをしまししょうみたいな型にはまったものではなくて、教科等で主に先生が教える教育と、もう1つは、総合的な学習の時間などで子どもが自由に発想してどんどん展開して行って、それが生活の中にも生きていくそういう教育をしながら、この香美市の子どもが本当にこの地域を大事にし、そして大人になったときにこの地域をみんなと力をあわせてみんなで作っていくという、そういう人間にしていきたいという熱い思いを持っています。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。大変元気をもらいました。はい。じゃあ、次の質問に移りたいと思います。

最後の質問は健診についてでございます。これの先訂正をお願いいたします。②です。四万十市の脳ドック検診のことを書いていますが、その人数の訂正をお願いします。括弧書きにしております平成23年度「200人」と書いておりますが「190人」でお願いします。そして、平成24年度が240人と書いてますが、これは確定ではないので予定ということでご理解のほうをお願いいたします。

そしたら、質問に入らせていただきます。

現在、香美市健康増進計画は2009年度から2013年度まで5年間の計画で施行され、健康増進法に基づく各種がん検診や40歳から74歳までの特定健診や特定保健指導、人間ドック健診が実施されています。特定健診受診率は2010年度35.6%、2011年度36.2%と少しずつ上昇してきています。しかしながら、40歳から64歳までの受診率は男性で平均約21%、女性で平均約29%で働き盛りの若い世代の受診率の低さは問題視されなければと思います。特定健診での異常は生活習慣病の早期発見につながり、病気の重症化を防ぐことができます。面倒くさい、自覚症状がないからと放っておくと、突然発作が起きたりします。本人はもとより家族の身体的精神的なストレスも大きなものです。重症になればなるほど多額の医療費がかかります。日ごろからの健康生活で元気な家庭を維持するためにも、この健診への勧奨はとても大切です。

2010年の高知県国保のすがたから医療費を見ると、県内全ての34市町村のうち本市は9位、1年間に1人が35万円ほど使っていることになっています。費用額の上位5位を見ると、1位は統合失調症、2位は高血圧性疾患、3位は乳房の悪性新生物、4位は歯肉炎・歯周疾患、5位は糖尿病となっています。高知県は40歳代、50歳代

の男性の死亡率が高く、死因はがん、心疾患、脳血管疾患などが50%を超えており、高知県健康増進計画よさこい健康プラン21の第3期2013年から2017年を心疾患、脳血管疾患死亡の減少を施策の重点的な取り組みと位置づけています。

お手元に資料を配付しております。B4の資料でございます。縦にごらんください。

グラフ19は脳血管疾患の病型の内訳です。

グラフ20は脳血管疾患発症者の有病と喫煙の状況です。本県の脳卒中患者調査によりますと、脳血管疾患の病型別の内訳は高血圧が大きく影響する脳内出血や脳梗塞が男性52%、女性49%と半数を占めています。また、脳血管疾患発症者に占める高血圧服薬治療中または未治療であった人の割合は、男性が72%、女性が71%を占めています。男性は喫煙歴、これは現在の喫煙している人と過去の喫煙経験のある人を含めて喫煙歴のある人の割合が44%を占めています。

そして、その下段のグラフ21ですけれども、これは血圧レベルとADL低下との関連です。NIPPON DATA80の対象者における壮年期の血圧レベルと19年後のADL低下リスクとの関連では、表の高血圧2のタイプの方は正常血圧の方に比べて約3倍の危険度となっています。2010年度の国民生活基礎調査によると、要介護状態となる原因として脳血管疾患が最も多く、介護予防対策としても血圧管理が重要ということがわかりました。以上のことから質問を進めます。

①本市の特定健診の受診率は年々少しずつ上昇しているものの、40歳から65歳の若い世代の受診率は低いままです。健康管理意識の向上と健康促進を図ることが重要と思います。どのような対策を講じていますか伺います。

○副議長（比与森光俊君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 濱田議員の健診についてどのような対策を講じているかというご質問にお答えします。

本年度の特定健診の受診率向上に向けての取り組みにつきましては、訪問、電話、はがき等による受診勧奨、通院者を受診につなげるための医師会や医療機関との連携、健康づくり団体との協働、本年度からの自己負担額の無料化及び休日健診、がん検診とのセットでの健診等を実施しております。その結果、受診率はご指摘のように上昇傾向にあります。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。医師会とかそれから地域の健康づくり推進員とか婦人会の方とかの連絡をとって受診勧奨をされているということ、そして休日健診も行っていると。訪問をしたり電話をしたり、それからはがきでの勧奨を進めているということ伺いました。それで、今年特定健診が無料になったということで受診率も徐々にまた上がっているという総合的なことだと考えます。このように、行政が地域づくり推進員とか婦人会と連絡体制をとって受診勧奨のネットワークですよね、それぞれがこのネ

ットワークをとって受診勧奨に向けて進めていくと、そういうことは非常に大事なことだと考えます。受診勧奨をして受診をした、そしたらその後のやはり特定健診後の今度保健指導ですね、それも非常に大切なことだと思います。検査結果がちょっとよくなかっても自覚症状がないから行かなくてもいいやと思う方も、仕事が忙しくてという方もいらっしゃると思いますが、やはりそこでもう一度保健師さんとかが地域に出向いてきたりして、地域の公民館とか集会所で特定健診の結果説明とかを受けたらですね、やっぱり行ってこうかという気持ちになる住民の方もできるかと思いますが。そのようにこう結果返しといいますか「結果はどうやった？何か心配なことはない？」とかいうふうに声かけをするようなそういう体制もとっていったらいいかなと思うんですが、それが住民の健康意識の向上につながるのではないかと考えますが。その辺のその地域に出向いてそういう保健指導をするための勧奨活動といいますかね、それも必要じゃないかと思えます。それに対してやっぱり栄養士さんとか保健師さんが行って説明をするということも食生活の改善にもつながりますし、いいんじゃないかなと思うんですけども。その辺の保健師さん等の配置ですね、地域に出向いてそういう特定健診後の保健指導、保健指導への勧奨活動をするについての体制はいかがでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） まさにご指摘のとおり、受診率の向上を保健指導につなげていくことは非常に大切なことだと考えております。

平成25年度、来年度の取り組みにつきましては、これまでの取り組みのほかに新たに生活習慣を改善して健康を維持し、生活習慣病を予防するための保健事業を予定しております。具体的に言いますと、特定健診受診者を対象に特定健診の結果説明会を計画しております。結果説明会では食事、運動の両面からのアプローチから必要であることから、結果説明とあわせて管理栄養士による栄養講座及び健康運動指導士による運動講座をワンセットとして、体験型の健康教室を開催する予定となっております。

また、継続的な受診に向けて毎年受診の必要性について理解を促すとともに、申込者の中で特定保健指導の対象者がいた場合は、教室終了後に特定保健指導の利用を促す予定となっております。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 来年度保健指導を徹底して、栄養士さんとか運動療法士さんとか体験型の指導をしていくということで、非常にいいことだと思います。

そしたら、次の質問に移ります。

高齢者に多いとされる脳梗塞でございますが、30歳代でも発生をしています。専門医によりますと、若年者の脳梗塞は決して珍しいことではないということです。脳梗塞の原因は、高血圧や糖尿病など生活習慣病による動脈硬化によって起こる場合や解離性動脈瘤、リウマチといった自己免疫疾患、不整脈の一種の心房細動、もやもや病などの

原因で発症します。脳腫瘍やくも膜下出血などの脳卒中は働き盛りの年齢にも発症するものです。

今回、四万十市に視察に行きました。脳ドック検診の事業について取り組みをお聞きしました。市民病院と連携し、検診費用の助成事業を行っています。検診内容はMRI、MRA、頸動脈エコーで、50歳以上の希望者には認知症の簡易判定も行っています。昨年度の検診受診者へのアンケート結果では、何らかの指摘を受けた人のうち11%の人が通院治療を開始し、9%の人が生活改善を始め、また63%の人が定期的な確認をするということを回答しておるということです。多くの人が脳ドックの受診を契機として疾病予防の行動に結びつけていることがわかりました。

この取り組みに対する見解を伺います。

○副議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 濱田議員の質問にお答えいたします。

視察のほうには自分のほうも一緒に行かさせていただきました。どうもありがとうございました。

四万十市のほうでは、この脳ドックの助成につきましては健康・福祉地域推進事業ということで、保健、医療、福祉連携事業の一環としてこの検診費用の助成を行っておるようです。この検診につきましては、どこの健康保険も同じだと思いますが、通常の一般的な健診に脳ドック検診を追加すると、希望する方が申し込みを行ってされるということになると思いますが、経費のかかる検診でもありますし、受診する方にとっては経費的に助かると思いますし、また軽症のうちに発見されれば大変よいことだというふうに思っております。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。課長とは同行させていただきました。いろんな四万十市の健康づくりについてのお話を聞く中で、私は脳ドックという名前は知ってましたけれども、実際県内でこういう形でやっているというのを初めて聞きまして、四万十市の場合は市民病院がごさいます。その中でやられているということで非常に連携ができやすかったということだと思いますけれども、本市の場合も健診センターには脳ドック検診ができるような設備がございまして、人間ドックには行かれています方が毎年いらっしゃいます。人間ドックももちろん大事でございますけれども、気になる方は人間ドックまたは脳ドックも健診センターで受けれるということにもなると思います。

四万十市の場合にはそこに何人受けたかということは書いておりますけれども、非常に需要は高かったということで、殺到したというようなことをお聞きしました。それだけ非常に住民の関心は高いということでございます。脳血管疾患の早期発見、早期治療は前々から言われておりますけれども、やっぱり脳ドックを、その脳ドックを通して、それでやっぱり自分の健康に気をつけるようになったという働き盛りの方が非常に多くな

ったという事実が四万十市では言われておりました。実際全く自覚症状がなくて、ある日突然倒れて意識がなくなった。意識が戻っても麻痺を伴うような後遺症で非常に仕事に復帰できないと、家族の方も介護をしなければならないという状況にもなります。それによって医療費のほうも月数十万円かかるということがあります。もう本当に長く後遺症に苦しみ、家族も心労は大変なもので、それを知ってるからこそやはり脳ドック検診、「お父さん。忙しいけど働き盛りで今倒れられたら困る。脳ドック検診受けてきてや」と、やっぱり家族の人もそれはすごい気遣っていらっしやると思います。こういった検診を香美市のほうでも積極的に進めていくことが健康で長生きする、ただの平均寿命が長いということだけではなくってADL、自分で自分のことができる、自分らしく生きていけるという部分で健康寿命を延ばすことが大事だと考えます。健康寿命を延ばすために若いときに、働き盛り、子育てで大変なときだけ脳ドック検診を香美市がやってくれてる、お父さん行ってきてよとそういうふうなことをやっぱり家庭の中でもね、そういう話になるんじゃないかと私は思っておりますが。初期投資は大変高うございます。四万十市の場合には、2万5,000円で2万円の補助をしているので、大変初期投資は高いですけれども長い目で見るとずっと香美市に住んでもらうために、元気で健康寿命を延ばしてくためには、やはりこういった政策も必要ではないかと考えますが、その辺いかがでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） この脳ドックにつきましては、やはりその時点の結果がわかるということで、病気の軽重といいますか重さ軽さもわかってそれに対処した治療方法もとっていけるというふうには考えております。

言われましたように、四万十市につきましては直営の病院がありまして大変連携もとれてやっておるということで、体系的な事業として行われているところでした。今後の香美市の取り組みを考えていく上におきましても参考になると思います。視察でいただいた資料も課のほうで回覧もしまして、全員のほうにも見ていただいております。その中での脳ドックの検診の助成を香美市でもということですが、何分検診費用というのが多額な経費もかかります。これについては慎重に判断をしていかななくてはならないというふうに思っております。

先ほど血压等のお話も出ましたが、やはりこのような状態にならないようにやはり特定健診も受けていただく、やはりその受診率の向上というもんを目指しながら、またそれによって要精密とか要指導という状況になればやはり特定保健指導も受けていただくということがまず前提にはなると思いますので、やはりそちらのほうの高揚というもんを目指していきたいというふうにも思います。

以上です。

○5番（濱田百合子君） 市民の健康づくりのためになお一層ご努力していただきたいと思ひまして、私の以上の質問を終わります。



○副議長（比与森光俊君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

答弁の補足説明の申し出がっております。まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 失礼します。先ほどの濱田百合子議員の移住促進のための住宅対策の答弁の中で、平成25年度予算要求をしております移住促進事業補助金について不明確な部分がありましたので補足をさせていただきます。

この補助金、県からの補助金でございますが、150万円を予算化しておりますけれども、このうちの100万円を家屋調査費に、そして50万円を住宅改修の補助に充当する予定となっております。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 次に、言葉の訂正を時久恵子教育長より申し出がっております。

○教育長（時久恵子君） 言葉の訂正をさせていただきます。

濱田議員の夏休みの5日間短縮の部分で、私のほうが授業日増でお話をさせていただきました。平成24年については5日間の授業日増ですけれども、平成25年につきましては、火曜日から始まると思いますので4日間の授業日増になります。そこの箇所が答弁の中に出てきたと思います。済みません。よろしく願いいたします。

○副議長（比与森光俊君） 教育長から答弁の訂正がありました。

お諮りします。先ほどの教育長からの答弁の訂正の申し出を許可することにご異議はございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○副議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、時久教育長からの答弁訂正の申し出を許可することを決定しました。

10分間、10時35分まで休憩いたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○副議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問いたします。一問一答方式であります。

最初に、行政改革に関してお尋ねしてまいります。

第1次行政改革大綱では、重点事項として事務事業の再編、整理、廃止、統合や定員管理の適正化、ほかにもありますが8項目を掲げまして取り組んできました。そして、現在第2次行政改革大綱のもと、1次に引き続き市民本位の行政運営を行うため市民のニーズを把握し、あらゆる分野で徹底的な行政運営を見直し、単に予算、経費を削減するだけでなく、財源、資源を有効に活用し、職員、組織が一丸となって前例にとらわれ

ない新しいシステムの構築を目指しますとのことで取り組んできたところでありましょう。その取り組みの中で課等再編が新庁舎建設を機に一定のコンセプトのもと行われたところであります。また、支所においてはそれ以前に課等の統合も図られ、私どももある程度の説明は受けてきたところであります。

そこで、まずお尋ねします。

大課制や支所の機構見直し等について、スケールメリットを強調されていたはずであります。現在数年たってその点についての見解をお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の行政改革に関してのご質問のうち、まず本庁の大課制あるいは支所の機構見直し等について、スケールメリットが期待されていたが見解をというお尋ねについてお答えをいたします。

期待をしておりました1つにはワンストップサービスに関してですが、これはおおむね効果があっていると判断をしております。そして、お尋ねのスケールメリットですが、大世帯になった分相互協力の総力というか総体が大きくなったことから、特別なケースでない限り単一部署で自己完結していると見ておりますけれども、制度や仕組みはそれをどう使い生かすかということは、使い方次第であるということも言うまでもございません。一言で言ってしまうとそういうお答えになります。

例えば、その支所の機構につきましても2人の課長の部分を1人にしたわけですが、そういう意味ではなかなかそれまで相互間で調整をということが、1人の課長でできるということになるということでご説明を申し上げてきました。現実的にはそういう運営、運用が支所の中ではなされているというふうに見ております。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ワンストップサービスについては、効果については後で話をさせてもらいますけれども、今課長の見解については意見集約されたものであるのか、それとも個人的な見解なのか、ちょっとその点を確認しておきます。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 特に意見集約をする機会を持ってということではございません。私なりに感じた感想であると、今のご質問のあり方についてはそういうお答えなのかと思います。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、2点目に移ります。

業務を職員個々が受け持ついわゆる係制方式から行政事務が複雑多様化していることと、職員減の中で班制、グループ制が導入され、複数職員での業務分担により融通性が保て、市民サービスの確保の維持が担保されるとのことでありましたが、現在その趣旨が生かされた形となっているのかお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） これも先ほどの答えと同じようにですね、要は何がその求められて制度改正されたのかということが明確に認識されなければ、趣旨が生きないということであるというふうに思います。改正からほぼ2カ年を経過いたしましたけれども、班長を中心に班としての業務が執行されていると見ております。それまで担当がいないのでとかということだけでの対応はなくなっていると見ております。少なくとも対応が係担当個人ではなく、班単位でなされているというふうに見ております。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 少し確認ですけれども、第1次で業務マニュアルの作成はオーケーの状況ということ伺ってます。班制を敷くということになれば、そのマニュアルをみんなが見合わせて班の中で中心に議論されて生かされているのか。また、それ以降ここはこう変えたらというふうな点検とか整備ですわねそういう状況、その点はというふうにチェックされてるのでしょうか、政策企画財政課としては。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

私の課ではというお尋ねだと思いますので我が課に限ってお答えいたしますけれども、班長2人のもとですね、それぞれ財政あるいは政策調整、行革の部分が政策調整の中に班としては入っておりますけれども、班長のもとで協議、調整というものが行われておりまして、業務が円滑に進んでおるというふうに認識をしております。業務マニュアルはそれぞれ細かくその仕事をしていく上で必要な分ですから、当然それが前提となって調整、協議がされておるというふうに見ております。我が課に限って言えば、業務が円滑に進んでおるというお答えです。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 政策企画財政のほうはそういうことですが、これは各課においてはやっぱり温度差という部分があるかとも思いますけれども。我々議員のレベルでもですね、やっぱりこのことは誰それに言ったらという結構エキスパート化しているという部分はあります。現実やっぱり昔の係制のイメージがありますので。やはりこの事務に対してはこの人、ただ、それに次ぐ人が育っているのか、また育てているのかというレベルについては、我々の認識としてもちょっとまだまだかなというふうな思いもあったりもしますけれども。そこの全体的な部分では実際これ班制というがをしいたという、グループ制というがをしいたのは私は大事な視点だと思います。やはり過重負担等で病欠なんかになられたときに、やはりそれをどういうふうに補完していくかと、その部分ではやはりかなりの温度差が存在するというふうには思いますが、その点の認識をお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

まだこの形をとってから2カ年という時間、この時間が短いか長いかというところで受けとめ方もあろうと思いますけども、一定その物事が成熟をしていくためにはそれなりの時間が必要かなっていうふうには思います。

もう1つ、その時間とともに大切なことが、そこでどうマネジメントしていくかということだろうというふうに思います。この2つが相まって業務が円滑にいくかどうかということだろうと思いますけども、議員さんがおっしゃるようなその温度差があるとしたら、ここはやっぱりご指摘をもってですね、お互いにしっかり考えていかなければならないことだろうというふうに思います。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 今回具体的なことは聞きませんので、それはまた後の議論に残しておきたいと思っておりますけれども、次、3点目に移ります。

集中改革プランの組織、機構の充実における取り組み概要では、今後は業務内容を検証しつつ、適時見直しを実施する新たな行政需要等に対応するために、本庁及び支所の組織機構についても適時見直しとともに、施策推進のために必要な場合には各課を横断するプロジェクトチームを設置する。また、窓口の改革としては本庁、支所間のローテーション勤務の導入や地域の実情に応じた体制づくりのために、地域担当者制度の拡充を検討するとなっております。この検討は平成24年度、平成25年度に取り組むべきと規定されていますが、内部検証等が行われているのか、その点についてお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） まず、集中改革プランですけども、組織再編もですね、この見直しの時期には基本的に見直しということは1つのテーマだろうというふうに思います。じゃあ、その各年度ごとのこのプランについてはどう対応しておるかということですけども、これはご承知のとおり、以前はこの行革につきましては計画を策定していただいたらそれなりになっておりましたけども、委員さんには後の検証までしていただくということがございまして、本年度も3月下旬にこの会議を開催するように予定をいたしております、その中で各課からこの1年間の成果等について出させていただくような今手続をとって作業を進めておるところです。

片側でその全体的にこの検証についてですけども、非常に今言いましたような2年という期間が短いこともございまして、現段階では特段のその検証作業は行っておりませんが、そこでその支障等についても特に聞き及んではおりません。また、組織と人事は表裏一体にあると考えると、総務課におきましては人事ヒアリングを実施しておりますけども、そうした機会を通じての見直しに関する情報は、そちらのほうから私にはいただいております。どう言いますか、組織間でのそのかわりについては、いろいろ声は私も直接聞くところではございますけども、各課と個々の組織運営にてついでには、「しょうこの組織は業務がでせん」というようなことは私自身は直接耳はしておりません。

これまでもずっと言いましたように、もとより組織については生き物でございますから、仕事のあり方とか組織の事情、これは職員定数にかかわることもございますけども、そういった事情等によってですね、今後においても見直していくことにこれはなっていくと言えます。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 課長の認識としてはおおむね良好に推移をしているというふうな部分で、ただ検証自体については3月の下旬に委員に集まってもらってやるというふうなことだったかと思いますが。そこに対して職員個々からはいろいろかいろ話は出てるかもしれませんが。それを課内でですわね、ここはこうやとかいう部分、先日の山崎晃子議員の部分で提案のことの職員の部分の話も出てましたけれども、実際ですね、やっぱりみずからが仕事してる場について、やっぱり課員の皆さん方がグループ制のもとにおいてですね、どうなのかということ話しゅう、それを持ち寄るということについて3月末やき、もうそろそろ準備にかからんといかんと思いますけど、ぼつとこの会をするきということで、ただその委員だけが来てというレベルでよいのかという部分についてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 委員さんには事前に資料をお送りをしたいと思っております。したがって、それまでにその関係課から必要な資料、データというものは上げていただかないかんというふうに思います。そこで各課の中でですね、これをこのデータ情報をつくっていくために、どうそのそれぞれの部署で対応するかということもそこでまさに課長がですねマネジメントをもってつくっていただくということをお願いせないかんというふうに思います。

どういたしますか、何をしても百点満点ではないがゆえに、その生き物であるが百点満点ではない、すなわち生き物ということもあわせてですね、折に触れチェックして必要があれば変えていくということになりますので、その点をちょっと補足しておきます。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、4点目に行きます。

住民サービスの観点から言えば、来庁者にはワンストップサービス化を目指した関連業務の統合編制と同一フロアへの配置にて市民等の動線を極力短縮するとともにたらい回しを防止する、またサービスが担保された適正な規模であるか、あわせて市民への積極的な情報発信という面で、市民からの評価や意見等はいかがであったのかお尋ねしていきます。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

組織機構に関してはですね、特段の苦情等は承知をしておりません。総務課のほうが

管理をしております住民の声、意見箱なんかにもそういったものは寄せられてないということですが。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 組織機構については苦情はないけれども、よかったという声もまあ今んところはないう、えい部分を評価してもらいたいですわね、実際はね。

ちょっと私が聞いたちょっとえい部分について言わせてもらいます。これはちょっと来庁者の部分とは関係ないかもしれませんが、サービスが担保された適正な規模であるかという点では、職員対応のうれしい話を聞きましたので紹介させていただきます。

先週末のことでしたが、水道の閉栓の関係で水道料金の督促が届き、81歳の高齢者の方が意味がわからずパニックになって近所の方に相談したところ、その方がすぐに所管課に連絡したところ、2名で時間を置かず訪問され、状況の改善と近所の方にも感謝の意を伝え、すごく対応もよかったですし感じもよかったですと褒められておりました。

私は今回この質問をするので、ぜひそのことを報告しちよつてくれというその当事者からの話でありました。これがスケールメリットなのかグループ制の効果なのか、以前からそうなのか、それについてはわかりませんが、そのような評価が議員に聞こえてくるのは大変うれしいことです。

1つ提案ですけれども、来庁者の方に対して、特に高齢者等ですわね、が来られたときに総合案内もありますけれども、また中身によっては別課へと行かんといかんということもあると思います。そういうときにエレベーターまでご案内するとか隣までご案内するとか、そういう心がけとか対応とか、職員さんによってはそういう心がけもされてる方もおろうかと思えますけれども、これ総務の範疇になるかもしれませんが、実際そういう市民感情をねよりよくする。先ほど言ったようにこのことをぜひ伝えてほしいというふうな、それはやっぱり対応がよかったからやっぱりそういう声が私どもに上がってきたわけですからね。そういうことが来庁者の中にもやっぱりそういう声が生まれるような、先ほどのような苦情がないという発想やなくて、いい評価をいただくような市民からね、そういう部分のところについてどういう見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

○副議長（比与森光俊君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 職員対応ということでお答えをさせていただきます。

後にほかの議員の方からも総合案内につきましては質問も受けておりますけれども、やはり総合案内がですね、そこにとどまってただ座っているだけではなくてですね、常に動く総合案内であってほしいというふうに私は職員のほうに話をしております。当然エレベーターへの案内もそうですし、高齢の方で本当に初めて来庁された方はですね、まずどこに何の課があるかということもわからないし、そして非常にその窓口へ自分で行って聞くということをとめられる場合もありますので、そういうときは積極的にで

すね総合案内のほうでお話を、ご用件をできるだけ聞き出す努力をして、そしてそのお客様をその該当のところへご案内をし、できればですね要件を手短に伝えるということをしていただきたいと思います。そこはなかなか職員で温度差がございまして、非常によくできてる場合とですね、一方では来庁した者に対して挨拶すらしないという苦情も一方ではいただいております。今組織編制についてその課の組織についてはですね、いろいろご意見はありませんけれども、職員対応につきましてはいいことのお褒めの言葉もいただきますし、そして一方ではそういう対応の悪さということをご指摘する声というのも相変わらずございますので、そこについてはもう継続して職員に対してそういった研修といいますか、やはり職員一人一人の心がけといいますか、そのこの本人のところはどうしてもよるところが多いですので、そのこのところの職員全体のスキルを上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。5点目です。

私は常々職員定数削減については限界に来てるのではと考えているところです。同規模自治体と比較して、超過している現状は本市の特殊要因から来るもので、また本市の将来を予測するとき、定住促進を進めていき何とかしなければという中で、市役所内の年齢構成がいびつになってくるのはいかなものかと考えるところです。

第1次終了時に合併時435人から414人に超過達成されたことが、本当の意味で成果と言えるのかということです。職員定数管理の現状と今後についてお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

職員の定員管理につきましては、議員がおっしゃられましたように、第2次香美市行政改革実施計画（集中改革プラン）の定員管理の適正化の取り組みの中で数値目標を立て管理しており、職員総数は目標どおり推移をしております。今後につきましては、集中改革プランは3年目に見直しを行うことになっておりますので、平成25年度には実績をもとに検証し、事務事業ごとの適正な職員配置を念頭に置いて検討を行わなければならないと考えております。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 計画どおり現状のところはやってきたしやっていくようなお話であります。平成25年度3年目の見直しということですので少し発言できるチャンスがあるかなということで再度聞いていくわけですけど、これも集中改革プランの中の職員の意識改革と人材育成の推進ということで、人材育成の推進という項目にこのように書かれております。

現状は、「長期低迷する地域経済、過疎化・高齢化など厳しい情勢は、市民生活に深刻な影をおとしている。このような中で、行政に対する多様なサービスや真に市民の暮

らしを理解した行政運営を求める声が大きくなっている。住民と密接な関係にある基礎自治体として、住民本位の行政を推進する職員の資質向上、人材育成は根幹的な課題であり、具体的な実効ある取組みが必要となっている」ということで、取り組み概要としては「人材育成面は、職場内研修で住民サービス向上や、市民の暮らしを考える等の研修、職場外研修では、こうち人づくり広域連合等の専門機関での受講により、スキルアップや各分野におけるエキスパートの養成を計画的に実施する。また、大規模な自然・事故災害が発生した際には、迅速な住民対応が行えるよう、危機管理能力の向上に努める」と。人材育成の推進という部分ではこういう部分をももちろん推進しなければなりませんけども、こういうことをしていけば、先ほど言ったようにどんどん外へも出ていかんといかんというふうなレベルになると、市民との接触もふえて職員一人当たりの事務量はどんどん増加してまいります。

私どもにも余り職員を減らし過ぎてもという声がだんだん聞こえてまいりました。昨日の高知新聞の記事ですけども、これ高知市の例ですけれども、ごらんになったと思いますけども、「事務量増 マンパワー不足懸念」ということで書かれています。「岡崎市政は財政健全化を見据えて打ってきた布石が具現化する段階に入った。だが、増大する事務量に対し、「徹底した行政改革」による人員削減、マンパワー不足を懸念する声も広がる」ということで、この間財政の部分も大変ということでもかなり減らしてきています、高知市はね。そういう中で現実問題として「12年度3月補正と13年度当初に盛り込んだ事業量に対し、市幹部の一人は「口の中に頬張るだけ頬張った状態だが、消化できなければ意味がない」と心配する。市議会にも「今の市役所にそれだけの仕事をこなせるのか」との指摘がある」と。だから、人というのはすぐ育ちませんわね。だから、その部分で本市の場合でもずっと取り組んできた中で、かなり2分の1補充ということもありましたけれども、平成22年の4月1日現在では採用者が5人ですか、そして平成23年は5人と。そういうふうには実際はその年代の人っていうのははいびつですわね、はっきりと言ったら5人しかいないということは。将来的に20年後、30年後を見たときにね。そういうことをどういうに捉えているのかなあというふうな思いが私はすごくあるんです、実際のところ。やっぱりそのところはどのように考えてるのか。それとあわせて東日本の大震災も受けて、やはりこの最終的に南海大地震が予測されている今日、市民の生命、財産を守るべく立場に立つ市職員は、財政面からのみ見るのではなく本市の将来像を描いたとき、現状何人が市民の理解が得られる職員数と考えるのか。その点について再度見解をお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

確かにプランどおり削減を進めてまいりました。その中で毎年人事ヒアリングを担当課長のほうにしておりますけれども、やはり押し並べてどこの課もですわ人手不足ということ私にヒアリングのときにどうしても話になります。その中で何とか臨



時職員とかですね、非常勤職員を充てて対応をしていただいているところですけども。確かに合理化というのは本当に図ってこられたと思います。本当に限界かどうかということは、今すぐ限界であるというふうには申し上げられませんが、少なくとも平成25年度で見直すときにはですね、本当にその事務量というものをできるだけ正確にはかる努力をして、それにどれぐらいの人が必要かということをも丹念な形で検証はしていきたいと思っております。やはりどうしてもその事務量というのは増大をしております、一方でシステム化もしておりますけれども、システムを入れたとしても事務量が減るということでは決してございませんので、その中でお客様対応とかいろんな事務を推進していく上においては、どうしても一定量の職員が必要だということは非常に感じております。そして、今休職者、ぐあいの悪くなって休む方なんかもいらっしゃいますので、そういった職員の稼働率の向上とかいうことも考えながら、職員として採用されたからにはですね、本当に職員として健康な状態で働ける環境なんかもできるだけ整えながら稼働率を上げてやっていきたいというふうに思っております。

その職員の今まで私がずっとその地方公共団体の定員管理調査というのを毎年総務省が行っておりますけれども、その中でうちのその職員数が類団より多いというのはですね、やはり民生部門と農林業部門というところが挙げられております。民生部門というのはですね、もちろん保育ということもありますけれども、市になりまして福祉事務所でやはりケースワーカーなんかも市で持たなければならない、その純然たる増員というのもございますし、そして、何といたってもその農林業の部門はですね、この広大な市の面積を抱えておりますので、そこは類団と単純に比較するわけにはいかないし、この比較というのは何をもって比較しているのかということがちょっと私の中でもこの調査を見てもわからないところがありますので、それで一方ではですね、ほかの部門におきましては類団よりも少ない現状というのもやはり出ております。そこで、やはり平成25年度の検証というものはかなり丹念に行って、適正な人員配置というのを念頭に置いてですね、プランの見直しを行っていきたくて考えております。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 正確な分析をしていくという努力をされるということはもちろん大切なことでもありますし、先ほど課長が言った民生とか農林の分野、確かに多いかもしれませんが、私は最初特殊要因からくるということを行いましたけれども、その部分をやっぱり我々の目指す方向と、本市の目指す方向というものが明確になっているときには、その部分が単純に数的に他市からは多いかと率的に多いかというレベルの議論じゃなくて、本当のやっぱり先ほど言われたようなその稼働率の問題とかね、そういうことも分析をされることを期待しておきますが。

1点聞きますけど、その100人削減目標ですわね、それを以前聞いたことがありますけど、そのことについては現在も到底私は考えられないと思っておりますが、追及しているという認識でよろしいのかお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

100人削減につきましては、合併協議の段階で合併後20年かけて100人減していくということで協議の確認がされておるわけですが、その後ですね、ご承知のように地方分権の流れの中で業務が大変増大をしてきました。その観点からすると、当時確認をされた100人減ということがそのまま通用するかというたら、そういう認識は持てないだろうというふうに認識しています。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） はい。了解しました。だから、先ほど来課長も話をされました方向、私も提案さしてもらいましたけども、そういう方向でやはり本来に本市の状況を正確に分析されて、定数管理ということについては平成25年度見直すということです、それについて再度の答弁を求めたいと思いますけども、課長。

○副議長（比与森光俊君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

その100人という数にとられるのではなくてですね、見直し作業というのは、やはり現実の事務事業がどうであるかということに特化した形でやりたいと思っております。ただ、その財政面とかいろんなところを考慮したときに、その数値目標をその検証で出した目標をまたさらにどう言いましょうか、それが全てではないと思っておりますので、将来的な財政面と、そしてその現実のその事務事業の事務量というところとあわせもって考えていかなければならないとは思っております。ただ、検証作業としてはですね、その100人を念頭に置いて検証するのではなくてですね、もうあくまでも事務事業における適正化というのを、担当としてはそういうことを念頭に置いて考えて検証作業を進めていきたいと思っております。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。

次に、老年者の障害者控除の取り扱いについて順次伺ってまいります。

振り返りますと土佐山田町議会時代10年前でありますけれども、私が初質問させていただいた7項目の中の1つに、要介護認定者に税法上の障害者控除を適用すべきということで答弁をいただいた記憶があります。それ以来何人かの議員さんが質問を重ねてきたわけですが、結局のところ本市においては見送られたままの状況であります。それならその見解を受けて何ができるかということで、題目を変更して老年者の障害者控除の取り扱いについてということでチャレンジャーの気持ちで質問をさせていただきます。

この間の議論の最終回答は、平成19年第5回定例会での久保議員への答弁に集約されております。その後大岸議員にも答えられておりましたが、ポイントを整理させてもらってから質問に入っていきます。

まず、本市の障害者であることの認定は独自に定めて運用している。国会での質問か

ら、要介護認定があっても障害者控除とは直接リンクしない。その他るる答えられておりましたが、私は市民への情報提供すらも福祉事務所としては行わないことを前提とした答弁であったと受けとめております。

そこで最初にお尋ねします。

本市独自の障害者及び特別障害者であることの認定についての基準を、以前の説明とは変化はないと思いますが、資料もいただいておりますが念のためにお尋ねいたします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 山崎議員の老年者の障害者控除の取り扱いについてのご質問にお答えします。

本市の障害認定の基準については、本日お手元にお配りをさせていただきました。障害者と特別障害者の２種類あり、その中で障害者は２種類、特別障害者は３種類あります。

○副議長（比与森光俊君） １２番、山崎龍太郎君。

○１２番（山崎龍太郎君） ５つに分類されるということで変化はないと以前と全然。

確認の意味で伺いますけれども、障害者の認定は介護認定審査会等に基づく情報をもとに認定するということが下に書かれております。ということは、直接はリンクしないけれども間接的にはリンクしているというふうに私は判断しておりますけど、かかわりはあるというふうな認識でいいのかお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 直接のイコールではないということをご理解はしていただいているとは思いますが、この基準に基づいて判定をするということですので、部分においては関係をしているということではあります。

○副議長（比与森光俊君） １２番、山崎龍太郎君。

○１２番（山崎龍太郎君） 平成１２年から介護保険制度がスタートし、介護サービスの提供度合いを判断すると言いつつも数十項目調べさせていただくわけでありまして、参考にしていこうということで、参考にしないほうが逆に言うたらおかしいというふうに私は思っております。

次に移ります。

それでは、現在の障害者控除対象者への認定証の発行状況についてお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 障害者控除対象者認定証の発行状況については、平成２０年度５件、平成２１年度２件、平成２２年度５件、平成２３年度７件、平成２４年度、今年度ですが２月末現在で８件です。

○副議長（比与森光俊君） １２番、山崎龍太郎君。

○１２番（山崎龍太郎君） 平成２０年度から数字を個々にお示しいただきました。

合計で5件、2件、5件、7件、8件ということで27件ということになるかと思いますが、それ以前の累積された数字はいかがなんでしょうか、おわかりですか。

- 副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 申しわけありません。そこ平成20年度以前の数字についてはちょっと把握をしておりません。
- 副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。
- 12番（山崎龍太郎君） それでは、この27件の中で特別障害者の方、障害者に準ずるといったらいいんですかね、その件数の内訳をお示してください。
- 副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 障害者が3名で特別障害者が24名です。
- 副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。
- 12番（山崎龍太郎君） 関連して、その方々の要介護度はおわかりでしょうか。
- 副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 平成24年度、今年度の分についてはちょっと様式、それと若干医師の意見書のみで足りるということで、介護度まではうちのほうまではわかっておりません、そこまで調べてないです。平成23年度までの分でしたらわかりますので、それまでちょっと調査をしましたので。つまり平成23年度までで言うと19件が全体ですけれども、その内訳ですと支援1が1名、それから介護1が3名、介護3が7名、介護4が2名、介護5が6名で19名になっております。
- 副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。
- 12番（山崎龍太郎君） 当時の所長はこう答えてます。「香美市の中では認定を受けたいという状況にあつたら、そういう方に声をかけてやっております。これまでも控除を求めて証明を求めて来られております」。その状況が継続して、先ほど平成20年から数字を人数を示していただきました。その数字からいったらどうかなあという感覚が私どもはあります。実際のところ所長の認識としてこの現状27名、平成20年からとってね、ほんで毎年10名までという認定証の発行状況についてはどう捉えてますでしょうか。
- 副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 数の多い少ないという意味でしょうか、ちょっとわかりませんが。恐らく所得税、住民税がかかる方が必要ということでとっているということだと思いますので、そういうことからすれば適当な数字ではないだろうかというように考えております。
- 副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。
- 12番（山崎龍太郎君） もちろん税が発生する方が認定証が欲しいと言って来ることは当然でありましようが、実際のところは福祉事務所として、そしたら要介護状態である方がどんだけ税が発生するかというのがはわかってはないと思いますわね、実際の

ところはね。恐らく適当な数字というのは適当な所見であるというふうに私は思っておりますけれども。現実問題として…。ほいたら、次に移らせてもらいます。

3点目ですけれども、税の控除に使用するわけでした、3月15日までの一定の期限があります。現在のところ認定証を発行してもらいたい旨の話があったときですね、先ほど来の基準に当てはまるとしたらその要する期間です、どれぐらい見ていただければいいのかお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 認定証発行までの期間ですが、おおよそ申請後1週間で発行しておりますが、遅くとも10日以内で認定証は発行できております。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 1週間から遅くとも10日ということは医師の意見等も伺うわけですね、そういう中では一定のレベルかなというふうには思いますが。医師の意見というのは具体的にですねここに書かれてる、診断じゃないでしょうか？意見というのは何に基づいて意見を出してもらおうのかちょっとお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 4番目の質問ともダブるかと思いますが、認定申請の際に関係機関への調査に同意をしていただきます。それによって関係書類を福祉事務所として取り寄せて、認定の基準に照らして認定の可否決定を行っております。

それが介護認定をする場合に医師の意見書が必要ですので、その医師の意見書を取り寄せというか関係機関から取り寄せて判定をしているわけです。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ということは、介護認定をされたときの医師の所見等が参考にされるということで再度確認します。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。お見込みのとおりです。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。それでは、4点目に移ります。

1点目に伺った基準でありますけれども、厚生労働省がその後事務連絡で障害認定方法などについては踏み込んで例示をしております。所長も知ってるかと思いますが。その中で市が有している申請者の状況、要介護認定に係る情報等も参考にすることも考えられますと書かれておりますが、その点についての見解を求めます。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 先ほどお答えをさせていただきましたとおりですが、要介護認定の情報を参考にさせていただきます。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そのときの事務連絡ですけれども、参考として「要介護認

定と障害認定は、その判断基準が異なるので要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかの判断は困難なものと考えられます」と書かれています。ということは、逆に言えば介護と認定されれば何級かは明確ではないけれども、身体障害者と認められるわけであります。ゆえに先行市町村では要介護認定者にそのまま障害者認定証を送付しているところもございます。そのことによって住民にも喜ばれております。

伺いますが、要介護認定に係る情報を参考にして障害認定ができなかったケースはあるのか、その点をお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 平成20年度から数字を示させていただきましたが、27件全て認定をしておりますので、否というか却下になった分はありません。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

私は今回の質問で明確にしたいのは、直接リンクはしなくても現状要介護状態の方は100%障害者控除の対象であるということです。障害の等級は調査を行う必要がもちろんあるでしょう。税の申告は自主申告権が貫かれております。ただ、その背景には控除の部分でも的確な情報開示があつて控除可能かどうか申告する方が判断するものであります。

少し脱線しますが、せんだってこんな例がありました。同居でないけれども収入が少なく、所得としては全くないので面倒を見させてもらっているけれども、そういう親類が、親族がおられました。扶養控除では扶養にとれるのは税務署の説明の「生計を一にする」このことがイコール同居とその方は思っておられましたが、今年6親等以内で生活、医療費等を援助しているので、それも生計を一にするということで、そのことがわかり扶養に入れることができました。これも本人が知らなかったゆえの出来事です。

話を戻しますが、税務署が出している確定申告の手引きは、障害者の適用の第1項には、「65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている方」となっております。

税務署サイドの周知はオーケーです。ただし、このことをすぐに理解できる市民は少ないと思います。本市の要介護と認定されている方は1,800人強と伺っております。要介護4・5の方で約500人近いですか？介護サービスに対する必要度が増している。このことは負担がふえている現状を示しております。障害者の状況にあるということは費用負担が発生する。だから、税法上障害者控除があり、課税の公平性を保っているということです。今までのやりとりで市としても最低限やるべきことは、要介護の方々に、あなたは障害者控除対象者認定証の発行の申請が可能である旨の通知をすべきであります。見解をお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 市民への情報提供として、要介護状態の方には認定証を求める申請が可能との通知を行うべきであると、見解をとのことでありますが、介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず、要介護状態の方は認定証の発行ができる場合が高いと思われます。納税相談時期前に税務課が申告について広報で香美市全体に知らせるときに合わせて、福祉事務所として広報に掲載を検討したいと考えます。

また、ホームページに障害者控除対象者認定申請書の様式を載せてダウンロードできるようにするなど啓発していくよう検討していきます。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 検討というよりもやってもらいたいと、そのことをまずね。そのことの答弁を求めることと、全市民向けには広報、ホームページ、大事なツールであると思いますし、特に税務課が出すときというのは的を射た時期というふうに判断しますけれども。

実際本市での実態が明らかになったわけであります。要介護の方は等級は別として障害者の状態にあると証明されたわけです。税がかかっておればのことですけれども、本人、配偶者、扶養、どの立場であるかは抜きにして控除として有効活用できます。ただ、かかってなかったらその資料については必要ないとなりますけれども、実際そこまでの資料提供は少なくとも要支援の方もおられましたわね、実際は。少なくとも現時点では要介護の方に申請書と説明書を送るぐらいのサービスは行ってしかるべきと思いますが、再度お尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 広報については載せていきたいと思っておりますし、ホームページについても近年ホームページの充実ということも言われてますので載せていきたいとは考えております。

3点目の、その個人個人への通知ということについてはいかがなものかというようには考えております。全く関係のない方についても文書等全員に送るわけですので、混乱を招くのではないかというように考えますので、全体としての周知ということできたいと考えております。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 少し反論させてもらいますけれども、混乱を招くというふうなことをおっしゃいましたけど、実際税の控除をして受けれるような、そういう情報提供を市が、担当部署が行うということが、それで聞き合わせがあっても税金かかりますか、かかってません、ああ、そしたらとれませんねという。それはやはり市の市民に向けてのサービスとして、混乱を招くという表現は私はいかがなものかというふうに逆に思いますけれども。現実問題は、もちろん税務課と連携してということはなかなか個人情報の手前もあるから難しいかと思いますが、そういうことも踏まえてですね、実際要介護の方を扶養で見られている方というが扶養控除の税務課に資料があります

ので、それができるんやったらそういう方を対象にピックアップすることはできますわね。ただ、事務量がふえますきどうかとも思いますけど。それやったら先進市町村は要介護の方に対してですわね、全てに認定証を送っているわけです、進んでいるところは。そうじゃないところは申請書を送っているわけです、やっているところは。やっていないところはうちみたいなどころも現状あったわけですからけれども。実際そのことも踏まえて今後調査、検討するぐらいのことはおっしゃることはできないのかお尋ねします。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 介護の認定の方が今1,800人ぐらいおられると思うんですけども、その中で現在5年間でも27名が該当ですので、その他の人はほとんど該当でないというようには考えております。全員に送るというのはやっぱり必要のないものを送ってきてというようなお叱りも受けますので、全体に知らせていくということではいいのではないかとこのようには考えます。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 所長の話は推測の話でありまして、実際お叱りを受けるということは私は絶対はないというふうに思いますし、そこに情報をきれいに明示しちよったら税金がかかる方、広報に載せたらお叱りを受けますか、実際のところは。現実問題としてね、1,800人の方で27名っていうことはあり得んわけですから、現実問題としては。私はやっぱりその部分のところが所長の話は私は推測であるというふうに思っています。だから、それやったら調査をすべきだと思いますし、現実問題はやはり担税力の部分から言ったときに、そういう障害に準じる状況の方の部分では、その部分費用負担も発生する、先ほども述べましたけれども。そのところでその部分をやっぱり税金の部分のこの控除が使えるという部分の周知については、確かに高齢者、独居の方なんかはわかりにくい部分があるかもしれませんが、その部分は親切な対応等で補えるというふうに私は思いますが、再度の答弁を求めます。

○副議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 税務課の発行しております申告の手引き、これにも載っておりますし、平成25年度においては福祉事務所として別立てで広報をしていきたいと思っておりますので、それで十分かなというようには考えております。

○副議長（比与森光俊君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、そこから始めていただきたいと思えます。今回はこれで終わります。

○副議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を総括方式で行います。

質問に先立ちまして通告の字句の訂正を1カ所お願いいたします。通告の9ページで



すけれども、いじめ対応のところの①ですが、「現代の子ども感」のこの「感」が観点の「観」になりますので訂正をお願いをいたします。

それでは、順次質問に移っていきます。観光協会の運営についてからです。

一般社団法人香美市観光協会は平成24年2月1日に設立されました。昨年1月25日の香美市観光協会臨時総会の資料によりますと、具体的な業務は公益事業部門と収益事業部門からなり、べふ峡温泉の指定管理を受けることにより、観光協会の要望額であった1,100万円が補助金として出されています。べふ峡温泉の指定管理受託については理事の間からは異論もあったようですが、観光協会の自立には収益事業の確保が必要との結論に達したと推測されます。

発足して、観光協会の活動が新聞等でも取り上げられたりしてこれからというときに、昨年末議員協議会で会計処理について驚くような報告を受けました。問題が発覚して以来、市民の方々からどうなっているのかと聞かれ、また、議会は何をやっているのかという厳しい声も寄せられました。香美市観光協会は公金を扱う団体です。同協会の運営に関し経緯を明らかにするとともに、今後の対応策を示す必要があるのではないのでしょうか。

以上を述べてお聞きをいたします。昨日も質問にあり重複する部分もございしますが、省略できるところは省略してお聞きしますのでよろしくお聞きいたします。

まず、1点目ですが、市長の諸般の報告で、香美市観光協会の平成24年度の事業収支が1,800万円以上の赤字計上の見込みということで昨日の質問でも明らかにされましたが、なぜそのような事態に至ったのか、経緯を明らかにされるよう求めます。同僚議員へのご答弁では、11月7日に市が調査に入ってからのことをお伺いをいたしました。それ以前の一般社団法人香美市観光協会が発足するに当たって、なぜ雇用創造協議会がそのまま引き継ぐ形になったのか、当初からの経緯をお聞かせください。また、赤字計上となった事業に対する観光協会の認識と市の見解をお聞かせください。

次に②です。

市は前専務理事がかかわった事務の仮払い支出の不明金について調査中であります。香美市地域雇用創造協議会の雇用創造実現事業の平成21年度から平成23年度までと、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業の平成22年度、平成23年度分について、議員協議会において判明している限りの説明は受けました。その中で高知県緊急雇用のほうで平成22年度分がまだほとんど解明されておらないとのことでした。これらは過去の年度の方でございますので、このほかに前専務理事あるいは観光協会がかかわり収支の合わない事業があるのでしょうか。不明金がこれ以上発生するおそれがないのかお聞きをいたします。

次に③です。

今資金ショートで観光協会の観光協会の存続そのものが危ぶまれている状況であり、各方面対応に追われています。前専務理事のずさんな金銭管理、また独断専行の経営手

法がもたらした結果であると言わざるを得ませんが、しかしながら独断専行に歯どめをかけられなかった、言いかえればこのような事態になるまで手を打つことに思いが至らなかった、さらに言えば公金を扱う団体でありながらチェックするシステムがなかったことが今日の事態を招いています。それについては理事会の責任が問われるのではないのでしょうか。市の監督責任については、先日のご答弁で市長が明確に「責任は最終的には市長にある」と述べられましたので、そう受けとめておりますのでご答弁は結構です。次に④です。

昨年末専務理事の処遇扱いで、理事会が専務職を解雇でなく辞職扱いとし、協会は調査や処分などをしないと決定したことについて、協会の対応を疑問視する記事が新聞に掲載されました。観光協会は赤字で再建のめどが立たないとして現在職員の整理解雇に着手し進めておりますが、理事会の感覚が観光協会自立以前のままであり、経営当事者意識が希薄だったのではないのでしょうか。どのように感じておられるかお聞きをいたします。

次に⑤です。

市民感覚からして一連の事態を打開して再出発するためには、前専務理事や理事が経営責任をとり、収支をきれいにした上で退陣するのが通常のやり方ではないのでしょうか。平成25年度予算では昨年同様の額が計上されています。どのような団体に補助を出し管理委託をするのか、市の姿勢が問われている問題として見解をお聞きをいたします。

昨日の同僚議員の質問同様、私も観光協会が解散していいとかいうふうには思っておりません。再生を願ってお聞きをするわけでございます。それにはまずわかっている限りの事実を解明して明らかにするだろうという立場で、そして、このことに関しましては市民感覚からしてどうなんだ、社会通念上どうなんだ、この観点からお聞きをしておりますのでよろしくお聞きをいたします。

以上が観光協会に関する質問です。

次に、鹿の食害対策についてお聞きをいたします。

過日鹿の食害対策を考えるシンポジウムと物部川の濁水を考えるシンポジウムに相前後して参加いたしました。2つのシンポジウムは主催団体こそ違いますが山の荒廃、川の濁水というのは不可分に結びついており、生活に直結する問題です。シンポジウムでは三嶺稜線部のクマザサの枯死、ウラジロモミの幹が表皮を剥がれ、倒木、表土むき出しの裸地化が広がっている様子など痛々しい場面がスクリーンで紹介されました。山の荒廃は物部川の長期濁水の原因ともなっており、流域は思ったより深刻な事態です。両シンポジウムでは何とかこれを食い止めたいと頭の下がるような活動をされている市民団体や専門家の報告がございました。中でも下流域のニラ農家の方が川の濁水で畑のスプリンクラーが目詰まりをするという話をされたとき、こんなところにも影響があるのかと驚きました。鹿の食害対策については、本市は先進的な取り組みをされているのは周知のことですが、到達点も踏まえた上で公費で展開される必要性について以下の点を

お聞きいたします。

まず、①です。

これまで個々の市町村で対策していたときは県境や環境省、国土交通省などのエリアの壁がありました。また、県ごとに取り組みの温度差もありました。効果的な鹿の食害対策にはそれらを乗り越えて広域での連携プレーが欠かせない、それは関係者の間で共通認識になりつつあると思います。そして、国土保全の面からもやはり国が乗り出して国直轄で総合的に進める必要があると考えますが、これについての見解をお聞きいたします。

次に②です。

これまで、本市からは鳥獣被害の問題では国に対する意見書など数回にわたって上げてきました。また、担当課におかれましても農政局と直接交渉するなど積極的に動かれてきました。地方の実情と思いが通じつつあり、国は平成24年度の補正で鳥獣被害防止緊急捕獲対策として129億3,800万円を予算化いたしました。添付資料の1枚目にその補正予算の概要が載っていますのでごらんください。被害の深刻化、広域化に対して集中的かつ効果的な対策を早急に講じるためとしていますが、国の予算はここにありまうように一旦基金として都道府県協議会にプールされまして、緊急捕獲等計画を作成した市町村に支援がなされます。これにつきましては、昨日の朝刊に補正対応された鳥獣被害対策事業の受け皿として県内の5団体、JA高知中央会や県森連、県猟友会などが鳥獣被害防止対策推進連絡協議会を設立した旨の記事が掲載されておりました。これを受けて県鳥獣対策課が緊急捕獲計画の策定、更新を市町村に呼びかけるなどと書かれております。

以上述べてお聞きいたします。本市においてこの事業計画に手を挙げ、広域連携で効果的に捕獲する事業を展開すべきではないでしょうか。そのことを四国4県に呼びかけるべきではないでしょうか、お尋ねをするものです。

次に③です。

これまでの質問でも述べてきましたように、森林動物との共生にはその生態や特性などの正確な把握が不可欠で、科学的な知見に基づく対応が必要です。資料の2枚目をごらんになってください。これは以前兵庫県の森林動物研究センターに独自に調査に出かけましたときの資料、以前もこれをご紹介しますが、これをこういうそのネットワークといいますか体制がぜひとも不可決で、こういうことが視野に入りつつあるのではないかという想定のもとにお聞きをするわけです。兵庫県では、専門の研究機関と実動部隊が互いにこの資料の真ん中のその囲みですが、この3つのその研究センター、県民局、各市町村が連携をしてフィードバックしながらですね、つまり生態の研究、捕獲方法の指導、地域ぐるみでの実施、実験を繰り返しながら、ここでは個体数の管理にほぼ目標数成功しているわけですね、捕獲ができています。組織図を見ていただきますと、それぞれに森林動物専門員、左の端ですが森林動物指導員などを配置をしてお

ります。

そこでお聞きします。四国に兵庫県森林動物研究センターのような体制をつくり、マンパワーも配置して、四国全域で集中的かつ効果的な対策をとっていくことが必要であると考えますがいかがでしょうか。

食害対策では以上です。

次に、いじめの対応でお伺いをいたします。

いじめが深刻化しています。子ども時代に一過的にそんなことがあったという時代ではなくなってきております。ターゲットを変えながら陰湿さを増し、時には人の命を奪うまでにエスカレートしています。これには教育現場だけでなく社会的対応が求められていると思ひ質問に掲げました。解決にはまず関係者が起きた事象だけを捉えるのではなく、いじめの起きる背景について共通認識を持つ必要があると考えます。以上述べまして順次お聞きします。

まず、①です。

私は自分の子どものころや息子の子どもの時代のころのこと、また接触のある現在保護者の方から何う子どもの様子などを見聞きをして思いますのは、今の子どもはとても周囲に気を使いながら、言いかえればその輪からはじき出されないように周囲の空気を読んで自分の立ち位置を確保することにきゅうきゅうとしている。腐心しながら生きているのではないかという感想を持ちます。また、子どもの遊び環境の変化や家庭の貧困など、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。国連子どもの権利委員会からは、過度な競争教育が子どもたちの成長発達を阻害していると勧告され、国際的な調査におきましても日本の子どもたちの自己肯定観の低さが数字であらわれております。子どもたちは私たちの時代とは比べ物にならないほどのストレスを抱えながら生きているのではないか、いじめ問題の背景を考えるとこのようなことが浮かびました。長く現場で子どもたちの教育に携わってこられました教育長の現代の子ども観をお伺いいたします。

また、いじめの定義をどのように捉えられるか。言いかえれば、いじめとして周囲が対処しなければならない状態とはどういったときとお考えなのか、お聞きをいたします。

次に、②です。

いじめへの対応として、いじめる子の出席停止や転校させるなどの意見が出ていると報道されております。また、大阪市ではいじめや体罰が学校で起きた際の市長の教育行政への関与を強化する条例が成立しています。いじめ対策の条例化は滋賀県の大津市でもありましたが、この2つに共通していますのは教育委員会に問題の根本がある、教育委員会無能論を言いまして教育委員会の頭越しに市長主導で問題解決を図ろうとしていることです。また、大津市の条例案では、子どもたちにいじめの相談、通報を義務づけるなどしていますが、このことは運用を間違えれば根本的な解決につながらないばかりか事態を悪化させるリスクがあるのではないのでしょうか。条例化が必ずしも悪いとは

言いませんが、子どもの生活や気持ちを理解せずに原因究明も諸法も上から手を突っ込んでやるようなやり方は、乱暴だし教育にはなじまない、また現場に解決力がつかないのではないかと危惧いたします。見解をお聞きします。

次に、③です。

一人一人の子どもに居場所があって他者から必要とされていると実感できているならば、いじめや自殺は随分減ると思います。どんな子でも1個の人間として大切にされる教育が必要と思いますが、学校や教育者に一人一人の人権を守るという観点が醸成されておりますでしょうか。いじめ問題の対応では、とにかく何とかしなければならないということで先生方が当面目の前のことに追われてしまうわけですが、その対応に当たりましては、やはりこの一人一人の子どもの命や人権を守るというその観点が基本にあることが最も大事と考えてこの質問でございます。よろしくお願いします。

次に、④です。

いじめ解決のプログラムをどのように描かれるでしょうか。いじめが発覚したときの個別対応も必要ですが、子どもを取り巻く人間関係の中で解決に導くことが欠かせないと思います。それは教職員はもとより、保護者や当事者の子どもたちのチームプレーが欠かせないと思いますがいかがでしょうか。

以上がいじめについてでございます。

次に、体罰の問題でお聞きします。

大阪桜宮高校の生徒が教諭から体罰を受け自殺した問題で、体罰に関する議論がさまざまに起きています。私はいじめも体罰も暴力だと捉えています。体罰の根絶を願いながら質問をいたします。

まず、①です。

地元紙が街頭で中高生に体罰について取材をしましたところ、複数の生徒が「練習の手を抜くと竹刀でしばかれた」、「キャプテンが何度も平手打ちされるのを見た」などの回答が寄せられています。記事によると、取材した34人中7人が「教員に暴力を受けたことがある」と答え、5人が「友人らが暴力を受けるのを見た」と答えています。依然部活などで体罰が横行しているのかと愕然とする思いですが、これは放置していい問題ではありません。

そこでお聞きします。本市の学校での現状について把握をされておりますでしょうか。また、調査の必要性があるのではないのでしょうか。多分文科省や県からそういう指示も来ていると思うのでお聞きをいたします。

次に、②です。

体罰によるけがや生徒の死亡はこれまでも起きています。問題化すると、指導の行き過ぎがあったなどと暴力行為を合理化して済ませる、また家庭における体罰死でもしつけるためにやったなどと自分の行為を正当化させ、周囲もそのような風潮を曖昧にしてきた部分があります。学校教育法では、体罰が禁止されているにもかかわらず問題が

後を絶たないのは、体罰イコール暴力という位置づけがはっきりできていないのではないのでしょうか。昨日教育長もこの立場ではっきりお答えになりました。少し安心をいたしました。教育長の立場、教育委員会として現場に何らかの指示を行っておられるかどうかお聞きをいたします。

次に③です。

この間2人の精神疾患の方にお会いすることがございました。人間関係をうまく結べないで就職もできない。その方は成長過程でクラスメートからいじめを長期にわたって受けていたという話をしてくれました。もう1人は幼少時に親から虐待を受けた経験を持つ人です。中学生のとき転校先で過酷ないじめに遭い不登校になりました。時々いじめられたときのことがフラッシュバックして苦しみます。社会にうまく対応できず、やはり精神疾患と診断され現在治療中です。因果関係などについて詳しく述べることは控えますが、多感な時期に受けるいじめや体罰は、人一人の人生を大きくゆがませることがあります。私は今、日常的にいじめや体罰を受けながら育つ子どもたちが、こうした事例を見たときに将来どんな社会を形成していくだろうかと本当に心配でなりません。

そこでお聞きします。以上のような事例からも特に学校での体罰は根絶しなければならぬと考えますが、教育長のご見解をお聞きします。

次に、④です。

日本体育学会理事会は、体罰のない指導を総力挙げて社会に訴えるとして緊急声明を公表いたしました。それにつきましては資料の3枚目に全文が載ったものを添付してございますので、なお、ここにいらっしゃる皆様にもお目通しをしていただきたいと思います。それによりますと、「運動部における体罰が指導上の「禁じ手」であることは過去も、現在も、そして未来も自明の理」である。桜宮高校における体罰事件で、「運動部の指導において体罰は用いてはならないことが必ずしも徹底されていない現状を認識し、あらためてこの問題を直視して真摯な対応を行うべきである」と述べています。日本体育学会理事会は、体罰をこのように位置づけています。資料の3段目の後ろ4行目からですが、体罰による運動部の指導は、顧問教員が動物の調教のように生徒を自在に操ろうとする手段であり、決して容認できるものではない。実験心理学の研究結果が示すように、閉じられた空間の中で人を罰することができる権限を持たせると、その権限は次第にエスカレートしていき、他方で罰受ける側もそれを甘受するようになる。同様に無気力で無抵抗な人間をつくり出すという実験結果も見られるとしております。また、別の専門家の研究では、体罰やいじめを受け続けると脳が萎縮するという、そういう科学的な治験もございます。しかし、この宣言に戻りますが、一方で、競技スポーツでは、ここも問題にしなければならないと思うんですけども、学校運動部に多くの課題、責務を負わせている。勝たなければならないとかですね、そういう環境にもやはりあるのではないかと。それにも触れまして体育、スポーツの本来の姿を、本来スポーツとは楽しいものであるというそういう姿を改めて確認することも体罰根絶につながると述べてい

ます。

そこでお聞きします。教育委員会として体罰根絶のプログラムをつくるお考えがないのでしょうか。学校が子どもの命と人権を守り、子どもの成長発達を促す場となるために暴力は一扫されなければなりません。具体例の1つとしまして、先ほど述べました緊急声明の趣旨を全市的に普及させてはいかがでしょうか、お聞きをいたします。

次に、⑤です。

大阪桜宮高校の事件で大阪市のとった対策は、入試間近になって体育課の募集中止や教員の総入れかえを指示したことは保護者や生徒らからも批判があり、入試を実施してほしいと市長に申し入れるなどをしましたが聞き入れられませんでした。体育課をなくしたら体罰がなくなるのでしょうか。大阪市長はそればかりでなく、記者会見などで生徒たちに対して「自分たちが違ったは許されない」、「当事者意識を」などと体罰問題に関して被害者の生徒側の責任を強調し、そのことによる影響が出ています。同校の生徒が街で体罰問題の責任を問われるような罵声を浴びたり、自転車置き場で同校のステッカーを張った自転車のサドルが抜かれるなどの嫌がらせ、また桜宮高校生徒へのインターネットの誹謗中傷も広がっており、深刻な2次被害となっています。入試の中止も受験生たちにとっては2次被害です。同じ学校の生徒が体罰を受けて自殺をするということでは、当事者の生徒たちには大変なショックだったろうと思われます。別の事件においても被害者が非難的になるということを見聞きしますが、どういう病理かと思ってしまう。そこまで社会全体にクッションがなくなっている、社会全体でいじめが社会化しているのかと暗たんたる気持ちになります。

そこでお聞きします。今どの学校であれ何が起きても不思議でない状況にあります。マスコミの対応を含め大阪でのことを1つの教訓とする必要がありはしないでしょうか。児童・生徒に2次被害が及ばないようにする対策のことについてでございました。

以上が体罰問題でございます。

最後に、学童クラブの質問です。

本市では支所庁舎の耐震、建築計画に伴い、待たれていた大宮、大塚小の学童クラブの施設建設が検討される段階に入りました。早期の実現が待たれますが、市内には改善の必要な学童クラブがまだまだ残されています。順次着手されるように望みますが、今回緊急案件としてお聞きいたします。

まず、①です。

資料に4枚目、写真をつけておりますので参考にごらんください。これは全部がたけのこ児童クラブの写真でございます。たけのこ児童クラブの北側の窓に転落防止柵の設置を要望します。資料のその上左側ですが、窓に子どもたちが近づくと危ないので机をずっと並べて置いています。仕方なしにそうやっておりますが、外から見ますとこの右側の状態ですので、机からこの下をのぞき込んだらもう、間違ってもう下に転落するわけですね。大変危険でございます。転落防止柵の設置を要望します。

また、この児童クラブには障害のあるお子さんが登録されております。今休んでおられますが夏休みには来られるとのこと。児童は仮置き場の左下ですがポータブルトイレを写真右側のこのトイレにおいて使用していますが、いかにも狭いです。健全児ではありませんので配慮し改善されるよう求めます。

次に②です。

児童数の減少で運営の継続が危ぶまれる片地児童クラブへの指導、アドバイスを含む支援の検討ができないかお聞きをしまして、私の1回目の質問を終わります。

○副議長（比与森光俊君） 1時15分まで昼食のため休憩といたします。

（午後 0時11分 休憩）

（午後 1時15分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 大岸議員の観光協会の運営についてのご質問に対しての答弁をいたします。

まず、①でございます。1,800万円の赤字計上の見込みの経緯説明ということでございます。

平成24年度に香美市観光協会から出されました事業計画は、当初計画におきましては市に出された人件費は2,698万1,000円、きのう山崎晃子議員にご説明させていただきました部分ですが、決算見込みでは約5,600万円と約2,900万円の乖離がございます。要約いたしますと、多くの事業を実施し多くの人に来てもらい多くの収入を得る、これによって必要な多くの職員を雇用するというふうな計画をされたものと。それも市のほうに提出された計画とは異なるものを実施をされてたという形となっております。非常に残念な結果となります。実際には多くの人に来てもらうことができず、また多くの収入も得ることができず、ただ多くの職員の給与は必要であったと、これが大幅に経営を圧迫している主因でございます。

次に、前専務理事のかかわった事業でございます。ご質問の中に高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業、平成22年度分はまだほとんど明らかになってないでございますけれども、こちらにつきましてはせんだっての議員協議会のほうで説明をさせていただきました。ここはほぼ終了しているという認識をしていただければと思います。この平成22年度分はまだ一定用途がわかっていない部分は、雇用創造協議会の中の実現事業の平成22年度の部分でございます。間もなくこれは明らかにして、皆様にご報告できる機会があると思いますのでよろしく願いいたします。前専務理事がかかわった事業につきましては、この雇用創造協議会での先ほど申し上げました実現事業と緊急雇用の事業、それと今回の一般社団法人香美市観光協会での事業でございます。

次に、理事会の責任も問われるのではないかとということでございます。もちろん理事



の皆さん、理事会での責任の大きさというのは十分に承知をされておりまして、現在経営改善に向けて理事の皆様が全力で取り組んでいただいているというふうなところでございますのでご報告をさせていただきます。

次に、④でございますが、観光協会自立以前のままの経営意識ではなかったかということでございます。昨日の山崎晃子議員の答弁でも説明をさせていただきましたが、現実問題として、9月までに執行されました理事会で前専務理事から出された資料は全て人件費が抜かれて黒字となっていたと、その場で配られましてすぐに決議がされたというふうなことも伺っており、真実が知らされないままに理事のほうに説明がされた。これをもとに経営が継続されておりまして、今回のこの検査以降市もこの資料をいただいたわけでございますけれども、執行理事及び会長のほうからは前専務理事に任せっ放しであったと、非常に残念であるという報告をいただいております。非常に責任も感じられております。

また、この11月の検査以降開催された12月の理事会まで市のほうも招聘をされておりませず、4月以降市のほうも今回の検査、7月に一度本部のほうの経理検査に入ったわけでございますけれども、また当時7月には経理システムが確立されておらず、現金支出等も見受けられましたがその用途等についても全く不明の状況であったということで、経理システムが確立されます9月末予定ということでございますので、それ以降に再度検査をしたいということによりまして、11月にこれは指定管理のほうであるべふ峡温泉のほうへ検査に入って、同時に本部のほうの経理も全て検査をしたところでございます。

次に、経営責任をとり退陣をという⑤の部分でございますけれども、企業が単年度収支で赤字決算となった場合、例えばすぐに取り締役を含む経営陣が私財をなげうって赤字を補填し、かつ退陣するということはありません。特に一般社団法人香美市観光協会は、前専務理事を除く全ての理事は無報酬の理事でございます。今回のように緊急事態に一時的に資金の補填をいただくことはあっても、まずは再生に向け組織編成を行い、収支を安定させ、将来に向けこの香美市の観光行政の担う組織としての基盤をつくっていただき、また組織としての赤字の返済を果たしていくということが最も重要な責務であると認識をしております。

次に、鹿でございます。効果的な鹿の食害対策への国直轄方式でのというふうな①のご質問でございます。

三嶺周辺におきましては、国指定の剣山山系鳥獣保護区及び国有林等でございます。また、これによってニホンジカの生育には非常に適した環境となっております。このことから、昨年も行いましたが剣山系の周辺の市町村、いわゆる徳島県を含む周辺の市町村からなります協議会も開催されまして、国のほうに直轄による有害鳥獣の駆除も要望しているところでございますけれども、国ほうからのご返事といたしましては、②のほうにありま

すようなこれが具体化されたわけでございますけれども、県とか市町村に対しまして補助事業を検討したいというふうなご返事が昨年あっておりました。そうは言いましても、補助事業を実施したからといって鹿は減るわけではございませんので、今後ともこの国、森林管理局及び環境省になろうと思っておりますけれども、そちらのほうに対しまして直轄事業を要望は継続していきたいと考えております。

次に、②の平成24年度補正の緊急捕獲活動でございます。

既に市のほうにこの緊急捕獲活動事業へのいわゆる手を挙げないですかっていう問い合わせがっております。これは大岸議員の資料にもありますように、緊急捕獲活動として平成27年度までの3年間、全国で30万頭の鹿を緊急に捕獲、これを目標といたしまして侵入防止柵の機能向上も含め補助金として交付する事業というたてりとなっております。詳細についてはまだ未定な部分がありますけれども、市といたしましては1頭当たり現在1万円出しております報奨金に単純に上乗せすることができれば非常に事務の簡素化にもつながりますし、また事務量も増加しないということもありましてそのような要望もいたしておるところです。なお、県のほうが県下で取りまとめた上で国のほうに要望していくということで、香美市のほうも手を挙げておりますので、またその節にはよろしくお願いいたします。

3番目の森林動物との共生でございます。

非常に難しい分野でございます。当市といたしましても当然専門的な知識を有する部署の設立ということは当然お願いしていきたいと思っておりますが、国による専門部署の設置という形を検討していただければ非常にありがたいということで、これは剣山系の会議のときも要望として他の市町村からも上がっておりましたので、今後ともこのような要望も続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員のいじめの対応についての1つ目、現代の子ども観といじめの定義についてのご質問にお答えをいたします。

現代の子ども観につきましては、一般的に規範意識や自尊感情の低さ、他者への思いやりの心や生命尊重や人権尊重の心の低下、基本的な生活習慣の乱れ、人間関係の形成力の低下ということが言われますが、本市の子どもたちにつきましても決して例外ではないと捉えています。

いじめの定義につきましては、いじめかどうかの判断を決して表面的に、形式的に行うのではなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものであり、いじめとは当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものだと捉えています。

2つ目のいじめの対応としての条例の検討などの動きについて考えを述べさせていただきます。

ご指摘のとおり、いじめた子の出席停止や転校させること、目撃者からの通報の義務化等は、場合によってはますます状況を悪化させるおそれもありますし、一時対処にしかならずいじめの根本解決にはなりません。やはり日々学校、家庭、地域で子どもをしっかりと見守ることが大事であり、そのために学校では日ごろから学校全体で教職員が児童・生徒にかかわり、学習、生活の両面において子ども一人一人が大事にされる学級経営、学校経営が基本になります。また、自他ともに大事にされる仲間づくり、そして子どもたちの自尊感情を育て将来の夢や希望を持たせるキャリア教育等に力を入れていくことではないかと思っています。

3つ目の学校や教育者に一人一人の子どもの人権を守るという観点が醸成されているかというご質問にお答えをいたします。

各校においては、年度当初の学校長の学校経営方針の中で、必ずその1つに子ども一人一人が大事にされた楽しい学校づくりをしていくことを職員会で確認し、新学期がスタートされています。全教職員、学校全体でそれぞれ一人一人の子どもの子どもをしっかりと見守り育てることに努めています。体罰やいじめは明らかに人権侵害です。教職員一人一人が人権意識を高く持ち、小さな人権侵害も見逃さないことに努めなければならないと思っています。

4つ目のいじめ解決のためのプログラムについてでございます。

いじめ解決は予防的な事前指導の充実が最も重要だと考えています。学校では日ごろから学校全体で教職員が子どもにかかわり、いじめの早期発見に努め、いじめに気づいた場合には即対応するということを主に行っています。やはり日々学校、保護者、地域で子どもをしっかりと見守ることが大事であり、そのために学校では日ごろから学校全体で教職員が子どもにかかわり、信頼関係のもと子どもと保護者ともつながっておくことで学校で相談しやすい環境をつくることはいじめ防止に有効だと思います。

また、いじめが家庭の経済状況など家庭環境に起因する場合もあり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにより家庭支援を強化することも有効だと思います。学校と子ども、保護者、地域、関係機関がしっかりと連携することが大事だと考えています。

次に、体罰の根絶の1つ目、本市の学校現場での現状についてのご質問にお答えをいたします。

体罰については大岸議員が言われるとおりで、いかなる理由があつたとしても子どもが教員から暴力を受けるということは絶対あつてはならないことです。現在文部科学省より「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態調査について」という依頼があり、体罰禁止の趣旨を周知徹底し、教職員のさらなる意識向上を図っているところです。現在各校においては、全児童・生徒、保護者、教職員に体罰の実態についての調査中です。

2つ目の体罰に関し、教育委員会として現場に何らかの指示をしているかというご質問にお答えをいたします。

大阪市での体罰問題後、従来よりより強く私のほうから学校長を通じて教職員への体罰禁止の徹底について指導をしています。先ほどもご説明いたしましたように、いかなる理由があつたとしても、子どもが教員から暴力を受けるということは絶対あつてはならないことです。これからも体罰は暴力であり、人権侵害であり、教職員一人一人の人権意識を高め、体罰は絶対あつてはならないことを全教職員に徹底し、共通理解に努めます。

3つ目の成長過程で受ける暴力やいじめは、一人一人のその後の人生を大きくゆがませる。特に学校での体罰は根絶しなければならないことについての私の見解をお答えいたします。

この件につきましても全くそのとおりでありまして、成長期の子どもが受ける暴力やいじめは、その後の成長において大きな影響を与えてしまうと思います。体罰の根絶に向けて全力で取り組みます。そのためにはできるだけ多くの目で子どもをしっかりと見守ることが必要であるため、市で配置いただいています支援員さん、そして全教職員が一丸となり、解決に向け取り組んでいきたいと思っております。

4つ目の体罰根絶のプログラムをつくる考えはということについてお答えをいたします。

体罰根絶は当然のことですが、なかなか根絶ができていないため国からも県からも大変よくまとまった指導書や資料が配布され指導を求められています。ご存じのように、県下では運動部活動における体罰をなくそうと、県中学校体育連盟と県高校体育連盟が両団体名で体罰根絶宣言をまとめ、2月13日に中澤県教育長に宣言文を手渡しています。これらの宣言また指導資料等を活用し指導する方針ですので、市独自のプログラム作成ということについては今は考えておりません。

5つ目の学校で問題が起きたとき、周りの児童・生徒に2次被害が及ばないように対策する必要があることについてのご質問にお答えをいたします。

大阪市の今回の事件に関しての対応につきましても賛否両論あるようですが、学校で何らかの問題が起こってしまったとき、周りの児童・生徒に次の被害が及ぶことは絶対に避けなければならないと思います。そのためには学校が危機管理意識を常に持ち、即行動、即対応することにより決して2次被害は出さないことだと考えています。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

学童クラブの中でたけのこ児童クラブの安全性についてのご質問を受けたわけでございます。このたけのこ児童クラブは宝町集会所の部屋を使用して利用され運営されておるところでございますが、今のところたけのこ児童クラブからは管理運営を行っていません私どもの課に相談とかご要望はなかったわけでございまして、このことまで私どもも知らない状況もあつたわけでございます。それで、ご質問を受けまして過日指導員さん

のほうと現場を確認してまいりました。写真などもここで資料としていただいちゅうわけですが、この机を並べることによってこの上へ上がって危ないような状況が生まれているということでございました。この高さは一定あるわけです。それと3人の指導者が常時管理をされているということですので、早急に危ないというわけではございませんけれど、やはりそういったことが危惧されるということでございますので、なお今後児童クラブの指導員さん、また利用されている児童の保護者のなどとも協議をしながら安全面を図っていききたいとこのように思います。

また、障害者が利用しやすいトイレの改修につきましてですが、私が行ったときは利用されている児童は今のところないと、それと今後もちよっとないようにおっしゃっていただきましたけど、先ほどのご質問では8月に入所されるようなご質問を受けましたので、そのあたりも再度確認いたしまして、これも同様に関係者の方々と協議をして、そのあたりを進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 大岸議員の学童クラブにつきまして、その②、児童数の減少で運営の継続が危ぶまれる片地学童クラブへの指導、アドバイスを含む支援ということにお答えいたします。

この質問につきましては平成23年6月に同じような質問をされております。そのときもお答えしておりますが、基本的に児童数の減少により運営が困難な、香美市におきましては片地学童クラブにおける支援は検討が必要というふうに認識しております。

また、運営費におきましても現在国の基準額、片地におきましては10人から19人の枠に入っております、一番低いランクの範囲で委託しております。これにつきましては市単独の加算も現在行っておりません。今後は運営委員会とも連絡をとりまして、利用児童数をふやす取り組みと、それから運営法の協議などに具体的な支援の方法を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。2回目の質問を行います。

昨日ご答弁で課長おっしゃいましたようにその人件費、その当初の計画、予算書では2,698万1,000円で済むはずであったものが、決算のときには5,600万円に膨れあがっていたと。それが理事会等にも異なるその人件費を抜いた収支報告がされておって、そのままで任せっきりで11月に検査に入るまで、また今日に至るまでわからなかったというのは非常に残念というふうに課長おっしゃいましたが、何かこう残念の域を通り越してございまして、通常考えたら本当に考えられない対処ではないかというふうに思いました。その点につきましてはもう昨日も大分やりとりがありましたので置きますけれども。このことに関しますその観光協会の認識、それは課長直接お聞きに、市に対してですね、あるいはその市民に対して観光協会のほうではこんなふうに現在の事

態を認識していますと、そういうふうなことが課長とのやりとりの中でありましたでしょうか。対応に追われているというようなことでございましたけれども、とりあえずその赤字を何とかしなければいけないということで走り回っておられるというふうなことでございましたけれども。そのあたりの観光協会の認識がどうであるか、そこをもう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、こういうふうにごじれた、ごじれかえっているわけですが、これを言ってももう過ぎたことだからもうこれ以上何も出ないというふうに言われているわけですがけれども、観光協会の理事会がですね前専務理事に対して調査もしないことを決めて、事実が不明瞭のままで再出発をしようとしていることが、また懲戒でなく専務職の辞職を認めた、そういうふうなことが余計その後の対応を周囲からもこじらせているんじゃないか、市民の間に要らん憶測を呼んでいるんじゃないかと。そのことが全体として観光協会への不信を招いている。こういう認識が観光協会の理事会のほうにあるか、課長にそういうふうに取り出されるか、それについてお聞きします。

それから、経緯の今ご答弁がございましたけれども、私が1回目にお聞きをしましたのは、11月7日以降の経過については先ほどのようなことをお聞きしました。ただ、その観光協会が自立する時点です、申しましたように雇用創造協議会からそのまま引き継いだ形になっていることについてですね、それがどうしてそうなったのかから始まって、それから直近の議員協議会以降の動きなどですね、その辺の経緯をもう一度お聞きしたいのでございますけれどもよろしくお願ひします。

それから、2番目のその不明金の件でございましてけれども、間もなく解消するということではありますが、事業名をちょっと勘違いしておりました失礼をいたしました。ほかにはもう事業がなくて大体もう間もなく解明されるということで、およそですが幾らぐらいになりそうでしょうか。それがわかりますでしょうか。

それから、理事会も責任を感じておられるからというご説明がありました。ちょっと今本当に大変な状況、事態だと、期限を限ってお金を払わないかんもんがあつて、でも足りなくてそっちのほうに本当にばたばたされておられる様子ですが。その前にですね、やっぱり立ちどまってといいますか、限られているのかもしれないけれども公金を扱う団体でございましてから、その事業体というのはお金の出し入れ、経営計画に全体で責任を持つ体制がやはり要るのではないのでしょうか。これまでの経過から見まして、公益事業部門と収益事業部門の会計を一緒にしたことが収支を不明瞭にした1つの原因ではないかというふうに私は推測をします。したがって、独断を許さないシステムと職員が自由に提案して発言のできる風通しのよい職場になる必要があると思います。そういうふうな今の時点で課長、お見込みになりますか。

それともう1つ、市の責任についてでございますが、組織再建の指導、フォローはもちろんです、そのフォローとともに大変私気になりますのがやめられました職員さんです。それから、解雇されようとしている職員さんです。職員さんには瑕疵がな

いわけです。瑕疵がないのに解雇あるいは辞職となった職員の方々に、せめてよくよく説明をして、新しい仕事のあっせんとかそういうものをする必要も手だてとしてはあったのではないのでしょうか。それは観光協会にもいえることですが、そのあたりの対応はどうなっていますでしょうか、お聞きをいたします。そういうことも含めてですね、理事会の経営当事者意識についてお聞きをしたわけですが。

それから、7月に入って経営システムがまだ確立されていなかったからと、市側がね。9月に何とかできるということで結局その11月に検査に、そこまで延びてしまったということではやはりもう少しこう丹念に入る、入って様子をうかがうなり指導をするなりする必要がある、今にして思うことですがけれどもあったのではないのでしょうか。そういうふうに感じますが、その点についてはいかがでしょうか。

それから、一連の事態の打開のごとでございますが、市民感覚としてというふうに申しましたところ、その理事の方は一切無報酬であるからということでこういう対応になっているということでございます。それもそうであるかとも思いますけれども、1つ抜けているように思いますのはですね、まず関係機関とか関係者らへの謝罪と説明責任がちゃんと果たしているか。少なくともその辞職解雇した職員さんに、前専務理事筆頭に三役がきちんと謝罪をしているか、市はそのことについて指導伝達をされているか、そのことについてお聞きをいたします。説明責任を果たすということは説明するだけでは終わりません。相手の納得が得られて説明責任が果たせたというふうに考えるわけですので、そのあたりに私はこの一連の経過、またいろんな情報が寄せられますので見聞きをしております、そういうその人として大事な部分にうんと手抜かりがあったんじゃないかというふうに思うんですね。その点はいかがでしょう、お聞きをいたします。

鳥獣被害対策でございます。

課長からご説明がだんだんありました。とりあえず補助事業で対応ということで報奨金に上乘せというふうな、新聞のほうにもそういうふうに乗っていたわけですが、①、②とも観連づけてお聞きをしますが、鹿の食害対策、総合的に進めるには、やはり四国4県の連携が条件になってきます。猟師の高齢化等も課題になっている中で、その報奨金の上乗せがどれぐらい効果があるかなあというふうに、全く効果がないとは申しませんが、この補正が3年間で集中してということでございますので、その期間にですね各県の代表が集まって、その地形とか狩猟方法の違いとか温度差とかエリアなんかの問題を出して、よりその効果的な捕獲方法を検討する機関を四国に1カ所設けるようなそういう方向づけができないのでしょうか。その機関を国が各省庁を越えて指令できるような体制ができれば、よりその展望が開けるのではないかと思います。いかがでしょうか。全国で30万頭を緊急に目標というふうに国のほうは考えているようですが、実際物部のほう、香美市の鹿の頭数も正確にはつかめてない状況の中でですね、30万頭の確保が全国的にどういうふうの実現、なし遂げられるかなあというふうに思うわけですがお聞きをいたします。

実は、先月の２２日に中四国の私たちの議員がそろいまして、岡山にある農水省、環境省なんかの出先に鳥獣被害対策問題で交渉に出向きました。その際に以前四国では鳥獣被害防止特措法の制定を受けて、地域によっては中四国の農政局が主体で地域野生鳥獣対策ネットワークが発足して、大分大きな役割を果たしていたんだと。ところが新鳥獣保護法によってその対応が市町村に下げられたということがあって、それを農政局も認めております。こういうその団体もあったわけですので、そういうものを足がかりにして、そして県にも鳥獣被害防止対策連絡協議会が発足しましたので、四国で連携できる条件が整いつつあるのではないかなと、目下のところそういうふうな感覚を持ちました。そうしたことを先進を行っております本市の呼びかけでネットワークづくりができないか、そういう構想があたりかどうか再質問いたします。

いじめの問題です。

教育長のご答弁をいただきました。いじめを許さない、そういうその教育長の思いが伝わってまいりました。やはり根絶すべきものというふうに私も思います。

そのいじめの定義でございますけれども、これはいじめへの対応の上で非常にその入り口が大事になってきますので、ちょっとこれは教育の専門誌なんですけど、「いじめ問題の深層にあるもの」というその中央大学の教授が論文を書かれております。その中で本当にこのとおりだと私思うんですけども、１９８６年に東京の中野区の中学校で起きた男子生徒の自殺以降４度繰り返されていることがある。１つは事件の発覚、学校教育行政の隠蔽体質や責任逃れの姿勢への批判、学校教育行政関係者の謝罪、そして２つは事件の発覚、緊急のいじめ総点検、いじめの発生、認定件数の急増、こういう事態がこうサイクルで繰り返されているんだと。ということは、いじめ問題にきちんとやはり根本から手の届くところまで行ってないわけなんですね。大騒ぎをするけれども一旦収束したかに見えてまた起こっていくと。そこでいじめの定義をやはり考え直す必要、いじめの認定・否認基準の甘さ。今教育長のおっしゃった定義ですが、２００７年に文科省が自分よりも弱い者に対して一方的に心理的、身体的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものから、多分さっき教育長のおっしゃったほうに何となく変わっております。これがやはりその事実確認を困難によりさせたのではないかなというふうにこの指摘をされているわけですが。一定の人間関係の範囲が不明瞭なんですね。何かその当事者に丸投げされたような格好になっておりましたですね。その今回の大津市の被害者もですね、その１９９４年に起きた愛知県西尾市の中学校で起きた事件の被害者も、最後まで苦痛を表明することができなかった。それが被害者がヘルプを出せない状況をつくり出すのが現代のいじめだと。ですので、この定義はやはり検証をする必要があると思います。子どもが声を上げたとき、誰かにちょっとでも相談したときはもう緊急事態と考えて対応に当たらんといかんというふうに私は考えますが、教育長、いかがでしょうか。

それと、おおむね教育長も同じ認識を持たれて、もう学校全体でかかわり、そのあつ



たかいクラスづくりから始まっていじめの予防をするというのは本当にそのとおりだと思います。文科省もいじめ対策を強めるとしておりまして、昨年12月にこういうことを文科副大臣が言われてます。「いじめ問題では学校に怖い人、武道家がいるほうがいい。一番いいのがボクシング、空手、プロレスも。いなかったら警察のOB」と発言したことが報じられています。このようなやっぱり腕力で押さえつけていくという議論がね、根強くあることが否めません。でも、腕力で威嚇しても一時は静まりますが、余計にいじめを見えなくさせて解決をおくらせる。教育的な指導とは相入れないと考えますが、教育長、この点いかがでしょうかお聞きをいたします。

その学校全体で教師もチームプレーでというふうに言われましたが、特にそういう体制がとれる環境下でございますか、香美市の学校がですね、お聞きをいたします。

それから、解決のプログラムですが、特に具体的にはおっしゃらなかったわけなんですけれども、この際せーので呼びかけて、いじめを根絶しようじゃないかということで特別にやはり呼びかけて、今までと変わらないことをやるかもしれないけども、こう意識を醸成させていくということが今やはり必要じゃないでしょうか。徹底的に子どもを寄り添うこと、子どもがなぜそうなるか理解を示すことから始まっていくと思います。

それから、やはり当事者で考えさせる、当事者の中で解決をしていく、子どもたちも先生も解決の力をつけていく。これがやはり一番遠回りのようでより効果的だと思います。教育長、いかがでしょうか。

体罰に関してです。

体罰イコール暴力との認識、同じでございましたので先日からご答弁を聞いておりましてよかったなあと思いました。この体罰問題、いじめ問題で去年からですね、大阪府で起きてから以降いろんなその新聞、これ3紙ぐらいあるんですが、これぐらい（資料を示しながら説明）ありました。この中で読んでおりまして、ああ、まだ健全かなあと思ったのが、まず元巨人軍の桑田さんのコメントが高知新聞に載りまして、いじめはひきょうだと、たたいても強くならないというふうな、おおむねこの大体9割ぐらいがそういう体罰否定の意見、実際の子どもさんを体罰で失ったという保護者も出てきまして勇気のある発言をされています。やはりそういうその社会に根強くある容認論を一掃することも一緒にやらなければいけないし、1問目で申しました運動部をそういうふうにごうさせていく周りの雰囲気、それも。それからきのうの織田議員のご発言にございましたけれど、先生がもうそういうふうにもせんと、とりあえず目の前のことが大変、追い込まれる、そういう状況を、やはり環境を整えていくことも、プログラムは特に持っていないと言われましたけれども、そういう中澤教育長にも提出をしてというふうなことがあったわけですが、環境整備から整えていくというふうなことを力を入れてやっていかないかんのではないかと思います。

体罰については以上です。

たけのこ児童クラブの件で、ちょっと早急に危ないということではない、先生もいら

っしゃるしということでしたが、この認識は改めていただきたいと思います。危ないです、やはり。そこの指導員さんが危ない、何かあったらどうしようっておっしゃりゆうわけですので、危ないんですよ。本当に机の上に上がってですねふざけたりしよったら。もうすぐに落ちますので、窓あいたら。どうぞその、そんなに危なくないという認識は改めていただきたいと思います。まず、市がしなければならないことは、即防護柵をつけることだと思います。再度見解を求めます。

片地の児童クラブ、その人数の足りないその学童クラブについての、この間教育委員会のほうでは本当に児童クラブには細かく心を砕いていただきまして、指導員さんも一緒になって一生懸命子どもたちのために頑張っておられる様子は常々見聞きをしております。その市の加算をつけていただくのが一番いいんですけども、具体的に支援を検討をしていく、何か別の方向でというふうにおっしゃいました。感じますのは、クラブの指導員さんごとの、その学校ごとにちょっとしたこう学童に対する温度差がありますね。ですので、例えば指定管理をする契約をするときに、その指導員さんの学童に対する認識を高めていただいた上で専門性を持って安心して子どもたちが預かれる学童クラブにするためにですね、指定管理するときに、何らかのカリキュラムを時間を決めて受けることを条件とするとかですね、そういうことが考えられないでしょうか、お聞きをいたしまして私の2回目の質問といたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、観光協会の認識でございますけれども、まず理事会の中でもやはり先ほど申しましたようにさまざまな、はっきり言いまして虚偽の報告を受けた上で運営されてたということがはっきりいたしましたので、当然前専務理事の行ったことでありますけれども、理事会として当然それを認めてきたということによる責任、そこを十分に認識を持って今後の解決に当たりたいというふうな共通認識を持っておられます。

次に、専務の辞職を簡単に認めたという、当然新聞記事にもございました。せんだってこの分につきましても理事会のほうで協議をされました。その場で決まりましたことは刑事訴追、いわゆる刑事告訴はしないけれども民事による損害賠償を含めた追及を行っていきたいというふうな方向性で進めたいというふうな形で理事会で協議がなされております。

次に、雇用創造から協会への経過でございますけれども、雇用創造で実現事業等で担当をしておりました観光部門を伸ばしていくというふうな目的、いわゆる実現事業ではさまざまな事業も行われておりますので、その部門を含んだものとして伸ばしていくという目的で移行が行われたものと認識をしております。

また、議員協議会で説明させていただきました以降の経過でございますけれども、3月の4日、今週の月曜日現在でございますけれども、先ほどお話しにありましたように

非常に経費、いわゆる観光協会への運営経費が非常に少ないということで理事個人からの負担が8名600万円を越す部分、また銀行からの再度の借り入れが500万円となっておりますのでございます。

雇用創造協議会におきます返還に係る分でございますけれども、概算といたしまして約22万円程度と、22万円弱になると思っておりますけれども、そちらの分を労働省のほうに返還をいたしまして事業の精算を上げたいというふうな形で現在進めておるところでございます。こちらにつきましては間もなくご報告をできると考えております。

経営の明瞭化また風通しのよい職場ということで、当然経理システムにおきましても、今年度につきましては前専務理事の指示によりまして一本化が図られていたところでございますけれども、それはおかしいということも当然もう認識も、職員も認識をされておりました。再三分割するよという提案も職員からも出されたようでございます。出されたようですけれども、専務理事のほうによってそれが否決されていたというような経過でございます。今後につきましてはそういうふうな形できちっとした経理システムの明瞭化、経理の明瞭化も図っていきながら、また、さまざまな意見も若い職員から上がったようでございますけれども、それも全てほとんどことごとく却下をされていたというふうな報告をいただいております。当然今回も理事職は現場には置かないということで、専務理事は置かないという形になりまして、事務局長及び事務局長補佐という職員の中で執行理事と協議をしながら進めていくという中でですね、職員同士の風通しのよい職場づくりというのを当然事務局長も一番に目指したいということで今後進めていきたいというふうな報告をいただいております。

また、解雇者、指名解雇をした人、また希望退職した人に対しての新たな職場へのあっせん等でございます。理事会の中でも理事の会社で雇用ができないかっていう問いかけもなされておりました。また、別個に龍馬関係の施設である一定15名程度の求人があるということも情報に入りまして、すぐそちらのほうも解雇者のほうへですねお知らせをして、同じような観光の部分でございますのでいかがですかっていう紹介はなされたというふうな形で聞いております。

11月の検査が遅かったと。4月に始まったものでございますので、当然5月、6月に入って検査をして早く見つけておればこのような事態には至ってなかったと。結果から見ればそうでございます、そのとおりでございます。先ほどお話ししましたように、7月、これは4分の1四半期が終わった、4月、5月、6月が終わった7月に一旦本部のほうへ経理のほうで検査に入りました。先ほど申しましたように経理システムがまだ確立されておらず、一定現金の支出っていうのがありましたけれども、そちらの現金がどちらに行っているのかっていう支出先が明瞭にされてなかった状況でございました。一定その部分で、そのときに奥物部開発公社っていう字が出てきましたので、そちらのほうも当然視野に入れながら、市のほうとしまして9月末には経理システムが確立できるというふうな返事もいただいております、また同時にそのころには奥物部開発公社

が精算業務が終了するというふうな情報も入っておりましたので、それをにらみ10月もしくは11月に検査に入りたいと。今回の11月の検査につきましては、実は会計を目指したのではなく、会計ももちろんですけども実際鹿の解体の施設がございますので、そちらの施設の管理状況等を主としまして入ったところでございますけれども、7月に経理状況を一定その辺を情報として仕入れてましたので、そちらについても当然追調査として入るといふふうなことで入りましたところ、べふ峡温泉の金庫からの現金の持ち出しという形が判明したものでございます。

次に、関係者への説明責任、特に解雇者、解雇される方への責任ということでございます。当然理事会でも理事の中からも当然経営者の方がたくさんおいでますので、誠実に対応するよといふ言葉も何度も出されておりました。なかなか解雇される側といたしましては当然納得まではなかなかいかないのではないかとはいえますけれども、4要件による十分な説明責任は必要でありますよといふことは、市からも執行理事のほうにもお話しもいたしまして、可能な限り詳細な説明をお願いしますといふふうな形ではお願いはしておったところでございます。ただ、市のほうはそちらのほうの現場へは当然当事者ではございませんので入ることはできませんので、事後は報告のみを受けとっております。

次に、変わりました鹿の関係です。四国におけるネットワークづくりと、こちらにつきましては現在阿佐地域の部分としまして那賀町とうちのほうが提携をいたしまして、鹿の捕獲圧を高めていくといふふうな形での協議会も持っているところでございますけれども。

大岸議員もご存じのように、高知県と徳島県では大きく狩猟の方法が異なります。といいますのは、高知県は犬を主として用いて谷に追い込んでそこを猟銃でしとめるといふふうな方法とわな、これを行っているところですが、徳島のほうはですね、道ぶちに餌をまくことによってそこへ鹿を集める。で、集まってきた鹿を飼いならしておいて、そこへ集まってくることを常態化させておいて、それを鉄砲でどんと撃つと。やはり高知県の人間性からはちょっと考えられないこう非常に気の長いところでございますね、私も含めましていられな人間にはちょっと無理な猟の方法でございます。

で、いろいろこう話をしますけれども、やはりその辺がですね非常に徳島の方と高知の方との、言うたら高知のほうはどんどん犬で追い込んで、山の上で待ちよつてもろて撃ったらえいじゃないかみたいな話もされてるようですが、いや、里へおりてきたものを餌で飼いつけておいてとんと撃ったら、ひとつも動くにようばんと、ちゃんと鹿のほうに寄ってきてくれると。まあそういうふうなことでですね、これは狩猟に対する気持ちの薄いかいということじゃなくって、あくまでそういうふうな歴史があつて、そういうふうな狩猟方法をとつてると。それを犬を飼え、追えつていふふうなことはなかなかですね高知からは言えない部分もありまして、簡単に、両方を見比べますと熱が低いんじゃないかと思われる方もおるかもしれんですが、徳島の方に言わずと高知の方法はち

よっと野蛮ではないかというふうなことも会議の中では出てきております。

その辺も含めましてですね、やはり一定の統一した時期にですね一緒にやりましょうと。当然剣山系でございますので、雪深い冬はなかなか困難でございますので3月、もう間もなくうちも始まりますけれども、3月から11月ぐらいまでにかけてというような中で何度か期日を調整してですね、一緒にやっていくというふうなことは阿佐地域でもやっておりますので、今後ともそのような形でのネットワークを広げていければというようなことで対応をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、いじめに対する定義のことですけれども、実は大岸議員が言われましたように、従来いじめとは自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものというのでずっと定義をされてきました。今は新定義として、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとなっています。

ここ部分を一定の人間関係のある者からというわけですので、近辺の子どもたち同士というふうなことになってくるわけですけれども。本当にささいなものも全部拾いながら対応していこうというそういう方向性になっていて、発見される数も昨日申しましたようにたくさんの数が拾えているということになっています。

それで、被害者がヘルプを出せない状況というお話が先ほどございましたけれど、これはいろんな理由があると思います。けれども、いじめは徐々に進んでくるということもございます。ですから、とてもつらいけれども、急にきょうたくさんなんかいじめられたというふうなことではなくて、何か本人もいじめられていることが麻痺してくる場合もあるでしょうし、なんかきのう言わなかったのできょうもなぜか言いにくいとか、多分いろんな心情が働くと思います。それから、仲よしだった仲間、ある日からいじめの対象になったということも起こっていると思います。ですから、いろんなことで子どもたちがその大変な状況を発信ができないということもありますので、本当にこれは最終的に命にかかわる大変なことです。ですから、周囲が早く気がついてあげて、子どもにかかわっていつてあげるといふことをしない限り、このいじめが思ってもみなかったという状態が出てくるということがあると思いますので、もう本当にみんながありとあらゆるところから見ていないといけないと思います。そして、誰かが声を上げたときに手を伸ばす必要があるというのはもうまさしくそのとおりで、もうその小さな声を見逃さない、聞き逃さないというそういう感性が周りの者に絶対に必要だというふうに思っています。

それから、2つ目の文科副大臣のほうの学校には腕力で押さえる者が必要だというふうなお話ございましたけれども、学校教育は一人でするものではありません。たくさんの先生がいて、たくさんの方がかかわっていく教育ですので、学校組織として教職員

一丸となって取り組む、そういう中でいじめが起こらないようにできるし、そしてもし起こっても早い対応ができるというふうに思っています。だから教育的な指導をするということは、マンパワーに任されているわけではなくて学校そのものにあなたの学校にはそういう視点がありますかと突きつけられていることですので、学校を挙げてこれは取り組んでいく必要があると思います。

3つ目のいじめが解決できる環境下にあるでしょうかということですが、ここは学校だけでは苦しい部分がありまして、そこを少しお話をさせていただきます。

実は子どもの中には本当に悲惨な状況も見受けられます。それは家庭の経済状況だったり不十分な家庭教育であったり周辺の大人のモラルの低下であったりと、いろんなことが子どもに影響してしまっていて、もう子どもが不安定なぎりぎり状態で生活をしているということがあります。多くというわけではありませんが、やはり子どもたちの中にはそういう状況下の子どもがいます。

例えば、指導している教員への対教師暴力があります。それで、平成24年の12月末までには小学校で2件、中学校で7件ございます。これは指導中に子どもが蹴ってくるとか、それから殴りかかってくるとかいろいろありますけれども、教員のほうが治療が必要になったケースもございます。それでも先生たちは子どもに意図をわかってもらおうと必死になって子どもと対面しながら一生懸命に指導しているということです。これは本当に一部の子どものみではありますけれども、子どもの不安定さがもう通常ではないというケースがございまして、正当防衛とかそういう話ではなくて、何とかそういう暴力を押さえながら話を聞いてもらおうと必死で子どもにぶつかっているということです。こういう子どもに対しては、地域を挙げて子育て支援が必要だと思っています。中学生になって大変なひずみのできている子どもにとっては、もう本当にそこで心を開いているいろんなことを教師と語り合っているというのが非常に難しくなっているケースもありますので、できるだけ早いうちに、できれば生まれてすぐぐらいの本当に本当に小さいうちに地域の人がかかわってあげていただきたいというふうに思います。

これまで学校、教育委員会のほうでは、学校間とか行政の各機関とか医療機関とか、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから児童相談所、警察とかいういろんなところとのチーム支援に取り組んできましたし、これからもそこはとても大事にやっと思っています。けれども、子どものこのしんどさの後ろには家庭状況のしんどさがございまして、私たちもかかわるときに子どもが表面に見せているものの裏には家庭があるということで、子どもより先に家庭にかかわることもございます。そういう意味で、例えば家庭の状況のしんどさというのは近所で多分見ていてわかると思いますので、そういう意味で本当に議員さん方も含めて地域の方々に、この家庭はこのままだら大変とか、ここちょっと何か支援してあげないと後で子どもが困ったことになりやしないかという状況を感じるころについては、もう本当にほ

っておかずに、一刻も早くその方々とのかかわりを持って子どもをいい状態に持って行ってあげていただきたいと、これは切に願うものです。

今後、民生・児童委員さん方ともできるだけこの子どもたちの状況を共有し合いながら少しでもいい状況をつくっていきたいと思っています。

それから、4つ目のいじめ解決のプログラムということですがけれども、いろんな指導資料だったり、いろんな方策とか方針とかいうのは、国から県から関係機関からというふうにたくさんございます。そういうものを使いながら学校の意識改革、意識を高めたり、それから子どもへの指導、支援をしたりというふうなお話をさせていただきましたけれども、実は思春期の子どもたちの揺れというのが大きくて、各学校がその地域に応じた、子どもたちの状況に応じた教育を今どんどんつくり上げていっているところです。

例えば、中学校で言えば大柘中学校は地域とかかわりながら子どもたちの心が本当に満たされる、自分たちが地域のために何かするんだというそういう教育をつくっていますし、香北中学校は子どもの状態をぐっと落ちつけて、もう見に行っても授業が今わかっているというそういう授業をしています。ですからここは学力向上に取り組んでいますけれども、その底には子どもたちの仲のいいそういう仲間関係づくりだったり本当に部活の充実だったりというものがございます。

鏡野中学校につきましては、この秋10月ぐらいから「鏡野中あったかプロジェクト」ということでどこよりもよい学校をつくる、それを子どもとともにつくるという、そういうことで今4つの授業、生徒会、行事など、そういうふうなブロックに分かれて子どもとともに鏡野中をよくしていくという、よくしていただくだけでなくもう本当に最もよくしていくという、そういうことを目指して今動いています。そういうことがそのままこのいじめ解決のプログラムだと私は思っているところです。各小学校も同様です。

それから、体罰のことにに関して、桑田さんの体罰はひきょうだというのはそのとおりだと思います。体罰をしない指導イコール弱い指導ではなくて、体罰をしなくてもですね子どもに熱くかかわっていく指導はいろいろできます。教師は教員免許を取得している専門家ですので、教育の方法はたくさん知っています。ですから、体罰による指導ではなくて、心を込めて教育技術を駆使して、そして温かく子どもに入り込んで行って子どもを育てていくべきだと思います。学校の体制のことを初め申しましたのは、一人一人がそういうふうに工夫してやっていきますけど、それが学校として一丸となっていないと、やっぱり一人一人ばらばらになって苦しい先生が出てきたりします。だから教員同士でいい関係をつくっていい状況をつくって、子どもたちに本当に温かくかかわっていける学校をつくらなければならないと思っています。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 大岸議員さんの2回目の質問にお答えいたしま

す。

たけのこ学童クラブの問題でございますが、非常に危ないということを再度強調されましたので、指導員さんと今後またお話しもしながらですね、実際設置が必要ということになれば私どももそのほうへ取り組んでいきたいと思っております。ただ、現状個人的な見解ですけれど、机を置いて結局この一段高い高さがある中へ子どもが上がっている状況なので、ちょっと私自身が危惧しているのはここにどれくらいの高さの柵を設けるかということになってくるかと思いますが、それを今度登ってまたこの机に上がって落ちるということになってきだすと、全面柵をするということになってくると、またちょっと児童さんへの圧迫感が出てきて解放感がなくなり、ちょっと子どもさんにとってはかわいそうなことでもないかなと思います。それである程度学校生活を学んで児童クラブに延長されておりますので、そういった観点からそこを利用されている子どもさんにもマナーを守ってもらうとか、そういった形をやっぱし指導員さんにもやはりそういった面でも指導をしていただきたい部分もございます。そういったこともございますので、柵を設置するという事はこちらのほうも考えていきたいと思っております。ただ、ほんでその柵の高さの問題もございますので、利用される保護者さんがあんまり圧迫感とか感じられても困りますので、そのあたりの高さも出てきます。それと、この取り付けが実際ここに可能かどうかということも専門家に見てもらわなきゃなりませんので検討をしていきます。そういったことが可能であると、それから高さも決まるということになれば、予算の要求をこちらとしても行っていきたいと、このように思っております。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。大岸議員の2回目の質問にお答えします。

確かにこれ平成23年6月にもお答えしました。申し上げましたけどこのときにも同じようなご返事してます。その後ですね、この最低ライン、国の基準の最低ラインが10人なんですよね。この10人は確保していきたいと。とすれば今のいわゆる委託料が確保できるという部分。それとですね、先ほど申されました確かに各学童間での温度差、それから成り立ちそれぞれが違います。そこのところも既に事務局のほうではちょっと危惧しております。余りにもスピード感がないわけでございますが、平成23年6月からいろいろ検討したけど、この平成25年の2月24日にですね、初めて香美市独自で学童の指導員さんを集めまして、学童保育の実践というこういった教科書ですねをもとに研修会を朝の10時から午後3時まで行いました。これにつきましては、同じような問題を抱えております近隣、その他に呼びかけまして、遠くは須崎市、土佐市、それから香南市、南国市というところからも指導員さんが集まりまして約40人の研修会を行いました。これにつきましてはいろいろ再認識をさせられたところもあるし、それぞれの指導員さんのいわゆる重要さというのも再確認されたということでもあります。

この中にちょうどありましたように、この学童保育そのものは以前にも申し上げまし



たように成り立ちがですね、いわゆる乳幼児の保育とは全然違います。これはいわゆる鍵っ子対策とかこういった部分で起こってますので、国の基準もですね児童福祉施設と児童福祉の事業というので大きな違いがあります。施設ですと国家の資格が要るとかいろんな設置基準がありますけど、学童保育につきましては設置基準も何もありません。ですから、指導員についても資格も何も必要じゃないというのが今までの通説でございました。ただ、この研修をもとにですね、その中で新たな情報としましてちょうど今NPOで3法人がありますけど、そこでは既に2009年あたりから放課後児童指導員資格認定講習会というのを全国各地でやっておるようです。その分につきまして香美市におきましてもこれに取り組んでいきたいと。これは年間10回のカリキュラムをずーっと組んだ指導員の養成講座です。これちょうどおいでてくれました指導員講師の方にお伺いしますと、1カ所で30人が集まればそれぞれの協議会から派遣してくれるというような情報も得ておりますので、ただ予算も伴います。ただ今後ですね、この香美市の学童保育ということの位置づけをどうするかと考えた場合に、こういった資格のカリキュラムが必要であるというふうに考えています。こういった側面的な部分で各学童の支援をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。3回目の最後の質問を行います。

観光協会の問題ですが、最後に1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

課長が明らかにされましたその22万円ぐらいのその不明金ですが、労働省に返還する分はもうこれで終わり、これで最終ということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

それと、最後に申し上げたいことは誰が見ても市民感覚からして相当だろうと、そういう一連の打開策に落ちつきますように願っております。これにはもうご答弁は結構ですが、その不明金のことについて1点確認をさせていただきます。

それと、教育長からのご答弁で、その教育長のいじめ対応のそのご認識が香美市の教育界全体の認識にはなっていると思うんですけれども、なおその徹底を、いじめというこういうね本当に重大な問題ですので、徹底をしていただきますように要望をいたします。

それと、教育長もおっしゃいました子どもの背景ですね、本当に困難な経済状況も大変、あんまりご飯も食べさせてもらえない子どももいる。そういう親御さんから私たちが相談も受けたりするわけですが、それはそれで対応しておりましたらいろんなことが出てくるんですね、その1人をめぐりましてね。貧困が主な原因と思うんですけど、そういうことの対応はもちろん一生懸命させてもいただきますし、また教育長は教育長のお立場からそういう対応をされると思いますが、今地域に何ができるかと、地域ごと困難な子どもさんを見守っていただきたいという教育長のその今のご答弁ですが、でき

ることは本当に地域もさせていただくというようなことはどの地域にもあると思います。そんな方も今現在具体的に活動していらっしゃる方がありますが、具体的にこんなことをお願いできないかとそんなことを投げかけていただきましたらですね、地域も応えて子どもたちを見守っていくと思います。子どもを見守ろう、地域で見守ろうって言葉がけはされましても、具体的にね何をするのかというところもあると思いますので、ぜひその発信をしていただきたい、具体的に学校からでも結構ですが投げかけていただきたいと思います。そうすると子どもたちも安心感を持てるんじゃないかと。いじめとかいうことへのそのひずみが少なくなっていくんじゃないかというふうに思っております。

片地の学童クラブの件はその方向でぜひ進めていただきたいと思います。

それで、たけのこの学童ですが、もう今のその生涯学習振興課長のご答弁によりますと柵をつけても危なそうとか言ったら、もうもともとこの施設は学童クラブの施設としては本当に不向きな施設というふうに言わざるを得ません。そういう現実があるわけですけれどもね。ただすぐに新築とかいうわけにはいかないわけですから、緊急にあのときあんなに言ったのに議会でも出ていたのにというふうにならないように、早い目に危険防止対策に取り組んでいただきたいと思います。

以上申し上げまして、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。大岸議員の3回目のご質問にお答えいたします。

雇用創造協議会におきます労働省高知労働局への返還につきましては、修正精算の協議も行いまして、今回のその22万円弱のお金で終了するという事となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 大岸議員から観光協会への件につきましてご質問をいただきました。昨日から何名かの議員の皆さん方に大変ご心配をいただいております。私のほうから十分な答弁ができず、課長に大変重い答弁をしてもらっております。まことに担当課長、そして担当職員には申しわけなく思う次第でございますが。私自身として大変こうした事態が起きたことに対して、なぜ、どうしてという域からなかなか抜け出せなくて、まことに私からはっきりした答弁ができないことをおわびを申し上げる次第でございます。

ただ、この観光協会の組織というものの重要性、このことにつきましては大岸議員、そして昨日の山崎議員にもそうした発言もございました。私自身も大変香美市としてはこの組織の重要性というものを十分認識をした中で、今回、昨年でしたか昨年の春に立ち上げをしたわけでございます。今後もこの組織の重要性は変わらないと思っております。何らかのやはり施策を講じて、この運営を維持してゆかなければならないという思いをしております。議員の皆様方にもご協力を賜らなければならない部分が出てま

いりますがどうぞよろしくお願いたしまして、私からの答弁ではございませんが、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

地域で具体的に子どもたちを支援するのにどういうことができるだろうかというご質問だったと思います。実はただいま平成24年度、平成25年度に教育振興基本計画を策定中でして、この次の会議ぐらいからだんだん本質に迫る協議が行われていくようになっていきます。その中でこういう大きな問題については根本的な解決と今後の方策についてご議論もいただきながら、委員さん方に方向性やご意見もいただきたいというふうに思っているところです。とりあえずの形で先ほど民生・児童委員さんの協力の依頼といたしたことも申しましたが、今までちょっと後追いが多くて予防的なことは学校では取り組んではいますけれども、地域への予防的な投げかけが委員会からは少なかったと思っています。ですから、民生・児童委員さん方と子どものことについては一度こうきちっとお話をして協議ができるような場をできたらこう持てたらいいなと。そんな中でやっぱり地域で気になるご家庭を何とかこういう状態にできないものかというそういう思いがございます。それから、急ぐこともたくさんあります。特に個別の事例については非常に急ぎますので、学校や市教委のほうから地域の方とかいろんな関係機関の方に直接お願いをするということは今までどおりたくさん行っていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 3回目のご質問にお答えいたします。

転落防止の柵につきましては、その改修工事が可能であれば安全面が第一ということで思いますので、柵の高さは別として予算要求を今後していきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時41分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 3番、山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問を行っていきたく思います。

本日の議論でもありました定住、移住ということでございますけれども、実は私も2

5年前は一移住者でございました。その折にですね、この話は何回もしましたけども、まず住所をですね変えるというときにですね、町民課、そのころは町民課と言うたのかようわかりませんが来たときにですね、僕に親しく声をかけてきた方がおりまして、「住所変更ですか」とこういうふうに言われました。それで「はい」ということで、そのころはですね、今も初めて見る方はなかなか風体がですね恐ろしいとかですね、そういうことで予断を持って見る方がいるかもしれませんが、その方は全くそういうそぶりもなくですね、先ほど総務課長も言われてました山崎龍太郎議員のね81歳のおばあちゃんが困ったよというときにすぐ対応してくれたというふうな、まさにですね窓口対応がすばらしくにこにこ対応をしてくれました。このことがまずきっかけとなりまして、それ以降保育、その方が福祉課長になったときは保育問題、そして合併問題も含めてですね、お互いに同じ場においてそのことがまあ普通見れば偶然と言えますけれども、それをお互いの立場でこれは偶然じゃないんだと、ここにいることが必然であると、皆さん同じ立場だと思いますけどもその中で努力をしてきて、できる努力はしてきたというふうに思います。今回のこの質問、最後の質問というのはですね、僕は最後じゃないですけども答弁する方が最後なんですけれども、その方がですね、ここで私の質問に対して香美市議会の一課長として答弁をする最後の機会になったということですね、これは私は多分偶然ではないだろうと、必然であるだろうというふうに思いますので、そういうことも含めてですね本日の質問も行いたいと思います。質問の内容はいつもの話なんですけども。

平成23年3月ですね、「ウサギ年、ピョン！とアンパンマンをめぐって」ということから始まりまして、今回の「やなせたかし先生の記念館のあるまちづくりをめぐって」とちょっとかなりもう地に足がついた感じになってきましたけども、これまで2年間、主にですね新聞情報とか著書を引用しながら行ってまいりました。自分自身もですね、その方と同じようにですねそろそろこの質問から卒業したいというふうにも思ってますけれども、やはりそれでもこれまでに尋ねしてきたことにつきましても、今回お尋ねをすることにつきましてもですね、まあなかなかこれが実現するかしないかは別といたしまして、そこの緒につくまでにもなお一層の工夫とか努力、そして時間の経過というものが必要だと思われまます。今回の問題というのは質問は至ってシンプルでですね40分ということで議長にも届けてありますので、その時間を目安にやりますけれども、先ほども言いましたように、お互いの中で偶然が必然であるということ、そして未来に向けてのですねぜひ展望が開けて、いいはなむけの質問になるようにですね私もやりますので、ぜひわかりやすく、長い答弁は必要はございませんけれども丁寧な答弁で未来につなぐようによろしくお願ひしたいと思います。

ロケットの1段目は終わりですけども2段目がちょっとありまして、今年ですね2月の2日のオイドル絵っせい、いつも私が引用をさしてもらいますやなせ先生の書かれてるオイドル絵っせいなんですけども、その「眼は見えなくても」という中にですね

こういうふうにかかれてます。「今年は香美市の美良布にある「詩とメルヘン館」がオープンして15周年である。そしてアンパンマンのテレビアニメと映画が25周年という事になる。現在アンパンマンミュージアムは全国に4館あるが今年の4月には5番目のミュージアムが神戸にオープンする」云々とありまして、「「詩とメルヘン館」は「アンパンマンミュージアム」を建てた時にアンパンマン以外の絵を展示する小さな美術館も欲しいと思った。そしてこんな田舎の山の中でも原画が見られるというのは、絵の好きな子どもたちにはとってもいいのではないかと思っていた。なぜならばぼくがそうだったから」と言われています。

4つふえるんですけども、アンパンマンミュージアムが。でもほかのアンパンマンミュージアムにつきましては、かつて天野さんというフレーベル館のアンパンマン室長がいらっしゃったときにですね説明をしていただきました。それによるとですね、いわゆるアンパンマン関連の商品管理者がライセンシー、いわゆるライセンスを持ってそれを商品化してライセンスを行使するというライセンシーに声かけをして、有限責任事業組合をつかって運営しているアンパンマンこどもミュージアム、こどもミュージアムなんですけど&モール、もしくはパークというような形で運営をされています。そして、今年の4月にですね、神戸のハーバーランドにオープン予定のアンパンマンミュージアム&モールですね責任者、担当者の方が1年前ぐらいの新聞なんですけどもこのように述べています。「アンパンマンの世界に入りたいという子どもの夢をかなえた施設なので思いっきり楽しんでほしい」ということですね。このような目的を持ってつくられているわけです。

そして、その中身ですけれども、中身をちょっと見ますとですね、仙台の例を見ると、例えば「おみやげをさがそう」「おもいでをつくろう」「いっぱいたべよう！」とかいうことで、アンパンマンのキッズコレクションであるとか、おかしのかのビスケット屋さんとか、アンパンマンテラス仙台。これは仙台の例ですけども、森の本屋さん、アンパンマンフレンズ、そしてアンパンマンヘアサロン、床屋さんみたいなものがあるんですね。カーニバル王国、そして食べるほうはジャムおじさんのパン工場、フルーツ島のジュース屋さん云々、ずーっとそういうふうにライセンスを持った方々が集まってそこで営業をしているということがほかのミュージアムでございます。ということは、やはりロイヤリティーというものを支払った販売ライセンスを持つ事業者が子どもを中心に娯楽要素を多く持ったテーマパーク的な営業形態ということでございます。

このことからわかりますように、本市のアンパンマンミュージアムのほかのいわゆる施設にないですね本市独自性の最たるものというのは、やなせたかし記念館、アンパンマンミュージアムや詩とメルヘン絵本館、そして原画作品や絵本などの約2,000点をおさめると言われている作品収蔵庫、この存在であってですね、そしてまたそれらのほぼ全てのものがそのライセンシーがつくったんじゃないかと、やなせ先生みずからが自費でつくって、そして本市に寄附をされたものであるという点がですねやはりどこに

もない特徴でして、このことを考えてみてもですね、やなせたかし先生の記念館のあるまちづくりというこの検討を推進するということについては、本市の本当に目指すべきまちづくりのゆめゆめおろそかにしてはならないかなめの1つであるというふうに考えるわけです。

そこで、今回のお尋ねなんですけれども、平成24年、去年の9月議会で朴ノ木の施設、ここは今回メモリアルパーク、私が仮称しますということで書いていますけれども、この件について幾つか権利関係とかその後の管理どうするかという話を含めお聞きしました。そのときの答弁で「個人的な財産であって、市の関与すべき事案ではない」ところおっしゃられた一方で、相手方から何らかのアクションがあればこれは応えないかんろうと、応えなければならぬということであったわけです。

前回も同じオイドル絵っせいの中での日ノ御子という文の中のその言葉を引用しながらですねおつなぎもしたわけなんですけれども、再度ここを読んでみますとですね、「僕はここに自分の骨を埋める石碑を建て設計図も完了した」ということを言っています。そういうふうなことがあるわけで、今までの経過から言うと、これはなかなかほってはおけないと、この位置づけが非常に大事なことではないかということもございます。後の質問のいわゆる回遊性をというところにも少し関連がしますので再度ここでお聞きするわけなんですけれども、相手方ですねアクションというものがいまだなくて市の関与すべき事案ではない状態のままなのか、何かあってそれに対してアクションを起こしている状況なのか、その点について少しお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員と出会ってもう25年になりました。本当にこう随分長いおつき合いをいただいておりますけども、やはりリスペクトする先輩の1人であるという位置づけで私の中にありますし、その方から最後の私の議会答弁の場をいただきまして大変光栄に存じます。ありがとうございます。やめましてもまた今後ともご指導よろしくお願いいたします。

お答えをいたしますけども、特に先ほど出ましたように相手方からですね何かアプローチがあつておらんかということにつきましてはございません。あそこのことにつきまして少し問い合わせをいたしましたところですね、現在は農地転用手続きを行っているというような状況のようでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。何か過大な過分な言葉をいただいたような気がして、どうなのかなと思いつつながら、そんなに自分自身はそんなもんじゃないと思いつつながら質問を続けますけれども。その総括はまた後でしますが。

ないですね。これはさっきも言いましたようになかなかね時間の経過とかいろんな状況が整うことが当然必要ですので、それはそれで、はい。わかりました。じゃあ、次の質

間に移ります。

2番目ですけれども、質問の前段、ちょっとロケットの2段目でお話ししました本市のほかにはないですねそういう計画案も含めた、ほかはこどもミュージアムで子どもの娯楽ということが中心になっています。こっちはやなせ先生の作品をしっかりとですね置きながらこれから先ということです。アンパンマンというのはやなせ先生が54歳のときに書かれて、最初は人間の格好をしたもんが飛んできて、パンを配りながら行ったんだけど、国境を越えて撃ち落とされたというね、そういうことから始まって1969年のアニメ、これでブレイクしたというもんでして、それはやなせ先生のなされた業績のほんの一部である。でも、本市にはその全てが残るということをやっぱり考えながらいろいろとそのことについて知恵を出なければいけないというふうに思います。

それはさておいてですね、この仕事全般についてのいわゆるそのやなせたかし記念館、アンパンマンミュージアムとそして詩とメルヘン絵本館を中心としながらですね、やっぱりさっきも言いましたこの「骨を埋める」と言っているんですよね。これ新宿のほうも何か分骨は、わかりません。ほかの人のことですから、やなせ家のことですからわからないんですけども。「僕はここに自分の骨を埋める石碑を建て設計図も完了した」とこう言われているわけですから、このことから見てもやなせ先生のふるさとに対する思いに応えるとともにですね、先ほども言いました業績や功績をしっかりと顕彰して、そしてそのアンパンマンをきっかけとしながらもこの地にやなせさん、来たら何か全体がわかっていたよというふうなことも含めて訪問者の満足度を高め、そしてその満足度を満足度に置かずに、やはりその香美市に何か経済的な波及効果というものをしかけていくという、その波及効果というものを現実のものとするためにはですね、一定のそのハードの追加整備と、そしてソフトを工夫することで回遊性を高めるとこのことがとても大切で、そのことをやることによってそのやなせ先生のふるさと香美市に対する思いに応えることができるのではないかというふうに思うわけです。

まず、最初の2番の1番目ですけれども、やなせ先生はですね、先ほどご紹介しましたオイドル絵っせい「眼は見えなくても」の中でですね、このようにもおっしゃっています。「あれやこれやとやっているうちにいつの間にやら年が過ぎて気がついてみると先輩も後輩もいなくなり、全く誰からも期待されていなかったぼくは、自分では絶対かけないと思っていた幼児向け絵本でヒットして2月6日ですついに94歳になる」94歳になられました。「どういうわけか本を出版することが多くなり昨年から今年にかけて10冊以上の新刊が出る。その中に詩集が2冊ある。これは何と54冊目になる。詩人の数も多く画家で詩集を出した人も多い。例えば竹久夢二とか」、何やこりゃ、難しいですけども、「落谷虹児とか加藤まさ等を等の諸氏である。しかし54冊も出した人はめったにいない。しかもぼくは詩人ではない。妙な事になったものだ」というようなことであります。たくさんの詩集をこれまでに出版されて、そして30年間その詩とメルヘンというね雑誌をですね、自分も投稿しながら投稿されてきたのを選びながら、そして数

え切れない作品を残されているわけです。ですから、それらの作品の中からももしかすれば94歳ですからね、お年がちょっと厳しいかもしれませんが、新たな書きおろしでやなせ先生を代表するキーワードである愛とか勇気、正義、希望、生きる等々をですねテーマとした先生の詩を刻んだ碑もしくはモニュメントを、後背の今福留さんのね寄贈した自然公園がありますよね、福留さんが寄贈していただいたもんだというふうにお聞きはしているような気がします。その自然公園や、今の段階で美良布の商店街はアンパンマンの像は立ってますけどもそれ以上の何かがあるわけではないんですが、そういう商店街等にもですね像じゃなくって言葉がそこにあると、を配置したそういうふうな形での施設周辺の修景、修景の中にはアンパンマンワールド、周りの少しの山を少し修景しながら、うさぎのミミ先生の学校のあるような何か、そこに行くとき詩碑があるとかいうふうな形も多分おもしろいとは思いますが、あの周辺の修景と回遊場所の面的な拡大、このことがすごくいいんじゃないかな、全体に言いました目的のためにねと思われるわけなんですけれども。その点について見解等があればお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

アンパンマンにつきましては、その著作権の問題がありまして大変そのいろんなことに取り組むのは難しいということについて議員と一緒に行動もしながらいろんなことを探ってきましたけども、なかなか思うに任せないような状況があって今日に至っています。

で、今回1つその提案をいただきゆう分ですけども、自然公園につきましてはですね、寄附者、先ほどお話にございました福留さんからの寄附による公園ですけども、寄附者の思いに沿ってその整備をしております、隣接しておるとはいいましても彼が望まれることかどうか大変ちょっと聞きにくいということがあって、このことについてはですねわきまえた対応が必要じゃないかなというふうに思っております。

またですね、商店街等につきましてはこれまでの取り組み、商店街には石の像といいますかそれがありますし、街路灯といいますかそれにもアンパンマンを意匠しておったりしてるわけですけども、そういったしてきた事業、この成果を踏まえて考えることが必要ではないかというふうに思います。また、その設置をどこにするかという場所の問題も含めて、それをどう生かすかということをもっと考えるということが肝心だろうなというふうには思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。そのアンパンマンが難しいからやなせたかしという切り口にしたつもりなんですけれども、アンパンマンにこだわらずにですねやなせたかしという人を全体像を、アンパンマンにつられて来たら、あっ、もっとすごかったんやというふうにな。あっ、もっと楽しかった、もっといろんなことを考えてた。殺しちゃい



けませんけれども、考えている方だというふうなことをわかっていただけるようにするということなんです。はい。その今のご答弁はそれでいただいております。

次ですけれども、カリオン時計ね、1億円、3億円の話とかいろいろこれまでやりましたね。やっぱりねえ、これも今回のそのテーマ、隠れテーマというかちょっと言っていなかったかもしれませんがね、つなぐというテーマでございます。僕たちはさっきも言いましたけど偶然にこの場にいるわけです、普通に見たら。でも、その偶然を偶然じゃないという生き方をすることが、結論になりますけど、この何のために生まれてきたのってということの答えになるというふうにやなせ先生はおっしゃってますので、これはまた後の最後のほうで言いますけれども、そのために自分もここで質問させていただいているという私は認識ですので。何の話でしたかね、カリオン時計。これね、この間、今年の1月の15日に公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団発足記念パーティーがありましたよね。あのときにフレーベル館の天野さんがいらしゃってまして、久々にその天野さんにお会いして、最初僕はわからなかったんですけども、よくお話しすると、あっ、天野さんだった。で、僕もつい調子に乗りまして、「天野さん、実はカリオン時計おもしろいと思いませんか」って。「やなせうさぎがびよんと出てですね、13キャラクターがくるくる出てですね、場合によってはやなせ先生のつくった曲が流れてですね、ただいま何時ですよっていうふうな。どうですか」ってという話をしたら、「山崎さん、それおもしろいですね」って、「何の問題もないですよ」っていうふうには。でも僕は説明しましたよ。「ただね、これね、費用がめちゃめちゃかかるんですよ」って。それをだから担当課にもねお願いもしましたけども、その点でねという話はさせていただきました。天野さん、アンパンマンだめよっていう話の中で、でもやなせうさぎオーケーよというお話でしたので今回の質問があるわけですけども。それも踏まえてですね、ちょっとその後、見解の変化みたいなものがあるかないかをちらりとお聞かせをいただければと。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） あるかないかということでお答えすると変化はございません。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） なかなかねえ、本当に次にその場に立つ人のことを一生懸命考えてですね、できることとできないことをさび分けながらご答弁しているなというふうに思います。ということは、この次もやめたいと思う、卒業したいと思う質問からまだ僕は卒業できないのかなという気もしますが、それはそれとして。

じゃあその次に、この件も実はそのときに天野さんにお聞きしました。「ナンバープレートどうですか。やなせうさぎの」、「いやあ、それいいですよね」って。香美市はそれを使うことができる、ある種堂々と使えるのはね、やなせうさぎを堂々と使えるのは香美市だけですよっていうお返事でした、そのときは。それも含めてお尋ねをする

わけですけれども、ご当地ナンバープレートについてはですね、これも平成23年度のウサギ年、ピョン！で突然アンパンマンが自分におりてきたときからずっと続けているわけですけれども、平成23年の3月、6月、そして平成24年の6月議会とずっと継続的にやってきました。そしてその後ですね、実はご当地ナンバーの提唱者という方がいらっしゃいまして、この方は高知の出身らしいです。その方が平成24年の4月の24日の高知新聞紙上に“ホーム”のある風景をということでこの記事を、取材したのはね東京支社ですけども載っていましたが、その方の記事が載ってました。その中をちょっと抜粋してみますとですね、こういうことです。日本経済研究所専務理事、傍士銑太さん、高知市出身、56歳。「自動車やミニバイクのナンバープレートに、地元が希望する地名などを表示する「ご当地ナンバー」の提唱者だ。自動車と違い、市町村が独自に作製できるミニバイクのご当地ナンバーは、全国109カ所で導入（日本経済研究所集計）されており、全国に広がりを見せている。本県では導入例がないが、「徳島市」は阿波おどりの踊り子のシルエットを描いたり、愛媛の「道後・松山市」は、小説「坂の上の雲」にちなんで、雲の形をプレートの形状に取り入れた」。

直近で高知新聞に取り上げられたのは2月の13日、高松市がご当地ナンバー、屋島のデザインをというのがこれがありました。最後にですね、この記事の最後が重要なことだと思うんですが、傍士さんはこのように結んでいます。「ご当地プレートは、自分の街をどう表現できるかを考える“テスト”のようなもの。『自分たちの町には何もない』と言っているのは、何も生まれぬ」と言う。自分たちの町の誇りが、日々の日常に溶け込む「HOME（ホーム）」のある風景」づくり。それこそが、国に頼らない、自立した地域への第一歩と考えている」とこのように結ばれています。

やはりですね、そしてこれが1点と、なぜやなせうさぎをという話になるわけですが、13キャラクターじゃなくてですよ。これ市民憲章の話になるわけですが、「市にふさわしい理想像や、市民が一体感を持って取り組める共通の目標などを掲げたもの」としてですね、4月1日ですね去年のね制定、告示がされました市民憲章の前文はこのようになってます。「私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、ここに市民憲章を定めます」というものでございますけれども、愛と勇気という言葉聞いた誰もが多分すぐにアンパンマンというものをイメージすると思います。つまり、愛と勇気はアンパンマンがそこに存在するということのメタメッセージです。そして、それと同じようにそのやなせうさぎのご当地ナンバープレートというものは、本市がやなせたかし記念館のある世界で唯一の町であるということについての本当に効果的な強烈な、本市しか出せないメタメッセージであるというふうに考えます。ですから、先ほども言いましたように、天野さんもですね先ほど紹介しましたように何の問題もないと、すばらしいですよと。やなせさんの了解は必要ですけども、やなせうさぎを堂々と使えるのは香美市だけですよというお話でございました。

前回の質問の際ですね、前回というのは平成24年6月ですけれども、税務課長に答弁いただきまして、13キャラクターはちょっと考えによっては可能性があるのかなというふうな答弁だったような気はするわけですけれども、先ほど来、るる述べていますように、香美市の果たすべき役割というか、それとメタメッセージという点からですね、やはりご当地ナンバープレートはやなせうさぎ、一度相談をされてやなせうさぎにするのがやっぱりやなせさんのそのふるさとに対する思いに一番応えられることなんじゃないかというふうに思いますので、その1日でも早い実現を本当に望んでいるわけですけれども、今後のですね、平成24年6月議会以降のですね変化と、また今後の見通し等あるならばお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

私自身はですね、議員はそのやなせうさぎにこだわったお話をされるわけですが、私自身はやなせ先生が合併をしてからつくってくださった13のキャラクター、これも先生が香美市がこのキャラクターを育ててほしいというお話をいただいていますので、やっぱり私の関心はこの13体キャラクターに本当はあるんですけども、やなせうさぎについてのお尋ねですからそこに向けてお答えしていきたいですけども。

アンパンマンほどの著作権に係る問題はやなせうさぎに関してはないと考えております。要はやなせ先生にお許しをいただければ可能であるというおっしゃられるとおりでというふうに今考えておるところですけども。ご当地ナンバーの標識につきましては、これは日経研の調べですけども、ご当地プレート、全国原付ご当地プレートの紹介情報、ネットで出てくるやつだろうと思うんですけども、それで見るとですね、昨年11月1日時点では随分全国的に拡大しておりまして151の市区町村で導入をされておるようでして、四国ではその段階では高知県が唯一採用のない状況のようございまして。この件に関しましては営業も受けておりまして、そして資料等もいただいておりますことから、今後導入の是非を含めて検討についてですね申し送りをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） よろしく申し送りをお願いをしたいと思います。

今回はやなせたかし先生の記念館のあるまちづくりということですね、13キャラクターはカリオン時計で育てられますので、ぜひその辺も考慮に入れてください。

それであと名誉県民のね1号になられたときですね、やなせ先生のコメントもですね、これはまたなかなか、ちょっとあれですけどそれもいいもんでした。きょうちよつとご紹介できない、置いてきたかもしれまんから残念ですけども。そういうことです。

では、そのナンバープレートは次にしてですね。あっ、ありますね。ありました、あ

りました。これこのときにもね、尾崎知事は「愛と正義の心から生まれた多彩な作品が世代を超えて親しまれ、ふるさと高知と全国の人々に大きな大きな夢・希望・勇気・感動を与えた」ということで名誉県民証を手渡されました。そのときにやなせ先生は「土佐はアンパンマンの故郷です。命のある限りは仕事を続けて名誉県民に恥じない作品を残していきたい」とこのようにおっしゃった。うさぎは分身ですからね。やっぱり香美市がこの堂々と使えて、本当に市民にも貢献できるキャラクターはやなせうさぎかなというふうに、気持ちは変わりませんのでぜひ検討をしてください。

4 番目に移ります。

この最初で言ったことの続きなんですけれども、訪問者がアンパンマンをきっかけにこう訪問してするわけなんですけれども、でもやなせ先生は先ほど来紹介しますようにもっとたくさんの守備範囲を持ってまして、それがあつたために詩とメルヘン絵本館があつたり収蔵庫があるわけなんですけれども。そういうことも含めてですね、訪問者の満足度を高めながら経済的波及効果を現実のものとするための方策の1つとしては、やっぱり食の部分も外せないというふうに思います。隣接するピースフルセレネの活用はですね、現在その指定管理者が違うということがありまして、やはり一体的に検討すべきであるというふうに考えているわけです。この件については、今年の9月議会でしたかね、そのときにホールディングカンパニーみたいな話をちょっと、まあ千頭議員、最終日に、あしたになると思いますけどもちょっと関連のような質問がありますけれども、そこで一体的にやっぱり検討を、管理するのがどうかなと思いますし、それからピースフルセレネのメニューにつきましては、平成23年3月議会でもその提案をさせていただきました。その3月議会のときはですね平成23年、2年前ですけれども、そのときはテーマが「ウサギ年、ピョン！アンパンマンをめぐって」ということでしたので、質問については「山の学校の給食をピースフルセレネのメニューにするのはどうか」というふうにお聞きをしますとですね、答えがおもしろかったんですけど、「しょくばんマンは給食用の食パンを配達している」というふうなねお答えをいただきまして、ありゃ、妙にかみ合わんよと思いつつも、ああそうですかというふうになったわけなんですけれども。今回のテーマにつきましては、何度も言ってますがやなせたかし先生の記念館のあるまちづくりということでもありますから、これも今年の11月15日の高知新聞紙上で取り上げられておりますけれども、「規則正しい食事と体操 93歳やなせさん 意気軒高」ってこれですね（資料を示しながら説明）、この記事で紹介されておりましたこの本ですけれども、「93歳・現役漫画家。病気だらけをいっそ楽しむ50の長寿法」という本の中でですね、これ食の部分結構紹介されているんですよ。ここにちょっと紹介してありますが、たまねぎの酢漬けであるとか特製野菜スープ、そば粉ドッグ、グリーンスープ。これも全部ね一つ一つ一言があるんですよ。例えば特製野菜スープについてはですね、「20年来、続けている「特製野菜スープ」のおかげで、老人斑も、帯状疱疹の痕も消えて、医者もビックリ」というふうなこういうふうなコメントもつい

てます。そういうふうなですねやなせ先生に関連するものを、前はアンパンマンだからアンパンマンだったんですけども、少しメニューに積極的に取り入れてですね、ちょっとある種のテーマを持った経営というか、運営というものを考えてみたらどうかなあとというふうに思うわけです。ほかにもですね、「気になる脂分は波型ホットプレートでカットしてはんぺんとビーフのしまうま焼き」とかね、「水は、故郷、四国の深層水。コーヒーはブルーマウンテン」とかいろんな使えそうなのはたくさんあるんですが、このような戦略を立てて経済波及効果を狙うというふうな取り組みについてはどうでありましょうか。そのことについて見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎眞幹議員のピースフルセレネのメニューの件についてお答えいたします。

ご提案いただいたことを早速支配人のほうと協議をいたしましたところですね、定期的ではありませんがメニューの見直しは随時行っておるということで、やなせたかしさんの料理については本を読んでいないのでわからないけれども、見直し時に取り入れることのできるものがあれば、料理長とも相談して検討をしたいというご返事をいただいております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ぜひ検討してですね、多分ね、この本隣に売っていると思いますよ。ミュージアムに売っていると思いますんで、見ればねすぐわかるんですよ。ぜひ検討をいただいてですね、まずやらなきゃだめなんで、それはねどこでも一緒なんです、やらなきゃだめなんです、やり続けなければだめなんです。これは後で紹介いたしますけどもそのことについてのその言葉もあります。

じゃあ次に移ります。さっきのメモリアルパークのことにも関連しますけれども、やはりですねその訪問者の満足度を高めて経済的な波及効果を現実のものとするためにはですね、回遊性の向上ということが必要であると思います。そして、幾つかの小さなテーマでの周遊ルートですね、例えばアンパンマンミュージアムから商店街にありますアンパンマン図書館へ行って、それからメモリアルパークを回って、そしてまたミュージアムへ帰ってくるとか、やなせうさぎの公園を回ってミュージアムに帰ってくるというのをね。ちょっとそのアンパンマン号をつくるのは無理かもしれませんが、それに類したようなものですね、少しスペシャルなメニューとしてお客様をずっと案内するとかそういうものとか。そして、もし先ほど提案しましたようなやなせ先生の詩碑、モニュメントのようなものがどっか主要なところとか、ここを見てもらいたいとかここへ行ってもらいたいというふうなところに配置できるのであれば、それと例えば詩とメルヘン絵本館をめぐるちっちゃなそのスペシャルなエクストラのコースですよ、そういうコースというのも必要だと思いますし。それも必要は必要なんですけれども、やっぱり何と言いましてもその町であるという、やなせたかし記念館のある町であ

るというその全体像ですね、ここがそうですよという把握した出発点の設定というものがやっぱり重要じゃないかなと思います。どっから出発するかですよ。

それで、出発点を決める場合にはこれから先の検討がされる、どっかでされる場があるというふうに考えた中で、いろんな戦略的なハードやソフトの追加というものを展望した中でもですね、やはり一番の候補地というものはアンパンマン列車、JRのアンパンマン列車がとまって、アンパンマンバスの乗り場がある土佐山田駅からのスタートが私は一番ベストではないかなと。そして、それをなぜそういうふうに思うかという1つには列車、バスということがあります。それよりも何よりもですね、香美市いんふおめーしょんオープニングのときにやなせ先生がお越しになりまして、それでそこへさらさらとですね、実は直筆のアンパンマンをお描きになりました。そして、香美市にじゃなくて商店街ですね、笑う山田(笑)店街というね商店街のテーマソングみたいなやつもいただいたりしてですね、そこに1つのスタートにふさわしいものが、そして今回テーマの1つになっているやなせうさぎもあそこにいるわけですよ。がいるわけで、そういうことから考えると香美市いんふおめーしょんというものをそのやなせたかし記念館のあるまちづくり、いわゆるやなせたかし先生の聖地と、それをめぐっていく大きな1つの出発点。そして、行く先々でちっちゃな少しずつのスペシャルなメニューがありますよというふうな位置づけをしてですね、そこに行かなければ手に入らないやなせ先生に特化した観光情報、これが私すごい大事やと思うんですね。

きのう産業振興課へちょっと香美市のガイドブック、どんなのがあるかなと思ってパンフレットを見にいきました。そして、ちょっと香美市いんふおめーしょんに行く時間がなかったんでそこでどんなのが配られているかなと思ったんですけど、これカミスタイルですね(資料を示しながら説明)、これは香美市全般を紹介しています。これは塩の道単独、そして記念館の場合はですね、これ記念館ニュースというのがあって、その記念館の関連のことは載ってますけども、もうちょっとこれ今私が議論している幅広いものではないと思います。ですからですね、ここにも書いてますけれども、質問でも書きましたやなせ先生に特化した観光情報、例えばメモリアルパークを初めとした施設、記念碑、モニュメントの紹介、それらをめぐるときの順路、さっき言いました大きな順路、小っちゃな順路、そしてゆかりの食べ物やおいしいもの。

あのね、きょうは持ってきてませんが、やなせさんってすごく食べるということをお大事にしてまして、アンパンマンをなぜあんぱんを主人公にしたかということ、子どもは食べなきゃいけないということがあるようです。なぜキャラクターに食べ物が多いかということ、そういうことも含めてですね、食パンであったりメロンパンであったりというキャラクターをつくってきた経過があるということも本の中で言っています。だからそういうものを、その中でホオノキ餅っていうのをほかの本でも紹介もされてました。そんなものとかですね、今はちょっとお客さんがね、かつてほどじゃないってことで駐車場はちょっと余っているような気もするわけですけども、でもそういうのも含め

ていろんなそのやなせ先生に特化した観光情報を、例えば私でしたらやなせうさぎの招待状というふうな形でここへ、まあこんなもんですよね（資料を示しながら説明）、やなせうさぎの招待状をあけて、この観光情報をもらった人がスタンプラリー、それはスタンプラリーなのか何なのかよくわかりませんが、それ特化したような情報をそこに行かなければ、香美市いんふおめーしょんに行かなければそれが手に入らないというふうな工夫をしながらですね、それを生かすことによって訪問者の満足度を高め、波及効果を現実のものとし、回遊性を向上するという手だても将来的にはねいいのではないかなというふうに思いますので、その点について見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

香美市いんふおめーしょんにつきましては、山崎議員のおっしゃられたとおり、さまざまなか所にはですねやなせ先生の原画及びやなせうさぎ、また周りをアンパンマンのキャラクターが囲っているというふうな非常によい施設であると。たまたま今回の経営改善によりまして、香美市いんふおめーしょんの中に本部機能も集約するという予定で現在進めておりまして、多機能性を有することが今後可能になってくると。非常にこう厳しい状況の中ではありますけれども、1つの新たな踏み出すための材料としてよい機会とも捉えてですね、この部分を一定の時間が経過し、業務が落ちつきを取り戻したときには、ぜひこの今回いただいたご提案も検討をしながらですね、新しい観光協会の歩みの中に加えていただければとつないでいきたいと考えます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは、次に6番目に移ります。

かなりスピードをもってやっているつもりなんですけど、ちょっと議長の目線が気になる時間帯になりましたけども、スピードアップしてやりますのでよろしくお願ひします。

6番目です。

今年の実は2月19日、昨年の実は7月16日にNHKのBSプレミアムで放送されましたやなせ先生の「100年インタビュー 漫画家・やなせたかし」というものをもとに単行本化されました「希望のありか 何のために生まれてきたの?」という本が出版されました。NHKの100年インタビューっていうのはですね、見たことがある方もいるとは思いますが、「残したい言葉がある。伝えたい生き方がある」ということで、「各界一流のプロの半生を、インタビュー形式で解き明かす人物ドキュメント」で、「100年後の視聴者の心にも届く珠玉のことばを語ってもらう」ということですねやられているもので、直近が3月4日ですから、きのう、おとといぐらいかな、哲学者の梅原 猛先生、そしてスタートが平成19年の2月5日、萩本欽一さんからスタートしているNHKの番組でございます。この本がですね100年インタビューということで、中身がですねすごく簡潔でして10章で構成されて、例えば何の

ために生まれてきたの？という本なんですけど、1章目が「前向きに考えよう」、これも今のその香美市の状況に勇気をくれるのかなというふうに思います。「現在と未来しかないの。そうすると、現在とその未来をなるべく楽しく、なるべく面白く、生きたほうがいいんです。過去のことを、いくら考えてもしょうがない」。これとかですね、あと例えば「おしゃれは気力です」とか、「父に寄せる思い」、「アンパンマンが生まれた背景」、「正義を行う覚悟」、「生きているからかなしい」、「人生は「運・鈍・根」」、「“やなせメルヘン”を貫く」、「復興への思い」、「九十三歳が見つめる希望」ということで物すごく簡潔にいろいろと94年間の人生、考え方が凝縮されたいい本になっています。ちょっと時間があれですので詳しい中身の紹介は省かせていただきますけれども、ぜひね機会があれば皆さんもお読みになったら、すぐ読めます、1時間ぐらいで読めますのでいいと思います。

やはりですね、この中に紹介しませんでしたけれども、メッセージはですねこの記念館のあるまちづくりの核となり得るものであると思います。そして、そのアンパンマンを初めとしたですねやなせ先生の数々の業績、功績、それを守って高めて伝えていく使命というものが、これは香美市、その使命は香美市にやなせ先生によって託されているというふうに私は思いますので。現実そうですね、客観的に見たら僕はそうだと思います、私は。だからやなせたかし記念館のあるまちづくりというものは、本市の大きなテーマでありますみんなで築くまちづくりの最たるものであるというふうに私は確信をします。

しかし、一方ですね、このまちづくりについては、官民をまたいでですね本当にたくさん関係者があり、ライセンスの問題も場合によってはあり、そのことでだからこれをやる時に非常に重要なのは、やるとすればですけども、やらなきゃいけないと思っていますが、アンパンマンのライセンサーがアニメのアンパンマンの世界を大事にして、そして事業の可否判断を常に行っているということ为天野さんからお聞きしました。それと同じようにある一定のですね、トータルイメージというものをやなせたかし記念館のあるまちづくりとは一体何ぞやということ、トータルイメージというものを共有しながらこの事業は推進をして行かなければならないというふうに思います。そして、これ以外のまちづくりと呼ぶにふさわしいですね、いろいろとそのものについても、これまで自分としてはですね、事をできるだけいろいろと円滑に推進するためには協議の場があるにこしたことはないんじゃないかというようなことで、テーマごとのまちづくり協議会の設置というものをですねずっと提案もし、まちづくり委員会についてはこの前の議会でもですねほぼお互いの終着点というか、現在までの認識はあそこだなというところに行き着いたわけですけども。例えばこのような場合ですね、翻って協議は要るということは多分そこはうんと言うと思いますけれども、どういう形態が一体考えられるのかそこら辺をお示しをいただいでですね、つなげるものであるならば後輩にね、つないでいただきたいというふうに思うんですけども。



○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

まず、このような場合のその調整役としてはですね、私はその観光協会が中心的役割を担うことが適当じゃないかなというふうに考えております。そこでですね、山崎眞幹議員とこれまでずっとやりとりをしてきましたまちづくり委員会、今話題にも出ましたけども、これについてはなかなかその方向性すらよう定めずに自分が職を離れるということについて多少じくじたる思いはあるわけですけども。なかなかこの全国あちこちを見てもですね、いろんなその形態があってやっていることも違うし、はてどれがいいだろうといううちに日がたってしまったという、非常に煮詰まらない状態であって申しわけないと思っております。

このまちづくり委員会がどこまでのその役割を担うかということにもよりますけれども、例えばそのこうした事案を協議することにあるといたしましたら、部会的な対応でと想定をするわけです。ピンポイント的にそれぞれの事業あるいは業務に係ってまちづくり委員会を設置をするとかいうことではなくって、ずっと言ってきましたように、香美市のまちづくり全体をどうするかという網羅的なものを組織して、その中で必要に応じて部会的な扱いで協議をしていただくというのが、私のまちづくり委員会に対する自分なりのイメージとして持ってましたんで、そのことをずっと言ってきました。それがなかなかかみ合わんところであったわけですけども。そんなことで自分の中で言いますと、やっぱりやるとしたら部会的な中でまちづくりを立てて、あればすることになるんだろうなというふうに思いますけども。

今回その6つの項目、施設からあるいはそのピースフルセレネのメニュー、料理、食ですか、それに至るまで。それから、あるいはその回遊性とかいったこの項目を挙げられての事業展開については、具体的にその提案等をされておるわけですけども。あくまで私見ですけども、現下のその事情を抜きにすればですね、観光協会の事業として位置づけたほうが、案づくりから事業実施までのいわゆる入り口から出口までの対応の適任者でないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。私もそう思うわけです。ぜひこの件についてはね、そういう視点が必要だと思いますので、先ほど大岸議員の答弁ではなかったですけども、市長が言われたことをですね、本当に今それで佐々木課長も言われました、事が落ちついた場合にはというお話がございました。ぜひですね、この場で僕が言うことじゃないかもしれませんが、同僚議員のですね本当に前向きの気持ちをもって観光協会をよろしくお願いをしたいと思います。

それではですね、これでこの件は終わりかな。この件終わりました、次2番目の市民憲章をめぐるお話というか質問に移りたいと思います。

これも、この市民憲章もさまざまな分野から委員さんがお集まりになりまして、そして教育長言われたようにね、小中学校の子どもたちとかいろんなアンケート調査も含めてたくさんのその思いの中、思いを集結してつくったもんでした。たまたま私も、これも偶然ですけども商工会のメンバーとしてこの策定に参画をさしていただきまして、これは私は偶然というかその偶然を必然にしようとですね私なりに微力を尽くさせていただきました。

その中でですね、これが4月1日に定められて、そのときに4月に早速広報香美の中でね、これが初回ね、「特集おーい市民憲章ができたで〜」という紹介があってですね、この最後のところでですね、「おわりに」ということで、「制定にあたって、市民公募・パブリックコメント・小中学生との意見交換など、市民の皆さまから貴重なご意見をいただきましたことを、誌面をおかりしてお礼申し上げます。今後は、香美市民憲章の普及を進め、多くの市民の皆さまの参加により、推進活動に取り組んでいただければと考えております」とこのように結ばれています。この推進活動こそね、やっぱりそれに、その策定に携わって、思いをその言葉1つずつにこういろいろ載せていった方ですね、思いが確かに実現されるというか運営されてさっきの話になりましたけども、自分がここでたまたま委員としてそこに参加さしていただいてやったけれども、それがちゃんと推進されて、あっ、自分もやっぱりその場所において少しはお役に立てたなというその気持ちがね、委員さんのほうにもしっかりと持てるような形にぜひねえ、することがこれから先一つの課題ではなかろうかというふうに思っています。

そこでお尋ねをするわけですけども、ほぼ1年近くになりましたけども、この間の普及推進状況についてお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員の市民憲章をめぐっての中で、この間の普及推進状況についてのお尋ねですけども、現在は市のホームページにアップをしております。それと広報紙については可能な範囲ということで掲載をしていただくということにしております。ちなみに直近では1月号に掲載をされておるところでございます。

なかなかその香美市としてほかにその市民に知らしていくツールを持っていないものですから、可能な範囲内という現段階での対応になっておりますけども、後の質問にもなってくるのでそのときにお答えいたしますが、聞かれとる部分についてはこういうお答えにさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） なかなかね、何て言いますかね、その龍太郎議員のあれもあったんですけども、ちょっとこれ余談言うと怒られますんでやめます。

今後の推進に対してですよ。実はこれ前にもちょっとご紹介したと思うんですけど

ども、高知市がね市民憲章をつくってまして、それで推進についてですねさまざまな工夫をしています。これが全部当てはまるのかなというふうには思うんですが、この協議会のメンバーがまたお歴々がねメンバーに名を連ねてまして、例えば知事であるとか、議会議長であるとか大学の学長だとかいうことですね。役員には新聞社の代表取締役であるとか青年会議所、いろいろこうお歴々がおるわけですよ。その中での事業としては、例えばこれは平成22年度ですけれども、アースデイズ高知、初夏のまちを美しくする運動、浦戸湾・七河川一斉清掃、連絡協議会の全国大会、旭東小校区、横内小校区一斉清掃を初めですね、南国土佐観光びらき清掃とかね、鏡川一斉清掃とかいろいろやられています。これをやっぱり引き継ぐということになると思いますけれども、ぜひねえ、先ほど紹介しましたが、前文を紹介しまして、「豊かな自然を守り、美しいふるさとを未来に届けましょう」と5つのねすばらしい、委員そしてさっきも言いましたさまざまの方の思いがこもったものですから、何とか推進をしていただきたいとしますし、何かこういう文化的な行政、いわゆるその地域にお役に立てるようなことをですね、ちょっと私もやりたいというような地元のですね、これはスーパーというか何でしょうね、スーパーの大きなようなものですけれども、方もですね、もしそういうものがあったら店内に掲示したいというふうなお話も、これは商工会の会の中でしたけれどもお聞きもしました。ですから、できるところからね少しずつでいいと思うんで、そのような推進にぜひですね一歩踏み出していただきたいなというふうに思って質問をするわけですから、そのあたりについてつないでいくという観点から言うと、どのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

その前にですね、ちょっとおつなぎをしておきたいですけれども、実は市民の方から市長にお礼を言いたいということで幾つか項目があるわけですが、その中の1つにですね、「市民憲章は言葉が美しくすばらしい。災害に向けてのきずなや人を大切にする内容となっております」という市長にお礼を言いたいという中で伝わってきておる言葉があるんですけれども。こういった市民をたくさんふやしていくということからもですね、もっともっとその手だてをせないかんということだろうと思います。今後は市が主催するもの、あるいはその市内の団体等がですね主催するものさまざまあると思いますけれども、そういったイベントとか会議等で使われる資料等にも掲載をしていただけるように依頼をしていきたい。そのときに何か立て看板的にとか表示ができるようなものがあれば、それもそれで工夫ができるんじゃないかなというふうに思っております。

あわせて、常設的なものになりましょうか看板等での表示により市民の目線に届くような工夫をしたいというふうに考えております。特にこの市民憲章制定に関しましては、この町のその未来を担う子どもたちとともにつくってきたことから、何としても子どもたちにはしっかりつないでいってほしいというふうに思っております、先日教育長

とも少しお話をさせていただきましたけども、学校現場でさまざまに取り組んでくださっているようですけども、なおより一層のその工夫をしていただけたらなあという願いをしたことをございます。こんなことも含めてですね、考えれることみんなで知恵を出し合いながらこの市民憲章を市民に届けていきたいと、伝える工夫が要るだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ぜひそのようにしていただければというふうに思います。

ただ、1点ですけど、確かに言葉的なもの、標語的なものを掲示するのはそれはそれで結構なんですけれども、やはり行動というものがね、ないとなかなか。ごみが多いという話が実はアンケートの中でね、アンケートというか子どもたちのアンケートの中であつたんですよいっぱいね。だから、そういった子たちに対する、日常のごみ拾いっていうのはやるかもしれないけれども、1つ市民憲章というものの中にくくり込んでねやるというような工夫とか、先ほど子ども議会の話があつて、ここへ子どもたちが来て、来年はということじゃなかったんですけども、やるということはすばらしいことだというふうな答弁もあつたわけですけども、でも、やはり出た意見に対してはレスポンスをしないとですね、もうだんだん出すのがしんどくなるというかね、つらくなっていくということが世の中ままするので、少しでいいんですよ、少しでいいんです。さっき紹介できなかったんですけどね、それに関連しますので1つこれやなせさんの言葉をね紹介しますけどね。「人生は「運・鈍・根」」という章なんですけど、こういうことなんですよね。運ということですが、「人生にムダなことは、何一つありません。全部、自分に役立つ、そして、やり続けることが大事」ということです。そして、これも結構含蓄に富んでるんですけど、「満員電車に乗っていても、いずれ席は空く。自分の座る席が必ずどこかに空くんで、その時、座ればいいんです」っていう。それから、ここなんですけど、「「運」は自分でつかまなくちゃいけない。このつかむということは、例えば漫画を描いているとすれば、仕事がこなくても、絶えず描いていなくちゃいけないんです。そうしないと、運は巡ってきません。やめてしまえば、そこで終わり。必ず続けていなくちゃいけない。すると、何かしら運というのはやってくるんです。その時にパッとつかむんです。ただ、つかむためには、自分がやり続けていないといけない」、やり続けるということが必要なんで、やるということはだから大げさにやる必要はなくて少しでいい。その言葉はいいですけど、何かこう1つ、じゃあ次の人やってやというふうな、それはちょっとねえ、やれということは言えませんので、そこら辺のことについてちょっと見解があればお尋ねをします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 市民憲章につきまして、行動規範でございます

ので、これをもとにですねいろんな取り組み、さまざまなその事業につながっていくことが当然期待されないかんわけですけども。そこはですね、やはりまず市民憲章というものをしっかり覚えていただくことからまず始めないかんのかなと。それプラス今山崎議員がおっしゃるような小さな行動でも生まれてきたら、それはそれで大変市民憲章から発したものだということであれば、この市民憲章が生きるんじゃないかというふうには思っております。言葉だけ並べて終わりということならば行動規範ということにはならないと思いますので、そこはそういうように認識をしておるといふふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。どうも。それでは、はなむけの質問にしてはちょっと、もうちょっと食い足りなかったかもしれないけれども。お互いここにいるみんなそうですけど、見る見方によればね偶然ここにいるように見えますけれども、みんなあそれぞれ役目を持ってここに、この場に必然的に集っているわけですから、お互いに香美市のために努力ができればというふうに思います。

通告時間より大分オーバーしまして、いつもの時間になりましてまことに申しわけございませんでした。これで私の質問を全て終了します。

○議長（西村芳成君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時05分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 5 年 3 月 7 日 木曜日

平成25年第1回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成25年2月27日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月7日木曜日（会期第9日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 有元和哉  | 12番 | 山崎龍太郎 |
| 2番  | 矢野公昭  | 13番 | 大岸眞弓  |
| 3番  | 山崎眞幹  | 14番 | 片岡守春  |
| 4番  | 利根健二  | 15番 | 竹平豊久  |
| 5番  | 濱田百合子 | 16番 | 島岡信彦  |
| 6番  | 山崎晃子  | 17番 | 石川彰宏  |
| 7番  | 爲近初男  | 18番 | 竹内俊夫  |
| 8番  | 千頭洋一  | 19番 | 前田泰祐  |
| 9番  | 織田秀幸  | 20番 | 山本芳男  |
| 10番 | 小松紀夫  | 21番 | 比与森光俊 |
| 11番 | 依光美代子 | 22番 | 西村芳成  |

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|              |      |        |       |
|--------------|------|--------|-------|
| 市長           | 門脇慎夫 | 福祉事務所長 | 岡本明弘  |
| 副市長          | 明石猛  | 産業振興課長 | 佐々木寿幸 |
| 総務課長         | 山崎綾子 | 林業事務所長 | 久保和昭  |
| 政策企画財政課長     | 濱田賢二 | 建設課長   | 宮地和彦  |
| 会計管理者兼会計課長   | 野島恵一 | 上下水道課長 | 岡本博章  |
| 管財課長         | 岡本博臣 | 《香北支所》 |       |
| まちづくり推進課長    | 今田博明 | 支所長    | 二宮明男  |
| 市民保険課長       | 山崎泰広 | 地域振興課長 | 舟谷益夫  |
| 健康介護支援課長     | 丸内一秀 | 《物部支所》 |       |
| 税務課長         | 阿部政敏 | 支所長    | 小松清貴  |
| 収納課長         | 前田哲雄 | 地域振興課長 | 和田隆   |
| ふれあい交流センター所長 | 高橋千恵 |        |       |

【教育委員会部局】

|             |      |            |      |
|-------------|------|------------|------|
| 教育長         | 時久恵子 | 生涯学習振興課長   | 田島基宏 |
| 教育次長兼教育振興課長 | 後藤博明 | 学校給食センター所長 | 竹内敬  |

【消防部局】



消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成25年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成25年3月7日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 18番 竹 内 俊 夫

② 20番 山 本 芳 男

③ 8番 千 頭 洋 一

会議録署名議員

10番、小松紀夫君、11番、依光美代子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長(西村芳成君) 改めましておはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。2番、矢野公昭君は、通院のため遅刻という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

18番、竹内俊夫君。

○18番(竹内俊夫君) おはようございます。18番、竹内です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、暁霞地区の公民館の今後の対応ということで質問をいたします。香美市内の旧町村で公民館として地域の住民の…。

(マイク不調のため中断)

○議長(西村芳成君) マイクがちょっと悪いので暫時休憩します。

(午前 9時03分 休憩)

(午前 9時08分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

引き続きまして一般質問を行います。

18番、竹内俊夫君。

○18番(竹内俊夫君) おはようございます。18番、竹内です。議長の許可をいただきましたので一般質問を行います。

1つ目に、暁霞地区公民館の今後の対応についてをお伺いをいたします。

香美市内の旧町村で公民館として、地域の住民の文化、芸術、日常生活の向上などを目的に地域住民が集まる施設があります。その中の1つ、香北町にある暁霞地区公民館は、小学校の昔の講堂として昭和27年ごろに建てた建物であります。小学校廃校になってから地域の公民館として使用をしております。主に利用していることは、地域の会合、生け花、書道、子ども会、シルバー会、料理、陶芸、男の料理教室、踊りなど年間を通じて利用をしております。備品については、旧香北町当時にスリッパやら机やら椅子やらは構えていただきましたが、そのほかに地元の利用しておるみんなで備品を集めたものがあります。例えば、下駄箱、下駄箱までに通じる棧、内らのスリッパ置き、机、椅子とスリッパの補充、またさらには夏の暑いとき冬の寒いときに使うために、エアコンというかそれを整備もいたしました。そのような中は精いっぱいきれいにして利用しようということで、公民館館長を初め、またその利用している方の代表等で、必ず使用した後は掃除などして次の人のために準備をしております。そのような建物でありますけども、はや建ててから60年余りたっておる建物でありますので、雨漏り、瓦の汚

れ、柱の腐りもあります。

また、この建物は特別な建物のように見えますが、地形に合わせて建てた建物であります。1階が狭く、また2階部分が広い建物になっております。1階は湿気が多いことから柱が特に腐っておる状態であります。今、耐震工事もできていないし、また地区の中心地であることから、自主防災組織で災害時の避難場所、また避難施設ともなっておる建物であります。暁霞公民館の今後の対応についてのお考えを問うものであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、イノシシの駆除についてをお尋ねをいたします。

イノシシの被害は市内の主に中山間部で多く出ていましたが、最近では人里に近い、人家に近いところでも多くすんでいるのか、時期になると稲、野菜、果樹などに多くの被害が出ております。農業生産者、農家は農作物を被害から守るためにネットを張ったりトタン板で囲いをしたり、また電柵等で田畑の作物を守る方法で管理をしておりますが、イノシシの数が減ることにはつながっておりません。今は猟をする人も鉄砲、わな等でイノシシを駆除をしておりますが、その猟をする人が年々高齢化をしておるようになっています。また、猟をする人も少なくなっていると思います。最近作業道を通ってみたりしますと、作業道のちょっと広いところらあにおりを設置をしているのが目に見えるようになりました。そのおりなどを置いておくとイノシシがよくとれるのか、またそれを設置するには誰でもできるのか、その辺をお伺いをいたします。どうぞよろしくお願いをします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 竹内議員さんのご質問にお答えいたします。

暁霞公民館の建てかえ等のご質問をいただいたところでございます。ご質問の中にもございましたように、暁霞地区公民館につきましては、平成19年度に調理室の屋根の改修、平成22年度に屋根の部分改修、畳がえ、カーテン交換をし、平成23年度にはエアコンを設置してございます。そして、使用者が利用しやすい、そういった設備環境を整えているところでございます。そういった建物に関しての設備関係につきましても、事業関係につきましても、各地区の公民館の運営につきましては毎年館長審議会におきまして例年いつも協議をしてご要望に応じているところでございます。

現在のところ、館長審議会におきましては、先ほどのご質問にあったような建てかえ等のことは協議の中に上がってきてはおりません。そういった意味で毎年、先ほど前段に申しましたように設備の維持管理をしておる状況でございます。このような状況でございますので、現在のところはご質問の建てかえ等につきましては、今のところ建てかえの考えは持っているという状況ではございません。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 竹内俊夫議員のイノシシの駆除についてお答えいたします。

鹿の被害に加えまして最近はいノシシによる被害が急増しておりまして、竹内議員のご質問のとおり中山間地域における人家近くの農地で数多く発生がっております。家屋に近い状況から猟銃による捕獲圧が低くなるため、わな猟による捕獲を拡大していきたいと考えておるところでございます。

先ほどのご質問の中でわな猟は誰でもできるのかということでございますけれども、わな猟も当然免許が必要でございます、誰でもかけれるわけではございません。

また、これにつきましてですね、本年度環境省による地域ぐるみの捕獲推進モデル事業という認定を香美市が受けまして、現在香北町清爪地区を中心にしまして地域の協働による地域ぐるみで捕獲圧を高める事業を展開しております。この事業では、講習会、研修会を通じてわな捕獲技術の習得や点検、また餌まきを行うことのできるわな補助員の育成が含まれておりまして、多くの方々の参加をいただいております。

本年度この制度によりましてわな補助員免許を取得された方は、市民の方が25名、市職員が1名、合計26名となっております。これはわな猟の免許を持った人が1人いればですね、他の地域の方のわな補助員の方で餌まきとか、それから、そういう点検ができるというふうな形でございます。捕獲圧が高めることができると、地域の中に例えば1人免許を持っている人がいれば、地域ぐるみで捕獲圧が高めることができるというふうな形でございます。今後このような事業を国、県からご指導をいただきながらですね、さまざまな取り組みをしていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 18番、竹内俊夫君。

○18番（竹内俊夫君） 2回目に入ります。

公民館のことですが、今まで内装のほうはたびたび直していただきましたし、また取りつけもしていただいた部品もありますが、要は建ててから60年という年月がたったもんで、かなりの腐敗というか傷みというかが目立ってきております。例えば、外っかわにはもう板、全然トタンとかなんとかじゃなしに、板を段々下から打ち上げていって、雨が入らないような形になっておりますが、それもかなりこう雨が入るような穴があいたりしておるように見えます。それから、1階の分は先ほど言いましたように何かこう湿気のある土地であります。もうずーっと前から下を、合併する前には下の1階分を公民館として地域の者が使っておりましたが、畳を敷いてありましたところが、畳も根太というか板も全部取りのけまして、柱がいながら見えておるといような状態になっておるところであります。そのことからか子ども会をしますと、子どもはどうしても上で走ったりにぎやかなことをするわけですが、そうしますともう建物全体がドンドンとこう音を立てて響いておるといような状態であります。

そんなようなことから、かなり古いことがわかる、傷んでおることがわかるような状態であります。なかなか建てかえが難しいということになりますと、どうしてもこれからまだまだ5年やそれ以上はそのまま置くような考えであろうかと思っておりますが、そう

なったときには、普通の市の管理をする建物等につきましては耐震工事などもしておるところがありますが、先ほど私が言う公民館の建て方、また公民館の屋根までの高さ、本当にこう普通の家とは違い、今2階でありますけども小学校の講堂の後というようなことからして、高さはどうしても普通を3階建てくらいよりまだ高くはないだろうかというような高さのように思います。そんなようなことでありますので、しばらく建てかえができないようであるならば耐震工事をしていただいで、誰もがこれなら大丈夫だというようなことになるようにしてもらいたいと思います。

先ほどからこう聞いておりますと、公民館の館長さんの集まりで、この公民館についてはまだまだ建てかえのような修繕のような話は出てないがということでもありますけども、なかなかうんと建物に詳しいとかそういうような心配をするような人であったらもう、私たちの地区の人はかなりの人がこれは古い、これは建てかえないかん、怖いというような人の声が大分あるようですけども、その公民館の館長さんの集まりの中ではそういう話が出なかったというようでもありますけれども、その館長さんだけでなくほかの人は自分も含めて危険な、もう古い、怖いというような感じで話をしておるのが今の実情であります。そんなことからしてもう一度その方法などを考えていただきまして、しばらく置くようであるならば、かっちりとした耐震工事ですかねそれをして、まあ皆さんが安心をしてそこを利用できるというような形にでもしていただきたいと思います。自分は皆さん大抵ご承知のことだと思いますけれども、集会所やら地区の方が幾らかの補助をいただいて、地区が協力して建てて、地区が守っていくというようなそういう施設であるならば、施設のほうもその地区その地区で管理もし、精いっぱいきれいにし丈夫にするというようなこともあるかもしれませんけれども、今言うのは市の建物となっております。そんなことからして、もっとう誰が使っても心配のない建物にしてもらいたいとは思っております。

そして、この建物の建っておるところは旧の地域の中心地でありますので、その地域に詳しくない方は、いろいろどこを目当てに来たらえいろうというようなことで聞かれてくる人もおります。そのときには、北岸のほうへ来たら、赤い屋根のちょっとしたら建物が上のほうに見えるので、そこが一番の中心地であるのでそこを目当てにして、そこからあちこちの案内をするわけですが、そのような建物でもあります。そんなことからして今の瓦の汚れ方、実際見てもらったかもわかりませんが、南側は比較的赤い色で塗ってある関係で割合こう新しい、塗り方がまだきれいだ。きれいでもないですけども汚れようが少ないということですけども、北側の瓦はもうほとんど元の赤いような色はないというような状態ですので、雨漏りもしておるといったことでもありますので、もう一度その辺を見ていただきまして今後の対応もしていただきたいというように思いますので、その辺をまた、質問になるかどうかわかりませんがよろしく願いをいたします。

鹿のことについてもう一度お尋ねをいたします。イノシシについてお伺いいたします。

最近、鹿のわなをかける人が少なくなっております。猟をする人はもちろんですが、わな自体が少なくなっております。また、そのわなをかける人のいろいろ心配するのは、わなをかけたら、ひょっと犬でも人でもわなへかかるとは限りませんので、そんなようなことも心配をして、どこをかけても妙に嫌じゃというような人もおります。そんなことからして、わなもとれることはとれると思います、イノシシは。けれどもいろいろ心配もあったり、毎日見に行かんとそのわなをかける人の、言うたら義務というかそのような責任があるというようなことであるかと思いますが、その補助員とした者が1回、2回の講習を受けたら、補助員ができるというように聞きました。

それと同時に、私ちょうど香北町時代のときでありましたが、ちょうど中国地方へ、えい、とれる、まあ言うたらその当時おりでしたが、そんなようなものでイノシシを多くとっておる地区があるということで、議員でありましたがそろってそこへ見に行ったことがありました。そのときにちょうど場所もよかったかもしれませんが、ちょっとこう牛を飼っておったところの場所のところ設置をしたようなところを見せていただきましたので、ちょうど、ここではよくとれるがというようなことであります。ちょうどそのようなおりが、今市内の山間部に近い作業道でいてその広場がちょっとあったら、そこにいて今戸をあけたり餌をやったりしてやっておるところがよく見えます。そんなことは誰でも、それはおりですのでわなと違い危険なことではないと思いますが、誰でもそれが設置ができるのか、またそれをするには市のほうでそのおりのほうを多くつくって、とにかく誰でも多くの方が鹿の駆除をすると、できるということにしなければ、その鹿は、いやイノシシはどうしても数が減らないと思います。年々ふえる一方で、大きな被害が出ておることはみんながよく知っておると思いますが、その対策をするのも1つの大事な事じゃないろうかと思ひまして、質問をいたしたところでございます。とにかくそのおりのことについて説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えいたします。

現状調査等も行いまして、今後晚霞地区公民館をどのように位置づけしていくかということを検討させていただきたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

いわゆるおりっていうか箱わなだと思いますけれども、箱わな、わなにはですね、くくりわなと箱わなとございまして、どちらもですね狩猟免許のわな猟っていう形になりますので、免許は必要となります。誰でも設置をしていいわけではございません。当然、それ中に入ったイノシシとかをとめ刺しするにも当然免許が要りますので、そこは通常は猟銃によってとめ刺しをしていくというふうな形をとっております。

今回のこの地域の協働による事業でわなの購入も認められておりまして、現在清爪地区のほうにですね、わなもその事業で買ったやつをお貸ししてですね設置をしていただ

いているというふうな状況でございます。この事業、現在モデル事業でございましてです。ね全国で12の地区のみモデルとしてやっておる事業ですが、正式な事業になりましたら市域全体へも拡大はしていけるものと思っておりますけれども、ある一定、この効果を見きわめるためには一、二年ぐらいのモデル期間というのが必要だと思っておりますので、なお、そのような形で国、県からのさまざまな事業の取り組みがなされるようでしたら、皆さんのほうにお知らせしながら、捕獲圧を高めていくような事業を展開していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 18番、竹内俊夫君。

○18番（竹内俊夫君） そのわなのことにつきましては、1日も早く広い範囲で設置ができるようなことになっていただきたいと思っております。大変こう農家は、生産物をつくっておる皆さんは大変こう日に日にふえてくる被害、被害というかそのイノシシが道の岸を掘ったり、小さい田ではもう今年は稲もつくれん、水がためれんというような状態になっておる田もあります。それはいわゆる田には畦畔というのがありまして、その畦畔は何か虫か何かおるか、イノシシが掘りよいかわかりませんが、もう今はただ畦畔はなくなって、水をためるにはもう1回畦畔をつくり直して水をためんことには水田にならないというような状況のところもあります。1年でも半年でも早くそういうわなができるようなら急いでいただきたいというように、お願いになりますけれどもよろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 竹内俊夫君の質問が終わりました。

次に、20番、山本芳男君。

○20番（山本芳男君） 改めましておはようございます。20番の山本でございます。一般質問も3日目ということで、皆様方には大変お疲れであろうと存じますがひとつよろしく願いをいたします。

議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。私今回2点の質問をいたしました。国道195号の改良についてと防災対策についての2点を質問をいたします。それでは、通告順に質問をさせていただきます。

第1点目の国道195号の改良についてでございますが、これは大栃橋のかけかえの件でございます。高度経済成長期に道路や橋梁などの社会インフラの整備が急速に進んだその高度成長期に建設されたものは、現在建設後50年を迎え老朽化が進んでいるといわれております。国土交通省の道路橋の予防保全に向けた有識者会議の提言によりますと、平成20年5月の中での提言でございますが、2015年に60万橋が橋齢40年超えとなり、建設後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には47%と約半数にもなる現状を提示いたしております。経年劣化による劣化損傷が多発する危険を指摘しています。

今後、三連動、東海・南海・東南海地震や首都圏直下型地震の発生の懸念される中で、地域防災力の向上等の観点からも、社会インフラの老朽化対策が急務の課題と言える

提言をされております。このような現状の中、ご案内のように国道195号の物部町の玄関口とも言える大栃橋は、永瀬ダムの建設に伴い昭和30年に建設され、建設後57年余りを経過しております。橋の長さは172メートルのトラス構造の2塔橋で、国道でありながら幅員が5.4メートルと、大型同士のすれ違いが困難な状態で現在までに至っており、地域交通の最大のネックとなっております。また、今世紀前半に起こるともいわれるその大地震に耐えられるかと地域住民は心配をしているところでございます。国道であるこの橋が落橋すれば、まともな迂回路はなく大栃以北が孤立する、大栃町内はもちろん以北の20集落が孤立するような状態であります。緊急輸送路である国道の機能が全く果たせなくなり、救助、復旧活動に大きな障害となります。このような大栃橋の現状を市長、副市長にもご理解をいただきまして、平成23年3月11日、東北大震災発生後1年余りを経過した昨年6月に、市長はちょうど全国の市長会へ出席されておるといことで副市長また議長、建設課長とともに大栃橋かけかえ要望書を高知県知事に提出、あわせて県土木への陳情後9月に現地測量を、調査をされた経過があります。さきに申し上げましたように、社会インフラの老朽化対策として、昨年の12月に自公政権に交代後、緊急防災災害事業債で橋梁やトンネルなどの老朽対策に活用できる事業で、この事業が大栃橋のかけかえに対応できる二度とない機会であると考えます。この件について県の対応を把握しておられるかお聞きをいたします。

次に、第2点目といたしまして、防災対策についてお聞きをいたします。

これはヘリポートの設置でございます。初日に為近議員からも質問がございましたが、ヘリポートの設置につきましては人命救助及び災害時の物資輸送、また特に中山間地域は高齢化が進んでおります。緊急患者の輸送に必要な施設であり、現在まちづくり推進課でも設置に向けて努力をしておるところでございますが、山間地は平地が少なく気流や進入路などの問題があり、設置が進まないのが現状であろうと思います。そういう状況の中ではありますが、物部町に平成22年5月に神池地区の学校跡地、また昨年の11月に五王堂の残土処理場跡地に設置されたことによりまして、緊急患者を高知市内の病院に20分以内に搬送できる体制ができました。実際緊急患者を搬送され大事に至らなかったこともございます。地域住民といたしましては、不安解消が図られ安心をしているところでございます。が一方、槇山地域にもヘリポートの整備が強く望まれております。

その思いで私は国道195号の別府までの間を調査をいたしました。国道沿いには平地が少なく大変厳しい現状でありました。そこで私は槇山地域の中心地であります岡ノ内地域に絞り調査をいたしました。その調査の結果、3カ所くらい可能ではないだろうかというところが判明いたしまして、昨年の7月の9日にまちづくり推進課今田課長、また猪野班長、物部支所の小松支所長、和田課長ともども現地に出向きまして調査をいたしたところでございます。その調査されたところでございますが、その後消防航空隊と一緒に調査されたかお聞きをいたします。



以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 山本芳男議員の国道195号改良工事、大栃橋のかけかえについての経過を報告をさせていただきます。

初めに、地域の重要課題として195号改良またその大栃橋のかけかえ要望にはご尽力をありがとうございます。香美市議会、そして県議会議員の方々のご尽力、そして高知県関係部局、県議会のご理解とともに早期の進展があることを感謝いたします。

大栃橋のかけかえについて高知県の対応状況でございます。昨年の6月の5日要望後の動向ですが、早速の9月には管理する高知県中央東土木事務所より橋梁の調査を行いました。内容は橋梁の状況を含めかけかえ位置、橋の形式を検討をする予備設計です。その後、河川管理者など関係機関と協議を行いながら、橋梁の条件整備をしています。今年6月末をめどに位置、形式が決定されます。質問の緊急防災による点検、そして修繕工事などの対処では要望とする効果はないため、国道195号改築系新規事業として平成25年度には事業認可を受け、大栃橋工区として進めていくよう聞いております。非常に進展が早かったこと、また要望の成果が出たと考えております。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山本議員の防災対策につきましてお答えさせていただきます。

岡ノ内地区につきましては、昨年7月9日山本議員のお世話で現地視察を行わせていただきました。本当にその節はありがとうございました。

3カ所視察をさせていただきます。まず国道下段の残土場周辺につきましては、ヘリコプターの侵入経路に水道用の架空管が横断していることが大きなネックとなっております。また、近くにちょっと名称のほうはわかりませんが、神社やお堂といった建物もありまして、また畑もあることからヘリの風圧による被害が心配されるところでもございます。

そして2つ目は、旧岡ノ内小中学校の西側の小高い山でございますが、ここは山の中腹が墓地となっております。頂上付近は地域の公園となっております。また、この山頂への進入路もないことから、なかなか整備は難しいのではないかとこのように考えました。

3つ目は、先日爲近議員からの質問もありました岡ノ内小中学校でございますが、先日の答弁のとおり民家が近いため、ここも住宅への影響が懸念される場所ではあります。しかし、旧学校関連施設が取り壊された場合、敷地は大きく南側に広がるため、住宅への影響は随分緩和されるのではないかとこのように考えます。しかし、その場合も全く影響が出ないわけではありませぬので、整備につきましては周辺住民の皆様の同意を得る必要もあろうかとこのように考えております。この場所は水道の架空管の影響もなく進入経路も確保されていることから、担当課としましてはこの場所への整備が最も

可能性が高いのではないかというふうに考えておるところでございます。ネックとなっております学校関連施設につきましては、現在ほとんど活用をされてないというふうにも聞いておりますので、行く行くは取り壊す必要があろうかと思えます。取り壊しにつきましては物部支所で計画的に実施されておりました、取り壊しが完了すればですね、地域にもお話をするとともに整備を進めたいと思えます。

また、消防航空隊の現地確認につきましては、昨年の調査以降ですね、まだ実施はできておりません。と言いますのも、ここだけでなくですね、ほかの地域も含めた場所ですね確認をしていただきたいという思いがあるからでございます。しかしながら、この地域、ここの地につきましてはですね、そういった建物の取り壊し計画等が出た段階ですね消防航空隊のほうにも確認をとって整備ができるような環境に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 20番、山本芳男君。

○20番（山本芳男君） 2回目の質問をいたしたいと思えます。

大柵橋につきましては、これは念願でございましたが今回の東北大震災後の陳情をいたしたということで、また政権が変わり、防災、減災という事業債がタイミングよくと言いましたら何になりますけどちょうどそういう事業が入りまして、本当にこれは前向きな橋のかけかえが進んだというふうに思えます。これでまた地域の者といたしましては物部町の玄関口でございますので、今後は本当にこれに対しましてはさまざまな方々のご尽力をいただいた結果であろうと存じます。この橋がまた完成すれば本当に物部町の先ほども言いましたように玄関口となりますので、また地域がその橋とともに発展をするような、そういうような感じもいたしております。そのいろんな面でお世話をいただきました方に、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げておきたいと存じます。

ヘリポートの件ですが、先ほど私が紹介をいたしたところが一番の候補地じゃないかということで現地も見ていただいたところでございますが、一番の最有力候補地になるのは、やはり小中学校跡地というふうに私も感じているところでございます。しかし、この小中学校につきましては、現在既存の建物が7棟ですかねありまして、これを解体するに当たりましてはかなりの金額、数千万円規模の、解体すれば規模のお金も予算も必要になってくるということで、物部町におきましては既に水明寮とかまた前芝団地、支所が建てることになれば開発センター、また現在の支所の解体ということで、なかなか事業費が重なってくるということで、支所の基本としては町のほうを先に解体していくということが基本のようでございますので、年間に1カ所ぐらいを解体をしておればもう数年先というような形になろうかと思えます。これはもう地域の者といたしましては、なかなかヘリポートの設置が数年先というような今現在の形になろうかと思えます。それで、私は一番もう、その小中学校にできれば物すごく広がってヘリポートが2つぐらいできるような形になろうかと、それぐらいのスペースになろうかと思えますが、先ほど言いましたような現在の障害がありますので、一番最初に見ていただきました国

道の進入路もありますので、先ほどさまざまな問題もあると言いましたけど、あそこがまあ最短のヘリポートの設置箇所ではないかと、今現在私はそういう判断をいたしております。それにはやっぱり消防航空隊にも現地を見ていただきまして、可能か可能でないかはこれは消防航空隊の判断でやっていかなくてはならないと思いますので、その点をやはり下手に水道管が確かにありますけど、ヘリは高度なところからおりてきますので、下手よりかは上のほうからおりれば可能であろうと思いますので、最短で早く設置する場合はそういう方法もあろうかと。

しかし、今現在そのヘリポートを設置するに当たりましては、現在は市有地を大体やっておると思います。ちょうどたまたま神池と五王堂につきましては市有地であったということで条件もよかって設置ができたと思います。そういうことで、市有地になると限界があるんです、はっきり言って。ある程度私有地も確保して造成をしてやるというような形をとっていかんと、香美市内6カ所を計画しちよると言いますが、今現在2カ所できてますよね。そういうことで、なかなか市有地となると限界があります、はっきり言って。本当にヘリポートをやるという思いであれば、私有地を買い上げて造成してやるくらいのことをしないと、特に槇山地区にはもう数年先のヘリポート設置になるかと思えます。

高齢化が進む中、先ほども言いましたけど、緊急患者が現在設置されてるところから搬送されまして大事に至らなかったという例もございますので、今後はそういうことが、高齢者がふえて緊急を要する患者が出てきます。そのときに20分以内に市内へ搬送できるというのは、本当に地域の者としては安心して生活ができると思います。

学校の施設につきましては、今回防災、減災事業という事業もできました。そういう事業で何かできないか研究もしていただきたいと思います。繁藤におきましても現在調査をされておるようですが、それもネックで進入路がないというような現状であるようでございます。防災でございますので、ヘリポートは。そういう事業を何かないか研究もしていただきまして今後取り組んでいただきたいと思いますが、その点をお聞きしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○議長（西村芳成君）                    まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君）                    はい。山本議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、昨年現場を視察しました場所につきましては、消防航空隊と連絡をとりましてまた現地の確認をしてもらうように手配をさせていただきたいと思えます。

なお、消防航空隊のほうからはですね、ヘリポートの設置に関する要望が出ておりましたちょっと紹介をさせていただきます。

まず1つ目に、ヘリは基本的にホバリングでの離陸、着陸をしない。上空から斜め方向に飛行しながら降下、着陸し、斜めに飛び立つ飛行経路、航路をとる。そのため安全

に飛行するための空域を必要とするということが1点目です。2点目には、離着陸時には相当程度の風圧が地面にかかるため、ヘリポートの周辺に民家、ビニールハウス等の工作物がなく、また高い樹木は伐採する必要がある。これが2つ目です。3点目が、地形により気流の乱れが予想される箇所、特に急峻な山間部の谷底に当たるような箇所は気流が不安定になりやすい。そのような箇所への整備はふさわしくない。この3点がですね要望で出てきております。なかなかこの槇山川沿いにはですね、本当に急峻な地形で適地がないというのが現状でございます。山本議員のご紹介いただきましたやはり岡ノ内の小学校のほうがですね、一番適地ではないかというふうに私は考えております。

また、ご質問にありましたように用地を購入して整備ということでございますが、これは適地がありましたら用地の購入もやぶさかでない、用地を購入してでもですね私自身整備を進めるべきであるというふうに考えております。

そして、3点目のですね防災の視点で建物等の取り壊しに補助、国の補助がないかということでございますけれども、防災関連予算につきましては東日本大震災後さまざまな補助制度が創設をされております。もしかしたら、こういった公共施設の取り壊し等に対応できる補助もあるかもしれませんので、今後研究していきたいというふうに思います。

被災地ですね、被災した公共施設を取り壊す補助は確認できてますけれども、こういったヘリポートを設置するために公共施設を取り壊すっていうのはですね、ちょっと現段階では確認できてませんので、またちょっと研究をさせていただきたいというふうに思います。もしその中でですね、補助制度が活用できるようであればですね非常に有効に使えらると思いますので、また支所とも協議しまして検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 20番、山本芳男君。

○20番（山本芳男君） なかなか条件が整わんということがもう最大のネックになっておることございまして、先ほど答弁もございましたが、ぜひこの防災、減災事業を取り入れられるか研究していただきまして、それが可能であれば岡ノ内の小中学校跡地もまあ進んでいくと思いますので、なかなか支所では対応ができません状態で、大栃町内も1カ所、2カ所ぐらいの解体ではなかなか岡ノ内の学校までは数年先という形になりますので、ぜひ、せつかく今回のその防災、震災事業がありますので、その辺をぜひ研究していただきまして、早期に岡ノ内、槇山、国道195号沿いのところに1カ所、どうしても早く早期にやっていただきますようにご努力をしていただきたいと思います。

以上で、答弁は必要ございませんので、ひとつよろしくお願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 山本芳男君の質問が終わりました。

次に、8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 8番、市民クラブの千頭でございます。最後の15番目とい

うことの一般質問になったわけですが、執行部の皆さんにおかれましては、先ほど山本議員からもありましたように3日目で大変お疲れ等ございますが、ひとつよろしくお願いいたします。

一般質問に入る前にちょっと通告書の字句の訂正をお願いしたいんですが、13ページの質問事項の1番、セレネ広場の有効活用をというところの②です。葦生の里直販所前の「コロネート部」と書いてございますが、実際は訂正後のは「コロネード」と濁点をつけていただきたいんですがございます。「コロネード部」でございます。

通告に従いまして一問一答方式で3項目についてお伺いをいたします。

まず、第1点目でございますがセレネ広場前の有効利用についてお聞きいたします。

昨日の山崎眞幹議員からは、やなせたかし先生やアンパンマンの思いを深く語っていただきました。そのアンパンマンミュージアム、これは平成8年7月の21日に開館以来、県内外より多くの入館者が来場されていましたが、平成21年度には23万9,715人とこれをピークに近年は大体前年割れになっておりまして、この平成24年度、これは1月末現在ですけれども15万2,240人と年々その来場者が減少傾向にあります。

また、本年4月の19日には神戸のハーバーランドに神戸アンパンマンミュージアム&モール施設が開園予定であり、さらに来場者の減少になることが危惧されておる中でアンパンマンミュージアム、それから健康センターセレネ、それから葦生の里直販所周辺は、来場者にとっては一体的な1つの観光施設で捉えられておると思います。多くの来場者でにぎわっておる中でございますが、現実にはそれぞれが指定管理を受け維持管理をしております。その中でセレネの広場、かつてはなんか葦生プラチナ広場とか言っておったようでございますが、ここは株式会社香北ふるさと公社が指定管理を受け、その施設目的に基づき、利用者の安全確保を第一に市や関係諸機関、各種団体の方々と、そしてアンパンマンミュージアムほか地域の施設と連携して有意義な関係づくりをするとともに、地域全体の活力ある運営を目指しているということになっておりますが、ここは、この広場は香北いきいき合衆国と昨年より物部川こども祭だけがこのセレネ広場を利用されてきました。そのほかには利用ができない状況であります。地域の方々からは、多くの来場者のためにもこの広場の有効活用等ができないものかとの声もあり、その利用の可否についてお伺いをいたします。

まず1点目でございますけれども、この多くの来場者が予想される祝祭日、ここにはたくさんのお子さん連れの方もお見えになりますけれども、ほとんどこの広場にはテント張りも何もない、食事もなかなかできないというような状況であり、また休憩所としてのサービス提供ができないものかをまず1点お伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） おはようございます。

千頭議員のセレネ広場の有効活用の1点目につきましてお答えいたします。

この休憩場所につきましては、現在広場のほうに3棟の休憩所がそれぞれテーブルと椅子が置かれて活用されております。この休憩場所、休憩所ができるまでは、平成18年度までとのことですが大型のパラソル様式での休憩所であったようでございます。これにつきましては、周囲からのお話もあったようで、景観が悪いというようなお話とか、また風の強い日などは設置できない、また危険性も伴うというようなことで現在の休憩所のほうが、アンパンマンミュージアムから寄附されたということで、現在の休憩所に至っております。また、その平成18年9月にはこの3棟分のテーブルと椅子が寄附されたということで現在に至って、現在の休憩所で活用をされております。このような経緯があります。そして、またこの休憩所で多い日にはやはり足りない面もあるかもしれませんが、やはりこの休憩所、やはり景観等を考えますと十分ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） ご答弁いただきましたように3棟に椅子、テーブル等がございすけども、実際にこの広場、ここがなかなか有効に使えてないのが現実でございます。ある方の話をお聞きしますと、そこに例えばテントを張ったりしてやったら掃除が大変だとか、例えば爪ようじ1本落ちて、もしそこでけがしたらどうしますかとか、そんなことも言われたこともあったようでございますが、地域としては何とかここを有効に利用できないかということのを常に思っておるわけでございます。確かに先ほど答弁がありましたように、3棟にテーブルとか椅子等が設置されて有効には利用されておりますけども、まだまだ本当にたくさんのお客さんが来たときには足りない現状であり、小さな子どもさんなんかでも、全然食事するところすらないといったことで、何とかそのできないもんだろうかというような状況でございます。

先ほど申しましたように、またこの4月からは神戸に国内で4つ目のアンパンマンミュージアムのほうが開園されるわけでございます。今までは結構京阪神からもこちらのほうに来ておったようでございますけども、今後ここにできるとなると、なかなかそのアンパンマンミュージアムも今までのような状況では、なかなか厳しい状況になってくるのではないかとこのように考えまして、何とかそういった地域の方々が希望されている広場の有効活用を何とか考えていただきたいと、かように考える次第でございます。

今ご答弁いただきましたほかに何かありましたら、お願いしたいと思っておりますけども。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 広場の有効活用ということですが、これちょっと2番の質問のほうにも関連してまいります。指定管理を香北ふるさと公社のほうにさせていただいております。そこに指定管理しまして管理運営をさせていただいているところです。その中で使用につきましては、先ほど申されました昨年からは始まりました物部川こども祭、それから香北いきいき合衆国、こちらのほうは地域のイベントとして行っ

ていただいております。そのほかにはこいのぼりとフラフを立ててますが、そちらのほうも利用をいただいておりますし、あと今年の2月ですか、これは高知工科大の定期演奏会が行われるということで、そちらのほうのチラシの配布をさせてほしいということもありましたので、こちらのほうも許可をしまして使用をいただいております。主なものとしましては物部川こども祭のイベント、また香北いきいき合衆国としてイベントして大きいものはそういうふうになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 香北いきいき合衆国、それから物部川こども祭、そういったものに使われておると思いますが、そのほかの方々にここを何か、どう言うたらいいんですかね、この使用規程等のものをつくりましてですね、その利用に対して何かそういった使用規程等をつくって管理していただいて、多くの方々に利用していただきたいとそういったお考えはないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 使用規程というわけではございませんが、ふるさと公社のほうに指定管理しております協定書の中で、香美市健康センター管理業務仕様書の中で、使用の規定について一応仕様ということで規定しております。周辺施設は原則として広く地域に開放するが、指定管理者以外の者が実施する下記の行為は禁止するというので、この中に①としまして、営利を目的とした販売行為や宣伝勧誘行為、そして②としまして、宗教的な勧誘行為、③としまして、長期間、広範囲にわたって施設を占有する行為、そして④としまして、他の利用者の迷惑となる行為、⑤としまして、その他指定管理者が不適切とみなす行為ということと規定しております。これにのっとって管理、運営をいただいておりますので、公の施設でございますので公平性を確保しながら管理、運営していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 先ほど5つぐらいの条件を申されました。営利を目的としないとか、宗教的なこと、長期、その他もろもろがございましたんですけども、食堂、そういったものをすればやっぱりそこは営利になるかと思いますが、そのあたりはちょっと地域のためを考えればですね、また来場の方々を考えればある面は許可されてもいいんじゃないかというふうに考えますが、ひとつご検討をよろしくお願いいたします。

2番目の葦生の里の直販所前のコロネード部でございますが、ここを夏場ビアガーデン等に営利活動ができないかということでございます。

葦生の里の直販所では、毎年夏場7月から8月にかけて月2回か3回ぐらいビアホールを建物の中で実施しておりますが、食堂内だけでの利用といった形で、中に多いときには六、七十人の方々が入ってもう混雑の中での開催とありますが、少なくとも建

物の南側というんですかコロネード部でのいわゆるビアガーデン、これはできないものかと。先ほどの①での答弁では営利活動はできないといったことになっておりますが、このあたりの見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。先ほど申しましたように、営利を目的とした販売行為、宣伝、勧誘行為につきましては禁止ということで協定書の中で協定いたしまして、それに基づいて運営していただいております。夏場にビアガーデンをされておるといっていますが、ピースフルセレネのほうも夏場に定期的にビアフェスタ等も開催しております。なかなか広場といいますがやはり公共の市有地でもありますので、一部の業者さんの使用ということになれば、やはりほかの業者さんへも申請があれば許可せざるを得ないというような状況も出てきましてなかなか管理上困難も伴いますので、この協定に基づいた形でやらせていただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 私が今質問をさせていただいているのは、広場全体じゃなくしてその直販所の前のコロネード部、いわゆる何て言うんですかね、木をずっと並べて幅が3メートルぐらいのちょうどその直販所の前にそういった場所があるわけですが、そこを業者ははっきり言ったらその蕪生の里の直販所のみでも構わんと思いますけども、そういった例外的な条件というんですか、そういったものでもつけて何とかできないかといったことをお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。直販所前のコロネード部分ということではございますが、やはりそこも広場の一部ということではありますので、やはりそこを開放するということになれば、夏場だけでなくほかの時期にもやはりほかの業者さんからの申請ということも考えられますので、なかなかそうなりますと直販所また施設全体の景観といいますか環境にもいろんな及ぼす影響もあろうかと思っておりますので、広場の一部ではありますけどやはりそこも広場全体の中と捉えまして、そこもこの協定書の協定にのっとった形で管理をしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 今答弁をお聞きしますと、実際その広場の使用、これが第三者ではなかなか厳しい状況にあるようでございますが、地域の声としてはですね、もうちょっとその地域のためにですねこの広場の有効活用、これをお願いしたいといった形でございます、その協定書の見直しもひとつ視野に入れてご検討をお願いしたいと思います。

もうこれ以上言っても、なかなか「はい」と言ってくれる答えはないと思っておりますので次に移りますが。

同じくその3番目の駐車場周辺には公衆トイレの設置の考えはといったことござい



ますけども、子連れの、子連れといっても本当の乳幼児が多いわけですが、こういったお子さん、お孫さんを連れてこのアンパンマンミュージアム等にいろいろ来場された方々がですね、駐車場からトイレに行くのになかなか遠いと、行ったら混雑しているといった形で、平日であり、また隣の福祉センターがあいているときには、結構その福祉センターのほうにも入ってきて利用されているのが現実のようでございます。そういった面でもその来場者の便を図るためにもですね、ちょっと公衆トイレの増設というんですか設置の考えはないかをお伺いするものであります。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。現在駐車場の周辺には、トイレといたしまして蕪生の里の上手のほうに大きいトイレと、あと健康センターセレネの下手のほうに2カ所国道沿いにあります。それから、建物の中にはやはりアンパンマンミュージアム、また健康センターセレネの中にありますので、やはりこの4カ所、割と近辺にありますので、やはりこちらのほうで活用といいますかしていただければというふうに思っております。また、それぞれが活用できておるといふふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 確かにトイレは言われましたように蕪生の里とかその周辺にはありますけども、地元の者であればよくその内容は知ってるわけですが、当日県外から来られた方ではなかなかそこまで気がつかない、また知らない方もたくさんおると思います。そういった面でトイレを有効に使うといったためにもですね、例えばトイレの設置ができないと、どうしてもということであれば、トイレのもっと看板設置をしてですね、ここにあるといったことの案内、そういったものもひとつ考えてみてはどうかというふうに思います。そのような考えはいかがなものでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。これまでトイレについて困ったというようなこと、自分のほうも3年間生涯学習振興課のほうでアンパンマンミュージアム等の指定管理等もしておりましたが、そういうお話も聞いたことがございましたが、アンパンマンミュージアムへ訪れてますお客さんの状況はアンパンマンミュージアムの方が一番ご存じだと思いますので、そのあたりもちょっとお聞きしながら、生涯学習振興課等とのお話も聞きながら、またちょっと聞いてみたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） ぜひまた検討していただきたいと思います。

次に移ります。2点目でございますが、地区自治会加入の現状とその対策についてお伺いいたします。

今世紀の前半にも60%の確率で南海トラフの巨大地震の発生が予測されている中、地域住民が安心、安全なコミュニティーが大事となっている中で、過疎、高齢化、疎遠等に伴い、地区自治会の未加入者、脱退する方が多くなってきていますが、今年の2月

1日現在では香美市には人口2万7,646人、1万2,877世帯がありますが、その中で土佐山田町には123、香北町には40、物部町には28、合計191の自治会があります。この自治会は地域住民が集落機能の充実、みんなで助け合い、自主的に活動する最も身近な行政の一端といいますか末端でございます。未加入者世帯の増加、脱退等がふえ、地区によっては自治会長初め役員、世話役などのなり手がなく、自治会の存続機能もままならないような状況になっているとも聞きます。市民一人一人が市民間で起こるさまざまな問題、トラブル等、地域のことは地域で円満解決することが望ましいわけでございますが、どうしてもできないものは市の行政、また市でできないものは県、国へとお願ひすることになります。先ほど申しましたように、自治会は行政の末端の最小の組織であります。また、自治会長職務時には、自治会長は非常勤の地方公務員であるとも定められております。組織に入ることは何か得があるかと言いましても別段得はないと思いますが、お互いに助け合い、負担を共有し合うコミュニティーであると思ひます。その現状と対策をお伺ひします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 千頭議員の地区自治会加入促進をにつきましてお答えいたします。

自治会の加入者の減少につきましては、これはもう全国的な課題となっておるようでございます。その要因はさまざまあるかと思ひます。昔は大家族制でその世帯主、昔は家長と言ひよったかもしれませんが家長が自治会に出向き意見を述べ、地区内のさまざまな問題を解決しておりました。また、冠婚葬祭等地区内で独自の交流が図られる場があり、そういった活動が地域のきずなを深めていたのではないかというふうにも感じます。また、決して裕福でなかった時代には、飲み水等を共同で利用していた施設もあり、自治会に入っていなければ事実上生活ができないといった実情もあったのではないかというふうにも思ひます。

そういった時代から現代になり住民の生活も豊かになり、地域に頼らなくても生活はできるようになりました。また核家族化が進み、親から子に引き継がれていた伝統や文化が失われつつあるのが現代社会ではないかというふうにも感じます。ご承知のように、行政は現在も自治会にさまざまな役割を担っていただいておりますし、自治会なくして行政は成り立たないと言っても過言ではないというふうにも思っております。

さて、前置きが長くなりましたが、香美市における現状でございます。数値は住基上の世帯数と広報の配布世帯数の比較でありまして、住基上は世帯を分けていても自治会内では1世帯として取り扱っている場合もあると思ひますし、またその逆もあるかもしれませんのでご了承いただきたいというふうにも思ひます。

加入率でございますが、土佐山田町が60.4%、香北町が82.0%、物部町が91.4%、香美市全体で見ると67.2%であり、山間部に行くに従って加入率が高くなっておるような現状でございます。

さて、自治会未加入者対策は大変難しい現状がございます。これは自治会への加入が行政が強制できるものではなく、あくまで個人の意思によるものであるからでございます。行政ができることとしまして、まず転入者に対し自治会加入へのお願いでございます。これにつきましては、転入時にこういった（資料を示しながら説明）自治会に加入しましょうといったチラシを現在配付をさせていただいております。そして、転入後もですね未加入者の方についてですけども、これはホームページや広報を通じての自治会加入のお願いですが、これにつきましては現在のところ取り組みができていないような状況でございますので、今後掲載に向けてですね検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 先ほど自治会への加入率を紹介していただきました。山田では60.4%、香北で82%。物部では91.4%といった形で、山間部へ行くほど加入率が高くなっているということでございますが、先ほどこの件に関連してですか、初日でしたか有元議員からの職員の自治会加入はどの程度かの質問といった形で、285人のうち225人、加入率が78.9%と総務課長の答弁もいただきましたが、私も大体80%前後ではないかなとは予測しておりました。山間部へ行くほどその実際の加入率が高くなっているのは事実でございますが、香北でも物部でも市営住宅等がありますけども、その市営住宅の方々もその地域の自治会に皆加入しているといった形でございます。土佐山田町でもいろいろ市営住宅等を調べてみたら、9カ所ぐらいの方がその自治会を立ち上げておるようでございます。それと、土佐山田のほうではいわゆる賃貸の方もおいでるようでございますし、なかなか加入率の増強には厳しいものがあるかと思いますが、本来ならば高齢者、それから独居老人等々が本来は入ってお互いに助け合っていかなければならない、このような状況にあらうかと思っておりますけども、現実にはそういった方々がだんだん離脱していくと。私の知っているところでも地域によっては地区費とか、それからいろいろ地区の総会にはある程度の年齢が来れば出てこなくてもいいといったらあれですけども、それは認めておりました。ところが、本来ならばそういった独居者、高齢者が本当は地域に入っただけで、やっぱしコミュニティーをお互いに助け合っていかなきゃならないんじゃないかといった現状でございますけども、なかなか厳しい状況があるように思います。

また、先ほど見せていただきました加入のお知らせですかお願いですか、これ私きょう初めて知ったわけでございますけども、合併した当時だったですかね、この自治会の加入はどんな形でしてまして、あるとき担当課で聞いたことがあります。そしたら、そのときには、個人個人の自由だからこちらからは言わないと、あえてその要請もしてない。ただ、市営住宅なんかに入居する方については、この市営住宅等ができるのも地域の方々のおかげであるので、地区への加入をお願いしているということを聞いたことがあります。先日ある人にお聞きしたら、いや今も同じような状況やと、入るか入ら

んがはもう全く本人の自由やというたことでございました。それでこういったような質問を出させていただきましてなんですけども、今お聞きしましたところによりますと、そういったように転入者に対しては加入のお願い等をされてるようでございますので、ぜひまたこれを続けていただきたいということに思います。結局、自治会へ加入してなければその点行政のほうが事務量がだんだんふえてくるじゃないかということも1つ懸念されますので、自治会がなくても行政はできると言えばそれだけかもわかりませんが、多くの労力と事務負担がなると思いますので、できるだけ加入していただきたいと思います。

また、毎年4月の末から5月の初めにかけて行政連絡会もやられておりますが、そんなときにもですね、ぜひ自治会の必要性とか役割等加入についてのお願いとか研修も必要ではないかと考えますが、その点についてちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。自治会長会で加入促進について自治会長さんをお願いということはですねできると思っておりますけれども。ただお願いするだけではなかなかしんどい部分もあると思っておりますので、やはり、そのためには何らかの工夫を行政側がする必要もあろうかと思っております。例えば、自治会がですねその未加入者宅を訪問する際にですね、配付できるようなチラシ類であるとか、まだ現在そういったものはありませんけれども、何らかの方法はですね検討する必要はあろうかというふうには思います。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） ぜひご検討いただきたいと思っております。

次に、3項目めに移ります。職場環境の所感について2点お伺いいたしますが、まず、第1点目で正職員の総合案内係についてであります。

平成23年5月より、新庁舎での業務開始からも従前のように1階正面玄関での管理職を含む全職員が交代で総合案内を実施しているのは承知しておりますが、多忙な職員に半日間案内係を従事させることは、適材適所の人員配置、人件費のコスト面から見ても非効率的であると考えて、外部委託とかそのような対応で実施し、職員を本来の業務に専従できないかと思うんであります。

この件につきましては、平成23年12月議会において同僚の織田議員が質問をいたしました。担当課長の答弁では、4月より組織再編制に伴い課等の名称が変更したため、来庁者にはどの業務がどの課になったのかもわかりづらいと思われ、継続して総合案内を設置したものであると。また、昼休み業務をしている課以外の職員が担当をしていると。香美市庁舎総合案内窓口設置規程を設け、業務の1つとして位置づけして管理職も含め配置をしていると。経験の長い職員ほど案内業務が適切にできると考え、全職員がすべきであると答弁があった。また、市長も現在のところこれを継続するという思いには変

わりがないとの答弁がありました。確かに組織再編制に伴い課等名称の変更があり、課の案内だけではなく、どんな要件で来庁されたかをお伺いしないとどの課に案内してよいかわからないこともありました。新庁舎の業務も2年近くになります、再度この件について質問させていただきます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 千頭議員のご質問にお答えいたします。

総合案内への配置につきましては、1カ月ぐらい前には職員に知らせておりますので、それぞれ職員は案内業務に従事するべく、多忙な中にあっても担当業務に支障を来さないようにスケジュール管理を行っていると思っております。

以前、今議員がおっしゃられましたような答弁をいたしました。案内業務はやはり職員が来庁者と直接向き合い、時には要件を具体的に聞き出し適切に案内を行う重要な窓口業務と考えておりますので、職員にとっては非常に必要なスキルの1つであると考えております。職員には来庁者に対して積極的に声をかけ、みずから動いて案内業務に当たっていただきたいと思っておりますので、当面は現在の形で案内業務を継続したいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 課長も言われましたように、窓口の案内は市役所の顔でもあります。行政もサービス業の一端と捉えて、庁舎に来られた方については丁寧な案内を行い、便宜と住民のサービスの充実のためにやることは決して悪いことではございませんが、民間企業などでは課長等が総合窓口業務に従事するということはまず考えられないと思います。

私も全部の市はよう調査しませんでした。幾つかの市の実態、どんなになっているかということをお調べしてみました。室戸市と安芸市、土佐市では特設窓口を設けてないと。四万十市についても、特設設けてないけど市民課で全部対応しているといったことをごさいます。香南市では、本年の2月より窓口業務を廃止したといったことをお聞きしました。南国市では、かつてはずっと課長なんかもやられておったようでごさいますけども、いろいろありまして課長を除く臨時職員、一般職員で対応をしているといったことをごさいます。それと、そのようなこの近隣の市の状況でごさいます。

また、昨日ですか山崎龍太郎議員の行政改革に関して住民のサービスではといった形で、職員の対応でとにかく動く総合案内でなきゃならないと。担当課まで案内をしていくと。職員の対応についても職員一人一人の心がけ、職員のスキルアップをすることが必要でないかといった答弁もございました。それと、職員の定数管理の状況では、人手不足であるといった形で事務量も多く、そういったときには臨時職員で対応しているといった答弁もございました。そういったことを全部含めて総合的に判断した場合、私はできるだけ職員には本来の職務に専念していただき、そういった外部委託するなりサー

ビスの向上につながるのではないかとかように考えておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

確かにおっしゃられましたように、少ない職員で、職員の慢性的な不足と片方で言いながら、その半日のこの案内業務というのは相反するように思われますけれども、やはり、そして管理職のこともおっしゃられました。しかしながら、管理職がですねその窓口業務というのには非常にたけておるといふうに私は考えております。その管理職自身がその窓口業務のスキルをですね、どういうふうにやってるかということをやはり若い職員に見せることによって職員の全体的なスキルも上がるというふうに考えておりますので、管理職であってもですねそこを外す理由は私は考えておりません。私自身住民課で6年間勤務しておりましたときには、職員が少ないということもありましたけれども窓口業務を私もしておりました。やはりそこにお客様がいて待ってらっしゃるときにはですね、そこはもう管理職、一般の職というふうにお客様から見たときには関係はございませんので、そこはやはり来庁者の目線に立って業務は行っていきたいと思っております。ただ、それをずっと続けていくかということになりますと、またそこはですねやはり一定期間がたったときには、一定検討もしなければならぬかもしれないということも考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 現状では今の体制でいくといった答弁だと思いますが、将来を踏まえてですね、ぜひまた再考をお願いしたいと思っております。

それで、2点目でございます。次に2点目に移りますが、新庁舎の落成後もこの本所内の所属する各課の職員等に対しては館内放送がされておまして、この議会の状況を知ることができるわけでございますが、また、本所の1階、それから香北支所、物部支所では議会中継が配信されて市民等の情報提供がされている中でですね、この新庁舎落成後も北庁舎にある上下水道課では館内放送を聞くことができない。香北、物部に配信される時は当然北庁舎にも議会放送が流れると思っておりましたが、新庁舎になっても新庁舎での業務開始後2年近くになります、いまだに放送がされてないと。なぜその北庁舎に館内放送がされていないのか疑問に思っておりました。課長を除く11名の職員はもう蚊帳の外に置かれている状況であり、情報の共有化がなされていないと考えるが、その所見についてお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 千頭議員のご質問にお答えいたします。

現在上下水道課が入っております北庁舎には、館内放送設備がございませんので議会音声の放送はしておりません。北庁舎で議会音声放送をするためには、館内設備のほか

ネットワーク回線から音声データを抽出する装置及びネットワークの設定変更などの工事が必要となってまいります。同じ職員としまして情報の共有は必要であると考えますが、近くにもふれあい交流センター、また中央公民館などの施設にも館内放送設備がございませんので、それら含めた全体的な問題としまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 今、管財課長の答弁をいただきましたんですが、答弁をお聞きしてますとできない理由を何か述べられているようで、できるような方向性を考える気持ちはないかなとつくづく思いました。

本来ならば香北支所、物部支所にこの今の状況が配信されたと同時にですね、北庁舎の職員に対しては当然するべきではないかとかように考えております。また、ふれあい、その他いろいろのところにもということですが、中央公民館とかそういったところに配信をされていないのと答弁をされましたんですけども、職員数が多い少ないには関係ないわけですが、そらできれば一番いいことですけども。まず近くからですねやって、その北庁舎のほうに配信をされるべきではないかと、かように考えております。

昨日の山崎龍太郎議員が行革の一般質問の中で、住民サービスの観点からですね市民からの意見を聞く事例として、81歳のおばあちゃんに水道閉栓に対して2人の上下水道課の職員が素早く来てくださって、その対応が非常によかったと、職員によろしく伝えてくださいというお褒めの言葉をいただいた。こういった状況も全然上下水道課には通じてないわけでございます。上下水道課では全然聞けなかったわけでございます。上下水道課の職員もいつまでも上下水道課におることはなく、人事異動等でまた新たな職場に勤務することも当然あると思いますが、そういったときにいろいろな情報から取り残されることが懸念されると思いますが、その点の考えをお伺いします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

実際ですね館内放送で議会の状況を知ることができますのは本庁舎のみでございます。香北支所、物部支所ともにですね玄関入り口の部分に議会放送のテレビ画面がありますので、執務中に議会がある場合には議会の視聴を行うのは困難となっております。また、このテレビ画面につきましては市民の議会視聴用でございますので、職員が見るためのものではありませんので、支所におきましても議会の視聴を行うのは実際はできません。本当に一部窓口事務の方々は聞くこともできますけど、それ以外は館内では放送できなくなっております。

それで、情報につきましてはですね、全体的にその迅速な情報が提供できて、職員もそれを確認できれば一番いいがですけど、そういうことも含めてですね全体的に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 確かに言われますように香北支所、物部支所の50インチのテレビの配信については、職員のためではない市民のためだということでございます。確かにそれはそうです。ですが、例えばその香北支所に関連する質疑、物部支所に関連する質疑等があった場合はですね、やはり担当の職員としてはやっぱり関心して見るといったら、ちょっと仕事に見るかといったことになりますけども、それは至極当然のことであろうかと思えます。一番てっとり早い北庁舎には、ぜひとも早急にこの議会中継なり館内放送ができることをお願いしたいと思えますが、そのあたり再度お伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 今見積もりもですねとるようにはしております。まだ議会までにできれば幾ら要るぐらいの確認はしておきたかったのですがちょっと間に合いませんでしたので、予算が幾ら要るかわかりましたらまた財政とも協議して、それからその必要性等も判断、協議しまして検討をしていきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 確かにそれに対しては経費がかかることでもありますので、ぜひ見積もりをとっていただけたらと思えます。必要性があるかないかは当然必要性があると私は感じておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は散会することに決定しました。

本日の会議はこれで散会します。

（午前10時56分 散会）



地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 5 年 3 月 8 日 金曜日

平成25年第1回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成25年2月27日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月8日金曜日（会期第10日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 有元和哉  | 12番 | 山崎龍太郎 |
| 2番  | 矢野公昭  | 13番 | 大岸眞弓  |
| 3番  | 山崎眞幹  | 14番 | 片岡守春  |
| 4番  | 利根健二  | 15番 | 竹平豊久  |
| 5番  | 濱田百合子 | 16番 | 島岡信彦  |
| 6番  | 山崎晃子  | 17番 | 石川彰宏  |
| 7番  | 爲近初男  | 18番 | 竹内俊夫  |
| 8番  | 千頭洋一  | 19番 | 前田泰祐  |
| 9番  | 織田秀幸  | 20番 | 山本芳男  |
| 10番 | 小松紀夫  | 21番 | 比与森光俊 |
| 11番 | 依光美代子 | 22番 | 西村芳成  |

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|              |      |        |       |
|--------------|------|--------|-------|
| 市長           | 門脇慎夫 | 福祉事務所長 | 岡本明弘  |
| 副市長          | 明石猛  | 産業振興課長 | 佐々木寿幸 |
| 総務課長         | 山崎綾子 | 林業事務所長 | 久保和昭  |
| 政策企画財政課長     | 濱田賢二 | 建設課長   | 宮地和彦  |
| 会計管理者兼会計課長   | 野島恵一 | 上下水道課長 | 岡本博章  |
| 管財課長         | 岡本博臣 | 《香北支所》 |       |
| まちづくり推進課長    | 今田博明 | 支所長    | 二宮明男  |
| 市民保険課長       | 山崎泰広 | 地域振興課長 | 舟谷益夫  |
| 健康介護支援課長     | 丸内一秀 | 《物部支所》 |       |
| 税務課長         | 阿部政敏 | 支所長    | 小松清貴  |
| 収納課長         | 前田哲雄 | 地域振興課長 | 和田隆   |
| ふれあい交流センター所長 | 高橋千恵 |        |       |

【教育委員会部局】

|             |      |            |      |
|-------------|------|------------|------|
| 教育長         | 時久恵子 | 生涯学習振興課長   | 田島基宏 |
| 教育次長兼教育振興課長 | 後藤博明 | 学校給食センター所長 | 竹内敬  |

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 1 号 平成 2 5 年度香美市一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 2 5 年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 2 5 年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 2 5 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 2 5 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 2 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 7 号 平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 8 号 平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 9 号 平成 2 5 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度香美市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 2 0 号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 議案第 25号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 議案第 33号 こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約について
- 議案第 34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 35号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 36号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 40号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 議員提出議案の題目

なし

## 議事日程

平成25年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成25年3月8日(金) 午前9時開会

- 日程第1 議案第 1号 平成25年度香美市一般会計予算
- 日程第2 議案第 2号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第3 議案第 3号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第 4号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

|       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第5  | 議案第 | 5号  | 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計予算                          |
| 日程第6  | 議案第 | 6号  | 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算                      |
| 日程第7  | 議案第 | 7号  | 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算                      |
| 日程第8  | 議案第 | 8号  | 平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算                  |
| 日程第9  | 議案第 | 9号  | 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計予算                           |
| 日程第10 | 議案第 | 10号 | 平成25年度香美市水道事業会計予算                                |
| 日程第11 | 議案第 | 11号 | 平成25年度香美市工業用水道事業会計予算                             |
| 日程第12 | 議案第 | 12号 | 平成24年度香美市一般会計補正予算（第7号）                           |
| 日程第13 | 議案第 | 13号 | 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）                     |
| 日程第14 | 議案第 | 14号 | 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第15 | 議案第 | 15号 | 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）              |
| 日程第16 | 議案第 | 16号 | 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）               |
| 日程第17 | 議案第 | 17号 | 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）               |
| 日程第18 | 議案第 | 18号 | 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                    |
| 日程第19 | 議案第 | 19号 | 平成24年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）                         |
| 日程第20 | 議案第 | 20号 | 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について                        |
| 日程第21 | 議案第 | 21号 | 香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定について    |
| 日程第22 | 議案第 | 22号 | 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第23 | 議案第 | 23号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第 | 24号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第25 | 議案第 | 25号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第26 | 議案第 | 26号 | 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第27 | 議案第 | 27号 | 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正                       |

- する条例の制定について
- 日程第28 議案第 28号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第 29号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第 30号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第 31号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第 32号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 日程第33 議案第 33号 こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第34 議案第 34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第35 議案第 35号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第36 議案第 36号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第 37号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第 38号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第 39号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第 40号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 会議録署名議員

10番、小松紀夫君、11番、依光美代子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長(西村芳成君) 改めておはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第1号、平成25年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第2号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第3号、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第4号、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第5号、平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第6号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第7号、平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第8号、平成25年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。



「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 9 号、平成 25 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 10 号、平成 25 年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、議案第 11 号、平成 25 年度香美市工業用水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 12、議案第 12 号、平成 24 年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 13、議案第 13 号、平成 24 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 14、議案第 14 号、平成 24 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 15、議案第 15 号、平成 24 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 16、議案第 16 号、平成 24 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 17、議案第 17 号、平成 24 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第18号、平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第19号、平成24年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第20号、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 議案第20号について少しお尋ねします。

目的の第1条の第2項に「その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員に対し」というふうに書かれております。特殊勤務手当という部分についてちょっと調べてみましたら、国家公務員の例に倣うということで人事院規則でその業務等に対して調べてみましたが、この中のこの消防の関係が別表の関係の4から記載されているんですけど、以前監査のほうでも指摘されたような記憶もあるんですけども、実際ですねこの消防関係が特殊性を給料で考慮することが適当でない」と至った判断は何なのか。国家公務員の例に倣ったら、私は確かに災害応急作業手当というものがあつたんですけども、実際のところはそれは消防の関係とちょっと違ってましてね、実際この手当の種類は防疫手当とか行旅病人同死亡人の取り扱いとか犬、猫とか、そこから辺については何の異議もないんですが、その点について少し見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。余り歯切れのいいお答えは実はできません。

確かにおっしゃるように消防についてはですね、ここの特殊勤務手当の今議員がおっしゃられたところですが、「給料で考慮することが適当でない」と認められるもの」というところの非常に明確なそのお答えができなくて苦しいところなんですけども。実際の消防についてはですね、給料表を別にしてですね給料のほうで対応をなささいというのが国のほうの考え方です。高知県においてはですね高知市だけがそのようにしております。あとの市とか、そして消防組合等については一般職と同じ給料表で特殊勤務手当で対応しているというところで、そのなかなか給料表を別に分けてですねやるということが、ちょっとなぜ厳しいのかと言われたらあれなんですけど非常に苦しいというところで、そこまで至っていないというところなんです。そのおっしゃられたことは承知をして

おりますが、現実そこまで対応し切れてないというところが本音のところでは。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連です。

詳しいところは総務常任委員会の審査に任せたらいいんですけども、実際この手当の金額ですわね、基準的に見ても国の例とかに比べても若干違ってますので、そこら辺は何を参考にされたかなあと、この別表関係ですわね。その点を関連してお伺いしておきます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

今回はですね、対象となる業務に従事した場合ごとに勤務や出勤の回数に応じて支給をすることが適当であると判断して今回の提案をしておるんですけども。確かにどこが一番そのしかるべき数字かというところが実は余りなくてですね、改正に当たりましては、消防のほうで県内の他市の消防本部や消防組合の実態を調査するとともに、香美市の消防の過去の実績をもとに一定試算をいたしました。そして現行の支給方法での支給額との比較も行い、比較ではですねこの金額にしたところがほぼ同じというところで、何をというところは確固たるものはないですけども、他市の例とそして当市の状況等をですね勘案しながらこの金額に落ちついたというところでは。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 済みません。私のほうからも1点だけこの件につきましてお聞きをします。

その別表の2の行旅病人同死亡人取扱手当、この金額の積算根拠といいますかこれをお聞きしたいです。それから、従来はどうであったかのかも含めてですね。この3と余り変わらない額になっているところもちょっと気になりまして。積算についてお聞きします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

行旅病人とこの2と3の手当については、今回金額が全く変わっていないところでして、その積算を何によって積算したかというところは、もうちょっとそこの資料というものがございません。かなり前からこういう形で来ていたというところで。今回特殊勤務手当の改正をするに当たりまして、いろいろな市とかのところの勤務手当の条例なんかを見たわけですけども、非常にそこのあたりがさまざまです。そしてときにはですねその積算根拠とかいうものをですね伺ったこともあるんですけども、やはりどこもなかなか明確な何をもってこの1,000円にしたか2,000円にしたかという根拠が実際には余りないというか、私のほうではそれを、こういうお返事をすべきではない

ですけれども積算根拠についてはちょっと承知する資料を持ち合わせておりません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第21号、香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第22号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第23号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第24号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第25号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第26号、香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 議案第26号についてお尋ねします。

まず1つ聞きたいのは、今の時期条例改正が出てきたわけですけど、この背景ですわね、実際のところ土地については1000分の90から100分の4というふうに半分以下という部分、それから建物については100分の12から100分の10という部分で、説明書では遊休地の利用促進を図るということでもありますけども、実際のところ条例等を見ても、資材置き場とか工作物の敷地等として使用する場合ということで、工事現場等で貸し出したときに、その業者なんかから何らかの意見が出てきたのかなあということ推測したりしますけども、実際この条例の一部を改正する条例の制定

に至った経過等についての説明を求めます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

この市有地ですね、行政財産の貸し付け率が非常にほかの市町村に比べて高いというのはずっと私も聞いて承知しておりました。それで、今回秋ノ谷ですかね、その残土処理場で長らく長い間放置しておいて、毎年草刈りとかそのお金も支払って市が管理しておるといふようなこともあって、今の現状ではなかなか貸し付けの率は高いですので、借るほうとしては非常に負担が大きいということもありまして、それで今回率を下げ、これは香南市とかそれから南国市と同じような率に下げまして、それで下げれば借るほうも借りやすいというところもあります。それと、市有地ですね有効利用といいますか、それによって草刈りの費用も要らなくなりますので、有効に活用できますので、そのほうがよろしいということで今回条例の改正の議案を出しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 経過、背景等についてはわかりましたけど、そしたら今後のこととしてですね、こうやって下げたと、利用促進を図りたいというときにですわね、どういう情報発信をしていくのか。大体普通はそこに工事等があったときに最寄りに市有地のあいちゅうところがあったら、業者から貸してくれとかいうのが普通、秋ノ谷は別としましてね。そこら辺のところの、利用促進についての条例改正に当たってね、お考えはどうお持ちなのか再度お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 直接的にですね、影響がある方といいますか件数としては、そんなになくて五、六件やったと思います。それで、多くの場合ですね、市有地をそれぞれの市町村で貸し付けてやっておりましたが、それは解約しない限りですね従前のその貸し付け率ですってまいますので、これ今回の条例の改正があってもすぐにそんなに影響があるというふうには考えておりません。それで、これ周知につきましては、またそうですね広報ですとか、そこら辺ちょっと検討していきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 課長の発言を受けてちょっと3回目させてもらいますけども。

平成25年4月1日から施行するということですけど、継続している方については、従前の土地に対しては1000分の90というがは適用されたままですか。普通は契約というがは大体1年とかそういう契約で一旦満了しますわね。そしたら満了してから、新たな契約を結ぶときには少なくとも新たな率に下がると思いますし、4月1日からやったら4月1日から下がるというがが、契約を更改するとかいうことも踏まえて考えるのが妥当じゃないだろうか。ずっと借りたままやったら、従前の土地やったら1000分

の90のままが適用されるというのがどうかなあとと思いますけど。少なくとも契約が満了したら新たな契約にするときには新たな部分、4月1日からやったら4月1日から変わるというがも1つあるんじゃないだろうかというふうに思いますけど。その点について最後見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 単年度で1年間でやっている分につきましてはですね率は変わってきます。ただ、その前からずっと、米何升とかで貸し付けちゅうところがたくさんあるがですけど、そういうところはもうそれなりのその率でずっと契約が延長、継続する場合はその契約になります。件数としたらですね5件ぐらいしかなかったと思います、今回のこの改正による影響を受ける契約が。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかにほかに。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

日程第27、議案第27号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28、議案第28号、香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29、議案第29号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30、議案第30号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31、議案第31号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第32、議案第32号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第33、議案第33号、こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第34、議案第34号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第35、議案第35号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第36、議案第36号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、私は除斥となりますので退場いたします。

ここで副議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午前 9時24分 休憩）

（22番、西村芳成君 退場）

（午前 9時25分 再開）

○副議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○副議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

西村芳成君の入場を許可します。

議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午前 9時25分 休憩）

（22番、西村芳成君 入場）

（午前 9時25分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 37、議案第 37 号、香美市立大柘診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 38、議案第 38 号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 39、議案第 39 号、香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 40、議案第 40 号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第 1、議案第 1 号から日程第 40、議案第 40 号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は 3 月 14 日までに審査を終えるように期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、3 月 14 日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

（午前 9 時 27 分 散会）



地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 5 年 3 月 1 5 日 金曜日

平成25年第1回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成25年2月27日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月15日金曜日（会期第17日） 午後 2時01分宣告

出席の議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 有元和哉  | 12番 | 山崎龍太郎 |
| 2番  | 矢野公昭  | 13番 | 大岸眞弓  |
| 3番  | 山崎眞幹  | 14番 | 片岡守春  |
| 4番  | 利根健二  | 15番 | 竹平豊久  |
| 5番  | 濱田百合子 | 16番 | 島岡信彦  |
| 6番  | 山崎晃子  | 17番 | 石川彰宏  |
| 7番  | 爲近初男  | 18番 | 竹内俊夫  |
| 8番  | 千頭洋一  | 19番 | 前田泰祐  |
| 9番  | 織田秀幸  | 20番 | 山本芳男  |
| 10番 | 小松紀夫  | 21番 | 比与森光俊 |
| 11番 | 依光美代子 | 22番 | 西村芳成  |

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

|              |      |        |       |
|--------------|------|--------|-------|
| 市長           | 門脇慎夫 | 福祉事務所長 | 岡本明弘  |
| 副市長          | 明石猛  | 産業振興課長 | 佐々木寿幸 |
| 総務課長         | 山崎綾子 | 林業事務所長 | 久保和昭  |
| 政策企画財政課長     | 濱田賢二 | 建設課長   | 宮地和彦  |
| 会計管理者兼会計課長   | 野島恵一 | 上下水道課長 | 岡本博章  |
| 管財課長         | 岡本博臣 | 《香北支所》 |       |
| まちづくり推進課長    | 今田博明 | 支所長    | 二宮明男  |
| 市民保険課長       | 山崎泰広 | 地域振興課長 | 舟谷益夫  |
| 健康介護支援課長     | 丸内一秀 | 《物部支所》 |       |
| 税務課長         | 阿部政敏 | 支所長    | 小松清貴  |
| 収納課長         | 前田哲雄 | 地域振興課長 | 和田隆   |
| ふれあい交流センター所長 | 高橋千恵 |        |       |

【教育委員会部局】

|             |      |            |      |
|-------------|------|------------|------|
| 教育長         | 時久恵子 | 生涯学習振興課長   | 田島基宏 |
| 教育次長兼教育振興課長 | 後藤博明 | 学校給食センター所長 | 竹内敬  |

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子 議会事務局書記 中 村 友 紀

市長提出議案の題目

- 議案第 1 号 平成 2 5 年度香美市一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 2 5 年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 2 5 年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 2 5 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 2 5 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 2 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 7 号 平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 8 号 平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 議案第 9 号 平成 2 5 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度香美市水道事業会計予算
- 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度香美市工業用水道事業会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 4 年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 1 3 号 平成 2 4 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度香美市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 2 0 号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 議案第 25号 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 議案第 33号 こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約について
- 議案第 34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 35号 市有財産の無償貸し付けについて
- 議案第 36号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 37号 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 38号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 39号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 40号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 42号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第 43号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 44号 一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定について
- 議案第 45号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 議案第 46号 香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について

#### 議員提出議案の題目

- 意見書案第 1号 自治体における防災・減災のための事業等に対する国の財政支援の継続を求める意見書の提出について
- 意見書案第 2号 在日米軍の駐留経費「思いやり予算」を、被災者支援に充てるよう求める意見書の提出について

意見書案第 3号 TPP交渉にあたっては、国益を損なうことが明らかになった場合、ただちに交渉から離脱することを求める意見書の提出について

決議案第 1号 定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議について

## 議事日程

平成25年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第6号)

平成25年3月15日(金) 午後2時開会

日程第1 諸般の報告

報告第 2号 専決処分事項の報告について  
学校給食費滞納整理における訴えの提起について

日程第2 議案第 1号 平成25年度香美市一般会計予算

日程第3 議案第 2号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第4 議案第 3号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第5 議案第 4号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計  
予算

日程第6 議案第 5号 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

日程第7 議案第 6号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予  
算

日程第8 議案第 7号 平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予  
算

日程第9 議案第 8号 平成25年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業  
勘定)予算

日程第10 議案第 9号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第11 議案第 10号 平成25年度香美市水道事業会計予算

日程第12 議案第 11号 平成25年度香美市工業用水道事業会計予算

日程第13 議案第 12号 平成24年度香美市一般会計補正予算(第7号)

日程第14 議案第 13号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3  
号)

日程第15 議案第 14号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第  
2号)

日程第16 議案第 15号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計  
補正予算(第2号)

日程第17 議案第 16号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補  
正予算(第3号)

日程第18 議案第 17号 平成24年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補

正予算（第4号）

- |       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第19 | 議案第 | 18号 | 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  |
| 日程第20 | 議案第 | 19号 | 平成24年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）   |
| 日程第21 | 議案第 | 20号 | 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について  |
| 日程第22 | 議案第 | 21号 | 香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定について  |
| 日程第23 | 議案第 | 22号 | 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第24 | 議案第 | 23号 | 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第25 | 議案第 | 24号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第26 | 議案第 | 25号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第27 | 議案第 | 26号 | 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第28 | 議案第 | 27号 | 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第29 | 議案第 | 28号 | 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第30 | 議案第 | 29号 | 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第31 | 議案第 | 30号 | 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第32 | 議案第 | 31号 | 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第33 | 議案第 | 32号 | 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について   |
| 日程第34 | 議案第 | 33号 | こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約について  |
| 日程第35 | 議案第 | 34号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について   |
| 日程第36 | 議案第 | 35号 | 市有財産の無償貸付けについて   |
| 日程第37 | 議案第 | 37号 | 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について   |
| 日程第38 | 議案第 | 38号 | 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について   |

- 日程第39 議案第 39号 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第 40号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第 36号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第 44号 一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定について
- 日程第43 議案第 42号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第44 議案第 43号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第45 議案第 45号 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 日程第46 議案第 46号 香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について
- 日程第47 意見書案第 1号 自治体における防災・減災のための事業等に対する国の財政支援の継続を求める意見書の提出について
- 日程第48 意見書案第 2号 在日米軍の駐留経費「思いやり予算」を、被災者支援に充てるよう求める意見書の提出について
- 日程第49 意見書案第 3号 TPP交渉にあたっては、国益を損なうことが明らかになった場合、ただちに交渉から離脱することを求める意見書の提出について
- 日程第50 決議案第 1号 定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第51 閉会中の所管事務の調査について

#### 会議録署名議員

10番、小松紀夫君、11番、依光美代子君（会期第1日目に会期を通じ指名）



## 議事の経過

(午後 2時01分 開会)

○議長（西村芳成君） ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

執行部から提出議案の一部訂正の申し出がっておりますのでこれを許します。

総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 議案の一部訂正をお願いいたします。この最終日のこの時期での訂正のお願い、まことに申しわけございません。

議案第20-1をお開きください。20-1です。そこにですね第1条、第2条というふうにあるんですが、第1条、第2条、第4条となっております。そこは「第3条」、「第4条」は「第3条」の誤りですので訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） ただいま申し出のありました議案第20号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号の訂正を許可することに決定しました。

また、3月8日と本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） 10番、小松でございます。本日の会議の運営等につきまして、3月8日と本日議会運営委員会を開催をいたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等につきましては、議案5件、意見書案3件を追加議題とし、委員会付託を省略し提案説明から採決まで行います。

続いて、6月定例会の会期日程及び会議、審査の予定につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定をいたしましたので、予定表をお手元に配付をしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分事項について報告第2号のとおり報告がありましたのでお手元にお配りしておきました。

これから、報告第2号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第 2、議案第 1 号、平成 25 年度香美市一般会計予算から日程第 40、議案第 40 号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上 39 件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、議案の審査及びその経過と結果を順次報告をいたします。

今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第 1 号、議案第 12 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 26 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号、議案第 35 号、議案第 40 号の 14 件です。審査の経過と結果を順次報告します。

まず、議案第 1 号、平成 25 年度香美市一般会計予算では、既に連合審査会で質疑は終わっており、直ちに討論に移りました。

本予算は国、県の補助事業を有効に使い、消防庁舎、学校給食センターの建設、光ケーブル設置、市道整備などにも積極予算が組まれている。ソフト面でも高等学校等奨学金の拡充など福祉向上に資するものである。観光協会についてはもろもろの懸念と危惧が残るが、市は今後観光協会を全面的にバックアップする意向を示しており、観光行政進展のため本予算に賛成するとの賛成討論。

反対討論はなく、採決の結果、議案第 1 号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 12 号、平成 24 年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）も、既に連合審査会で質疑が終わっており、直ちに討論に移りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 12 号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 20 号、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定については、補足説明を受けた後質疑に入りました。

消防業務手当で連続してとあるが、その意味はとの質疑に対し、勤務途中での時間休、日勤職員の昼の 1 時間、当直職員の昼の 1 時間プラス午後 5 時以降の 30 分、深夜の仮眠時間等をとった場合や、タイムカードを押しての外出等があった場合は支給しないという意味であると答弁。小動物の死体処理とはどのようなことを行っておるのかとの質疑に対し、具体的は処理はまちづくり推進課で行っている。犬、猫等が個人の私有地以外の市道等で死んでいて、市民から通報があった場合等に職員がとりに行き処理している。その作業に従事した場合 1,000 円を支給していると答弁。タヌキは小動物に入るかとの質疑に対し、等小動物に当たると考えると答弁。犬、ねこ等死体処理手当と行旅病人同死亡人取扱手当を見た場合、その金額設定に違和感を覚えるがとの質疑に対し、今回の改正は消防業務手当に係るもので、それらについての検討は行っていない。今回

の見直しに際し他市の金額を見たが、それなりの金額が設定されている例もあり参考の余地はあると考えるが、実際の業務は福祉事務所の所管でもあり、この手当について再考する場合には業務内容等について確認、検討し、他市の例も勘案しながら検討しなければならないと考えると答弁。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号、香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定については、補足説明を受けた後質疑に入りました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第21号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第22号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明を受けた後質疑に入りました。

勤務形態や給与の変更はないのかとの質疑に対し、特別職の非常勤職員の勤務時間は7時間45分で最大16日であった。一般職の非常勤職員の勤務時間は常勤職員の4分の3を超えない範囲でなくてはならず、7時間45分で15日勤務となると社会保険が適用されないため、今回一般職の非常勤で雇用しようとする者は最大で7時間15分で16日勤務となる。給与については、当該職員がいる課ごとにヒアリングによる職務内容と勤務形態の調整を行い、原課にとって最良の状態を念頭に置きながら、7時間45分で16日勤務である現在の金額をもとに、時間単価は下げず計算した金額となると答弁。

他に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第23号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第24号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号、香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明を受けた後質疑に入りました。

これは4月1日からの施行だが、施行日が契約年度途中となる場合4月1日以降の使用料の算定方法はとの質疑に対し、契約内容にもよるが最終的には日割り計算になるのではと考えると答弁。これまで使用料が高額であるという理由で使用していただけなかったことはとの質疑に対し、自身が担当してからはない。今回の改正に係る物件は行政

財産で5件、一般財産で3件であり、平成24年度使用料は62万30円であるが、新基準では38万9,360円となり、およそ23万円の減額となると答弁。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第26号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明を受けた後質疑に入りました。

本市で該当する場所はとの質疑に対し、現在は仮置き場として使っているが、鏡野中学校の近くにある粗大ごみ置き場が一般廃棄物処理場との位置づけになっていると答弁。有資格者数はとの質疑に対し、現在1名である。本年10月にもう1名が資格適合者となると答弁。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第31号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定については補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第32号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号、こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約については、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第33号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、補足説明はなく、議決後の手順はとの質疑に対し、国に平成25年度、平成26年度の事業計画を提出、申請し、許可がおりればそれにのっとり実施すると答弁。人口は267名ということであるが世帯数はとの質疑に対し、申請要件に世帯数は入っていないので現段階では把握していないと答弁。簡水と上水との統合の関連はとの質疑に対し、統合は平成29年度からだが、統合されると国庫補助金がなくなるため平成28年度まで辺地債、過疎債等の補助金を抱き合わせて推進を図ろうとするものであると答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第34号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号、市有財産の無償貸付けについては、補足説明はなく、毎年の更新だが条例の見直しで対応はできないのかとの質疑に対し、特に認めたもの等の特例で対応できればとは考えると答弁。自立を目指すということであったと思うが現在の経営状況はとの質疑に対し、震災以前は借入金等の返却も順調であったが震災以降放射能関連の風評被害による価格の安値安定が生産農家の栽培意欲の減退を招き、組合からの資料を見ると本年度末の仮決算は積立金や出資金で充当できる範囲内ではあるが、およそ180万円の赤字が見込まれていると答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第35号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第40号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、山崎龍太郎君。

○産業建設常任委員会委員長（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。今期定例会にて産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第2、3、4、5、10、11、13、14、15、19、25の各号であります。3月12日に委員会を開催いたしました。審査の経過及び結果について報告いたします。

議案第2号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計予算について、質疑では、水道使用量の減少の今後については、人口減少も影響を及ぼす一因である。現在の状況なら有収水量は減少の予算立てとなると答弁。ほきやま簡易水道区域拡張工事の工事請負費は、平成25、26年度にまたがる計画。地元業者の施工については選考委員会に諮り業者決定後の入札による。また整備後の水道使用料金の予測はできていない。給水人口は34世帯、76人であると答弁。水質検査委託業務の委託料減少は、厚生労働省の積算基準が明確になったことによると答弁。諸収入の市簡易水道移設補償費3,820万円の内訳は、山田堰簡水公共下水道工事に伴う配水管布設替工事分1,820万円、同じく県道龍河洞公園線改良事業に伴う支障物件移設工事分2,000万円であると答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第2号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計予算について、質疑では、下水道建設費の工事請負費は、北本町2丁目と談議所分である。地元発注という点では今までの実績では地元業者が受注している。また、入札は別々の発注予定と答弁。下水道用地購入費200万円は、マンホールポンプ設置のためであると答弁。横堀雨水幹線整備に伴う実施設計委託業務は、新町・西町線の道路整備にあわせて建設課とすり合わせて同時進行と考えている。また、JRとの協議は早急に行うと答弁。緊急時発電機借上料9,000円については、マンホールポンプの緊急時の対策であり、短期間を想定している。長期にわたる場合は工事請負費で受け込むと答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第3号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、質疑では、水処理施設増設工事委託業務1億円は、平成24年から25年にかけて下水道事業団に委託にて工事を完成してもらう。同事業団が機器等も外部発注にて設置する

と答弁。管渠、取付管維持管理４８０万円は、修繕箇所はかなりあるが、年間予算の範囲で対応と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第４号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第５号、平成２５年度香美市農業集落排水事業特別会計予算について、質疑では、受益者分担金ゼロ予算は、昨年７月完納によると答弁。今後敷地内で世帯増加時の対応は、接続は認めるが、分担金２０万円は発生すると答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第５号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第１０号、平成２５年度香美市水道事業会計予算について、質疑では、新企業会計システム構築委託料１，０００万円のうち工業用水道事業会計から均等の負担金６００万円を入れ込む点については、公営企業会計制度の改正により規定されている。上水道で委託し工業用水から負担いただく仕組みである。１契約で委託すれば３００万円の減額となる。また、均等プラス１００万円については、従来からの人件費分であると答弁。企業会計システム保守委託料１２０万円は、通常の維持管理に要する分と答弁。予備発電用燃料１０万円は、戸板島に１，８００リットルのタンクにてＡ重油を利用も期限にて入れかえを行うためと答弁。配水池整備事業費は、２基を調査し結果により補強するための予算と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第１０号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第１１号、平成２５年度香美市工業用水道事業会計予算について、質疑では、中国企業の進出については、確実な情報はつかんでいないが、進出しても工業用水の利用は期待できないと答弁。起債の償還は、約半分は終わったと認識していると答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第１１号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第１３号、平成２４年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について、質疑では、基準外繰り入れの詳細は、決算統計にてわかると答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第１３号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第１４号、平成２４年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、質疑では、公共下水道污水管渠築造工事の事業費減は、１２月時点で大型補正が期待されていたが、対象外となり事業費減の結果となったとの答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第１４号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第１５号、平成２４年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、格段の質疑なく、討論もなく、採決の結果、全員賛成にて可決す

べきものと決定いたしました。

議案第19号、平成24年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）については、各段の質疑なく、討論もなく、採決の結果、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、質疑では、地籍調査成果品等交付の現在の利用は、3月7日現在、公用で50件と答弁。要望者については、現在法務局は座標データが出力されていないので本市に來ていると答弁。6月1日施行は、広報期間をとったと答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第25号は全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、島岡信彦君。

○教育厚生常任委員会委員長（島岡信彦君） 16番、島岡信彦です。

今期第1回定例会におきまして教育厚生常任委員会が付託を受けました案件につきまして審査の経過と結果をご報告申し上げます。議案第6号、7号、8号、9号、16号、17号、18号、27号、28号、29号、30号、37号、38号、39号であります。

議案第6号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について、質疑では、基金繰入金について、毎年基金の繰り入れを行っているが今後ますます高齢化が進む中で医療費もふえてくる。保険料を含め今後どのような資金計画を考えているのかとの質疑に、今後も赤字の抑制に努めながら基金の取り崩しによって資金調達を行う。基金残高が少なくなっているため、基金が底をつく前に保険税の改正を行い、赤字の解消をすることになるとの答弁。法定外繰入金はどのくらいあるものなのかとの質疑に、本市において法定外の繰り入れは行っていない。財政調整基金の繰入金を繰り入れて財政を賄っている。平成23年度決算では、基金残高は4億円ちょっとであると答弁。次に、法定外繰入金はないということだったが、福祉医療費はそれに当たるのではないのかとの質疑に、福祉医療費については一般会計での支出であり、国保会計に繰り入れての支出ではないとの答弁。一般被保険者国民健康保険税が減額になって医療給付費も減額になっているが、この理由はどの質疑に、主な要因については世帯数、被保険者数の減少と課税標準所得額の減額、すなわち収入の減少に伴い税額が減額となったと答弁。貸付金が半額になっているがどの質疑に、貸付金の減額の主な理由は、平成23年までは入院時にしか使用できなかった高額療養費の限度額認定証が、平成24年の4月から外来の診察時でも使用できるようになったために、貸付金の利用者が減少ということで減額をしていると答弁。次に、ジェネリック医薬品の影響はどれほど分析できているのかとの質疑に、保険者負担額は一般被保険者が約693万7,000円、退職被保

険者が約74万2,900円、合計で767万9,900円の削減を見込んでいると答弁。療養費指定公費の対象者はとの質疑に、70歳から74歳の特例措置の分で柔道整復師等の療養費であると答弁。次に、繰入金の財政安定化支援事業に示されている5,358万9,000円は国が示している額かとの質疑に、国が示している算定基準額の8割が算入額であると答弁。算入額は他の市町村はほとんど10割にしているが、財政が厳しい中でこれを10割にしていく方向づけがないのかとの質疑に、担当課としては10割の要求をしている。その中で8割の査定が決まり、こちらで計上という形になっていると答弁。基金残高も年々少なくなっていて、そのための国からの安定化支援事業の交付金であるが、やはりここは10割にしていくという政策にするように求めるがとの質疑に、担当課としても10割となるよう説明にも努めていきたいと答弁。退職被保険者等療養給付費が今年は減額になっているが、歳入の退職被保険者等保険税はふえているがこの理由は、団塊の世代の退職者数が増加する見込みで歳入増となっている。予算については過去2年間の療養諸費の推移から算出した結果減少傾向となっていると答弁。加入者がふえ歳出が減ったというのは、歳出に年齢は考慮していないのかとの質疑に、退職の分はそういう傾向が出ているが、全体としては医療費が伸びているのでそこまで影響は出ていないとの答弁。バスの借上料についてはどのようなことを検討していて、どんな効果等を望んで計画をしているのかとの質疑に、健康ウオーキングのバス借上料で、景観のよい場所で約40分から1時間かけウオーキングをし、その楽しさと健康への意識変容につなげてもらい、今後自宅においてもウオーキングを実施してもらうことが目的である。この事業は参加者にはおおむね好評で来年も参加したいという意見があり、有効な保健事業の一環であるとの答弁。健康づくり補助金が減額している理由はとの質疑に、現実的に問い合わせは結構あるが採択になるケースは限られている。実際3団体までというのがここ数年の推移である。そのことから減額していると答弁。次に、事業の周知を徹底し、採択要件を下げ使いやすいものにしてはどうかとの質疑に、周知については、主に広報紙を通じての周知をしている。今後は声がけをするなど努めていきたい。採択要件の緩和については、検討は毎年行っているが、後期高齢者に加入している方が多いということで、今後国保へ戻ってくる可能性が非常に少ない。せっかくあっても利用されないというのは考えるところもあると答弁。人間ドック補助金の詳細と現状はとの質疑に、国保被保険者の40歳から74歳の方が人間ドックを受診した場合には、特定健診の基本項目に係る費用額を補助するもので、健診単価は平成24年度は5,784円であるとの答弁。国保会計と後期高齢者の会計が違うのでそれはわかるが、後期高齢者も入って医療予防に努めるよう意識づけも必要ではないかと思うが、そういう補助制度に変更するような検討はとの質疑に、そのことも含めてまた再度検討していきたいと思うとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。



次に、議案第7号、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について、質疑については、国庫支出金の中で調整交付金は介護給付費の総額の9.03%が交付されるものとして計上したとあるが、この割合を問うとの質疑に、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うために交付される。現在25%が国庫負担金で5%が調整して補助されるようになっているが、香美市は高齢者人口も多いため、9.03%で通常の5%より多目に来ているとの答弁。居宅介護サービス給付費について、国の方針が施設から在宅へと移っている中で増額していると思うが間違いはないか。また、介護保険の事業計画を立てるときに、施設から在宅へ何%帰すとか目標はあるのかとの質疑に、施設から在宅への復帰であるが、目標というのは特に決めていないが介護予防サービスのほうを充実、できるだけ重度にならないような方針で介護予防を進めていかなければならないとの答弁。地域支援事業費の中の介護予防特定高齢者施策事業費が前年度と比べて増額しているが、一般高齢者のほうは昨年度より減額になっているがとの質疑に、人件費が約75万円ほど減額となっている。そのほかには介護予防講座とかボランティア養成講座など実施の予定となっている。減額分は社会福祉協議会業務委託のほうへ人件費を移した3つの委託の中で案分しているので、介護予防のほうが若干減ったという形になっているとの答弁。委託料の健診外が増額となっているがとの質疑に、これは生活機能の評価基本チェックリストのアンケートの委託料が主になっているとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算についての質疑については、予備費がふえているのはどうしてかとの質疑に、これまで報酬のところで包括支援センターの嘱託職員を特別職非常勤職員として身分の位置づけをしていたが、仕事の内容自体が特別なものでもないので一般職非常勤職員として位置づけをし直した。そのため通勤手当を報酬と含めて支払ったが、通勤手当ではなく費用弁償で支払うこととなった。包括支援センターのケアマネの方が2月末でやめられる方がいたので3月から募集するということになり、そこで費用弁償という項目が平成24年度にはなかったので予備費から流用という形をとらなければいけなかったが、予備費の費目がなく困ったので、今回平成25年度については予備費を計上したとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑については、債務負担行為について、後期高齢者医療システム更新業務の平成25年度と平成26年度の金額は、今年度の歳入歳出の予算書の中のどの部分に入っているのかとの質疑に、後期高齢者医療システムの更新時期が来ていて新たに契約をするところである。2カ年間の事業となっているが平成25年度については支払い予定はない。平成26年度完了後に精算をする。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について、質疑については、出産育児一時金は廃目に昨年なっていると思うが、この額はどういう額かとの質疑に、平成23年度分が、平成24年3月に1件があるがその分の費用であるとの答弁。1件当たり42万円が1万円になるのか。補助額はどうなっているのかとの質疑に、出産育児一時金については、一般会計からの繰り入れで3分の2が交付税、3分の1が市の費用となっている。このほか補助金として1万円入ってきたということになるとの答弁。共同事業拠出金が減額になっている。国、県の支出金が約201万円が減額、そのうち県が約100万円減額ということだが、県が幾ら出したというのがないがどう理解すればよいのかとの質疑に、共同事業拠出金は30万円から80万円までの費用に係る分を市町村が拠出して、県が3分の1を補助し、費用を精算するもの。共同で市町村が同じ費用を出し合い、県はそれへ補助を出しているとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）について質疑であります。保険給付費の介護予防サービス等諸費の補正の15万円で、説明にある認定ソフトのバージョンアップというものはいかなるものかとの質疑に、改修に伴いマークシート調査状況を読み取るシステムもバージョンアップをしなくてはならない必要性が出てきたためと答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号、平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑では、一般管理費の財源振替について、予算ではゼロだが14万5,000円の減額とはとの質疑に、システム上の処理がこういう形になっており、予備費を充てた分がここへ出てきているとの答弁。予備費を利用したというのはいかなる理由でもあったのかとの質疑に、職員の時間外、職員手当と過年度保険料に係る歳出還付金の手当に充てているとの答弁。予備費を充当し職員の時間外手当に充てるのは通常やっていることなのかとの質疑に、通常は補正予算などでやるが、緊急に対応が必要になったということがあったので予備費を使ったとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特段の質疑もなく、討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第27号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号、香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑については、新しい企画ということだが、要望や声があったのかとの質疑に、どこの施設でも全体的にやられているようなので、ここはないのかというそういった問い合わせなどもあったので今回提案させてもらったとの答弁。次に、学芸員の奥物部美術館との連携はできないものかとの質疑に、物部支所とも連携をとって効果的にやっていきたいとの答弁。美術館の学芸員等と連携して研究や作品を発表する機会を設ける等の場所で、年額のパスポートを販売する検討は今後されていくのかとの質疑に、そういった検討はしていきたいとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。

特段の質疑もなく、討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第29号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、特段の質疑もなく、討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号、香美市立大柘診療所の指定管理者の指定について、特段の質疑もなく、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について、質疑については、市立の物部の歯科診療所を拠点にして周辺の高齢者の口腔ケアなどできないかとの質疑に、話をして可能かどうか聞くことはできるとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号、香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について、質疑については、受診者数の減と説明があったがどのくらい減ってきているのかとの質疑に、平成18年度の受診者数は平均受診4.0人であったが、平成22年度は平均1日当たり2.9人、平成23年度は3.1人になっている。平成24年度は2月末において平均人数が2.6人となっているとの答弁。町に出てこれない人がこの診療所を利用しているのではないかと思うが、そういう人が困るのではとの質疑に、実際の患者さんは慢性的な病気の高齢者でお薬をもらう程度の患者さんが中心である。地域になくなるのは不便であるが、平成25年度からの地域交通再編によりバスの路線も入るので今回提案させてもらったとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第39号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

反対の討論ですか。

（5番、濱田百合子君、自席から「賛成です」と発言する）

○議長（西村芳成君） 反対の討論はありませんので、次に賛成の方の討論を許します。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表しまして私は、議案第1号、平成25年度香美市一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

国の方針による地方財政は、前年度に引き続き防災・減災事業や地域活性化等の緊急課題や社会保障費の自然増に対応する財源も含め、平成24年度と同水準を確保するとしています。

本市においては、こうした国や県の補助事業を有効に使いながら、消防庁舎の建設、土佐山田学校給食センターの建設と順次着手するようになっていきます。また、新規に光ケーブル設置の費用など情報網の整備、社会資本総合整備交付金事業では、長く待たれていた地域の市道の整備などが進む計画です。ソフト面では、高等学校等奨学金の拡充など教育面に力を入れた予算編成となっていますが、なお定住人口増を目指し、医療費無料化年齢の拡充や太陽光発電システムへの補助額増などに今後取り組まれるよう望むものです。また、平成25年度から生活保護費の引き下げが具体化されるようになっており、従来から求めてきた就学援助基準の国基準への引き上げ、準要保護児童の学校給食費全額補助などを早期に検討されるべきです。

本市の財政調整的な基金は、減災基金もあわせると合計で53億4,300万円と県下でトップの額になっております。昨年より議会で取り組んでいる議会報告会においても、財政の安定化も必要だが市民のために有効に使ってほしいとの意見が数カ所で見られております。低所得者対策として基金の活用を検討されるよう市長の英断を期待するところです。

討論最後に述べます。本予算において、7款、2目の商工業振興費の13節、香美市いんふおめーしょん指定管理料の430万円、4目の観光費の13節、別府森林総合利

用施設管理委託料1,900万円、19節の香美市観光協会運営事業補助金1,100万円については、一連の経過からすればもろもろの懸念と危惧が残ります。しかし、市においては今後観光協会を全面的にバックアップし、指導もしていくとの意向を示されており、観光行政進展のため本予算に賛成の意を表明して討論とします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 次に、議案第1号以外での討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第1号、平成25年度香美市一般会計予算を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号、平成25年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、平成25年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、平成25年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号、平成24年度香美市一般会計補正予算(第7号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第14号、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第16号、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第17号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第18号、平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第19号、平成24年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第20号、香美市職員の特種勤務手当に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、



て、議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 21 号、香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 22 号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 23 号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 24 号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 25 号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 26 号、香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 27 号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 28 号、香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 29 号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 30 号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よっ

て、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第31号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第32号、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第34、議案第33号、こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第35、議案第34号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第36、議案第35号、市有財産の無償貸付けについてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第37、議案第37号、香美市立大柘診療所の指定管理者の指定についてを採決

します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第38、議案第38号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第39、議案第39号、香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第40、議案第40号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第41、議案第36号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、私は除斥となりますので退場いたします。

副議長と交代のため暫時休憩いたします。

(午後 3時04分 休憩)

(22番、西村芳成君 退場)

(午後 3時04分 再開)

○副議長(比与森光俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員会委員長、

島岡信彦君。

○教育厚生常任委員会委員長（島岡信彦君） 16番、島岡信彦。議案第36号の審査経過と結果をご報告申し上げます。

議案第36号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、質疑につきましては、やなせたかし記念館の管理委託料は前年度の実績をもとにしているのかとの質疑に、財団と協議をして企画展などによって計画をして管理料を決めているとの答弁。指定管理の期間は公益財団法人になっても1年ごとの指定管理期間は変わらないのかとの質疑に、昨年から公益財団法人に移行するというので1年間ということにしているとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○副議長（比与森光俊君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、教育厚生常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○副議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○副議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○副議長（比与森光俊君） 全員起立です。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

西村芳成君の入場を許可します。

議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午後 3時06分 休憩）

（22番、西村芳成君 入場）

（午後 3時07分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程第42、議案第44号、一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定についてから、日程第50、決議案第1号、定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、日程第42、議案第44号から日程第50、決議案第1号までの9件の案件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから日程第42、議案第44号、一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山崎眞幹君、爲近初男君、千頭洋一君、比与森光俊君の退場を求めます。

（3番、山崎眞幹君、7番、爲近初男君、8番、千頭洋一君、21番、比与森光俊君 退場）

○議長（西村芳成君） まず、執行部から提案理由の説明を求めます。産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 議案第44号、一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定について

平成25年3月15日提出、香美市長 門脇楨夫

一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例

目的のみを朗読させていただきます、以下省略させていただきます。

（目的）

第1条 この条例は、香美市の観光政策の担い手である一般社団法人香美市観光協会（以下「香美市観光協会」という。）に対し運営資金の貸付けを行うことにより、香美市観光協会が行う観光振興による地域おこしの活動の促進を図るとともに、将来に向けて香美市観光協会の健全かつ安定した経営の実現に寄与することを目的とする。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。質疑を幾つかさせていただきます。

香美市観光協会運営資金貸付条例ですが、上限が2,000万円となっております。この金額の根拠、またその貸し付ける根拠、また一般財源からの持ち出しとなりますが無利子である根拠。市民の大切な税金でございます。無利子にするということはその無利子分を何らかの還元を行うべきであるかと考えます。そのあたりの根拠のご説明をいただきたいというのと、また、目的の中には書いておられませんが、はっきりと言って赤字を補填するための貸付金条例というように感じております。これまでの一連の結果についての説明責任の果たし方と広報の方法についてまずご質問をいたします。

あともう1点、この条例については約2年間猶予を置きまして10年にわたり返済をする。状況に応じては5年の延長を行うこととなります。最終的に長期で17年間この問題は続いていくことになろうかと思えます。17年たちますとここの議場にいるほと

んどの方がおられなくなるような気がいたしております。責任を次の世代へ先に延ばしというような形になり、きょう中学校を卒業した学生の中から議員になった者がこれを審議するというような形になってくる可能性もあります。そういった先の時代にこの問題を引き延ばしてしまうことに対するお考えについてご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。まず、2,000万円の根拠からお話いたします。

議員協議会等でもお話しいたしました本年度の平成24年度における一般社団法人香美市観光協会の赤字額は、1,800万円にのぼるとされております。その中で取引業者さんへの支払い、職員の給与等がございます。また、銀行からの融資として500万円、そして理事が赤字の補填としてご負担していただいている分が610万円で、先ほど申しました取引業者さんへの支払いにつきましては約690万円程度になろうかと思っております。これを1,000万円から100万円ごとに2,000万円までキャッシュフローを含めてシミュレートいたしました結果、健全かつ安定した経営の実現には月末の支払い不足、これによって資金ショートは起こすべきでない。また、翌月10日に支払われる職員給与、これも遅配をすべきでない。以上のことからシミュレートいたしました。平成25年度、平成26年度2カ年間にわたって、平成26年度につきましては現在計画がなされておりませんが、平成25年度と同等のものと考えましてシミュレートいたしましたところ、1,900万円までは本年の6月に月末の支払い不足が生じます。その中でも1,500万円までにつきましては翌月の職員給与の遅配が生じるというおそれがございます。以上から、2,000万円貸し付けをいたしましたところでシミュレートいたしましたところ、月末の支払いを含め翌月10日の職員の給与の遅配もないというふうなシミュレートによりまして2,000万円を上限といたしております。

次に、無利子についてでございます。観光協会におきましては、香美市の観光政策の担い手であるという目的につきましては先ほど条例のほうで述べさせていただいたとおりでございます。今回このような形になって非常に残念でございますけれども、市といたしましても全面的に観光行政を担っていただくところにつきましては、今回の資金を貸し付けいたしました部分につきまして無利子という形で市のほうも援助をしていきたいという思いから無利子というふうな形にしております。

次に、広報についてでございます。こちらにつきましては、昨年末から高知新聞のほうで何度か記事を書いていただいております。本当に応援していただける記事とありがたく思っております。また今後この観光協会を市のほうといたしましても全面的にバックアップしていく中で、当然例月の検査であるとか四半期ごとの検査等も含めまして計画をしていく中で、また年度末の収支の報告等も含めて報告する機会がございましたら、市民の方々に報告を順次さしあげながら健全化に向けて歩んでいる部分を知っていただきたいと考えております。

(12番、山崎龍太郎君、自席から「将来にツケを回したらいかん」と発言する)

○産業振興課長(佐々木寿幸君) はい。将来に向けてという、第5条で2年を経過した後10年という形でございます。これにつきましては無理のない範囲、今回の2,000万円という部分をまず年間200万円といたしまして、10年間という支払いという形で収支の中で無理のない支払いができるというふうなことと同時に、今回の部分につきましては銀行支払い等も含めまして多重債務の一本化を図るということも目的といたしまして、市のほうからの部分でございます。長期にわたるわけでございますけれども、当然長期にわたり責任を持って観光行政を担っていただくというふうにご理解いただければと思います。

以上でご質問の答えとします。

○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) 有元議員の関連で1点だけ確認いたします。

課長の話ではこの2,000万円の中には銀行融資分500万円、それから理事さんが出された610万円を含んでると。未払いの状況等もお示しいただきましたけれども、実際市民が考えたら理事さん、役員さん、経営陣の部分のこの500万円とか610万円、銀行融資の500万円、そして理事さんの出されている610万円、これというのは経営が改善された後に通常は普通の企業は返還するということが私は基本と思います。だから、実際のところこの2,000万円を出すことによってそちらの返還も同時にあるということ自体が市民の理解を得られないと思いますが、その点についての見解を求めます。

○議長(西村芳成君) 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長(佐々木寿幸君) はい。お答えいたします。少し説明不足で申しわけございません。

銀行の支払いにつきましては、利子を伴うものですので今回債務の一本化ということで今回の2,000万円の中から支払うというシミュレートをしております。当然取引業者さん、職員の給与については第一でございますので。次に、その理事さんに負担していただいている610万円でございますけれども、来年度、平成25年度の決算が出るころまではそのまま保留とさせていただきます。そして、平成25年度の決算で黒字化が確認された後に理事さんに対して資金の中から少しずつ、いわゆる資金不足にならないところを考えながら順次返還をしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長(西村芳成君) ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) 理事さんの部分は了解しましたが、その銀行についてもね500万円の融資についても、経営責任ということから言えばですよ、実際はそれ



を無利子のお金を市のほうから貸し付けいただいたのでそれで返す。利子というのは通常の企業はゼロ%の利子というがはないんですわ、普通はね、どこでも。ということは、実際は経営が落ちつくまではその部分は観光協会なり理事さんなり、利子分を負担するというふうな決意があつてしかるべきと思いますが、そういうことについて観光協会の中、もしくは市との話し合いの中ではなされたのか、確認します。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 銀行の支払いにつきましては、あくまで緊急的な融資と、緊急の融資っていう目的によって手形によって行われております。これにつきましては、金利を伴うものですので先ほどお話ししましたように多重債務になるわけです。観光協会にとりましては、当然銀行また香美市からの融資、また理事さんへの支払いというところは全てがもう債務という形になっていくわけございまして、消費者行政は非常に詳しい山崎議員でございますので、多重債務の場合の一本化ということは前々から一般質問等でもお話をされてたとおり、一本化することによって再建に向け一歩を踏み出したいと。先ほどお話ししました理事さんの支払いにつきましては、1年後以降ということで確認していただければと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） その感覚が私どもと相入れないという部分で、これ以上話しても無理かもしれませんけど。実際ですね、金融機関、実際地元銀行ですけれども、現実問題そういう交渉事も踏まえて手形でやっているという部分、さまざまなパーセンテージ打たれてると思いますけど、そんなに高い利息じゃないと思いますけれども、実際問題それが経営陣の努力と思うんですわ、私どもは実際。これについては答弁要りませんが、その部分がやはり一言で言うたらやっぱり甘いんじゃないかという認識を示させてもらいます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 私のほうから条例の条文のことについてお尋ねをいたします。

この議案第44号の条例の附則、1が「公布の日から施行する」となっておりまして、2の失効の部分でありますけれども、「平成25年5月31日限り、その効力を失う」となっております。この失うのは、ですから第1条の目的と第2条のその予算の範囲内で貸し付けるということですね。それから貸付金等の金額、ここまでが5月31日出納閉鎖をもって失効するとなっておりますが、この失効の1行を入れなければならない意味が見えてきません。それと、そうすればですね、後の条文は生きるんだと。第3条第2項及び第4条から第8条までの規定は、「同日以降もなおその効力を有する」となっておりますので、第4条にあるのは目的以外に使用してはならないという規定がござい

まして、そうしますと、この第1条の目的が失効しておりますと、第4条がどうなるのかというふうに少し疑問に思うところですが。

それともう1点、最長17年間の返還期間という、大変社会通念上と申しますか長い期間が設けられております。気になりましたのが経済的な理由により貸付金を返還することが困難であるときは猶予が認められるとなっておりますが、この1をつけた理由についてお伺いをします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。まず、この附則第2項の、平成25年5月31日限りでその効力を失うから説明をさせていただきます。

まず、本条例につきましては、平成24年度の補正予算で融資を行うということから、平成25年5月31日の出納閉鎖までとすると。その効力を失うの部分でございますが、第1条を残しておく、また次も貸し付けを行うことができます。この部分は既に貸し付けるときにこの目的は果たしたものと考えて、第3条の1項まではその効力を5月31日限りで失うとご理解いただければと思います。

次に経済的な理由、今後どのような経済状況が起こるか予測ができません。現在の世界情勢から言いましても、どのような形で経済的なことが起こるか、その辺は予測不可能な部分につきまして第6条の第1項第1号を定めておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 山崎です。

このことについてはいろいろ質疑等を経てわかったわけですがけれども、本来であるならばさまざまな経営改善を努力を行って、なおこういう状況になったということであればこのことも理解できるわけですがけれども、なかなかそうではない、放漫経営ということでのこういう状況になったということもありですので、経営責任という点から言ったら本来なら前専務がその責任をとるといことになるかと思えますし、またそのチェックが十分できなかつた理事会のほうが責任を負うということになるかと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えをいたします。

せんだっての議員協議会でもお話しいたしましたとおり、前専務によります一連のこの事案につきまして、ほぼ全てが前専務によって引き起こされたことと申します。これによつての責任は免れるものではないと申します。また、当然それがチェックができてなかつた理事会、またそれを管理、監督のできなかつた市にも最終的に責任があるものと考えております。この辺につきましてはせんだっての一般質問等でもお話をしたところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それはわかりましたが、それに対してその今回の赤字という部分でそうしたその金銭的な責任というものはどうなってますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。現在観光協会の理事会のほうでは、元専務理事に対しまして損害賠償を含む民事的な責任を検討をしているというふうな報告をいただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光です。

今回の本当にこの観光協会の不祥事は大変残念に思います。先ほどから言われてるように議員協議会でもお話がありました前専務の責任は本当に重いものだと思います。そして、また理事会のチェックの甘さというのものもある。しかしながら、そこへの市の責任、先ほど課長からも言われました最終責任は市のほうにもあると。それから、また議場でも市長のほうからも最終責任は私にあるということで市の責任を認められました。やっぱりこういう運転資金を貸し付けることで早く再建を行い、そしてこの香美市の観光産業発展のため地域振興のためにも頑張ってもらいたいということで、今回市の支援の1つとしてこれが出されたということだと思います。

ただ、少しその条項の中のことを聞きたいんですが、その前に少し心配というか気になるんですが、この観光協会を立ち上げのとき、昨年2月の議員協議会で立ち上げに当たっての前課長から説明がございました。そのときに、この観光協会の専務として町田氏のことについては、3年間での実現事業での実績を見込んで適任者であるというご説明でした。で、今回のことでいろんなことが出てきましたよね。実現事業をやってこられた3年間にも今回の観光事業と同じようにずさんな現金管理があったということが判明しました。その実現事業をやっているときに、1年目にもずさん、それと同じようなことが2年目にも行われています。それで労働局から指導を受け、それで3年目の平成23年6月6日に104万円余りのお金を戻入をしております。その間にもいろんな指摘が続いていたと思うんですが。それにもかかわらず私たちには適任であると、その実績を見て。その戻入するに当たってはやはり市が担当であったり市長であったり判こを押していると思うんですが。そういう実情を知りながら私たちには適任であるというように説明がありました。ほんで、それは何を基準にそういうことを言われたのでしょうか、そのご説明を願いたいと思います。

そして、またそういう人を任命したにもかかわらず観光協会立ち上げのそれであるならばね、そういうところはちょっと心配だけど、けど彼の手腕を見込んで観光協会を何

とか立ち上げてくれるということで任命したのであれば、当初から毎月その金銭に関してはチェックをするべきだったと思うんです。そういうこともなされてなかったという現実。今回調査に入ったのも平成23年度の決算報告が出て、労働局から訂正が何回かあったと思います。そのことによって入られたのではないのでしょうか。そういうもろもろのことがありますので、この条項の中に、先ほど当初の有元議員の質問の中で、チェックは毎月例月検査や四半期ごとにやっていくということですので、第5条第2項の貸付金や1や2の虚偽の申請とか、そういうこともそのときに確認をしていくということでしょうか。

そして、もう1点、8番の市長の指示に従わないときってというのは、市長の指示とはどういうことを指しているのでしょうか。以上お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 前年度のですね、どうしてその方をというのは私ちょっと把握しておりませんので、それは市長のほうにお答えをお願いしたいと思います。

次に、このチェックでございますけれども、当然例月検査におきましては当然経理をまずやります。それから、実地としまして当然べふ峡温泉のほうへも当然行くというふうな形を計画しております。また、四半期ごとの検査は全て運営も含めましてですね全てについてやっていきたいと考えております。それによってチェックを働かしながら観光協会と一緒に、職員と一緒にですね立て直していきたいと考えております。

また、その市長の指示に従わないときという項目もございますけれども、これは検査の時点でこういうふうな形で改善とかいうふうな形で指導する場合がございます。その指導に従わないと、例えば何回指導しても従わないとかいう場合につきましては、当然このようなところに該当すると。

また、今回の検査でございますけれども、労働局からのことじゃなくってですね、前回お話ししましたように、7月に入りましたときに経理の検査に入りましたところ、少しおかしい部分がありました。しかしながら、経理システムができ上がってないのでそのお金がどちら向けに行っているのかってということが正確につかめなかったことから、9月末には経理システムが整うということで、第2・四半期が終わって第3・四半期に入って検査をしたいということで、べふ峡につきましては、また鹿肉の解体所もございますので、そちらも同時にべふ峡温泉のほうに入ることによって本部の経理も一緒に、経理システムができ上がった部分も含めて検査をしたというふうな経緯でございますのでご理解いただけたらと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 先ほどのご質問にお答えをしたいと思います。

先日の一般質問でも私のほうの責任という形のこともお話をさせていただきました。そうしたいきさつも含めまして、最終的には責任が私にあるというふうに申し上げたわ

けでございますが、先ほどのことにつきましてもそういう思いをいたしております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そうしましたら、私たちに説明したときにはわかってたけど、手腕か何かで彼を選んで適任と認められたんで、その部分をご説明願います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。当然そうした思いを持って、ただこうした専務という役職についてはやはり観光協会の中でのことでございますので、理事としてのことについて私はあえてそれについてどうこう言える身分でもございませんでしたのでそういう思いでございました。

○議長（西村芳成君） ほかに。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。

今、香美市観光協会のほうは指定管理ということになってると思うんですけども3年間ということで、この第5条を見ますと返済、貸付金の返還については2年を経過した後10年以内ということになっておりますが、その指定管理についてふさわしくないと判断したときにはどのようなことになるのでしょうか。貸付金の返還も含めて質問いたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。指定管理とこの返還について何ら関連するものではございません。観光協会への貸し付けでございますので、観光協会が例えば指定管理のほうを外れることがあっても、観光協会の営業の中から払っていただくというような形になろうかと思えます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 先ほどのちょっと続きで。わかりました。要するに市にも責任があるので貸し付けをするということだったかと思えますけれども、それにあわせて市長は最終的に市長にも責任があるということと言われたんですが、そしたら市長としてはその何か責任、何かこう市長としての責任っていうのはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。先ほど来から申し上げておりますように、やはり最終的なそうした道義的責任は私にあるというふうに認識をしております。

観光協会の設立に当たりましてはずっとお話がございました。そうした中で一般社団法人の香美市観光協会が設立をされたわけでございます。そうした中で先ほど申しましたように、こうしたことに至ったということにつきましては十分な市としての対応がで

きてなかったという道義的な部分、そうしたものについては先ほど来から申し上げておりますように、市の責任というものがあるわけでございます。その責任の一環として今回こうした貸付制度、資金貸付条例、そうしたものを提案をさせていただくというふうに私自身思っておりますのでご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

1 番、有元和哉君。

（「どちらから」という声あり）

○議長（西村芳成君） 討論がありますので。まず反対の方からですので、反対の方は討論ありますか。

1 2 番、山崎龍太郎君。

○1 2 番（山崎龍太郎君） 1 2 番、山崎龍太郎です。

議案第 4 4 号、一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、香美市観光協会において一連の事態が起き、執行部と議会が一般質問、議員協議会等において議論を積み重ねてきた上での条例制定を図ろうとするものであります。このような状況のもと、議会は市民の代表としてのチェック機能を果たし判断を行うべきであります。

最初に申し添えておきたい点は、私どもは議案第 1 号については観光行政の推進等には異論なく原案賛成の立場でありました。しかしながら、本条例案は幾つかの問題点を抱えております。この間、観光協会元専務理事における不適切な現金管理、無計画な雇用等により資金ショート状態となり、ほか役員、従業員に多大な迷惑をかけたところがあります。そこから再結成を期している点は伺ってまいりました。ただ、現時点で貸し付けとはいえ市から 2,000 万円の財政支援には到底市民の理解は得られません。指摘しておきたいのは、1 点目に経営陣としてあらゆる手を尽くしたかという点では、当面の資金繰り等には努力されたようですが、一般社団法人といえども一企業であります、今後の計画を基に公的融資等の資金獲得に努力されるべきであります、その動きがありません。

2 点目に、余りにも企業会計実務がお粗末であるという点であります。早急に改善を図るとのことですが、一定の企業であれば日々の売り上げ、経費の積み重ねから月ごとの集計にて総勘定元帳は整備し、月々の売り上げ目標の達成や経費削減等前年と比較して検討をしております。その集大成が決算書となります。観光協会は、観光企画等において多くの収益を期待するところですが、企業としての原点が整備されておられません。

3 点目に、整理解雇等の手法についても今後の運営に禍根を残したと言わざるを得ません。執行理事から支援の依頼があったと聞き及んでおりますが、観光政策の担い手と

して特別な役割を担っているとはいえ、一企業に無利子で2,000万円、2年間据え置いて10年以内に返還すればよい。ちまたの企業は今日の不況下、経営努力にて融資も獲得し頑張っております。雇用や産業振興、地域おこしの活動などの面で本市に貢献している企業は多く存在します。公平性はいかに考えているかという点であります。中小企業支援の全体を網羅した施策を否定するものではありませんが、一企業に特化したものは極力避けなければなりません。

そこで私どもの提案です。打開策を示します。3月末現在、3月末予測1,800万円の赤字は、理事等の資金繰り対策で900万円を充ててきたので実質900万円の資金状態となります。観光協会の平成25年度の予算案では600万円強の黒字予定であります。先日の質疑で確認しましたが、補助金、指定管理料の前倒し支給は違法性はないとのことですので、年度当初の入金で当面の危機を乗り越えます。計画どおりいけば来年3月末にはマイナス300万円の状況まで改善します。そして、再度の前倒しを継続すれば、その翌年度末にはプラス300万円となります。そこから金融機関等への返還を始めます。それまでは元金据え置き、利子負担のみでしのぎます。このような改善策をとることが大切です。先日の質疑で執行部より疑問が示された補助金などの支給については、状況や結果を見てから協定書に基づき支払うという点に関しては、3年間の指定管理は継続するわけで債務負担行為も行っております。平成24年度1年間の実績から状況打開が必要な今、協定書の変更にて年度当初の支給を行うことは結果を見ての決断であり、前例に固執しない柔軟な対応が必要と考えます。

以上述べたように、貸し付けありきではなく、一般社団法人香美市観光協会の危機を乗り越えるため行政として知恵の部分で全面的にバックアップを行い、観光協会が所期の目的を達成できるよう支援を求めます。観光協会の奮起を促す意味からも本条例案に反対の意思を表明し討論といたします。

○議長（西村芳成君） 次に、賛成の方の討論ありますか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、自由クラブ、竹平です。

ただいま議案となっております議案第44号、一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定について、本議案に賛成する立場から討論を行います。

まず、本議案のポイントを述べますと、香美市観光協会へその運営資金として本市が無利子、無担保で上限2,000万円として貸し付けを行うという極めて重要な条例案件であることから慎重を期する判断が求められます。したがって、少し時間がかかりますので、まず結論を先に述べさせていただきます。

結論といたしましては、今後とも本市の観光産業の振興は本市が策定した香美市第1次振興基本計画及び実施計画にも盛り込まれており、その推進政策に常時成長発展を望むものとして、また、議会の取り組む姿勢としては執行部と連携し、一丸となって課題の克服を図るべきとして本条例に賛成するものであります。

以下、論点を次の3点に整理をして賛成の趣旨を述べます。

まず、1点目といたしまして、香美市観光協会の現下の運営状況とそれに対する議会の今後の展望への対処であります。議員諸氏もご承知のように、現下の観光協会是一般社団法人として発足間もない期間の中で、極めて不適切な運営方法や会計処理により、観光協会自体が継続されるのか否かの危機にあります。そうした中、協会自身も運営改善策を示すとともに、協会長以下執行理事が議会に対し多大な迷惑をかけたという旨の陳謝と今後の協会再起へ向けた理解を、そしてまた協力を求めています。同時に、市長もこの件に関しては最終的な責任は市長にあると表明をしております。このことは協会トップと行政トップがそれぞれの立場において責任を重く受けとめていることにはほかなりません。そうした中、議会のとるべき今後の展望であります。端的に申し上げますと、それぞれの立場で責任を重く受けとめ、今後の再起を思う姿勢に対し見限るのか、それとも将来を見据えた対応を講じるのかにあります。このことを考慮したとき、前にも述べたように、責任の所在も明らかになる中では、議会としてもいま一度執行部とともに将来展望に道筋をつけるべく行動するのがそのあり方と考えます。

次に、2点目といたしまして、提出議案についての内容と、それに対する議会の対処であります。本条例は全8条からなり、それに基づく施行規則全12条から構成をされております。その中で最も注視するのが、貸し付け方法とそれに関係する担保と返還期限であります。貸付金に対する利子は、現下の観光協会の経理内容からすると一定理解せざるを得ない中での無担保と長期の返還期限であります。この点につきましては、施行規則にうたわれているとおり、理事の中から少なくとも5名の連帯保証人を立てなければ貸し付けは実行されないということになっていることと、特段の理由もなく返還ができない場合は、条例で罰則条項として延滞利子を課すこととしております。このように、かなりの制約、俗に言う縛りをきかした条例と施行規則である限り、議会の対処もおのずと見えてくると考えます。

最後になりますが、3点目といたしまして、この件に対する議会の立ち位置であります。端的に述べますと、一時的な視点に立って物事を判断をするのか、あるいは中長期的に物事を捉え判断をするのかにあります。同時に、判断いかんによっては他の事業分野へも波及があることを視野に入れて態度表明を行わなければなりません。こうした点については後者のほうで臨むべきと考えます。すなわち、本市が策定いたしました第1次香美市振興基本計画と実施計画の存在であります。ご承知のとおり、この振興基本計画書策定に当たっては、市民の代表を初め各界、各層からなる有識者や学識経験者で審議会が構成され、それぞれのもとで仕上げた計画書でございます。このことを考察するとき、我々議会も市民の代表からなる組織機関であり、執行部とともに協働してこの施策推進に臨まなければなりません。なぜこのことを強調するかと申しますと、承知のとおりこの基本計画、また実施計画の中には、賑わいを興すという項目で本市観光産業の振興も盛り込まれております。つまり、本議案の結果いかんによっては本市の将来の



道しるべとも言うべきそれぞれの計画書について、またそれに伴う中長期的な財政計画について修正や変更が出てくる場合がないとは言えません。一事業の変更でも他の事業分野と深く連動していることを認識をするとき、果たしてそのことが市民の皆さん、また本市にとっての影響を考えたとき利益につながるのか疑問を持つものであります。こうした点を考慮するとき、一時の事象に対し消極的または否定的意思を唱えるのも結構ではありますが、やはり議会の立ち位置としては常に中長期的な視点に立って物事を判断をし、決定を下すのが我々議会人の務めであると認識をするものであります。

したがって、今回提出される議案は、今後の香美市観光協会の運営に関して再起を促進する意味からも、支援体制を構築するとともに香美市観光協会はもとより執行部、議会が一丸となって運営の立て直し、正常化、そして健全化に向けて取り組むことが肝要であると考え次第でございます。

以上申し上げまして、本議案の賛成の討論といたします。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

次に、反対の方の討論はありますか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎晃子です。私は、議案第44号、一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定についてに反対の立場で討論を行います。

本条例案は、過大な事業計画により資金ショートを起こした一般社団法人香美市観光協会に資金貸し付けを行うための条例制定です。まず、指摘しなくてはならないのが、返還期間もさることながら施行規則においてさらに5年の支払い猶予期間が設けられている点、そして、条例第6条第1項では、返還猶予の要件に経済的な理由が挙げられている点です。この2点によって保証人を5人つけるとはいえ、貸付金を積極的に回収する意思が読み取れません。一方で、本市は5万円、10万円でも学校給食費の滞納などを公平性を保つためとして、時には訴訟まで起こし厳しい徴収をしています。その点での整合性はどうでしょうか。

また、不可解なのは平成25年5月31日をもって条例の目的を定めた第1条、貸し付けることを定めた第2条、貸付金の額を定めた第3条第1項が失効する点です。この条文を5月末日で失効させる必要がどこにあるのか、説明を聞いてもなお理解できません。第4条との関連も整理がつきません。施行規則にも同様の失効規定が附則にありますが、貸し付け2度目を防止する目的であれば、施行規則も残せばよいのではないのでしょうか。なぜなら、施行規則第2条の条文には、観光協会が条例第2条に規定する資金の貸し付けを受けようとする場合は、貸付金申請書に掲げる書類を添え、平成25年3月31日までに市長に提出しなければならないとあります。この条文を残しておけばそれ以降の貸し付けは成立しません。あえて附則で貸付金の目的や貸し付けすること、貸付金の額を失効させる必要性は認められません。ちなみに、類似した貸し付けを行っている東部のある自治体はそのような失効規定は設けておらず、貸付金の返済は10年間

の期限を切って、年間の支払い額も要綱で明示されているとのことでした。また、本条例案は返還計画はあるものの返済計画がなく、不安要素の多い条例案と指摘せざるを得ません。

以上の理由から反対の意を表明して討論とします。

○議長（西村芳成君） 次に、賛成の方の討論はありますか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉です。議案第44号、一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定について、賛成の立場で討論行わせていただきます。

まず、傍聴の方々、またインターネットを通じて、また庁舎内で聞かれている市民の方に前提としてお話をしておきます。決して市民が納得できるものではないと十分に理解をして賛成の討論に当たらせていただきます。多くの市民の方々が怒り心頭でこのようなことがあってはならない、その中でも私は最も腹立たしく感じている人間の1人ではあります。

まず、この香美市観光協会については、従来市役所の行政職員が事務局を担っておりました。行政職員が観光協会の事務局を担うということは市民に対する公平性をうたわなければなりません。そうすると、この香美市にとっての非常に特化した美しい部分、いい部分を観光として伝えていくには多くの情報があり過ぎ、世界に発信していく、日本全国に発信していくことがなかなか困難でございました。そこで、民間化を行うことによって香美市の観光のすばらしい部分を特化し発信すること、そしてそのすばらしい部分を引き立てた上でそれに付随する観光地をもっと伸ばしていく、そしてすばらしい町につなげていこうという思いで市長の政策として法人化されたものでございます。

市長自身も最後の責任は私にあるとおっしゃいますが、市長自身もこのようにはしなくなかった。議会の一般質問で私は言いました。市長に責任はないように感じる、理事会にも責任がないように感じる、本当に責任があったのは誰なのか。多くの議員の方々がおっしゃるように元専務の暴走状態にあったということ、そして理事会がそれを監督できていなかったというのも1つの責任ではございますが、理事会に提出された資料には事業費の中に人件費が含まれていなかった、そういった事実等もございます。これから、観光協会は民事訴訟も考え追及をしていくという話がございます。私自身、市が調査に入った7月の時点で経理システムができ上がっていなかった、本来であればその時点で事業費をとめ、指定管理費をとめ、市としてしっかりとした指導を行わなければならない、そういう状況であるかと思いますが、1年目の観光協会で、そしてまさかそのようなことをするというふうには誰が思ったのでしょうか。我々議会ももう少ししっかりと監督をしなければならなかった。これから元専務に対する責任については観光協会が民事訴訟を踏まえ検討をしていくことと思います。そして、また市も雇用創造協議会の関係等があり責任を追及していくという話でございます。そしたら、我々市民はどこを向かなければならないのか。やはり香美市の未来を考えなければなりません。この観

光協会が法人として設立された当初の目的、それを考えれば私たちはここで立ちどまるわけにはいきません。観光協会を軸に観光業を伸ばし、アンパンマンに関連する施設が近畿地方に再びできますが、それによって観光客が減少する、それで我々市民にはどれほどの影響が出るか、皆さんはそれをどのように考えたことがあるでしょうか。私たちはこれから観光という1つの部門を伸ばし税収を上げ、皆様の福祉サービス、そういったものを維持していかなければならない重要な組織でございます。

ここからは感情論になってしまい理解をしていただけないかもしれませんが、この問題が発覚してから数度観光協会のほうの事務局に参りました。その事務局の職員の顔を見させていただきました。このまま香美市を終わらせてしまっているというような顔の者はおりませんでした。必死に悲壮感を持って、立て直さなければいけないそういった意思のもと必死に働いておりました。我々は責任を追及して、その責任の所在を明らかにしなければいけない。それは今後も続けていただきたい。しかし、ここで足踏みをする、そういったことをしてはいけません。本来であれば市の政策であるという以上、貸付金という形ではなく事業費の上乗せをしてでもという思いもありますが、あつてはならない事件であったということ、そして市民にこれ以上被害を及んではいけない。利息をつけずお金は貸す、後には戻ってきます。市民の皆様のもとにこの貸付金は戻ってきます。私は先ほど言いました17年先になってしまうかもしれない、将来の子どもたちに対してどのように考えているのか。しかし、私たちが考えなければいけないのはこれから将来の子どもたちに託す香美市の観光についてです。これほど悲壮感を持って必死に働く職員がほかの観光協会にいらっしゃるのでしょうか。いま一度彼らにこの観光を託してみたい、そういった思いで賛成の討論をさせていただいております。

諸氏議員の皆様から反対の声もありました。企業努力であつたり企業の原点がおかしい、そういった話もございしますが、これからはしっかりと改める十分過ぎる経験になったと思います。同じようなミスが発覚するとは到底考えたくもありません。次に発覚するときは完全に法人を解散するときでございます。この観光協会は香美市の観光に全てに影響をもたらす、そして香美市の観光を引き伸ばしていく重要な組織になっていただきたい。そして、また、今までのさまざまな起こっている問題についてはしっかりと追及をしていただくことを執行部に申し添えるとともに、私一議員の考えとして皆様はこの観光協会を守っていただき、そして市民の皆様もいま一度市の政策とは一体何であるか、そして市民とは、この市の政策にどうかかわっていくのか、それを考えこの観光協会にいま一度チャンスを与えてやるという思いでどうかご理解をしていただきたい。なかなかこれは理解できる問題ではございません。非常に腹立たしいことです。許されないことです。しかし、私たちは追い込まれている地方の都市でございます。前を向いて進んでいかなければならない。今後も市長の責任を持ってしっかりと観光の振興に努めていただきたいと思い、議案第44号に賛成の立場で討論とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 次に、反対の方の討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 賛成の方の討論はありますか。

10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 10番、小松でございます。議案第44号に賛成の立場から討論を行います。

本議案は、香美市観光協会に対し運営資金として無利子で上限2,000万円の貸し付けを行うという、極めて異例またかつ重要な条例案でございます。本市は龍河洞やアンパンマンミュージアムを初めとする豊かな観光資源や数々の特産品を有しております。これらの観光資源や特産品を一体化してコーディネートすることにより、観光産業を推進するためには観光協会の存在はなくてはならないとの認識から本条例案に賛成をする理由を申し上げます。

まず、議員各位もご承知のように、現在の観光協会は一般社団法人として発足後ほんのわずかな期間で、前専務理事による極めて不適切な運営方法や会計処理により存亡の危機にございます。そうした中、本条例案の可否は再出発を期す観光協会に対し、また本市の観光産業の将来に対する重要な判断となります。私はいま一度観光協会の主導により観光振興に取り組むことが必要と考えております。本条例案を否決をするということは観光協会を失うということであり、本市の観光振興にとって大きなダメージにはならないからでございます。

本条例及び施行規則の中で注目すべき点は、貸付金の額及び利子、貸付金の返還、連帯保証人でございます。この中で貸付金を無利子とすることとか、通常の融資では考えられない貸付金の返還の方法、また返還の猶予、これは今の観光協会の経理内容からしますと理解をせざるを得ないところでございます。最も注目すべきは連帯保証人でございます。協会の理事のうち少なくとも5名の理事を連帯保証人に当てなければならぬとございます。そこで、私は執行理事のお一人の方に会う機会がございましたので、直接お会いをしてお伺いをしたことがございます。その中で仮に議会が貸付金を認めていただくなれば、連帯保証人の5名は準備をしており、私も連帯保証人となって観光協会の再生に尽力をしたいとのことでございました。無報酬の理事の皆さんが大きな負担を負いながらも観光協会の再生に立ち上がっていることに感銘を受けました。また、それと同時に、貸付金の将来的な返還は担保されたと確認をしたところでございます。

最後に、今回の観光協会の問題は前専務理事の責任であることは間違いございませんが、指定管理者を指定した市の責任、それを認めた我々議会にも責任がございます。その責任の果たし方は観光協会の再生に向け側面からしっかり支援し、ともに観光振興に全力を尽くすこと、そして今回の貸付金を計画どおりに返還ができるような運営改善にもともに取り組むこと、また今回のような問題が二度と起こらないように指導、監督を怠らないことだと考えております。

また、唯一の収益部門でございますべふ峡温泉が当初の思惑どおりに機能をしなかつ

た、このことも今回の問題につながった一因ではないかと考えるところでございます。観光協会の平成25年度収支予算案によりますと、経常損益がプラスの600万円余りとなっておりますが、よほど努力をしなければ人件費の削減だけでは達成できないのではないかと考えるところでございます。べふ峡温泉の職員の皆さんには、今さらながらですけれどもその立場をしっかりと自覚をしていただくよう申し添え、香美市観光協会の再生を願い賛成の討論といたします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

山崎眞幹君、爲近初男君、千頭洋一君、比与森光俊君の入場を許可します。

（3番、山崎眞幹君、7番、爲近初男君、8番、千頭洋一君、21番、比与森光俊君 入場）

○議長（西村芳成君） 続きまして、日程第43、議案第42号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 議案第42号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）

平成24年度香美市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,302万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億2,474万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月15日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由、今回の補正は国における予備費及び補正予算への対応等に伴うものです。

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」42-3ページから42-9ページまでと、それと歳入歳出補正予算事項別明細書、42-12ページから同14ページまで、次に、

款・項・目・節の内訳、これ42-15ページから同20ページまで、これにつきましては、議案等細部説明書の中で概要をお示しをしておりますので省略させていただきます。

続きまして、42-10ページ、「第2表 繰越明許費補正」につきまして説明いたします。

2款、総務費、1項、総務管理費で1事業7,725万円。6款、農林水産業費、1項、農業費で1事業946万8,000円、同2項、林業費で2事業のうち1事業は変項で4,010万円の増とあと1事業が追加で4,010万円。8款、土木費、2項、道路橋梁費で1事業3,210万円、同6項、住宅費で2事業5,140万2,000円。9款、消防費、1項、消防費で1事業2,628万円。10款、教育費、2項、小学校費で1事業1億1,169万5,000円、3項、中学校費で1事業2,338万1,000円の補正といたしました。

なお、繰り越し理由につきましては、国における予備費及び予算補正対応に係るものです。

次に、42-11ページ、「第3表 地方債補正」につきましては、4事業について変更し、まず基幹集落センター整備事業については3,450万円を、農業施設整備事業につきましては890万円を、林道整備事業につきましては3,230万円をそれぞれ追加、そして義務教育施設整備事業については、改造で7,470万円と合計で1億5,040万円を増額し、限度額を10億9,380万円といたしました。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じです。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 16ページでお尋ねします。

市債ですが、この説明のところに旧合併特例債がこのように出ておりますが、合併特例債がこの事業に使う分を入れまして幾ら使うことになるのか。現在までのその残高といますか使う額がわかりましたらお願いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 今回の補正はですね、別紙でこのあたりをこうさび分けてつけておりません。この後ろの端の42-21ページに現在高の見込みに関する調書というのがございますけども、この中のその6の一般単独事業債の中にこれ含まれておるわけでして、これを抜き出してやるということになってきますと第7号補正に、今回ここに出ておりますそれぞれの細かい部分の数字を足したら合計が出るということになります。合計額を手元に持っておりませんので（後に「平成24年度は合併特例債については5億8,760万円になる」と説明あり）、考え方としたらそういうこ

とであるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。15ページでお伺いします。

2項の国庫補助金、4節の防災・安全交付金っていうのが国から来るようになっております。これを説明のほうで見ますと、国庫補助金のほうが国の補正予算に対応する道路ストック総点検委託事業というふうにも書かれておりますが、これは昨年通学路の安全点検をされたと思うんですが、これは国側の要望で各自治体がしてたと思うんですが、それを受けて国が道路の状況を総点検しなさいというようなことに対する委託というようなこともこの防災・安全交付金の中に入っているんでしょうか伺います。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。道路ストックというのはトンネル事故がございましたわね。基本的には道路の橋梁とかトンネルとかそういう道路の点検の業務でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。17ページです。

17の民生費の障害者福祉費のほうですけど、法改正に伴うシステム改修ということですけども、障害者自立支援法から来年障害者総合支援法に改正されるわけですけども、どういった点が改正になるのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 法改正の分とこの補正に関する法改正の分のことでしょうか、ちょっとその辺が。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） これはその障害者自立支援法に変わりますよね、来年から。それでこのシステムが変わるというふうに理解したんですけども。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。この法改正については、平成25年4月からの分と平成26年4月からの分の改正がありまして、今回の分は平成25年の4月からの改正の分です。

それで、まず1つは法律の名前が変わります。その分の改修費とそれと障害者の中に難病の患者の方が含まれるということ、この2点が平成25年の4月からの改修の分です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。

19ページの15節、この駐車場の整備ですけれども、これは宝町にある住宅と黒土にある8世帯、宝町は16世帯です、この住宅について駐車場を整備するということですが、これは僕は数年前にも質問をさせてもらったときには、黒土については8世帯のところには駐車場にする用地がないのでできないということ、それから宝町については用地はあるけれども、その駐車場として指定の区画をつくったら料金を徴収されるということで住民がそれを望んでないということでその設置はしないという答弁でしたが、それはどのように変わったのか。黒土についてはその用地は確保できたのかどうか。それから、宝町についてはそういう指定してここにとめなさいということになった場合に、料金徴収についても合意がなされたのかどうかその点。

それから、もう1つ、物部のセトル成矢というか市営住宅の改修工事が予算化されますけれども、これは住民が生活をしている状態で、こういうお金でどういう改修工事をするのか、その2点お願いします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

中央1号団地、中央2号団地の駐車場につきましては、今まで特定の駐車場がございましたので今回中央1号団地に20台分、そして中央2号団地に8台分の駐車場を整備しまして、入居者の利便性の向上とともに不法駐車防止による環境整備を図るものでございます。その以前のことにしましては私もちょうと承知しておりませんので、具体的な中身につきましてはちょっとわからないところがありますけど。いずれの団地につきましても、今までその用地については舗装もされてなくて、その広場に駐車はしておったけど料金もとってなかったというふうなことで今回きれいに整備しまして、さっき説明しましたようなその環境整備を図るということでございます。ちょっとその以前のことにしましては、ちょっと理解をしておりませんので申しわけございません（後に「団地の北側の公園を利用する」と説明あり）。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 先ほど大岸議員からご質問いただきましたことについて、ちょっと積算をいたしましたのでお答えいたします。

今回の分を足しましてですね、合併特例債につきましては5億8,760万円になります、平成24年度は。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所地域振興課長、和田 隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） はい。セトル成矢の改修工事でありましてけれども、平成7年から入居が始まっておりますけれども、屋根部分とか外壁塗装、傷んでますのでそういう改修工事を行いたいというところです。

○議長（西村芳成君） ほかに。



13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 積算をしていただきまして、ただ、その平成24年度のみ額をおっしゃいました。私が聞きたいのはこれまでの累積額をお聞きしたかったのです。示されませんでしたので、もう言いたいことはおわかりと思いますけれども、交付税の算定利率がいいとはいえ、もう一本算定になりましたら地方交付税が減り始めますので、その辺の返還計画といいますか大丈夫かということと言いたかったわけです。それで額をどのように積算して、どういう返還計画でもってやられるおつもりかなと思って。課長ですのでその辺のあたりはきちんと計算はされてると思うんですけども、そのあたりをお聞きしたかったのでございます。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 済みません。質問の趣旨を十分によく認識してませんで、平成24年度だけの累計を申し上げた状況でございます。財政運営についてのご心配をいただきゆうところですけども、こういったふうに事業をこう、今回あたりもその国の補正対応等に対して前倒しをしたりしながらやっておるわけですけども、このあたりを見てもですね、新しくその事業をつくっているんじゃなくて予定していた事業を前倒ししておるわけですし、そのあたりも考えながら今押さえておる数字で言いますと、ピーク時に実質公債比率が17.3%と、18.0%まで届きませんので安定的な財政運営状況は維持できるという想定でやっておりますので、その点ご承知いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 国の大型補正と時々何か当然補正がやってきて年度を限ってね使いなさいという、それで随分一般会計のほう助けられた部分があると思うんですけども。余計なことかもしれませんが、それが巨額の基金に積み上がっているのかなあという感想を持ちました。返還計画があるようでしたら結構だと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。

先ほど答弁をいただいた市営住宅の舗装のことですけど、黒土の8世帯のところは宝町と違って駐車場にする部分が前の答弁ではとれないということでしたが、あそこには南側に市の土地で遊休地として遊ばしているところがあるが、そこを埋めての駐車場ということで判断をしたらいいのか、その点が1点と。

それから、18ページの15節、これ商店街の側溝の改修をやられていると思います。今道路の南側を東から西向いて工事は進行していると思うんですけど、この予算でどこまで工事が進んで完成するのかわかればお願いします。

それから、19ページの19節、住宅等耐震化促進事業補助金ですが、この金額で何戸分になるのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。商店街の側溝の関係ですが、百石のほうへ行ってですね、また南側のルートも順次、一応前にご質問にお答えしたとおりですね、商店街の通りは全部進めていきたいというのが全体計画に上がっておりますので、順次進めていきます。今回の場所についてはちょっと今資料を持っておりませんので（後に説明あり）。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 片岡議員の19ページの住宅等耐震化促進事業補助金の内訳についてお答えをいたします。

この補正予算で想定しておりますのが、耐震診断が60戸、そして設計、改修ともに21戸、そしてブロック塀の改修補助が6件でございます。なお、平成25年度の当初予算にも予算計上を一部さしていただいておりますので、あわせまして平成25年度に実施できる事業としまして耐震診断が60戸、そして設計、改修ともに25戸、そしてブロック塀の改修工事が10戸ということになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 片岡議員の駐車場の件は調査に行きましたので、後ほどお答えいたします。

ほかにありませんか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。20ページで伺います。

教育費ですけれども、説明書のほうにもありますけど、小学校で山田、楠目小学校の大規模改造事業、大宮小学校の防災機能強化改修事業、そして、中学校のほうでは大栃中学校の大規模改造事業ということで委託料ということで入ってますけれども、これは前倒しをしてやるようなこの補正でしたと思うんですけども、どんなふうな工事をするのかお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

まず、小学校のほうでございますが、これは山田小学校におきましてはトイレ、それから楠目小学校におきましてもトイレ、あともう1つ、今まで大宮小学校におきましては耐震、それからいろいろ設備しておりましたが、北棟と申しますかランチルーム、あちらのほうの棟が全然手つかずでございました。そこの部分の改修です。それと平成21年9月に建築基準法の施行令が改正されましてエレベーターの改修が義務づけられておりまして、それにつきましてこれは駆動装置といいまして揺れのとときに制御装置、二重の安全装置をなささいという指示が来ておりまして、それについての改修でございま

す。それから、大柵中学校につきましては、これも障害者用のトイレを1階か2階へ設置するという部分でございます。大体大まかな工事はそういったことです。

○議長（西村芳成君） ほかに。

管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

中央2号団地の駐車場の件ですけど、団地ですね北側に公園があるようですけど、そこを利用するにしております。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。片岡議員から先ほど聞かれた商店街の場所でございますが、東本町5丁目、自分もちょっと、クリーニング屋があるところをご存じでしょうか。あそこから起点して約300メートルぐらいを予定しています。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 書面を添えて動議を提出したいと思います。

○議長（西村芳成君） ただいま修正動議が出されましたので、その写しを配付いたします。

（修正動議を配付）

○議長（西村芳成君） 暫時ここで休憩いたします。

（午後 4時34分 休憩）

（午後 4時44分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

本案に対して、山崎龍太郎君ほか4人からお手元にお配りしました修正動議が提出されました。この動議は2人以上の発議者がありますので成立いたします。したがって、これを本案をあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。

平成25年3月15日、香美市議会議員 西村芳成殿

発議者 香美市議会議員 山崎龍太郎、同 片岡守春、同 大岸真弓、同 山崎晃子、同 濱田百合子

議案第42号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議  
上記の動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条第1項の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

議案第42号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案

議案第42号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）の一部を次のように

修正する。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

7款、1項、商工費2,000万円を1,000万円に減額修正を求めるものであります。

詳細については添付資料をご参照ください。

以上よろしく申し上げます。

【修正動議 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 修正案の説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで修正案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、初めに、議案42号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、自由クラブ、竹平です。

議案第42号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）の原案に賛成する者として討論を行います。

本議案の原案につきましては、議案第44号で原案を執行する際の根拠となる条例と施行規則にのっとりた額として、香美市観光協会貸付金2,000万円が計上されております。この予算を執行する際の根拠とする条例と施行規則をうたった議案第44号につきましては、先ほど可決されたところでございます。したがって、その額を計上し、あわせて総額4億3,302万8,000円の平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）の原案については事務の停滞を起こすことなく、ほかの計上されている市民生活に直結する事業予算とともに早期に事務執行を行い、市民サービス向上につなげるべきとして原案に対する賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。

次に、山崎龍太郎君ほか4人から提出の修正案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。私は、議案第42号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）の修正案に賛成の討論を行います。

本補正予算案原案では、国の大型補正を受けて基幹集落センターの耐震、改修事業や、林道の開設、小学校の施設改修工事など防災面からも急がれる事業が多く計上されています。全体として賛同すべき内容であります。その中で歳出7款、観光費の中の貸付金の額については同意できず、1,000万円と修正したものを発議いたしました。

これにつきましては、議会はこの間観光協会の一連の経過について議員協議会や一般質問等で説明を受けてきました。昨年末に前専務理事の不適切な金銭管理が市の調査で発覚した際、市は観光協会理事会に対し社会通念に照らし厳正な処置を求めると指導した旨、議員協議会で明らかにされました。厳正な処置はと聞くと、公務員一般職なら懲戒解雇だというご答弁だったかと思えます。しかし、理事会では辞職を承認し、その後新たに資金ショート問題が起こり、その対応に現在追われているところでもあります。前専務理事はみずからのことの原因を明らかにするという態度は示されず、理事会もそれ以上追及しないという極めて歯切れの悪い話であります。民事訴訟も辞さないと言っておりますが、それで市民にすっきりした説明がされるでしょうか。

一方、資金ショート問題ですが、これも主な原因は前専務理事が当初の計画にない過大な雇用をしたことにあるという報道もありました。理事会には虚偽の収支報告をし、市に対しては途中から理事会にも呼ばず、独断で進めてきた結果資金不足に陥ったというのが経過です。そのあおりを受けて解雇された職員のあることを銘記しなければなりません。この点では、本日の質疑の中でも、また協会側からも解雇や辞職をされた職員さんらへの何らの顧慮も見えてこないのは本当に残念でございます。これは人道上の問題であるのです。一般質問等を通じ、市長は責任を認めた上で今回補正で観光協会への貸付金2,000万円を計上されておりますが、議案第44条の貸付条例の審議等でも述べましたとおり、一連の経過も含めこのような貸し付けは市民感情からして納得のいくものではありません。

しかしながら、私たちは観光協会の立ち直りに際し、関係業者への支払いや職員の給与も遅滞しているような状態は回避しなければならないとの判断から1,000万円の貸し付けは認め、残りを減額修正といたしました。観光協会におかれては、今後は公益事業と収益事業を分けて、入りと出を明確にし、透明性のある事業運営で観光産業の発展に尽くされるよう願うものです。今後は協会一丸となって香美市の魅力を全国に発信していただき、たくさんのお客様が訪れる香美市となることを期待して、修正動議への賛成討論といたします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第42号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）を採決をいたします。

まず、本案に対する山崎龍太郎君ほか4人から提出された修正案について、起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第44、議案第43号、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長(岡本博章君) 議案第43号、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

平成24年度香美市の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,186万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月15日提出、香美市長 門脇慎夫

補正内容につきましては議案細部説明のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第45、議案第45号、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長(岡本明弘君) 議案第45号、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定に基づき、香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を次のように変更することについて、議会の議決を求める。

平成25年3月15日提出、香美市長 門脇楨夫

香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由は細部説明のとおりです。

以上です。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第46、議案第46号、香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長(几内一秀君) 議案第46号、香美市立繁藤診療所の指定管理

者の指定について

次のとおり香美市立繁藤診療所の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 香美市立繁藤診療所
  - 2 指定管理者となる団体の名称 医療法人大博悠会
  - 3 指定管理者となる団体の所在 長岡郡大豊町中村大王1497番地1
  - 4 指定の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 平成25年3月15日提出、香美市長 門脇槇夫
- 2ページ目のほうに指定管理者の概要を載せております。

繁藤診療所につきましては、ここ数年間平成20年度あたりより平均受診者数が0.9人から1.4人の1日当たりですが、年によって変動はありますが少ない状況が続いておりました。本年度末で指定管理期間が終了するということもありましたので、平成25年度以降の指定管理を方向性を決めていくということで、指定管理を受けていただいております大杉中央病院並びに地域住民の方にご相談を申し上げながら今後の方向性を決めてきたところ です。

それで、平成25年度につきましては週1回という診療にさせていただいて、また平成24年度の状況も見てその後のことは相談させていただくということで、本年9月に再び地域のほうへも入らせていただきまして、平成24年度の受診状況等を説明しまして、ただいま申しましたように平成25年度は週1回の診療と、そして平成26年度以降は大幅に受診者数の改善等がなければ平成26年度以降はもう廃止とさせていただくということでご理解をいただきましたので、指定管理期間を1年ということにいたしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第47、意見書案第1号、自治体における防災・減災のための事業等に対する国の財政支援の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。



提出者からの提案理由の説明を求めます。12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 意見書案第1号、自治体における防災・減災のための事業等に対する国の財政支援の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年3月15日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦

自治体における防災・減災のための事業等に対する国の財政支援の継続を求める意見書（案）

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展とともに、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が建設後30～50年を迎え、経年劣化により防災・減災対策等が大きな課題となっています。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もあり、住民生活の安心・安全確保のためにも、その適切な維持管理が必要ですが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化等から、思うに任せない状況です。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ6万の橋のうち89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることがわかったと報告がありました。

今回、「老朽化した社会インフラの整備」にも重点を置いている2012年度の補正予算が可決されましたが、この時期の補正予算では事業の選択、そして、決定までの期間が短く有効に活用できないことも懸念されますし、社会資本整備については、中長期的なビジョンに基づいて行うべき課題であります。

よって、国におかれては、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修、及び防災拠点となる施設などの耐震化等による防災機能強化にかかる補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど、国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充する等、今後とも、自治体における防災・減災のための事業等に対する国の財政支援の継続を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月15日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 新藤義孝殿、財務大臣 麻生太郎殿、文部科学大臣 下村博文殿、農林水産大臣 林 芳正殿、国土交通大臣 太田昭宏殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上よろしく申し上げます。

【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第48、意見書案第2号、在日米軍の駐留経費「思いやり予算」を、被災者支援に充てるよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。

意見書案第2号、在日米軍の駐留経費「思いやり予算」を被災者支援に充てるよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年3月15日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 片岡守春、賛成者 同 山崎晃子

提案理由を朗読いたしまして説明といたします。

在日米軍の駐留経費「思いやり予算」を被災者支援に充てるよう求める意見書（案）

政府は2013年度予算案において「思いやり予算」として1,864億円を計上しています。「思いやり予算」は在日米軍の駐留経費の一部で1978年から始まりましたが、在日米軍基地で働く従業員の労務費のほか、基地内の映画館、ボウリング場、プールなどの娯楽施設や家族住宅建設、電気、ガス、水道などの光熱水費にも充てられています。

在日米軍の駐留経費については、日米地位協定でさえ、「基地の提供以外は日本国に負担をかけないで合衆国が負担する」となっており、この拠出には法的根拠がありません。

東日本大震災から、約2年が経過し、いまだに30万人以上の方々が避難生活を余儀なくされ、住宅も仕事も再建の目途が立たない状況が続いています。

よって政府におかれては、米軍駐留経費の「思いやり予算」を、東日本大震災の被災

者支援に充てるよう強く要望します。

平成25年3月15日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、防衛大臣 小野寺五典殿、外務大臣 岸田文雄殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上でございます。同僚議員のご賛同よろしくお願いいたします。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、反対の方の討論を許します。  
はい。竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、自由クラブ、竹平です。

意見書案第2号、在日米軍の駐留経費「思いやり予算」を、被災者支援に充てるよう求める意見書について、提出に反対の立場から討論を行います。

本意見書案は、提出すること自体に意義があるのか、議会の立ち位置を考えた場合甚だ疑問を呈するものであります。すなわち、およそ予算というものはどういった成り立ちのものかに尽きます。国、地方自治体ともその予算計上をする場合、各事業ごとに精査し、その結果趣旨、目的に意味や意義、そしてまた効果を勘案し、さらにその事業への背景や事業成果を予測し裏打ちがされたものを予算とするとき、今回提出されている意見書案は甚だ短絡的な発想と言わざる得ません。

なぜなら、被災者支援の財源となる復興予算にしろ、この文面で言う「思いやり予算」は先ほど述べた予算組み立てや事情、背景に基づき予算計上されたものであります。特に、被災者支援を含めた復興予算につきましては、ご承知のとおり全国民が被災された県や県民の皆様方に対し、国民合意のもと復興財源を確保すべく予算を組んでおります。その中身はと申しますと、復興予算として2015年までに少なくとも19兆円余を支出するとし、そのうち10.5兆円は復興増税で賄うことといたしまして、この内容といたしましては2013年1月から25年間所得税に税率の2.1%、2014年6月から10年間住民税に年間1,000円を上乗せするとしております。これは被災地でも例外ではないものの、震災復興に広く国民がかかわっていることを物語っております。

こうした中、従来より実行されてきたいわゆる「思いやり予算」に対し、復興支援に名をかりながらごとく削減を働きかけるようなその発想が理解しがたいのです。何の予算であれ、その事業に係る予算の定義を称しているならば、ほかの予算へ絡めて主張する姿勢はいかかなものかと言わざるを得ません。短絡的な発想と偏狭的な視野で物事に臨む

と、果ては整合性の取れない矛盾をはらんだものになることをよく認識しなければならないと考えるものでございます。

以上の点を申し上げまして、香美市議会としての本意見書案提出には反対をいたしません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡守春です。意見書案第2号、在日米軍の駐留経費「思いやり予算」を、被災者支援に充てるよう求める意見書の提出について賛成討論を行います。

東日本大震災から早くも丸2年がたちました。報道によれば今年2月7日現在で死者1万5,882人、行方不明者が2,668人、仮設や借り上げ住宅で避難生活を送る人は31万5,196人となっています。狭い居住スペースや先が見えない状況のもと、配偶者間暴力、DVの相談件数が福島、宮城で過去最高を更新するなど、いまだにつらい状況に置かれています。被災者生活再建支援金などの復興支援策もとられていますが、移転先のめどが立たない、高齢化や家計の困窮で自宅再建を断念する世帯もふえつつあるとのこと。今被災者の方々は安心して暮らせる住まいの確保や生活費への支援を望んでいます。

こうした中、国の復興予算は2015年度までの復興財源の枠組みを見直し、19兆円から25兆円にふやされていますが、述べたように生活の再建は思うように進んでいません。一方、防衛省予算は前年度から400億円増となっており、その中に思いやり予算として1,864億円が計上されています。思いやり予算で基地内の小中学校は20人から25人学級で、米軍司令官の住宅は4LDKということです。4LDKの中には浴室は3カ所も取りつけてあるそうです。被災者の住宅事情や生活状況と比べると余りの落差です。予算の使い方が逆転しているのではないのでしょうか。予算には政治の姿勢があらわれます。沖縄では米軍の思いやり予算を被災者の支援へという署名運動が起きています。国民の税金での思いやりは被災者の上にこそ示すときであることを申し述べ、賛成討論とします。

○議長（西村芳成君） 次に、反対の方の討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 賛成者の討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、意見書案第2号は、否決されました。

次に、日程第49、意見書案第3号、TPP交渉にあたっては、国益を損なうことが明らかになった場合、ただちに交渉から離脱することを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 意見書案第3号、TPP交渉にあたっては、国益を損なうことが明らかになった場合、ただちに交渉から離脱することを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年3月15日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦

TPP交渉にあたっては、国益を損なうことが明らかになった場合、ただちに交渉から離脱することを求める意見書（案）

安倍首相は、オバマ大統領との会談で、環太平洋連携協定（TPP）問題について「『聖域なき関税撤廃』が前提でないとの認識に立った」として交渉参加を表明しました。

しかし、日米首脳会談での共同声明では、すべての物品が対象とされること、また、関税や非関税障壁を撤廃するとしたTPPの輪郭を日本も達成していくことが確認されています。このことは聖域なき関税撤廃を前提にしたものとしか理解できません。

日米首脳会談後、各界から「関税撤廃の例外が認められるかどうかは今後の交渉次第」という何の保証もない根拠で参加することに対し、強い懸念が示されています。

よって政府におかれては、TPP交渉にあたっては、国民に十分な情報提供を行うと共に、国益を損なうことが明らかになった場合には、ただちに交渉から離脱することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月15日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、経済産業大臣 茂木敏充殿、農林水産大臣 林 芳正殿、外務大臣 岸田文雄殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上よろしく申し上げます。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 意見書案の3行目に「正式に」と案文には書いておりますが、正式表明は午後6時の予定でありますので、現時点では「正式に」を省かせても

らいました。ご了承よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第50、決議案第1号、定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 10番、小松でございます。

決議案第1号、定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成25年3月15日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 千頭洋一、竹平豊久、織田秀幸、山崎眞幹、利根健二、山崎龍太郎、大岸眞弓

決議案を読み上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記の通り、定住人口増加促進特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 定住人口増加促進特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 現在の本市の人口は、約2万7,600人であり、合併した平成18年と比較すると、この7年間に約2,300人の減少である。

人口が減少することにより、産業・文化・教育等の衰退が進行する一方、市財政における自主財源やまちづくり計画にも影響が出てくる。特に若者の流出は深刻である。

以上のことから、本市においては将来の展望（後に「発展」と訂正あり）を期し、人口増に関する施策の展開を図るための調査・研究を行い、市長に提言することの目的を持って、定住人口増加促進特別委員会を設置する。

4. 委員の定数 8名以内
5. 会 議 委員会は必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
7. 施行期日 平成25年3月15日
- 以上、決議する。
- 平成25年3月15日、高知県香美市議会
- 以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

【決議案第1号 巻末に掲載】

- 議長（西村芳成君） 小松紀夫君。
- 10番（小松紀夫君） 失礼をいたしました。先ほど3. 設置の目的の中で下から4行目、本市においては将来の「発展」というところを「展望」と言い間違ったようでございます。「発展を期し」でございますのでよろしくお願ひいたします。
- 議長（西村芳成君） 説明が終わりました。これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから決議案第1号を採決いたします。
- 本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。
- 暫時休憩をいたします。

（午後 5時25分 休憩）

（定住人口増加促進特別委員会名簿を配付）

（午後 5時26分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。
- 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど決議案第1号が議決されましたので、定住人口増加促進特別委員会の委員の選任を行う必要があります。委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元にお配りしました名簿のとおり議長において指名をいたしますのでご了承願います。

【定住人口増加促進特別委員会委員名簿 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） ただいま決定いたしました定住人口増加促進特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

（午後 5時27分 休憩）

（定住人口増加促進特別委員会の委員長、副委員長を互選）

（午後 5時41分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をいたします。休憩中に行われた委員会におきまして、定住人口増加促進特別委員会の委員長と副委員長が選任されました。

定住人口増加促進特別委員会の委員長は比与森光俊君、副委員長は山崎眞幹君、以上のように決定されました。

ここで、定住人口増加促進特別委員会の委員長及び副委員長にご挨拶をいただきたいと思います。

定住人口増加促進特別委員会委員長、比与森光俊君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（比与森光俊君） 先ほどの委員会の中で委員長に互選されまして、大変重い委員長の職を今後山崎副委員長とともに進めてまいりたいと思います。執行部のほうでも定住促進につきましては研修等を含め進めていますので、また歩調も合わせながら住みよい香美市、定住人口増加の香美市を目指して取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 次に、副委員長に選任されました山崎眞幹君、ご挨拶をお願いいたします。

○定住人口増加促進特別委員会副委員長（山崎眞幹君） はい。副委員長をいただきました山崎でございます。比与森委員長をお助けしまして、微力ですが全力を尽くしまして偶然を必然にしたいとこのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。両君にはよろしくお願いいたします。

日程第51、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。



お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査をすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査とすることに決定いたしました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

2月27日に開会されました平成25年第1回香美市議会定例会は本日までの17日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成25年度香美市一般会計予算を初め、提出されました全議案等に対しまして一部修正の動議はありましたが、それぞれ適切な議決がなされました。

一般質問につきましても15名の議員が質問され、市政全般にわたって真剣な質問がなされました。しかし、今議会でも何名かの議員より通告にない質問や関連と言って拡大解釈した質問がありました。今後このようなことがないように通告は質問事項の要旨を明確にさせていただき、的確な答弁がもらえるように通告をしていただくように、時間のまたロスのないようにしてほしいと思うところであります。

平成25年度の各当初予算も可決されましたので、執行部も積極的に市政発展に取り組んでもらいたいし、議会といたしましても議会報告会を引き続き行い、市民の声を市政に生かすように努めてまいりたいと思います。

今議会開会のおきもご挨拶申し上げましたが、香美市も合併して7年を経過いたしました。人口減に歯どめがかからない状況が続いており、定住人口増加促進特別委員会が今議会に設置されましたので、定住人口増加に向けてあらゆる角度から積極的に調査、研究を行い、人が住んでくれる香美市を目指して、執行部とともに協議をしながら推進してまいりたいと考えております。

さて、この3月末で濱田政策企画財政課長と阿部税務課長が定年退職され、定年ではありませんが岡本管財課長が退職されますが、長年にわたり市政の発展に尽くされたことに議会を代表しまして感謝とお礼を申し上げます。どうも長年にわたりご苦勞さまでございました。退職後もまだまだ若いお三人でありますので、第二の人生を元気にそれぞれご活躍をされ、市政発展にもご協力を賜りますようお願いをいたしたいと思っております。

本日で第1回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、予定の日程どおり議会が終了できましたことに感謝とお礼を申し上げまして閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

次に、市長から発言が求められておりますのでこれを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 平成25年第1回議会定例会閉会に当たりましてご挨拶を申

申し上げます。

2月27日に開会をいたしました本定例会も提案をいたしておりました議案に対しまして議員各位の慎重なる審査をいただき、平成25年度一般会計当初予算を初めそれぞれの特別会計予算など全てに適切なるご判断を賜り、可決いただきました。心からまず感謝を申し上げます。

さて、今回の一般社団法人香美市観光協会に対する事案につきましては、市として補助団体であります協会の運営内容を初め事業に対する管理、監督責任があるにもかかわらず十分な対応がなされていなかったことに対しまして道義的責任は免れなく、改めて深くおわびを申し上げます。

そうした中で、本日追加提案をさせていただきました議案第42号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）、また議案第44号、一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定につきましては、ご判断が分かれたところでございますが、観光協会の受け持つ事業とその組織の重要性からして、今何としても再建を図らなければならぬという実情に対しましての深いご理解を賜り、ここに可決成立いたしましたことに深く重ねて感謝を申し上げます。

また、ご議論いただきました内容はまさに今後の協会の運営のあり方に対しましてのご指導であり、また励ましの言葉であると同時に市としての責任を戒められた発言と受けとめさせていただきました。今後とものご指導をお願いをいたします。

さて、今期定例会中に3月6日でございますが、在日米軍の海兵隊の普天間飛行場に配備されておりますオスプレイ3機によりますところのオレンジルートでの飛行訓練が行われ、そのルートにあります本市物部町上空を飛来し、また7日には県内上空で夜間訓練も行われるなど騒然といたしました。特に、危険性を伴う低空飛行につきまして訓練が行われたことはまことに遺憾であります。当日夜間には本所、両支所に担当職員を配置し、住民からの情報提供や収集などのためその態勢を整え備えました。

また、今政府にあつては与党自民党内で環太平洋連携協定（TPP）参加をするのか否かの議論の末、米、麦、牛肉、乳製品や砂糖の原材料など重要農産物と国民皆保険制度などを例外とするよう、また、交渉過程によっては脱退も辞さないという決議が行われ、そして安倍首相に提出をされようとしております。本日くしくもその交渉参加表明をされると報道をされております。

自民党はさきの総選挙で、公約として聖域なき関税撤廃を前提とする限り交渉参加に反対とすと言ってきました。首相は先月の日米首脳会談で聖域なき関税撤廃を前提とせずとの参加条件が満たされたと解釈し参加に踏み切ろうとしておりますが、重要農産物を守るというだけでは納得できません。政府の試算によりますと、農業への影響は3兆円とされておりますが、それだけではなく農は国のもとなりと言われておりますように、農業は食料の供給はもとよりであります。我が国の国土を災害から守るとともに、自然環境の保全という多くの公益的機能を果たしています。その現場の多くは中山間地域

であり、また零細農業であります。それに対する影響ははかり知れないものがあると思われまます。このようなことから、この国の農業の将来を考えると大変大きな不安を持たざるを得ないわけであり、政府にはしっかりとした農業政策を求めるものであります。

さて、先ほど今議長からもご挨拶がございました。この3月31日をもちまして、議会説明員でございました3名を含めまして11名の方々が退職をされます。ご紹介させていただきますが、政策企画財政課長、濱田賢二君、税務課長、阿部政敏君、管財課長、岡本博臣君、産業振興課総務班総務係長、藤岡隆彦君、あけぼの保育園園長、鍵山いさ子さん、あけぼの保育園副園長、永森幸子さん、あけぼの保育園主任調理員、中井すみ子さん、なかよし保育園副園長、浜田文さん、片地保育園主任調理員、山崎真喜子さん、香北学校給食センター主任調理員、梶原みどりさん、繁藤小中学校用務員、松岡鈴代さん、以上11名の方々であります。それぞれ本当にご苦労さまでございました。

その中、本議場にいらっしゃいます3名の課長さんには、この地方行政激動の時代に課長という要職を長く務めていただきました。そして、その職責を十二分に発揮されまして、合併後の香美市の早期一体化と市民が安心をして生活できる行政推進に対しましてご尽力をいただきました。この場をおかりしまして長い間の献身的な職務遂行に対しまして心から改めて感謝とねぎらいの言葉を贈らせていただきます。退職後は皆さん長い間のお勤めのお疲れを癒やしていただき、今後ともご健勝でお過ごしいただきますとともに、本市に対しましてのご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願いをいたします。

また、議員の皆様方におかれましては、今議会大変お疲れさまでございました。今議会でもいただきました貴重な意見、提言は今後の市政運営に活かしてまいります。間もなく新年度を迎えるわけではありますが、今後とものご指導をお願いをいたしまして閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君）                      ありがとうございました。

これをもって平成25年第1回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午後 5時53分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成25年第1回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

| 会 期  | 月日(曜日)       | 会 議 等 |   |
|------|--------------|-------|---|
| 第1日  | 2月<br>27日(水) | 本会議   | 会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告<br>市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで<br>ただし、同意第1号及び議案第41号は本会議方式で採決まで<br>また、議員提出の発議第1号及び第2号並びに推薦第1号から第4号までの<br>議案も本会議方式で採決まで |
| 第2日  | 28日(木)       | 休 会   | 【一般質問通告期限(午前10時)】<br>議案精査のため  |
| 第3日  | 3月<br>1日(金)  | 休 会   | 〃   |
| 第4日  | 2日(土)        | 休 会   | 休日、議案精査のため  |
| 第5日  | 3日(日)        | 休 会   | 〃 〃   |
| 第6日  | 4日(月)        | 休 会   | 議案精査のため   |
| 第7日  | 5日(火)        | 本会議   | 一般質問①（行財政改革推進特別委員会）   |
| 第8日  | 6日(水)        | 本会議   | 一般質問②   |
| 第9日  | 7日(木)        | 本会議   | 一般質問③（議員協議会）(会派代表者会議)   |
| 第10日 | 8日(金)        | 本会議   | 議案質疑～委員会付託 連合審査会(議案第1・12号)<br>総務常任委員会の審査<br>(議案1・12・20・21・22・23・24・26・31・32・33・34・35・40号)   |
| 第11日 | 9日(土)        | 休 会   | 休日、議案精査のため  |
| 第12日 | 10日(日)       | 休 会   | 〃 〃   |
| 第13日 | 11日(月)       | 休 会   | 教育厚生常任委員会の審査<br>(議案第6・7・8・9・16・17・18・27・28・29・30・36・37・38・39号)  |
| 第14日 | 12日(火)       | 休 会   | 産業建設常任委員会の審査<br>(議案第2・3・4・5・10・11・13・14・15・19・25号)  |
| 第15日 | 13日(水)       | 休 会   | 議案審査整理のため   |
| 第16日 | 14日(木)       | 休 会   | 〃 〃   |
| 第17日 | 15日(金)       | 本会議   | 議案採決(付託議案の報告～採決)<br>追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)   |

## 委員会審査結果一覧表

### 1. 議案関係

| 事件の番号  | 件名                                  | 所管委員会     | 審査結果 | 備考   |
|--------|-------------------------------------|-----------|------|------|
| 議案第1号  | 平成25年度香美市一般会計予算                     | 総務常任委員会   | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第2号  | 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計予算               | 産業建設常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第3号  | 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計予算              | 産業建設常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第4号  | 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算        | 産業建設常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第5号  | 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計予算             | 産業建設常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第6号  | 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算         | 教育厚生常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第7号  | 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算         | 教育厚生常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第8号  | 平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算     | 教育厚生常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第9号  | 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計予算              | 教育厚生常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第10号 | 平成25年度香美市水道事業会計予算                   | 産業建設常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第11号 | 平成25年度香美市工業用水道事業会計予算                | 産業建設常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第12号 | 平成24年度香美市一般会計補正予算（第7号）              | 総務常任委員会   | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第13号 | 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）        | 産業建設常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第14号 | 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）       | 産業建設常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第15号 | 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） | 産業建設常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第16号 | 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）  | 教育厚生常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第17号 | 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）  | 教育厚生常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第18号 | 平成24年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）       | 教育厚生常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第19号 | 平成24年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）            | 産業建設常任委員会 | 可決   | 全員賛成 |
| 議案第20号 | 香美市職員の特種勤務手当に関する条例の制定について           | 総務常任委員会   | 可決   | 全員賛成 |

|        |   |           |    |      |
|--------|---|-----------|----|------|
| 議案第21号 | 香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定について                       | 総務常任委員会   | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第22号 | 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について  | 総務常任委員会   | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第23号 | 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について                     | 総務常任委員会   | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第24号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                 | 総務常任委員会   | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第25号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について   | 産業建設常任委員会 | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第26号 | 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について                                       | 総務常任委員会   | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第27号 | 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                               | 教育厚生常任委員会 | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第28号 | 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                            | 教育厚生常任委員会 | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第29号 | 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について            | 教育厚生常任委員会 | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第30号 | 香美市指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 教育厚生常任委員会 | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第31号 | 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                | 総務常任委員会   | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第32号 | 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について  | 総務常任委員会   | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第33号 | こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約について   | 総務常任委員会   | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第34号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  | 総務常任委員会   | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第35号 | 市有財産の無償貸付けについて  | 総務常任委員会   | 可決 | 全員賛成 |
| 議案第36号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について  | 教育厚生常任委員会 | 可決 | 全員賛成 |



|        |  |           |   |   |      |
|--------|--|-----------|---|---|------|
| 議案第37号 | 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について                                     | 教育厚生常任委員会 | 可 | 決 | 全員賛成 |
| 議案第38号 | 香美市立物部部歯科診療所の指定管理者の指定について                                  | 教育厚生常任委員会 | 可 | 決 | 全員賛成 |
| 議案第39号 | 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について                                     | 教育厚生常任委員会 | 可 | 決 | 全員賛成 |
| 議案第40号 | 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総務常任委員会   | 可 | 決 | 全員賛成 |

発議第1号

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年2月27日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 香美市議会議員 | 小松紀夫  |
| 賛成者 | 〃       | 千頭洋一  |
| 賛成者 | 〃       | 竹平豊久  |
| 賛成者 | 〃       | 織田秀幸  |
| 賛成者 | 〃       | 山崎眞幹  |
| 賛成者 | 〃       | 利根健二  |
| 賛成者 | 〃       | 山崎龍太郎 |
| 賛成者 | 〃       | 大岸眞弓  |

## 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 8人

- ア 総務課の所管に関する事務
- イ 政策企画財政課の所管に関する事務
- ウ 管財課の所管に関する事務
- エ 収納課の所管に関する事務
- オ まちづくり推進課の所管に関する事務
- カ 税務課の所管に関する事務
- キ 香北支所の所管に関する事務
- ク 物部支所の所管に関する事務
- ケ 会計課の所管に関する事務
- コ 消防の所管に関する事務
- サ 選挙管理委員会の所管に関する事務
- シ 監査委員の所管に関する事務
- ス 土地開発公社の所管に関する事務
- セ 他の常任委員会の所管に属しない事務

(2) 教育厚生常任委員会 7人

- ア 市民保険課の所管に関する事務
- イ 福祉事務所の所管に関する事務
- ウ ふれあい交流センターの所管に関する事務
- エ 健康介護支援課の所管に関する事務
- オ 教育振興課の所管に関する事務
- カ 生涯学習振興課の所管に関する事務
- キ 給食センターの所管に関する事務
- ク その他教育委員会の所管に関する事務

(3) 産業建設常任委員会 7人

- ア 産業振興課の所管に関する事務
- イ 林業事務所の所管に関する事務

ウ 建設課の所管に関する事務

エ 上下水道課の所管に関する事務

オ 農業委員会の所管に関する事務

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

発議第2号

香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年2月27日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 香美市議会議員 | 小松紀夫  |
| 賛成者 | 〃       | 千頭洋一  |
| 賛成者 | 〃       | 竹平豊久  |
| 賛成者 | 〃       | 織田秀幸  |
| 賛成者 | 〃       | 山崎眞幹  |
| 賛成者 | 〃       | 利根健二  |
| 賛成者 | 〃       | 山崎龍太郎 |
| 賛成者 | 〃       | 大岸眞弓  |

## 香美市議会会議規則の一部を改正する規則

香美市議会会議規則（平成18年香美市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第9節 会議録（第78条―第83条）」を「第9節 公聴会、参考人（第78条―第84条）」に、  
「第10節 会議録（第85条―第90条）」に、  
「第84条―第88条」を「第91条―第95条」に、「第89条―第105条」を「第96条―第112条」に、  
「第106条・第107条」を「第113条・第114条」に、「第108条―第119条」を「第115条―第126条」に、  
「第120条・第121条」を「第127条・第128条」に、「第122条―第132条」を「第129条―第139条」に、  
「第133条―第140条」を「第140条―第147条」に、「第141条―第145条」を「第148条―第152条」に、  
「第146条―第153条」を「第153条―第160条」に、「第154条―第160条」を「第161条―第167条」に、  
「第161条」を「第168条」に、「第162条」を「第169条」に、「第163条」を「第170条」に改める。  
第9条第2項ただし書、第14条第2項及び第16条中「3人」を「2人」に改める。  
第17条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に改め、同条第2項中「3人」を「2人」に改める。  
第18条ただし書及び第35条ただし書中「3人」を「2人」に改める。  
第37条第1項中「第135条」を「第142条」に改める。  
第57条第2項中「3人」を「2人」に改める。  
第63条の2中「第121条」を「第121条第1項」に改める。  
第70条第2項、第71条第1項、第76条ただし書及び第77条第2項ただし書中「3人」を「2人」に改める。  
第163条を第170条とする。  
第8章中第162条を第169条とする。  
第7章中第161条を第168条とする。  
第6章中第160条を第167条とし、第155条から第159条までを7条ずつ繰り下げる。  
第154条第2項ただし書中「第107条」を「第114条」に改め、同条を第161条とする。  
第5章中第153条を第160条とし、第146条から第152条までを7条ずつ繰り下げる。  
第4章中第145条を第152条とし、第141条から第144条までを7条ずつ繰り下げる。  
第3章中第140条を第147条とし、第133条から第139条までを7条ずつ繰り下げる。  
第2章第6節中第132条を第139条とし、第122条から第131条までを7条ずつ繰り下げる。  
第121条中「第1章第4節」を「前章第4節」に改め、第2章第5節中同条を第128条とし、第120条を第127条とする。  
第2章第4節中第119条を第126条とし、第108条から第118条までを7条ずつ繰り下げる。  
第2章第3節中第107条を第114条とし、第106条を第113条とする。  
第2章第2節中第105条を第112条とし、第100条から第104条までを7条ずつ繰り下げる。  
第99条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第106条とする。  
第98条を第105条とし、第89条から第97条までを7条ずつ繰り下げる。  
第2章第1節中第88条を第95条とし、第84条から第87条までを7条ずつ繰り下げる。  
第1章第9節中第83条を第90条とし、第78条から第82条までを7条ずつ繰り下げる。  
第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

## 第9節 公聴会、参考人

### (公聴会開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

### (意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

### (公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

### (公述人の発言)

第81条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

### (議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

### (代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

### (参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び前条の規定を準用する。

## 附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

平成25年3月15日

香美市議会議長 西村芳成 殿

発議者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

〃 片岡 守春

〃 大岸 眞弓

〃 山崎 晃子

〃 濱田 百合子

議案第42号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）  
に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び香美市議会会議規則第17条  
第1項の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。



議案第42号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案

議案第42号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第8号）の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

(歳入)

(単位：千円)

| 款       | 補正前の額      | 補正額                           | 計                                   |
|---------|------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 18. 繰入金 | 322,278    | 117,234<br><del>127,234</del> | 439,512<br><del>449,512</del>       |
| 19. 繰越金 | 201,258    | 0                             | 201,258                             |
| 20. 諸収入 | 288,280    | 0                             | 288,280                             |
| 21. 市債  | 943,400    | 150,400                       | 1,093,800                           |
| 歳入合計    | 15,291,717 | 423,028<br><del>433,028</del> | 15,714,745<br><del>15,724,745</del> |

(歳出)

(単位：千円)

| 款         | 補正前の額      | 補正額                           | 計                                   | 補正額の財源内訳 |         |        |                              |
|-----------|------------|-------------------------------|-------------------------------------|----------|---------|--------|------------------------------|
|           |            |                               |                                     | 特定財源     |         |        | 一般財源                         |
|           |            |                               |                                     | 国庫支出金    | 地方債     | その他    |                              |
| 1. 議会費    | 172,606    | 0                             | 172,606                             |          |         |        |                              |
| 2. 総務費    | 2,040,639  | 77,250                        | 2,117,889                           | 15,666   | 34,500  | 26,834 | 250                          |
| 3. 民生費    | 4,728,013  | 1,239                         | 4,729,252                           |          |         |        | 1,239                        |
| 4. 衛生費    | 1,219,372  | 0                             | 1,219,372                           |          |         |        |                              |
| 5. 労働費    | 96,851     | 0                             | 96,851                              |          |         |        |                              |
| 6. 農林水産業費 | 872,535    | 89,668                        | 962,203                             | 36,000   | 41,200  |        | 12,468                       |
| 7. 商工費    | 127,931    | 10,000<br><del>20,000</del>   | 137,931<br><del>147,931</del>       |          |         |        | 10,000<br><del>20,000</del>  |
| 8. 土木費    | 900,394    | 83,515                        | 983,909                             | 46,500   |         |        | 37,015                       |
| 9. 消防費    | 687,094    | 26,280                        | 713,374                             | 19,575   |         | 180    | 6,525                        |
| 10. 教育費   | 1,366,433  | 135,076                       | 1,501,509                           | 37,473   | 74,700  |        | 22,903                       |
| 11. 災害復旧費 | 534,356    | 0                             | 534,356                             |          |         |        |                              |
| 12. 公債費   | 2,148,685  | 0                             | 2,148,685                           |          |         |        |                              |
| 13. 諸支出金  | 366,808    | 0                             | 366,808                             |          |         |        |                              |
| 14. 予備費   | 30,000     | 0                             | 30,000                              |          |         |        |                              |
| 歳出合計      | 15,291,717 | 423,028<br><del>433,028</del> | 15,714,745<br><del>15,724,745</del> | 155,214  | 150,400 | 27,014 | 90,400<br><del>100,400</del> |

意見書案第1号

自治体における防災・減災のための事業等に対する  
国の財政支援の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣  
に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年3月15日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎

賛成者 〃 山崎眞幹

賛成者 〃 島岡信彦

自治体における防災・減災のための事業等に対する  
国の財政支援の継続を求める意見書（案）

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展とともに、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が建設後30～50年を迎え、経年劣化により防災・減災対策等が大きな課題となっています。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もあり、住民生活の安心・安全確保のためにも、その適切な維持管理が必要ですが、近年の社会経済情勢による収収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化等から、思うに任せない状況です。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ6万の橋のうち89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることがわかったと報告がありました。

今回、「老朽化した社会インフラの整備」にも重点を置いている2012年度の補正予算が可決されましたが、この時期の補正予算では事業の選択、そして、決定までの期間が短く有効に活用できないことも懸念されますし、社会資本整備については、中長期的なビジョンに基づいて行うべき課題であります。

よって、国におかれては、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修、及び防災拠点となる施設などの耐震化等による防災機能強化にかかる補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど、国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充する等、今後も、自治体における防災・減災のための事業等に対する国の財政支援の継続を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月15日

|        |       |
|--------|-------|
| 衆議院議長  | 伊吹文明殿 |
| 参議院議長  | 平田健二殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三殿 |
| 総務大臣   | 新藤義孝殿 |
| 財務大臣   | 麻生太郎殿 |
| 文部科学大臣 | 下村博文殿 |
| 農林水産大臣 | 林芳正殿  |
| 国土交通大臣 | 太田昭宏殿 |

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 2号

在日米軍の駐留経費「思いやり予算」を、被災者支援に充てるよう求める  
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣  
に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年3月15日提出

香美市議会議長 西村芳成殿

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 香美市議会議員 | 大岸真弓 |
| 賛成者 | 〃       | 片岡守春 |
| 賛成者 | 〃       | 山崎晃子 |

在日米軍の駐留経費「思いやり予算」を被災者支援に充てるよう求める意見書（案）

政府は2013年度予算案において「思いやり予算」として1864億円を計上しています。「思いやり予算」は在日米軍の駐留経費の一部で1978年から始まりましたが、在日米軍基地で働く従業員の労務費のほか、基地内の映画館、ボウリング場、プールなどの娯楽施設や家族住宅建設、電気、ガス、水道などの光熱水費にも充てられています。

在日米軍の駐留経費については、日米地位協定でさえ、「基地の提供以外は日本国に負担を  
かけないで合衆国が負担する」となっており、この拠出には法的根拠がありません。

東日本大震災から、約2年が経過し、いまだに30万人以上の方々が避難生活を余儀なく  
され、住宅も仕事も再建の目途が立たない状況が続いています。

よって政府におかれては、米軍駐留経費の「思いやり予算」を、東日本大震災の被災者支  
援に充てるよう強く要望します。

平成25年3月15日

|        |        |
|--------|--------|
| 衆議院議長  | 伊吹文明殿  |
| 参議院議長  | 平田健二殿  |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三殿  |
| 財務大臣   | 麻生太郎殿  |
| 防衛大臣   | 小野寺五典殿 |
| 外務大臣   | 岸田文雄殿  |

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第3号

TPP交渉にあたっては、国益を損なうことが明らかになった場合、  
ただちに交渉から離脱することを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣  
に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年3月15日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎

賛成者 〃 山崎眞幹

賛成者 〃 島岡信彦

TPP交渉にあたっては、国益を損なうことが明らかになった場合、  
ただちに交渉から離脱することを求める意見書（案）

安倍首相は、オバマ大統領との会談で、環太平洋連携協定（TPP）問題について「『聖域なき関税撤廃』が前提ではないとの認識に立った」として交渉参加を正式に表明しました。

しかし、日米首脳会談での共同声明では、すべての物品が対象とされること、また、関税や非関税障壁を撤廃するとしたTPPの輪郭を日本も達成していくことが確認されています。このことは聖域なき関税撤廃を前提にしたものとしか理解できません。

日米首脳会談後、各界から「関税撤廃の例外が認められるかどうかは今後の交渉次第」という何の保証もない根拠で参加することに対し、強い懸念が示されています。

よって政府におかれては、TPP交渉にあたっては、国民に十分な情報提供を行うと共に、国益を損なうことが明らかになった場合には、ただちに交渉から離脱することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月15日

|        |       |
|--------|-------|
| 衆議院議長  | 伊吹文明殿 |
| 参議院議長  | 平田健二殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三殿 |
| 経済産業大臣 | 茂木敏充殿 |
| 農林水産大臣 | 林芳正殿  |
| 外務大臣   | 岸田文雄殿 |

高知県香美市議会議長 西村芳成

決議案第1号

定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成25年3月15日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 小松紀夫

賛成者 香美市議会議員 千頭洋一

賛成者 〃 竹平豊久

賛成者 〃 織田秀幸

賛成者 〃 山崎真幹

賛成者 〃 利根健二

賛成者 〃 山崎龍太郎

賛成者 〃 大岸真弓



## 定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記の通り、定住人口増加促進特別委員会を設置するものとする。

### 記

1. 名 称 定住人口増加促進特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 現在の本市の人口は、約2万7,600人であり、合併した平成18年と比較すると、この7年間に約2,300人の減少である。人口が減少することにより、産業・文化・教育等の衰退が進行する一方、市財政における自主財源やまちづくり計画にも影響が出てくる。特に若者の流出は深刻である。以上のことから、本市においては将来の発展を期し、人口増に関する施策の展開を図るための調査・研究を行い、市長に提言することの目的を持って、定住人口増加促進特別委員会を設置する。
4. 委員の定数 8名以内
5. 会 議 委員会は必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
7. 施行期日 平成25年3月15日

以上、決議する。

平成25年3月15日

高知県香美市議会

定住人口増加促進特別委員会委員の名簿

【 定住人口増加促進特別委員会 8人 】

| 議席番号 | 議 員 名   | 議席番号 | 議 員 名   |
|------|---------|------|---------|
| 3    | 山 崎 眞 幹 | 10   | 小 松 紀 夫 |
| 4    | 利 根 健 二 | 13   | 大 岸 眞 弓 |
| 6    | 山 崎 晃 子 | 15   | 竹 平 豊 久 |
| 8    | 千 頭 洋 一 | 21   | 比与森 光 俊 |

平成25年3月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

| 事件の<br>番号    | 件名                                       | 議決結果 | 議決<br>年月日 |
|--------------|--|------|-----------|
| 議案<br>第 1 号  | 平成 2 5 年度香美市一般会計予算                       | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 2 号  | 平成 2 5 年度香美市簡易水道事業特別会計予算                 | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 3 号  | 平成 2 5 年度香美市公共下水道事業特別会計予算                | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 4 号  | 平成 2 5 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算          | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 5 号  | 平成 2 5 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算               | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 6 号  | 平成 2 5 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算           | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 7 号  | 平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算           | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 8 号  | 平成 2 5 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算       | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 9 号  | 平成 2 5 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算                | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 10 号 | 平成 2 5 年度香美市水道事業会計予算                     | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 11 号 | 平成 2 5 年度香美市工業用水道事業会計予算                  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 12 号 | 平成 2 4 年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）              | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 13 号 | 平成 2 4 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）        | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 14 号 | 平成 2 4 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）       | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 15 号 | 平成 2 4 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 16 号 | 平成 2 4 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 17 号 | 平成 2 4 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 18 号 | 平成 2 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）       | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 19 号 | 平成 2 4 年度香美市水道事業会計補正予算（第 1 号）            | 可 決  | 25. 3. 15 |

| 事 件 の 番 号    | 件 名  | 議決結果 | 議 決 年 月 日 |
|--------------|--|------|-----------|
| 議案<br>第 20 号 | 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 21 号 | 香美市公の施設における暴力団の利用を制限するための関係条例の整備に関する条例の制定について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 22 号 | 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について   | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 23 号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について   | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 24 号 | 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 25 号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 26 号 | 香美市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 27 号 | 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 28 号 | 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について   | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 29 号 | 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について   | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 30 号 | 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 31 号 | 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について   | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 32 号 | 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について   | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 33 号 | こうち人づくり広域連合規約の一部を変更する規約について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 34 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について   | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 35 号 | 市有財産の無償貸付けについて   | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 36 号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について   | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 37 号 | 香美市立大栃診療所の指定管理者の指定について   | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案<br>第 38 号 | 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について   | 可 決  | 25. 3. 15 |

| 事件の番号     | 件名  | 議決結果 | 議決年月日     |
|-----------|---|------|-----------|
| 議案第 39 号  | 香美市立佐岡診療所の指定管理者の指定について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案第 40 号  | 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について                      | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案第 41 号  | 平成 23 年度繰越明許 香美市立山田小学校・楠目小学校非構造部材改修工事の請負契約の締結について                               | 可 決  | 25. 2. 27 |
| 議案第 42 号  | 平成 24 年度香美市一般会計補正予算（第 8 号）<br>〔「議案第 42 号平成 24 年度香美市一般会計補正予算（第 8 号）に対する修正動議」を否決〕 | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案第 43 号  | 平成 24 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）   | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案第 44 号  | 一般社団法人香美市観光協会運営資金貸付条例の制定について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案第 45 号  | 香南香美地区障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 議案第 46 号  | 香美市立繁藤診療所の指定管理者の指定について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 同意第 1 号   | 教育委員会委員の任命について  | 同 意  | 25. 2. 27 |
| 推薦第 1 号   | 香美市農業委員会委員の推薦について   | 推 薦  | 25. 2. 27 |
| 推薦第 2 号   | 香美市農業委員会委員の推薦について   | 推 薦  | 25. 2. 27 |
| 推薦第 3 号   | 香美市農業委員会委員の推薦について   | 推 薦  | 25. 2. 27 |
| 推薦第 4 号   | 香美市農業委員会委員の推薦について   | 推 薦  | 25. 2. 27 |
| 発議第 1 号   | 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について   | 可 決  | 25. 2. 27 |
| 発議第 2 号   | 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  | 可 決  | 25. 2. 27 |
| 決議案第 1 号  | 定住人口増加促進特別委員会の設置に関する決議について  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 意見書案第 1 号 | 自治体における防災・減災のための事業等に対する国の財政支援の継続を求める意見書の提出について                                  | 可 決  | 25. 3. 15 |
| 意見書案第 2 号 | 在日米軍の駐留経費「思いやり予算」を、被災者支援に充てるよう求める意見書の提出について                                     | 否 決  | 25. 3. 15 |
| 意見書案第 3 号 | T P P 交渉にあたっては、国益を損なうことが明らかになった場合、ただちに交渉から離脱することを求める意見書の提出について                  | 可 決  | 25. 3. 15 |